

博士論文 令和3年度(2021)

日本の防衛力整備計画、1977-2010年度
—政軍関係と軍事技術の視点を中心に—

慶應義塾大学大学院法学研究科

王 瑞

目次

略語表

序章	1
I 問題意識	1
II 先行研究の批判的検討と本論文の問い	8
1 日本の防衛力整備に関する研究	8
2 本論文の問い	14
III 研究の方法	14
1 分析対象の時代区分	14
2 研究手法と史資料	15
IV 本論文の構成	16
第一章 分析枠組みの構築	18
I 本論文の分析対象—日本の防衛力整備計画	18
1 防衛力整備計画の概念	18
2 防衛力整備と防衛力運用の関係	19
3 防衛力整備計画の操作化	21
II 日本の安全保障政策を説明する要因の説明力	24
1 「静態的」理論—なぜ日本は軍事大国にならないのか	24
2 日本の安全保障政策の変化を説明する「動態的」理論	26
III 日本の防衛力整備計画を説明する主要な要因	30
1 政軍関係要因	30
2 軍事技術要因	36
第二章 51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画	40
I はじめに	40
II 51 大綱の概要	42
III 51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画	43
1 防衛力の量的変化	43

2	防衛力の質的变化	46
3	日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価	51
IV	政軍関係と日本の防衛力整備計画	52
1	政治家の選好—防衛力の量に上限を設けること	53
2	陸海空自衛隊の選好—防衛力の量の最大化	63
3	政軍の選好の一致と警備飛行部隊の新設	72
4	政軍関係要因の説明力	73
V	軍事技術と日本の防衛力整備計画	73
1	情報技術の進歩とネットワーク化	73
2	在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上	74
3	軍事技術要因の説明力	81
VI	おわりに	81
第三章	新冷戦期における日本の防衛力整備計画	83
I	はじめに	83
II	先行研究の批判的検討と本章の問い	83
1	自主性と防衛構想に関する研究	83
2	シーレーン防衛に着目する研究	84
3	防衛力の変化の要因に関する研究	86
III	新冷戦期における日本の防衛力整備計画	88
1	防衛力の量的変化	88
2	防衛力の質的变化	89
3	日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価	97
IV	政軍関係と日本の防衛力整備計画	98
1	政軍の選好の不一致と防衛力の量的変化	98
2	政軍の選好の一致と防衛力の質的向上	100
3	政軍関係要因の説明力	103
V	軍事技術と日本の防衛力整備計画	103
1	軍事技術の進歩とネットワーク化	103
2	在来型技術の進歩と旧機能型プラットフォームの質的向上	105

3	在来型技術の進歩と新機能型プラットフォームの導入.....	111
4	軍事技術要因の説明力.....	114
VI	おわりに.....	114
第四章	07 大綱における日本の防衛力整備計画.....	116
I	はじめに.....	116
II	07 大綱の概要.....	118
III	03 中期防と 07 大綱における日本の防衛力整備計画.....	119
1	防衛力の量的縮小.....	119
2	防衛力の質的变化Ⅰーネットワーク化.....	122
3	防衛力の質的变化Ⅱ：プラットフォームの質的向上.....	135
4	日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価.....	137
IV	国際安全保障環境と日本の防衛力整備計画.....	139
V	政軍関係と日本の防衛力整備計画.....	140
1	政軍の選好の不一致と 07 大綱における量的縮小.....	140
2	政軍関係要因の説明力.....	145
VI	軍事技術と日本の防衛力整備計画.....	145
1	情報技術の進歩と防衛力の質的向上.....	145
2	在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上.....	154
3	軍事技術要因の説明力.....	157
VII	おわりに.....	157
第五章	16 大綱における日本の防衛力整備計画.....	160
I	はじめに.....	160
II	16 大綱の概要.....	161
III	16 大綱における日本の防衛力整備計画.....	162
1	防衛力の量的縮小.....	162
2	防衛力の質的变化Ⅰーネットワーク化.....	163
3	防衛力の質的变化Ⅱ：プラットフォームの質的向上.....	173
4	日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価.....	175

IV 国際安全保障環境と日本の防衛力整備計画.....	176
V 政軍関係と日本の防衛力整備計画.....	178
1 政軍の選好の不一致と防衛力の量的縮小.....	178
2 政軍の選好の一致と防衛力の質的向上.....	181
3 政軍関係要因の説明力.....	182
VI 軍事技術と日本の防衛力整備計画.....	183
1 軍事技術の進歩と防衛力の量的縮小.....	183
2 情報技術の進歩と防衛力の質的向上.....	184
3 在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上.....	187
4 軍事技術要因の説明力.....	189
VII おわりに.....	189
終章.....	191
I 結論.....	191
1 51大綱から16大綱にかけての日本の防衛力整備計画について.....	191
2 防衛力の変化を説明する要因について.....	192
II 想定される批判への反論.....	194
1 軍事技術要因に対する反論.....	194
2 経済・財政情勢要因による代替仮説.....	196
III 本論文の含意.....	197
1 理論的含意.....	197
2 政策的含意.....	199
IV 今後の研究課題.....	200
1 課題①—2010年代における日本の防衛力整備計画.....	201
2 課題②—2010年代における防衛力の変化を説明する要因.....	202
主要参考文献一覧.....	203

略語表

- ACT (ASWOC Control Terminal : ASWOC 管制ターミナル)
- ADCCS (Air Defense Command and Control System : 対空戦闘指揮統制システム)
- AESS (Army Electric Switch System : 方面隊電子交換システム)
- AEW 機 (Airborne Early Warning 機 : 早期警戒機)
- AGM (Air-to-Ground Missile : 空対地ミサイル)
- AIP (Air-Independent Propulsion : 非大気依存推進)
- AP2000 (Advanced Paradigm 2000)
- ASM (Air-to-Ship Missile : 空対艦ミサイル)
- ASWOC (Anti-Submarine Warfare Operation Center : 対潜水艦戦作戦センター)
- AWACS (Airborne Warning and Control System : 早期警戒管制機)
- BADGE (Base Air Defense Ground Environment : 自動警戒管制組織)
- BMD (Ballistic Missile Defense : 弾道ミサイル防衛)
- CAP (Combat Air Patrol : 空中警戒待機)
- CCS (Central Command System : 中央指揮システム)
- CCV (Control Configured Vehicle : 運動能力向上機)
- CDS (Combat Direction System : 戦闘指揮システム)
- CIWS (Close In Weapon System : 近接防御火器システム)
- COE (Common Operating Environment : コンピュータ・システム共通運用基盤)
- COP (Common Operational Picture : 共通作戦状況図)
- COTS (Commercial Off-The-Shelf : 商用オフザシェルフ)
- C-X (Cargo Aircraft eXperimental : 次期輸送機)
- C2I (Command, Control & Intelligence : 指揮・統制・情報)
- C2T (Command and Control Terminal : 指揮管制支援ターミナル)
- C3I (Command, Control, Communication & Intelligence : 指揮・統制・通信・情報)
- C4I システム (Command, Control, Communication, Computer & Intelligence System : 指揮・統制・通信・コンピュータ・情報システム)
- DADS (Division Air defense Data-processing System : 師団対空情報処理システム)
- DD (Destroyer : 汎用護衛艦)

- DDA (All Purpose Destroyer : 多用途護衛艦)
- DDG (Guided Missile Destroyer : ミサイル護衛艦)
- DDH (Helicopter Destroyer : ヘリコプター搭載護衛艦)
- DDK (Anti-Submarine Destroyer : 対潜護衛艦)
- DE (Destroyer Escort : 護衛駆逐艦 (小型護衛艦))
- DICS (Division Integrated Communications System : 師団通信システム)
- DII (Defense Information Infrastructure : 防衛情報通信基盤)
- ECM (Electronic Counter Measures : 電子妨害 (電子対抗手段))
- FADAC : 野戦特科射撃指揮装置
- FADS (Field Artillery Data-processing System : 野戦特科情報処理システム)
- FiCS : 師団等指揮システム
- FS-X (Fighter Support eXperimental : 次期支援戦闘機)
- F-X (Fighter-eXperimental : 次期主力戦闘機)
- FCS (Fire Control System : 射撃統制装置)
- FMS (Foreign Military Sales : 有償軍事援助)
- FSET (Fighter Support Engineering Team : FS-X の設計チーム)
- GD (General Dynamics Corporation : ジェネラル・ダイナミクス)
- GE (General Electric Company : ゼネラル・エレクトリック)
- G-NET (Ground Self Defense Force Network : 陸上自衛隊システム)
- ICBM (Intercontinental Ballistic Missile : 大陸間弾道ミサイル)
- IDDN : (Integrated Defense Digital Network : 防衛統合デジタル通信網)
- IT (Information Technology : 情報技術)
- JADGE (Japan Aerospace Defense Ground Environment : 自動警戒管制システム)
- JDCS(F) (Japan Self-Defense Force Digital Communication System (Fighter) : 自衛隊デジタル通信システム)
- JMACS (Japanese Maritime Automatic Communication System : 海上自衛隊通信システム)
- LAN (Local Area Network : ローカル・エリア・ネットワーク)
- MACCS (Maritime Air-operation Command and Control System : 海上航空作戦指揮統制システム)

MLRS (Multiple Launch Rocket System : 多連装ロケットシステム)

MMA (Multi-mission Maritime Aircraft : 多用途海上航空機)

MOF システム (Maritime Operation Force システム : 海上作戦部隊指揮管制システム)

MRM (Medium Range Missile : 中距離ミサイル)

MTQ-1 : 高射指揮所装置

NARA (National Archives and Records Administration : 米国国立公文書館)

NCCS (New Central Command System : 新中央指揮システム)

NCW (Network-Centric Warfare : ネットワーク中心の戦い)

NSC (National Security Council : 国家安全保障会議 (日本))

NTDS (Naval Tactical Data System : 海軍戦術情報システム)

NTT (Nippon Telegraph and Telephone Corporation : 日本電信電話株式会社)

OTH レーダー (Over The Horizon Radar : 超水平線レーダー)

PKO (Peacekeeping Operations : 国連平和維持活動)

P-X : 次期固定翼哨戒機

PXL : 次期対潜哨戒機

ReCS (Regimental Command Control System : 基幹連隊指揮統制システム)

RMA (Revolution in Military Affairs : 軍事における革命)

SACO (Special Action Committee on Okinawa : 沖縄に関する特別行動委員会)

SAM-X : 次期地对空誘導弾

SOP (Standard Operating Procedure : 標準作業手順)

SSC (Security Subcommittee : 日米安全保障事務レベル協議)

SSM (Ship-to-Ship missile : 艦対艦ミサイル)

SSM-1 : 88 式地对艦誘導弾

TADIL (Tactical Digital Information Link : 戦術デジタル情報リンク)

TDDL (Time Division Data Link : 時分割データリンク)

TDL (Tactical Data Link : 戦術データリンク)

TDPS (Tactical Data Processing System : 戦術情報処理システム)

TK-X (TanK-X : 次期主力戦車)

TNCS (Tactical Network Control System : 作戦用通信回線統制システム)

T-ReCS (Tank-Regimental Command Control System : 戦車連隊指揮統制システム)

USM (Undersurface to Surface Missile : 潜対艦ミサイル)

WAN (Wide Area Network : 広域通信網)

WES (Weapon Entry System : 目標指示装置)

序章

I 問題意識

「国民の命と平和な暮らしを、我が国自身の主体的・自主的な努力によって、守り抜いていく。新しい防衛大綱の下、そのための体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割を拡大します。サイバーや宇宙といった領域で我が国が優位性を保つことができるよう、新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を押し進めてまいります」

—第 198 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説¹

近年、日本の防衛力整備は大きく変化している。「いずも」型護衛艦の「空母化」、「日本版海兵隊」と呼ばれる水陸機動団の導入そして新領域（宇宙・サイバー・電磁波）などについては、日本国内のみならず、周辺諸国も強く関心を示している²。自衛隊が従来の「専守防衛」から離れているのではないかという懸念は、日本国内と周辺諸国において大きく議論されている。日本の行動が疑問視される場合、日本と周辺諸国との間にいわゆる「安全保障のジレンマ」が発生する可能性がある。戦後日本の平和・反軍主義志向という社会的情勢、そして歴史認識問題に対してマイナスな認識を有している周辺諸国の態度を鑑み、戦後日本の防衛力整備を包括的に研究することは、日本国内の議論のみならず、東アジアの国際関係をめぐる議論にも十分意味があると言えよう。現在そして将来の日本の防衛力整備を議論するために、過去のことを体系的に研究することは必要である。

「防衛計画の大綱」（以下、大綱）は、日本の防衛政策、特に防衛力整備のための指針である。大綱の下では、具体的な中期防衛力整備計画³（中期防と略称）が策定される。

¹ 「第 198 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」2019 年 1 月 28 日、首相官邸、https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20190128siseihousin.html、2021 年 11 月 12 日アクセス。

² 「空母化」と「日本版海兵隊」は、日本政府ではなく、マスメディアなどで使われている表現である。

³ 51 大綱策定直後はしばらく中期防がなかった。詳細は後述。

中期防に基づいて年度ごとの防衛予算で防衛力整備（計画）が実施される。本論文は、1976年に策定された戦後初の大綱としての51大綱⁴期間中⁵（1977-1995年度）、そして冷戦終結後に策定された07大綱（1996-2004年度）と16大綱（2005-2010年度）期間中における日本の防衛力整備計画（1977-2010年度）を研究対象としている。詳述すると、51大綱から16大綱にかけて日本の防衛力がどのように整備されていったのか、そしてその防衛力の変化を説明する要因とは何かという二つの問いを設定している。

本論文は、戦後のすべての時期の防衛力整備計画を考察するものではない。ゼロからスタートした戦後防衛力の再建期である「1次防」から「4次防」⁶にかける期間を、本論文では考察しない。1-4次防において、日本の防衛力の基本は整備されていた。本論文はその後の51大綱から16大綱にかけての防衛力整備計画に着目している。なお、22大綱から30大綱にかけての期間については、資料の制約により終章で将来の研究課題として簡単に触れる。

⁴ 51大綱とは、昭和51年（1976年）に成立した「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」の略語である。大綱が、何回も改定された。本論文では、1995年、2004年、2010年、2013年そして2018年に改定されたものをそれぞれ、「07大綱」、「16大綱」、「22大綱」、「25大綱」そして「30大綱」と称する。それぞれの大綱の本文について、以下の文献を参照：防衛庁編『防衛白書』1977年版、大蔵省印刷局、1977年、167-172頁（51大綱）。以下、『防衛白書』については、年と頁数以外は省略。『防衛白書』1996年版、313-321頁（07大綱）；『防衛白書』2005年版、353-356頁（16大綱）；『防衛白書』2011年版、446-451頁（22大綱）；『防衛白書』2014年版、388-395頁（25大綱）；『防衛白書』2019年版、464-472頁（30大綱）。以下、本論文では、大綱の本文（別表を含む）を言及すると、参考文献を書かない。

⁵ 本論文で言及している期間は、基本的に防衛力整備計画の年度からなる期間を指す。

⁶ 1次防は、「第1次防衛力整備計画（1958-1960年度）」の略語である。4次防は、「第4次防衛力整備計画」（1972-1976年度）の略語である。1次防と4次防の間に、「第2次防衛力整備計画」（1962-1966年度）（「2次防」。1961年度が単年度予算）、「第3次防衛力整備計画」（1967-1971年度）（「3次防」）もあった。なお、1次防から3次防にかける期間を「防衛力再建期」として取り扱っている研究もある：真田尚剛『「大国」日本の防衛政策—防衛大綱に至る過程 1968-1976年』吉田書店、2021年、第1章。

戦後日本の防衛力整備を研究することには重要な意義がある⁷。第一に、軍事大国以外の防衛力整備を扱った研究は少ない。現存の軍事戦略などについての研究は、軍事大国（米英仏中露（ソ）など）を中心としている⁸。軍事大国ではない日本の事例は、軍事ドクトリン・軍事戦略という研究分野の事例の拡充に貢献できる。そして本論文は国際政治理論を利用し分析を行っているので、関連する理論的論争（例えば、軍事力構築を決める要因など）にも貢献できる。

日本は軍事大国とは言えないが、軍事弱国でもない。リンド（Jennifer Lind）は2000年代初頭の日本の軍事力を高く評価している⁹。本論文は、「世界の軍事力ランキング」を研究するものではないが、日本の防衛力は世界的に見ても弱いものではない。戦後日本の防衛力整備がゼロからスタートし、平和憲法の制約下において、専守防衛を原則として、

⁷ 本論文では、戦後日本の防衛用語を考慮し、自衛隊を議論するとき、「軍事力」や「軍隊」などでなく、「防衛力」や「自衛隊」などの表現を使用する。自衛隊でなく、一般的なことについて議論するとき、軍事力や軍隊のような表現を使用する。なお、「政軍関係」（そして「政軍の選好の一致」など）という表現は、便宜上に自衛隊を議論するときにも使用するが、本論文は自衛隊が軍隊であると主張していない。そもそも、本論文は自衛隊が軍隊であるかどうか、あるいは自衛隊の合憲性のような議論を行うものではない。なお、日本の防衛用語をあまり重視しない英語文献（そして米国の防衛関係者へのインタビューなど）を引用しているとき、原文の表現を使用する場合もある。

⁸ Robert R. Tomes, *US Defense Strategy from Vietnam to Operation Iraqi Freedom: Military Innovation and the New American Way of War, 1973-2003* (New York: Routledge, 2007); John Baylis and Gerald Segal, eds., *Soviet Strategy* (London: Croom Helm LTD, 1981); Barry R. Posen, *The Sources of Military Doctrine: France, Britain and Germany Between the World Wars* (Cornell University Press, 1984); Stephen P. Rosen, *Winning the Next War: Innovation and the Modern Military* (Cornell University Press, 1991); M. Taylor Fravel, *Active Defense: China's Military Strategy since 1949* (Princeton University Press, 2019)など多数。

⁹ Jennifer M. Lind, "Pacifism or Passing the Buck? Testing Theories of Japanese Security Policy," *International Security* 29, no. 1 (Summer 2004): 94-101.

核兵器や攻撃的兵器¹⁰を保有しておらず、予算¹¹の制約（防衛力再建期の一時期を除き防衛予算がほとんど GNP・GDP の 1%前後）もある。戦後日本社会にある平和・反軍主義（詳細は第一章を参照）という世界的に見ても特殊な風潮が存在しているにもかかわらず、経済大国に成長した日本は、世界的に見ても比較的先進的な防衛力を保有している。例えば、2020 年度末の時点で、海上自衛隊（以下、海自）は 8 隻の、イージス・システムを搭載した艦隊防空能力を有する「ミサイル護衛艦」(DDG)、4 隻のヘリコプターを多く搭載できる「ヘリコプター搭載護衛艦」(DDH) や 73 機の固定翼哨戒機（以下、哨戒機）¹²などといった先進的兵器を保有している。すなわち、日本は米中露のような軍事大国の軍事力レベルに達していないが¹³、戦後日本の防衛力整備を研究する意味も十分ある。

第二に、戦後防衛政策史の研究は戦後日本外交史の研究に比べると決して多いとは言え

¹⁰ 日本政府は、「攻撃的兵器」を「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる」兵器と定義している。例としては、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母がある：防衛省・自衛隊「憲法と自衛権」<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/kihon02.html>、2021 年 7 月 15 日アクセス。本論文では、攻撃的兵器という表現を日本政府が定義している意味で使用する。

¹¹ 本論文でいう日本の防衛関係費（防衛予算）の額は、特別な説明がない限り、当初予算（SACO 関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を含まないもの）である。

¹² 『防衛白書』資料編、2021 年版、29 頁。ヘリコプターは以下、ヘリと略称。そして、近年、「いずも」型の戦闘機搭載作業（空母化）も進められている。最後に、本論文で護衛艦を表示する方法について：43DDH「はるな」を例にすると、数字（43）は護衛艦の整備予算の取られた年度を日本の年号で表示するものであり、英字の略語（DDH）は護衛艦の艦種を意味し、「はるな」のようなものは、艦名である。以下で、護衛艦について、「年号—艦種—艦名」という表現を使用する。

¹³ 例えば、イギリス海軍は、攻撃型空母を 2 隻保有しているが、艦隊防空能力を有する 45 型駆逐艦を 6 隻しか保有していない。そしてイギリスはここ 10 年近く海上哨戒機（イギリスの場合、海上哨戒機は空軍に所属）を保有しておらず、最近になりようやく米国の P-8 哨戒機を導入している。本論文は日英の防衛力・軍事力を包括的に比較しないが、日本の防衛力を過小評価すべきではないと述べたい。

ない¹⁴。戦後日本外交史に関する研究の観点から見れば、現存の研究は、占領期、日米安保条約の成立と改定、そして日中国交正常化や沖縄返還などの外交問題のテーマを中心にしている。日本の防衛力整備というテーマを取り扱う本論文は、戦後防衛政策史の研究にも貢献できる。

戦後日本の防衛力整備は、防衛政策に中核的な地位を占めている。戦後ゼロからスタートした日本の防衛力は、再軍備や 1-4 次防を経て、そして 51 大綱から現在の 30 大綱まで、常に大きな関心が集まっている。特に、1993 年に終焉した「1955 年体制」において、防衛問題は戦後日本政治の基本対立軸であったと言える¹⁵。防衛力整備の歴史を研究することにより、戦後史への理解を深めることができる。

防衛力整備の歴史の中で、再軍備から 4 次防までについては、すでに多くの研究は蓄積されている¹⁶。51 大綱をめぐる研究も近年多く発表されている¹⁷。本論文は、従来の研究を踏まえつつさらに発展させ、51 大綱から 16 大綱にかけての日本の防衛力整備（計画）の内容・中身（防衛力の量と防衛力の質の変化、詳細は第一章を参照）を中心に考察する。当該期間における防衛力整備は、今日の日本の防衛力整備の基礎を築き上げたので、それを研究する意義は大きい。

第三に、上述したように、日本の防衛力整備の歴史に対する研究は、日本と周辺諸国の関係に現実的な意義を有している。

最後に、各時代の防衛力の変化を説明する必要性（パズル）を述べる¹⁸。まず、51 大綱

¹⁴ 防衛庁関係文書を活用した防衛政策史の研究に関するまとめについて、以下の文献を参照：真田尚剛「防衛省・自衛隊関係文書から見た日本の安全保障政策史」『防衛学研究』第 58 号、2018 年 3 月、39-41 頁。

¹⁵ 大嶽秀夫『日本政治の対立軸—93 年以降の政界再編の中で』中央公論新社、1999 年、2-11 頁。

¹⁶ 再軍備から 4 次防までのこと、そしてそれに対する研究のまとめについて、以下の文献が詳しい：真田『「大国」日本の防衛政策』第 1-3 章。

¹⁷ 詳細は本章の第 II 節と第二章を参照。

¹⁸ 時代区分の仕方と各時代の概要について、第 III と第 IV 節を参照。本章で言及する防衛力整備（計画）の概念、防衛力の量の変化（部隊や人員・プラットフォームの総量及び部

成立後（「ポスト4次防」と「53中業」、1977-1982年度）¹⁹の時期について、緊張緩和された国際安全保障環境（デタント）下では、部隊や人員・プラットフォームの総量に大きな変化はなかったが、部隊内部の構成の変化—P-3C対潜機とF-15戦闘機のような世界一流のプラットフォームが大量に導入されたこと（P-3Cは45機体制（構想は100機体制）、F-15は100機体制）そして護衛艦隊の増強（「8艦8機体制」の成立と護衛艦・対潜ヘリの質的向上）などを説明することが必要である²⁰。

次に、新冷戦期（「56中業」と「61中期防」、1983-1990年度）²¹について、強くなっ

隊内部の構成の変化）と防衛力の質の変化（ネットワーク化やプラットフォームの質的向上など）の意味は、詳細は第一章を参照。「8艦8機体制」のような概念などについては、本論文の実証研究（第二一五章）を参照。

¹⁹ ポスト4次防は、1977-1979年予算期間中を指す。53中業は第1回目の「中期業務見積り」（1980-1984年度）の略称であり、主として1978年度に作成作業が行われ、1979年7月17日に長官承認を得たものである。最後の2年間は第2回目の「中期業務見積り」（1983-1987年度）と重なっていたため、実際は3年間（1980-1982年度）を対象としていた。具体的には以下の文献を参照：防衛庁「53概要」日付なし『宝珠山昇関係文書』（以下、『宝珠山文書』）32-6、国立国会図書館憲政資料室所蔵（以下、憲政）。53中業の実行が1980年代初頭であったが、その策定が1970年代末に行われたので、本論文では、53中業を新冷戦期で考察しない。

²⁰ 自衛隊が保有しているF-15戦闘機は、F-15Jとも呼ばれている。本論文では、このようなものを、自衛隊が保有していることを強調したいときにF-15Jと、それが米国製であることや日本が導入する前の段階のことなどを強調したいときにはF-15と称する（他の戦闘機、例えば、F-4・F-4EJも同じ）。なお、他の文献を引用するとき、原文の表現を使用する場合もある。また、本論文では、対潜機は、「固定翼対潜哨戒機」を指す。「対潜ヘリ」は回転翼対潜機を指す。なお、冷戦後、対潜機が「哨戒機」と呼ばれるようになった（詳細は第四章を参照）。

²¹ 56中業は、第2回目の「中期業務見積り」（1983-1987年度）の略称である。最後の2年間は「中期防衛力整備計画（1986-1990年度）」（61中期防）と重なっていたため、実際は3年間（1983-1985年度）を対象としていた。56中業については、以下の文献を参

ていたソ連の差し迫った脅威と米国の圧力においても、51 大綱成立後の時代の延長線で防衛力は整備されていた。1970 年代に比べ、ネットワーク化の向上、そして前方対処や洋上防空のためのプラットフォーム（群）の導入は特徴的であったが、それらを国際安全保障環境要因（強い差し迫った脅威と比較的に強くなかった米国のコミットメント）そして米国の圧力のみではうまく説明することができない。そのために、当該時期の防衛力の変化を説明する新しい要因を探る必要がある。

続いて、冷戦後の 03 中期防と 07 大綱（1991-2004 年度）²²には、部隊や人員・プラットフォームの総量は縮小していた一方、質は増強していた。国際安全保障環境要因のような単一の要因で相反する二つの傾向を説明できない。特に、ソ連が崩壊した後にも質が引き続き向上し、冷戦時代に比べ、プラットフォームの質的向上のみならず、ネットワーク化も大きく進展していた。それも国際安全保障環境要因以外のもので説明する必要がある。そして、防衛力の量的縮小が緩和されたことにも説明を要する。

それから、16 大綱期間中（2005-2010 年度）²³について、伝統的脅威が 07 大綱時代と同じく低下していたと認識されていたが、防衛力の量（そして防衛予算の総額）は 07 大綱より削減されたことには、国際安全保障環境要因（新たな脅威そしてそれに対処する能

照：『防衛白書』1982 年版、281-285 頁。61 中期防（「中期防衛力整備計画関連国防会議決定事項」（P-3C と F-15 の取得数変更）を含む）は以下の文献を参照：『防衛白書』1986 年版、334-339 頁。

²² 03 中期防は「中期防衛力整備計画（1991-1995 年度）」の略称である。07 大綱期間中には、「中期防衛力整備計画（1996-2001 年度）」（「08 中期防」）、「中期防衛力整備計画（2001-2005 年度）」（「13 中期防」）。2005 年度が 16 大綱の策定により、次期防に移行した）がある。当該時期の中期防（見直しを含む）について：03 中期防：『防衛白書』1993 年版、316-322、324-325 頁。08 中期防：『防衛白書』1998 年版、364-370 頁。13 中期防：『防衛白書』2001 年版、275-279 頁。

²³ 16 大綱には、「中期防衛力整備計画（2005-2009 年度）」（「17 中期防」）がある。2010 年度予算について、政権交代のため次期防まで 1 年間の空白期間が生じた。本論文では、2010 年度予算を 16 大綱期間中の一部として取り扱う。17 中期防（見直しを含む）について：『防衛白書』2009 年版、333-336、338 頁。以下、本論文では、上述した中業と中期防の内容について、2 回目の引用をしない。

力の構築による予算の削減) 以外の説明を要する。そして、新たな脅威に対処する能力以外の防衛力の質的向上に対しても、国際安全保障環境要因の説明力は不足している。

以下、本章では、第Ⅱ節において先行研究の批判的検討を行う。先行研究の問題点を踏まえ、本論文の問いを明らかにする。そして、第Ⅲ節において研究の方法を紹介する。最後に、第Ⅳ節において各章の概要で本章を終わらせる。

Ⅱ 先行研究の批判的検討と本論文の問い

本節では、本論文が着目している時代に関する研究をレビューし、批判的検討を行う。次に、先行研究の問題点を踏まえ、本論文の問いを設定する。

1 日本の防衛力整備に関する研究

(1) 自主性をめぐる研究

本論文が着目している期間中について、自主性をめぐる研究がある。その代表的なのは、佐道明広の研究である。佐道は、著書『戦後日本の防衛と政治』において、「久保理論=51大綱=基盤的防衛力構想=防衛力の限界設定」という図式を提示し、51大綱には、防衛力の限界を設定する側面が強かったが、自主防衛の要素もあったと主張している。そして、佐道によれば、久保理論は日米安保体制の役割も認めていたが、その主眼は自主防衛にあった。「限定小規模侵略独力対処」という概念も51大綱に反映されていた。しかし、1978年に最初の「日米防衛協力のための指針」²⁴が成立し、米国製兵器(P-3CやF-15)の導入、日米防衛協力(特に海自とシーレーン防衛)の強化などがなされた。本土中心の自主防衛を基調とする大綱と日米協力を中心とするガイドラインという二つの矛盾する路線が成立した。その矛盾が、中曽根内閣の成立により、日米同盟路線の明確化という形で決着した。51大綱は、事実上死文化した。冷戦後の07大綱も、日米同盟路線を反

²⁴ 「日米防衛協力のための指針」が「日米ガイドライン」とも称されている。最初の日米ガイドラインが1978年に成立した。1997年そして2015年に、日米ガイドラインが2回改定された。本論文では、3回の日米ガイドラインをそれぞれ、「78ガイドライン」、「97ガイドライン」そして「15ガイドライン」と称する。

映していた²⁵。

次に、自主性に関する先行研究の問題点を検討する。第一に、自主防衛と日米防衛協力は矛盾するものではない²⁶。基本的に、自衛隊の能力を構築するのは防衛力整備（大綱と中期防など）であり、米国との防衛協力を強化することは防衛力運用（ガイドラインなど）²⁷である。第一章で防衛力整備・運用の概念を詳しく検討するが、防衛力の整備と運用は矛盾するものではない。実際のところ、51 大綱も 78 ガイドラインも、同じく 1970 年代半ばごろに本格的な策定作業に入った。78 ガイドラインは、単に日米間の議論に時間を要し、その成立が大綱より 2 年間遅れていた²⁸。

もちろん、もし防衛力整備が日本により自主的に行われるのではなく、米国の圧力で不本意に行われる場合、自主防衛と日米同盟は矛盾するものとなる。しかし、本論文の実証（詳細は第二章と第三章を参照）で明らかにするように、P-3C、洋上防空能力を有するイーグリス艦そして F-15 は、米国の圧力よりは、日本が自ら望んで導入したものであった。確かに、「シーレーン防衛」は 51 大綱に明記されなかったものの、イーグリス艦の導入

²⁵ 佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、2003 年、259-363 頁。久保理論（構想）とは、防衛局長や防衛事務次官を歴任した久保卓也が発表した一連の議論である。日本による兵器の国産化への追及の視点に着目して自主性について分析する研究：Michael J. Green, *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Postwar Search for Autonomy* (Columbia University Press, 1995). 本論文は兵器の国産化への追及の役割に反論しないが、具体的には終章で検討する。そして、本論文では、「シーレーン防衛」と「海上交通路保護」を同じ意味で使用する。

²⁶ 「自主防衛／日米同盟」という分析枠組みの問題点は近年すでに指摘されている：千々和泰明「戦後日本の安全保障政策に関する分析枠組みとしての「防衛力整備／運用」—「限定小規模侵略独力対処」概念を手がかりに」『年報政治学』第 65 巻第 1 号、2014 年、333-334 頁。

²⁷ このような防衛力運用は本論文で定義される「実際の防衛力運用」に該当する。詳細は第一章を参照。

²⁸ 78 ガイドラインの成立過程について：板山真弓『日米同盟における共同防衛体制の形成—条約締結から「日米防衛協力のための指針」策定まで』ミネルヴァ書房、2020 年、第 4-6 章。

により、1,000 カイリシーレーン防衛能力を海自が保有するようになったわけでもない（詳細は第三章を参照）。すなわち、P-3C、イーグリス艦や F-15 の導入により、自衛隊の活動範囲が本土防衛中心（周辺海域を含む）から大きく離れていたわけではない。

武田悠は、「自主防衛か、日米安保か」という構図にこだわらず、「内包された自主」という概念を提示している。すなわち、51 大綱においては、日米安保を前提にした日本の領域を防衛する能力を持った防衛力を持つことで自主性が確保された。その後この内包された自主の論理が表舞台から姿を消し、日米防衛協力の土台づくりという役割を担うことになった。51 大綱は自国の防衛に際して日本の果たす役割を実現する能力の構築を目指すものよりは、日米防衛協力を推進するための世論の支持を調達するものであった²⁹。

国内世論の調達という役割が 51 大綱にはあったという視点に反論しないが、大綱は単に日米防衛協力のための土台作りでなく、日本の防衛力整備に対する指針でもある。51 大綱と 78 ガイドラインの関係のみに着目しても、防衛力整備の内容・中身に対する理解が不十分である。

第二に、51 大綱を自主防衛、07 大綱を日米同盟路線として理解することは不十分である。確かに 51 大綱の本文には、「限定小規模侵略独力対処」という表現もあったが、独力対処を重視するのは陸上自衛隊（以下、陸自）のみであり、海自と航空自衛隊（以下、空自）は 51 大綱の時にも日米共同を重視していた（詳細は第二章を参照）。すなわち、大綱にある概念のみに着目することは、防衛力整備の内容・中身の変化に対する理解が不十分である。

実際のところ、自主性とは曖昧な論理であり、論者によって意味が大きく異なる。自主性の変化が防衛力整備の内容・中身の変化をどのように導いているのかというのは明白ではない。本論文では、自主性という概念的なものにこだわらず、防衛力整備の内容・中身に対する分析を重視する。

(2) 防衛構想をめぐる研究

本論文が着目している期間中の「防衛構想」に関する研究は、いくつかのグループに分けることができる。第一に、51 大綱成立前後をめぐる研究である。具体的に、51 大綱の成立により、日本の防衛構想が所要防衛力構想から基盤的防衛力構想に転換されたという

²⁹ 武田悠「日本の防衛政策における「自主」の論理—「防衛計画の大綱」策定を中心に」『国際政治経済学研究』第 17 号、2006 年 3 月、51-64 頁。

ことは、従来の研究における通説である。特に基盤的防衛力の「脱脅威」（脅威を前提としない防衛力）の側面が強調されている³⁰。近年では、「脱脅威論」を批判する「低脅威論」が提起されている。「低脅威論」は、51 大綱においては脅威のレベルが下方修正されたものの、限定的かつ小規模な侵略という「低脅威」に対処するための「常備すべき防衛力」が保持される形で、所要防衛力の要素が残っていたと主張している。そして、脱脅威論と低脅威論の架橋としての「検証論」も存在していた³¹。

第二に、基盤的防衛力構想の台頭と変遷を包括的に研究するものもある。千々和泰明によれば、基盤的防衛力構想は多義的解釈ができる。具体的に、「脱脅威論・脅威対抗論」、そして「防衛力整備重視・防衛力運用重視」という二つの次元からなる4つのタイプの基盤的防衛力構想が存在していた。1970年代の「久保構想」と「平和時の防衛力」が「脱脅威論・防衛力整備重視」型、「常備すべき防衛力」（1970年代）、新冷戦期の「別表早期達成論」、「別表修正・構想継続論」そして「力の空白」論は「（低）脅威対抗論・防衛力整備重視」型に当たった。冷戦後の07大綱における基盤的防衛力構想が、「脱脅威論・防衛力運用重視」であった。そして、以上の三つの類型にまたがって「検証論」が存在し

³⁰ 田中明彦『安全保障—戦後50年の模索』読売新聞社、1997年、第8章；佐道『戦後日本の防衛と政治』259-285頁など多数。所要防衛力は、政府による公式的な定義がないが、以下のような説明があった：「周辺諸国の軍事能力を見積り、これに侵略意図が加わった場合の侵略事態を想定し、これに、日米安全保障体制を前提として、対処しうる我が国の防衛力（「所要防衛力」と呼ぶ）を、最小限必要な防衛力とし、これを目標として整備することとする思考法がある」：「防衛力整備の現状と問題点（常備防衛力の検討資料綴）」1975年4月18日『宝珠山文書』9-8、憲政。

³¹ 松岡広哲、中島信吾「「所要防衛力」から「基盤的防衛力」への転換期における政策決定に関する考察」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、1-20頁；真田尚剛「「防衛計画の大綱」における基盤的防衛力構想の採用 1974-1976年—防衛課の「常備すべき防衛力」構想を巡る攻防」『国際政治』第188号、2017年3月、93-108頁；真田『「大国」日本の防衛政策』第5章；千々和泰明「未完の「脱脅威論」—基盤的防衛力構想再考」『防衛研究所紀要』第18巻第1号、2015年11月、131-148頁；千々和泰明『安全保障と防衛力の戦後史 1971-2010—「基盤的防衛力構想」の時代』千倉書房、2021年、第1-2章、152-153頁、終章。

た。基盤的防衛力が部分的に継承された 16 大綱の「多機能弾力的防衛力」が「脅威対抗論・防衛力運用重視」であった。22 大綱において、基盤的防衛力構想は消滅した³²。

以下、防衛構想に関する先行研究の問題点を指摘する。第一に、「脱脅威」対「低脅威」論争の問題点として、「脱脅威」を原則とする「基盤的防衛力」と「低脅威」の「所要防衛力」はいずれも定義や中身が不明確であり、どのように防衛力整備の内容・中身を導いたのかがうまく説明されていない。すなわち、その「基盤」あるいは「低脅威」の内容の明示、そしてその内容で必要となる防衛力整備の内容・中身が直接的に算出された証拠が見つけられなければならない³³。

第二に、基盤的防衛力構想は、多義的解釈ができるという特徴を有していることに異論はない。しかし、多義的解釈という特性は、当該構想が長く維持されたことを説明できる一方で、多くのバージョンが存在し柔軟性があり、定義が曖昧な概念は、どのような防衛力整備の内容・中身を導くのかも明白ではない³⁴。

³² 千々和『安全保障と防衛力の戦後史』。なお、千々和が言及している防衛力運用は本論文で定義される「実際の防衛力運用」に該当する。詳細は第一章を参照。

³³ 脱脅威論と低脅威論の架橋としての「検証論」にも同じような問題点が存在している。

³⁴ もちろん、上述した研究には、防衛力の内容・中身の変化に対して全く言及されていないわけではない。関連する部分があれば、具体的に本論文の実証研究の部分（第二―五章）で検討する。最後に、自衛隊の装備品（P-3C や F-15J、次期支援戦闘機（FS-X）など）の導入過程などに関する研究が全然ないわけでもないが、各々の時代の個別の装備などに関する研究は、必要に応じて各章で具体的に検討する。グリーン（Michael Green）の研究が比較的体系的に自衛隊の兵器の導入を考察しているが、グリーンが着目しているのは、国産の要望が強いプロジェクト（次期対潜哨戒機（PXL）、FS-X など）である：Green, *Arming Japan*. サミュエルズ（Richard Samuels）の研究も日本による国産化への追及の文脈で兵器の導入などを分析している：リチャード・J・サミュエルズ『富国強兵の遺産―技術戦略にみる日本の総合安全保障』奥田章順訳、三田出版会、1997 年。なお、サミュエルズの研究の焦点は、防衛力整備よりは、日本の防衛産業である。これらの研究は、必要があれば個別の装備品に関する実証研究の部分で言及する。また、本論文では、日本の防衛政策（防衛力整備も含む）に関する通史的研究をあまりレビューしていな

総じて、自主性と防衛構想をめぐる研究では、日本の防衛力整備の内容・中身を理解するには不十分である。防衛力整備は、単に防衛構想などをめぐる議論で終了するわけではない。自衛隊の実際の力としての防衛力整備の内容・中身に対する研究の意味は大きい。

(3) 官僚政治要因に着目する研究

日本の防衛力整備の内容・中身を説明する要因に対する体系的な研究は比較的少ないものの、上述した研究とは異なり、瀬端孝夫は、日本の防衛力整備を説明する要因に対する分析を重視している。詳述すると、政党（野党も含む）、防衛庁、外務省や大蔵省のような省庁（官僚）、文官（防衛庁内部部局（内局））と制服組、財界や防衛生産委員会などの各アクターの行動と動機（組織利益や組織間の力関係などを含む）への分析を重視する「官僚政治モデル」を展開している³⁵。官僚政治モデルの組織利益という視点は示唆的であり、そして防衛問題に関し、多くのアクターが影響を及ぼしていることは間違っていないが、本論文の実証研究によれば、防衛力整備計画の策定は、防衛省（庁）・自衛隊を中心になされているが、政治家も影響力を及ぼしている。その他の省庁や財界などが影響力を有することに反論しないが、本論文では、重要なアクターをより絞った分析枠組み（詳細は第一章を参照）で日本の防衛力整備計画を説明することを目指している。なお、本論文の分析枠組みに入っていないアクターの役割も明白にある場合、それを実証研究で言及する³⁶。

い。1970年代の防衛政策を含む通史的研究については、以下の文献がうまくまとめている：真田『「大国」日本の防衛政策』8頁（注27）。戦後日本の防衛政策全般に関する通史的研究について以下の文献もある：佐道明広『戦後政治と自衛隊』吉川弘文館、2006年；佐道明広『自衛隊史論—政・官・軍・民の60年』吉川弘文館、2015年。

³⁵ 瀬端孝夫『防衛計画の大綱と日米ガイドライン—防衛政策決定過程の官僚政治的考察』木鐸社、1998年。Takao Sebata, *Japan's Defense Policy and Bureaucratic Politics, 1976-2007* (Maryland: University Press of America, 2010).

³⁶ 廣瀬克哉の研究も、国内政治要因を重視している：廣瀬克哉『官僚と軍人—文民統制の限界』岩波書店、1989年。なお、廣瀬が着目しているのは、防衛政策に対する文民統制をめぐる問題（特にその限界）である。本論文は分析枠組みで政軍関係要因を重視しているが、その限界でなく、政軍関係の役割を強調している。詳細は第一章を参照。

2 本論文の問い

本論文では、先行研究の主張のすべてに反論するというわけではないものの、上述した先行研究の問題点を踏まえ、本論文の問いを明白にする。具体的に、51大綱から16大綱にかけて日本の防衛力がどのように整備されていったのか、そしてその防衛力の変化を説明する要因とは何かという二つの問いを設定する。

III 研究の方法

1 分析対象の時代区分

本論文は、国家間の比較という比較事例研究ではなく、日本一国の防衛力整備計画の歴史をいくつかの時代に分けて分析を行う³⁷。戦後日本の防衛力整備計画の歴史の時代区分は非常に難しいが、本論文の分析枠組み（詳細は第一章を参照）に従って以下のように区分を行う³⁸。まず、冷戦時代（ポスト4次防から61中期防）と冷戦後（03中期防、07大綱と16大綱）に大別する。次に、冷戦時代については、51大綱成立後（ポスト4次防と53中業）と新冷戦期（56中業と61中期防）に分ける。最後に、冷戦後を03中期防と07大綱期間中と16大綱期間中に区別する。

より具体的には、第一に、冷戦時代と冷戦後を分ける理由について述べる。冷戦時代の特徴として、防衛力の量については、部隊内部の構成の変化を中心にしていた。防衛力の質については、プラットフォームの質的向上は著しかったが、ネットワーク化は冷戦後のように大きく進展していたわけではない。冷戦後の特徴として、防衛力の量については、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小を中心にしていた（07大綱には量的縮小が緩和された）。防衛力の質については、プラットフォームの質的向上は引き続き行われていたが、ネットワーク化は大きく進展していた。

第二に、冷戦時代を二つの時期に分けた理由としては、51大綱成立後の防衛力の質的

³⁷ すなわち、他国に比べ日本の防衛力整備にある足りない部分などに対する分析を行っていない。

³⁸ 各時代の防衛力の具体的な変化については、第二一五章を参照。

変化が旧機能型のものを中心にしていた一方で、新冷戦期には、前方対処や洋上防空のような新機能型プラットフォーム（群）が導入され、そしてネットワーク化も 51 大綱成立後より進展は大きかった。第三に、冷戦後を二つの時代に分けた理由としては、16 大綱期間中は、03 中期防と 07 大綱期間中に比べ、弾道ミサイル防衛（BMD）などの新機能（新たな脅威に対処するもの）が整備されていたが、量的縮小は緩和されなかった。

2 研究手法と史資料

本論文は、「過程追跡」という手法で、できる限り一次資料を使用して分析を行う³⁹。従来の防衛政策史に関する研究は、資料の制約を大きく受けていた。戦後日本外交史に関する資料は多く公開されているが、防衛政策史の関連資料は、公文書の公開が少ない状況は続いている。なお、近年、防衛政策史の一次資料の公開状況がある程度改善されている⁴⁰。本論文が利用する日本側の一次資料について、防衛省⁴¹や防衛装備庁へ開示請求によって開示された文書、個人文書、オーラル・ヒストリー、回顧録などがある。そして、米国側の一次資料について、多く使用しているわけではないが、米国国立公文書館（NARA）所蔵の文書を利用している。そして、筆者は日米の防衛関係者へのインタビューも行っている。一次資料以外では、新聞、『防衛白書』などを利用している。そして、軍事専門誌

³⁹ 過程追跡については以下の文献を参照：アレキサンダー・ジョージ、アンドリュー・ベネット『社会科学のケース・スタディー理論形成のための定性的手法』泉川泰博訳、勁草書房、2013年、第10章。

⁴⁰ 日本の安全保障・防衛政策史に関する一次資料の公開状況について以下の文献を参照：真田「防衛省・自衛隊関係文書から見た日本の安全保障政策史」27-46頁；吉田真吾、中島信吾「防衛政策史とオーラル・ヒストリー」『防衛学研究』第58号、2018年3月、89-109頁。

⁴¹ 本論文では、一般的な議論をするとき、「防衛省」という表現を使用する。その他に、防衛省が成立する前に発生したことについて「防衛庁」、成立後に発生したことについて「防衛省」という表現を使用する。

も活用している。軍事専門誌には、元自衛官などが執筆した文章も多い⁴²。

なお、本論文ではできるだけ一次資料を活用し議論を展開したいが、その限界もある。現時点で、防衛問題関連の公文書が少ないという状況は根本的に改善されていない。そのため、日本政府の内部の検討は他の資料も合わせてある程度確認できるが、その政治過程については不明な点がまだ多く残っている。そして、口述のものについて、語り手の記憶間違い、思い込みや自己弁護などが含まれる可能性がある⁴³のみならず、回想の質も聞き手の質問の質によって結構変わる。さらに、聞き手が語り手を誘導する（意図的ではないかもしれないが）可能性もゼロではない。

IV 本論文の構成

以下、各章の概要を述べる⁴⁴。第一章では、本論文の分析枠組みの構築を行う。第二章では、本論文の実証研究の第 1 部分としての 51 大綱成立後（ポスト 4 次防と 53 中業期間中、1977-1982 年度）における防衛力整備計画を考察する。当該時期は、戦後最初の大綱が成立した直後の時期であり、戦後防衛政策史において重要な位置を占めている。具体的には、第一に、政軍関係要因について、政軍の選好が主に不一致であり、政治家が防衛力の量的現状維持を主張していたが、それに直面していた自衛隊は組織利益を守るために、主に部隊内部の構成で勢力の最大化を求めた（P-3C の 45 機体制、F-15 の 100 機体制、8 艦 8 機体制の成立など）。なお、政軍の選好の一致もあり、それにより警戒飛行部隊の新設が実現した。第二に、軍事技術の進歩（情報技術と在来型技術）はネットワーク化とプラットフォームの質的向上（対潜や防空能力—P-3C や F-15 の導入、護衛艦と対潜ヘリの質的向上など）を説明する。

第三章では、本論文の実証研究の第 2 部分としての新冷戦期（56 中業と 61 中期防、

⁴² 元自衛官などが書いた回顧的なような文章をある程度一次資料として扱ってもよいだろう。

⁴³ 真田『「大国」日本の防衛政策』15 頁。

⁴⁴ 本節では、各章の概要を述べるので、防衛力のすべての変化（そしてその要因）を取り上げることはできない。詳細については実証研究の各章（第二—五章）を参照。そして、本節で言及している防衛力の変化を説明する要因に関することは、詳細は第一章を参照。

1983-1990 年度)における防衛力整備計画を考察する。第一に、政軍関係要因について、政軍の選好が一致しており、政治家と自衛隊が比較的順調に協力して防衛力整備(陸自の前方対処など)を推進した。第二に、軍事技術要因について、軍事技術の進歩が、51大綱成立後より進歩していたネットワーク化を説明する。そして、在来型技術の進歩が、プラットフォームの質的向上(内陸持久、対潜と本土・洋上防空など)を説明する。

第四章では、本論文の実証研究の第3部分としての冷戦後の07大綱(51大綱の「03中期防」も含み、1991-2004年度)における防衛力整備計画を考察する。第一に、国際安全保障環境要因について、冷戦の終結により、防衛力の量は削減された。第二に、政軍関係要因について、政軍の選好が不一致であり、政治家が防衛力の量的縮小を主張していたが、それに直面していた自衛隊は組織利益を守るために、勢力の最大化を求め、量的縮小がある程度緩和された。なお、冷戦終結という国際安全保障環境の変化の影響が強かったので、政軍関係要因は、国際安全保障環境の変化による「中間要因」となっている。第三に、軍事技術要因について、まず、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化(陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化)と陸自のプラットフォームの機動性向上が行われた。そして、在来型技術の進歩により、海自の対潜プラットフォームの質は向上し、空自の支援戦闘機(開発を含む)そして空中給油機の導入もなされた。

第五章では、本論文の実証研究の第4部分としての冷戦後の16大綱(2005-2010年度)における防衛力整備計画を考察する。第一に、国際安全保障環境要因について、新たな脅威の増強により、防衛力の質的向上(新たな脅威に対処するもの)と量的縮小が行われた。そして、伝統的脅威(本格的な侵略事態)が低下していたということにより、防衛力の量的縮小が行われた。第二に、政軍関係要因について、まず、小泉政権における政軍の選好の不一致により、防衛予算・防衛力の量が削減された。そして、小泉政権における政軍の選好の一致により、自衛隊の統合化が進められていた。最後に、軍事技術要因について、まず、軍事技術の進歩により、防衛力の量的縮小は行われた。そして、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化(陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化)と陸自のプラットフォームの機動性向上が行われた。また、在来型技術の進歩により、海自の対潜プラットフォームの質は向上していた。

終章では、まず、本論文の結論、そして本論文に対する想定される批判への反論を述べる。また、本論文の理論的・政策的含意を述べる。最後に、今後の研究課題を提示する。

第一章 分析枠組みの構築

本章では、本論文の分析枠組みの構築を行う。第一に、防衛力整備計画（本論文の従属変数）の定義や操作化を行う。第二に、日本の防衛・安全保障政策への説明要因は、日本の防衛力の変化をうまく説明できるのかを論じる。第三に、本論文で防衛力の変化を説明する要因（本論文の独立変数）を明らかにし、本論文の主張を提示する。

I 本論文の分析対象—日本の防衛力整備計画

1 防衛力整備計画の概念

千々和によれば、「防衛力整備とは、将来において達成すべき防衛力の大きさを目標として設定し、それに向けて防衛力を構築していくことである」が、防衛力運用とは、「特定の事態に対処するために、いま現に保持している防衛力を用いることを想定すること、あるいは実際に用いることである」¹。本論文では、この二つの概念の定義を重視しているが、ある程度の修正を行う。

本論文では、防衛力整備を「将来において運用する防衛力を目標として設定し、それに向けて防衛力を構築していくこと」と定義する。具体的に、防衛力整備の内容・中身として、防衛力の「量」と「質」の変化が存在している（詳細は本節の第3項を参照）。

装備品の調達などには、政策検討、政策決定や予算の獲得、契約や生産（あるいは輸入）そして納入（配備）などの一連のプロセスがある。政策決定や予算の獲得という段階が「防衛力整備計画」（整備目標の策定）、予算獲得後の段階が、「防衛力整備計画の実施」と言える²。本論文は、防衛力整備計画を中心に考察する³。戦後日本の場合、装備品の調達が決まったものの完成率は高い。なお、イージス・アショアのような一旦決定されたも

¹ 千々和『安全保障と防衛力の戦後史』8頁。

² なお、防衛力の量については、実施の段階で新たな政策決定（整備目標の再設定）があった現象がよく見られる。

³ すなわち、A時点とB時点に配備された防衛力の比較で変化を考察するわけではない。もちろん、必要に応じて実施についてもある程度言及する。

の、最後に調達ができなかったものもある。このような事例があれば、本論文でも言及する。なお、このようなケースが稀であるし、本論文ではその失敗の要因を考察するものではない。

2 防衛力整備と防衛力運用の関係

以下、防衛力整備と防衛力運用の関係を明らかにするうえで、本論文で使用している防衛力整備の意味について説明を行う。

防衛力運用について、「防衛力運用構想」と「実際の防衛力運用」という 2 種類の意味合いがあると主張する。第一に、防衛力運用構想—「将来」に運用する計画（目標設定）がある。その運用構想のために、防衛力整備を行うことが必要とされる。例えば、陸自が近い将来に洋上や水際に向ける火力を向上させる（前方対処）ために、地对艦誘導弾や多連装ロケットシステム（MLRS）を運用すると計画していた場合、防衛力整備において、地对艦誘導弾や MLRS の整備をする（詳細は第三章を参照）。88 式地对艦誘導弾（SSM-1）⁴や MLRS が導入された後、洋上や水際における戦いのために地对艦誘導弾や MLRS の運用が行われる。もちろん、MLRS のような新機能型プラットフォーム（意味は後述）は、新しい運用構想のために導入されたものであったが、従来と同じ運用構想で導入されたものは比較的が多い。例えば、本土防空を担当する新しい要撃戦闘機（例えば、F-15）の整備は、新しい運用構想のために行われたものではない。それは本土防空のためにプラットフォームが更新されただけのことであった。

そして、防衛力運用構想には、「戦い方の変革構想」もある。新しい作戦方式（運用構想）のために防衛力整備を行う例として、近い将来に実現しようとする「ネットワーク中心の戦い」（NCW）のために、防衛力整備を行うこともある。総じて、新構想か、従来の構想かなどは別として、将来に実現する防衛力運用のために、防衛力整備が行われる。その整備が実現してから、実際の運用（配備や訓練など）を行う。

防衛力を運用する目標には、以上のような防衛力の質のみならず、防衛力の量も含まれる。例として、特定の量（例えば、100 機）の戦闘機の運用を目標に設定することを挙

⁴ 地对艦ミサイルと艦対艦ミサイルの略語はともに SSM であるが、本論文では、SSM-1 が 88 式地对艦誘導弾を指し、SSM が艦対艦ミサイルを指す。

げることができる。千々和の定義では、「大きさ」はキーワードになっているが、その大きさに関する詳しい説明がなされていない。「大きさ」という表現は、防衛力の量のイメージが想起される⁵。本論文では、防衛力の質も量も考察することを明示する（詳細は後述）。

第二に、いま現に保有している防衛力の運用という実際の防衛力運用もある。例えば、「おおすみ」型輸送艦は、当初南西防衛のために導入されたわけではなかったが、今は南西防衛のためにも運用されている（詳細は第四章を参照）。このようなプラットフォームの任務変更も、防衛力整備との関係が弱い⁶。そして、自衛隊は国連平和維持活動（PKO）で、拳銃・小銃・軽装甲機動車などを装備していた⁷。そのようなものは、当初 PKO のために導入されたものではなかったが、運用の拡大（装備品の多目的化）により、PKO でも運用されるようになった。この場合、PKO や日米ガイドラインなどを実施するための立法活動などは、防衛力整備との関係が弱い⁸。

実際の防衛力運用の一種としての日米防衛協力について補足的な説明をしたい。まず、78 ガイドラインの主要な内容は、日米共同演習及び共同訓練、共同作戦計画の研究、そして極東有事に関する研究などであった⁹。日本の本土防衛を中心とする 78 ガイドライン

⁵ もちろん、千々和が質について意識していないとも言い切れない。

⁶ 整備されたものの運用の変更については、千々和も注目している：千々和『安全保障と防衛力の戦後史』9頁。

⁷ 『防衛白書』2004年版、256頁。

⁸ 一般的に、実際の防衛力運用のようなことのために、新しい装備品が導入されたことも考えられるが、日本の場合、冷戦後の PKO や米軍に対する後方支援などに特化した装備品があまり存在していない。なお、開発当初に多様化の任務が考慮される装備品（例えば、陸自の軽装甲機動車）もある。すなわち、実際の防衛力運用は、防衛力整備と全然関係がないわけではないものの、その関係が比較的弱いので、本論文では詳しく考察しない。軽装甲機動車について以下の文献を参照：防衛省防衛政策局防衛計画課「平成 22 年度政策評価書（中間段階の事業評価） 軽装甲機動車」2010年6-7月。

⁹ 78 ガイドラインについて：『防衛白書』1979年版、268-272頁。なお、実質的に共同作戦計画の策定が確保された：「山口利勝オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研

の成立により、新しく整備するものはあまりなかった。そして、97 ガイドラインと「周辺事態法」（1999 年）の成立により、自衛隊の活動範囲も拡大したが、その任務は、「後方地域支援」一例えば、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾・基地業務などに限定されていた¹⁰。こちらの任務のために新しく整備された主要な装備品などはあまり確認されていない。最後に、15 ガイドラインや「平和安保法制」（2015 年）の成立により、集団的自衛権の限定的行使ができるようになったが、当該する任務のために整備された主要な装備品はまだ明らかになっていない。

この「実際の防衛力運用」が、千々和が定義している「防衛力運用」とほとんど同じ意味をしているだろう。すなわち、防衛力運用構想は、防衛力整備との親和性が強いのに対し、実際の防衛力運用は弱い。本論文は「防衛力整備」に着目しているが、この概念は「防衛力運用構想」も内包している¹¹。そのため、本論文では、「防衛力整備」という概念を引き続き使用するが、防衛力整備を上述したように定義している。そして、以下、本論文で言及する「防衛力運用」は、特別な説明がない限り、実際の防衛力運用を指す。

3 防衛力整備計画の操作化

第一に、「整備目標」の操作化を行う。まず、量については、大綱別表（目標—ストック）と中期防別表の整備規模（目標—フロー）が存在している。前者には、編成定数、基幹部隊、主要装備などは含まれているが、後者は主要装備のみである。本論文では、大綱が策定されるごとに、その別表を考察する。そして、中期防ごとに、少数の主要装備品

究センター編『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑤』防衛省防衛研究所、2015年、92頁。以下、『冷防同⑤』の要領で略記。オーラル・ヒストリーはOH、防衛研究所は防研と略記。

¹⁰ 『防衛白書』1998年版、394-403頁；田村重信編『日本の防衛政策』第2版、内外出版株式会社、2016年、216頁。

¹¹ もう一つの例を挙げると、弾道ミサイルに対処するために、「BMD 整備構想・運用構想」が存在している。それは、まず BMD 運用構想（防衛力運用構想）があり、それから BMD に関連する能力の整備（防衛力整備）が行われる。整備が完了した後、実際に運用される。BMD 整備構想・運用構想について：『防衛白書』2020年版、257頁。

(例えば、P-3C など) の推移も記述する。すなわち、両方に着目している。

次に、質については、ある装備品 (例えば、戦車、通信システムなど) の調達が決まったことを基準とする。例えば、イージス艦である護衛艦の 63DDG「こんごう」は、1988 年度予算で調達されたが、就役が 1993 年であった。そのため、63DDG「こんごう」の導入は、03 中期防でなく、61 中期防の項目であり、本論文では第三章 (新冷戦期) で考察する。

第二に、防衛力整備 (計画) の内容・中身としての防衛力の「量」と「質」の変化の操作化を行う。まず、防衛力の量的変化として、部隊や人員・プラットフォームの総量の変化そして部隊内部の構成の変化がある¹²。部隊や人員・プラットフォームの総量の変化の例を挙げると、空自の要撃戦闘機部隊の飛行隊数、陸自の人員や海自の護衛艦の総量の変化などがある。部隊内部の構成の変化に、部隊における異なる種類のプラットフォームの量の相対的変動などがある。例として、F-15J の飛行隊数が占める割合の増加、そして護衛艦隊の体制が「8 艦 6 機体制」から「8 艦 8 機体制」に変化したこと (いずれも詳細は第二章を参照) を挙げることができる。

次に、質の変化には、「旧機能型・新機能型」と「ネットワーク化・プラットフォームの質的向上」という二つの次元からなる 4 つのタイプ (表 1-1 を参照) がある。まず、機能とは、自衛隊が確保する各種の能力である (例えば、防空、周辺海域防衛)。新機能とは、従来自衛隊が保有していなかった機能である。新機能にも多くの種類がある。空中給油機のような単一の新機能型装備品 (空中給油機能) もあれば、前方対処や BMD のための装備群 (前方対処機能、ミサイル防衛機能) もある。そして、陸海空を超えた宇宙やサイバーのような新領域もある¹³。

次に、「ネットワーク化・プラットフォームの質的向上」の意味を述べる。第一に、プラットフォームについて、戦闘機、艦艇、戦車など、砲弾やミサイルなどの発射体を目標地点に投射するための「運搬手段」は「攻撃プラットフォーム」と呼ばれることがある¹⁴。

¹² 本論文で言及している自衛隊の「人員」数は、自衛官のことを指す。

¹³ なお、従来保有していなかったものが導入されても新しい機能が獲得されない場合は、それを新機能のものとしては扱わない (例えば、陸自の AP2000、96 式装輪装甲車など。詳細は第四章を参照)。

¹⁴ 防衛庁防衛局防衛政策課研究室「情報 RMA について」2000 年 9 月、8 頁。

本論文では、そのような攻撃プラットフォームのみならず、輸送艦や空中給油機のような後方支援型のものもプラットフォームの一部として考察する。そして、プラットフォームに搭載するセンサーやウェポンなどもプラットフォームの一部として扱っている¹⁵。第二に「ネットワーク化」を、「各自衛隊・各部隊の接続・統合が進歩すること」として定義する。

ネットワーク化により、プラットフォームの相乗効果が見られる¹⁶。そしてその「接続や統合」にも、多くの種類がある。例えば、陸海空自衛隊各自の内部に、接続の強化が行われることもあるが、陸海空の間の接続強化（統合化）もある。なお、プラットフォームに搭載している戦術データリンク（TDL: Tactical Data Link）装置は、理論的にプラットフォームの質的向上にも属しているとも言えるが、本論文では、ネットワーク化の一つの要素として取り扱う¹⁷。

表 1-1 防衛力の質的変化の種類

	プラットフォームの質的向上	ネットワーク化
旧機能型	旧機能型プラットフォームの質的向上	旧機能型ネットワーク化
新機能型	新機能型プラットフォームの質的向上	新機能型ネットワーク化

出典：筆者作成

¹⁵ そのため、本論文で取り扱うプラットフォームの概念は、「兵器」と類似する意味がある。

¹⁶ エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門—陸海空から PKO、サイバー、核、宇宙まで』増補新版、奥山真司、平山茂敏訳、芙蓉書房出版、2019 年、257 頁。そして、プラットフォームをパソコン、ネットワークをインターネットと類推して理解してもよい。より多くのパソコンがインターネットを通じて接続すればするほど、その相乗効果がより強く見られる。

¹⁷ パソコンに搭載するネットワークカードをインターネット・システムの一部と見なすという類推で理解してよい。戦術データリンクは、戦術デジタル情報リンク（TADIL）とも呼ばれ、艦船、航空機、陸上基地などの戦術システムを無線通信で接続し、作戦行動に必要な戦術情報を相互に交換するものである：多田智彦「データリンクの基礎知識」『世界の艦船』2002 年 4 月号、82 頁。

II 日本の安全保障政策を説明する要因の説明力

以下、日本の安全保障政策全体への説明要因は、日本の防衛力整備計画をどの程度説明できるのかをレビューする¹⁸。先に結論を述べると、後述する要因の説明力が不足なので、次節では、本論文の主要な説明要因を提示する。

1 「静態的」理論—なぜ日本は軍事大国にならないのか

冷戦後、日本の外交・安全保障政策に対し、一種のパラダイム論争が起こった。ネオリアリストは、国家は生き残るために、経済力を軍事力に転換すると主張している。しかし、日本が世界2位の経済大国になっても、軍事大国にならなかった。それはネオリアリストにとって「謎」になっている¹⁹。

軍事大国にならない日本の事例を説明するために、構成主義者は、日本の平和・反軍主義の規範・アイデンティティ・文化の役割を強調している。戦時中の悲惨な経験に起源を持つ平和・反軍主義の制約で、日本は憲法9条を法的基盤として、専守防衛を基本原則とし、核兵器・攻撃的兵器を保有せず、そして大規模な軍備も持たず（戦後日本の防衛予算が防衛力再建期の一時期を除きほとんど GNP・GDP1%前後）、非核三原則や武器輸出三原則（2014年に防衛装備移転三原則へ変更）などを堅持している²⁰。

¹⁸ 各年代の日本の個別の防衛力整備の要因への研究については、第二—五章で検討する。

¹⁹ 川崎剛『社会科学としての日本外交研究—理論と歴史の統合をめざして』ミネルヴァ書房、2015年、178-180、191-193頁。この本（第6章）もリアリズム対構成主義論争をまとめている。当該論争について、以下の文献でも言及されている：吉田真吾『日米同盟の制度化—発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年、9-11頁。

²⁰ Thomas U. Berger, *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan* (The Johns Hopkins University Press, 1998); Thomas U. Berger, “From Sword to Chrysanthemum: Japan’s Culture of Anti-militarism,” *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 119-150; Thomas U. Berger, “Norms, Identity, and National

このような戦後日本の自制的な安全保障政策について、防衛的リアリストは、平和・反軍主義以外の解釈を提示している。まず、地理的条件そして技術的条件から見れば、海に囲まれる日本にとって、通常兵器による攻撃という脅威は弱く、周辺諸国との安全保障のジレンマがそれほど強くない²¹。また、ミッドフォード (Paul Midford) は戦前に日本に侵略・占領された経験がある東アジア諸国が日本の意図に対して懐疑的であるので、日本がその不信感を意識し、周辺諸国の反発を回避するために、「再保証」(reassurance) 戦略を取っていると主張している。具体的に、冷戦時代に日本は、三本柱の再保証戦略—①日米同盟 (瓶のふた論) と平和憲法の制約を受け入れる②防衛的軍事ドクトリン (攻撃的兵器・戦略的投射能力・核兵器の保有を避ける)、③軍事大国にならないという保証 (例えば、福田ドクトリン) を展開していた²²。

しかし、なぜ日本が軍事大国にならないのかをめぐる議論は、吉田真吾が指摘しているように、基本的に「静態的」理論であり、変化を説明できない²³。平和・反軍主義要因は

Security in Germany and Japan,” in *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*, ed. Peter J. Katzenstein (Columbia University Press, 1996), 317-356; Peter J. Katzenstein and Nobuo Okawara, “Japan’s National Security: Structures, Norms, and Policies,” *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 84-118. ピーター・J・カツェンスタイン『文化と国防—戦後日本の警察と軍隊』有賀誠訳、日本経済評論社、2007年など多数。

²¹ Christopher P. Twomey, “Japan, a Circumscribed Balancer: Building on Defensive Realism to Make Predictions about East Asian Security,” *Security Studies* 9, no.4 (Summer 2000): 167-205; Charles L. Glaser, *Rational Theory of International Politics: the Logic of Competition and Cooperation* (Princeton University Press, 2010), 216-221.

²² Paul Midford, “The Logic of Reassurance and Japan’s Grand Strategy,” *Security Studies* 11, no. 3 (Spring 2002): 1-43. 中国にマイナスな歴史的記憶があるので、中国が日本の防衛の役割拡大に強く懐疑的態度を持っていると主張する研究: Thomas J. Christensen, “China, the US-Japan Alliance, and the Security Dilemma in East Asia,” *International Security* 23, no. 4 (Spring 1999): 49-80.

²³ 吉田『日米同盟の制度化』10頁。

変動しているのではないかという指摘も存在しているが²⁴、51 大綱から 16 大綱にかけての期間に、日本の防衛力整備に対する平和・反軍主義の制約が依然として強かった。具体的に、防衛力の量の大幅な拡大、そして核武装や攻撃的兵器の購入に対する抵抗が依然として強かった。1976 年に成立した防衛費の GNP1%枠が、1980 年代に撤廃されたものの、それ以降防衛費が GNP・GDP の 1%を大きく超えた年度もなかった。本論文では、平和・反軍主義を日本の防衛力の変化を説明する要因でなく、日本の防衛力整備を規定する大きな構造的要因として扱う²⁵。

2 日本の安全保障政策の変化を説明する「動的」理論

日本の安全保障政策の変化を説明する動的理論には、国際システムレベル要因としての外部脅威論と同盟政治論が存在している。

(1) 国際安全保障環境要因

国際安全保障環境（勢力・脅威均衡論）は日本の安全保障政策を決定するという議論（外部脅威論）を検討する。当該理論は、差し迫った脅威（*immediate threat*）²⁶の役割を重視している。すなわち、ある期間中（例えば、デタント期、新冷戦期）には、日本が直面する差し迫った脅威を計算し（差し迫った脅威＝外部脅威マイナス米国のコミットメント）、その脅威に基づいて安全保障・防衛政策を展開するという議論であると言える。

詳述すると、1970 年代以前には、日本が直面していた外部脅威は限定的であったが、1970 年代末から 1980 年代末までは、極東ソ連軍の増長と米国のコミットメントの低下により、外部脅威が強くなったため、日本は防衛力の強化を行っていた。そして、冷戦後における自衛隊の活動範囲（防衛力運用）の拡大などを説明するために、中国の軍事的台頭

²⁴ 同上、26-29、254-256 頁。藤重博美『冷戦後における自衛隊の役割とその変容—規範の相克と止揚、そして「積極主義」への転回』改訂版、内外出版株式会社、2021 年。

²⁵ 平和主義と反軍主義は同じ概念と言えないが、本論文では当該要因を中心に分析していないので、その区別を詳しく考察しない。以下、平和主義という表現を使用する。

²⁶ 差し迫った脅威と長期的脅威の区別について、詳細は第Ⅲ節を参照。また、外部脅威には、客観的脅威そして脅威認識（主観的脅威）がある。本論文では、外部脅威について議論するとき、基本的には脅威認識の側面に着目している。

と北朝鮮の脅威（弾道ミサイル）がよく提起されている²⁷。

しかし、外部脅威論の持つ日本の防衛力整備への説明力は限定的である。51 大綱から 16 大綱期間中において、日本の直面した差し迫った脅威が強かったのは、1980 年代（新冷戦期）のみである。それでは、1980 年代の強い脅威のみで、長年にわたり構築されたまとまった防衛力をうまく説明できるのか²⁸。そして、16 大綱時代に重視されていた新たな脅威も確かに存在していたが、そのことで全体的に差し迫った脅威が非常に強くなったわけではない。新たな脅威はそれに対処する能力の整備しか説明できない（詳細は第五章を参照）。

総じて、国際安全保障環境要因は、日本の防衛力整備との相関関係が強くないため、本論文ではこれを日本の防衛力整備計画を説明する主要な要因として扱っていない。しかし、国際安全保障環境は冷戦後の 07 大綱と 16 大綱期間中の防衛力の変化をある程度説明できる²⁹。国際安全保障環境要因は、直接に防衛力整備計画に影響を与える時があり、政軍関係要因（詳細は後述）を通じて役割を果たす時もある（この場合、政軍関係要因は中間要因になる）。本論文の実証研究では、国際安全保障要因の操作化として、脅威認識の強さ・中身（伝統的脅威と新たな脅威）を考察する。具体的には、日本の防衛政策の主要な文書（大綱など）と当事者の回顧などを通じて測る。

(2) 日米同盟要因

以下、日本の安全保障政策に深く影響している日米同盟要因を検討する。具体的には、米国の直接的な要求（外圧）を重視する議論が存在している³⁰。本論文では、米国要因の役

²⁷ Nicholas D. Anderson, “Anarchic Threats and Hegemonic Assurance: Japan’s Security Production in the Postwar Era,” *International Relations of the Asia-Pacific* 17, no. 1 (January 2017): 101-135; Lind, “Pacifism or Passing the Buck?” 92-121.

²⁸ 新冷戦期における外部脅威の役割も限定的であった。詳細は第三章を参照。

²⁹ 詳細は、第四章と第五章を参照する。

³⁰ Kent E. Calder, “Review: Japanese Foreign Economic Policy Formation: Explaining the Reactive State,” *World Politics* 40, no. 4 (July 1988): 517-541. カルダー (Kent E. Calder) の外圧論は、日本の経済外交を中心としているが、日本の安全保障政策にも適応できるとよく言われている。米国による米国製兵器の購入の対日圧力について：中島信

割に強く反論するわけではないが、米国の圧力を主要な説明要因としていない。確かに、FS-X の機種選定のような米国の圧力が効いた事例もある。しかし、本論文が本格的に考察している時期について、まず、デタント期における米国の圧力が日本の防衛力整備計画に与えた実質的な影響は限定的である（詳細は第二章を参照）。そして新冷戦期について、米国の圧力は強かったものの、FS-X 問題以外に米国の圧力の効果は限定的であった（詳細は第三章を参照）。最後に、冷戦後の 03 中期防、07 大綱と 16 大綱期間中には、米国の圧力もあったが、それは主に日本の防衛力運用（極東有事、そして国際社会における日本の貢献問題など）に関するものであった。米国の不満も、主に湾岸戦争や北朝鮮核危機（1993-1994 年）などにおける日本の消極的態度に対するものであった。

本論文は、日米同盟の構造的役割を認めるが、51 大綱から 16 大綱にかけての時代ごとの防衛力整備計画を説明する主要な要因の一つとしていない。日米同盟の構造的役割について、簡単に検討する。

日米の役割分担は、米軍が矛（攻勢的作戦）、自衛隊が盾（防勢的作戦）を基本的構造としている。朝鮮戦争が終了し、米陸軍が次第に日本から撤退した後、時代ごとに陸海空の防衛力整備の重点も変更しているが、日米同盟における陸海空自衛隊の役割（盾）が大きく変動したことは基本的にはない³¹。すなわち、陸自が本土の陸上防衛（そして着上陸侵攻対処と本土防空）を、海自が周辺海域の防衛能力・海上交通の安全確保能力を、空自が本土防空・着上陸侵攻対処を中心にそれぞれ防衛力の整備を行っていた³²。

吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006 年、240-242、267-269 頁；吉田『日米同盟の制度化』82-87 頁；若月秀和『冷戦の終焉と日本外交—鈴木・中曽根・竹下政権の外政 1980-1989 年』千倉書房、2017 年、119-124、478-484 頁。Green, *Arming Japan*, chap 5. 米国に捨てられる恐怖により 1970 年代の日本の防衛力整備を説明する研究もあるが、それは第二章で検討する。

³¹ なお、近年、自衛隊の敵基地攻撃能力に関する検討がなされているが、まだ結論に達していない。

³² 冷戦後、特に 16 大綱以降、このような伝統的な「本格的な侵略事態への備え」に関する能力のみならず、「新たな脅威や多様な事態」（いずれも 16 大綱の表現）に対処する能力（BMD、対ゲリラや特殊部隊など）も整備されている（詳細は第五章を参照）。なお、

また、日本による装備品の輸入（ライセンス生産を含む）は、基本的に米国製を中心に行っている。戦車の主砲（74式戦車が英国製、90式戦車がドイツ製）、F-1戦闘機の英仏製のエンジンなど、欧州諸国からもある程度輸入しているが、日米同盟を基軸とする日本の実情から見ると、日米関係全般への影響や米軍との相互運用性などの観点で、輸入（ライセンス生産を含む）する装備品は主に米国製である。また、米国の兵器はヨーロッパのものより質が高いし、補給面でも有利である³³。そして、PXLの海外調査に参加したことのある中島又雄は、米国製のP-3C以外の調査が、名目上のものであったと回想している³⁴。もちろん、米国製装備品は、一般的に他国のものより質が高いことにも間違いはない。そして、日本が米国以外の国家の装備品を購入することは「禁止」されるわけではない。

なお、米国はすべての装備品を日本に輸出するわけではないが、大部分の質の高い装備品の日本への輸出（日本によるライセンス生産も含む）を許可している。例えば、F-15の機体全体のライセンス生産を行った国家は、日本のみである。日本への輸出が認められなかった例には、F-22戦闘機がある³⁵。

これらの新しい能力の整備により、日米同盟の基本的構造が本格的に変化しているわけではない。そして、近年、陸海空それぞれの能力構築のみならず、新領域（宇宙・サイバー・電磁波）における能力の整備もなされている。しかし、現在の段階では、それにより日米同盟の基本的構造が変わっているわけでもない。新領域により日米同盟の基本的構造が変化するのは、将来的に注目に値する問題である。宇宙・サイバーなどは、その能力構築が2010年代の前にすでにある程度行われていたが、特に30大綱以降大きく取り上げられているので、本論文では終章で言及する。

³³ 「阿部博男 OH」防研編『山田良市 OH』防研、2009年、377頁。

³⁴ NHK「未解決事件」取材班『消えた21億円を追え—ロッキード事件 40年目のスクープ』朝日新聞出版、2018年、121、136頁。

³⁵ もちろん、F-22はどの国家にも輸出されていない。そして、対日装備品輸出に関する米国の態度が全然変化していなかったわけではない。例えば、米国はP-3Cの輸出を最初に拒絶したが、最後に同意した（詳細は第二章を参照）。FS-Xのような日本の自主開発を許さなかったケースもP-1のような日本の自主開発に介入しなかったケースもある（詳細は第三章と第五章を参照）。米国要因は変化を説明する部分があれば、それを実証研究で言及する。

III 日本の防衛力整備計画を説明する主要な要因

前節では、日本の安全保障全体への説明でよく挙げられた要因を検討した。それらの要因が与える示唆は少なくないものの、日本の防衛力整備計画への説明は不十分である。以下、本論文の主要な説明要因として政軍関係と軍事技術を検討する。

1 政軍関係要因

(1) 政軍関係の重要性とその概念（定義）

第一に、政軍関係は国家の政治に重要な地位を占めている³⁶。政軍関係には多くの種類が存在しているが、文民統制は多くの国家に重視され定着している。すなわち、軍人ではない文民が軍を統制する。文民の軍事知識が個人により大きな差があるものの、文民統制は、基本的には非専門家（文民）による専門家（軍）への統制を意味している。軍が統制される必要があることは、軍が国家利益でなく、軍の組織利益を重視し、勢力（量）の拡大、国内における軍の統治や対外的挑発を目指す可能性があることと危惧されることに起因している³⁷。

第二に、本論文では、政軍関係は、政治家と軍隊との関係を指す。軍を統制する機構は、行政府のみならず、立法府（国会）も含んでいる。具体的に、行政府のトップ（大統領（府）、首相（官邸）など）、国防部門のトップ（国防長官など）、立法府（国会議員など）がある。本論文では、行政府のトップ、国防部門、そして立法府にいる政治家の態度

³⁶ フレイヴェル（Taylor Fravel）が指摘しているように、政軍関係を独立変数でなく、従属変数とする研究は多い：Fravel, *Active Defense*, 18. 本論文では、日本の政軍関係の特徴とその変化の要因を説明することだけでなく、政軍関係により日本の防衛力整備計画を説明することを目指している。

³⁷ 戦後日本の場合、自衛隊は国内における統治と対外的挑発を目指していないので、以下、本論文では、勢力の最大化という軍隊の組織利益を中心に分析する。

を重要なこととして取り扱っている³⁸。

文民の政治家による軍隊への介入は軍隊を動かす重要な要素の一つと見られている³⁹。ポーゼン（Barry Posen）によれば、軍隊は不確実性を回避するために、標準作業手順（SOP）やプログラム（SOP の集合体）を作る。SOP、プログラムやそれを実行する組織が制度化されると、変化は難しくなるが、ポーゼンは、組織が革新（innovation）を行う三つの条件を挙げている。すなわち、組織が失敗した時、組織が外部に圧力をかけられた時、そして組織が拡大（expand）したい時である⁴⁰。

戦後日本の場合、まず自衛隊の「組織の失敗」の例はあまりない。それから、自衛隊にとって、勢力を拡大することは組織の利益と言えるが、自衛隊は同時に政治家からの圧力を受けている。本論文では、政治家の介入と自衛隊の組織利益をめぐる関係を重視する。

軍隊は、軍事専門知識をほぼ独占しているので、政治家の介入効果を過大評価すべきではないものの、一般的には、専門知識があまり必要ではないので、政治家の介入は軍事力の（総）量に対する影響が強い。もちろん、その介入は軍事力の質への影響も存在している。

以下、軍隊の組織利益を分析する。軍隊の組織利益は、単に軍隊全体の利益のみなら

³⁸ 戦後日本の場合、防衛庁の文官スタッフは、防衛政策を行う行政機構の一部として、文民統制の対象になるはずであるが、実際のところ、「文官優位システム」では、自衛隊を統制してきた形態で、文官スタッフが文民統制を行う主体になっていた。そのため、日本のケースでは、政軍関係でなく、「政官軍関係」と呼ぶべきであるという指摘もある：佐道『戦後日本の防衛と政治』6、61-103 頁；塚本勝也「政軍関係とシヴィリアン・コントロール」山本吉宣、河野勝編『アクセス 安全保障論』日本経済評論社、2005 年、121-122 頁；真田尚剛「日本型文民統制の終焉？」『国際安全保障』第 39 巻第 2 号、2011 年 9 月、96 頁。戦後日本型政軍関係は文官優位システムであったが、本論文では、防衛省（庁）の文官スタッフを主要なアクターとして考察していないので、政軍関係の定義に、政治家と軍隊にしか含めておらず、「政官軍関係」という表現を使用していない。

³⁹ 政治家による介入の役割に関するまとめについては以下の文献を参照：塚本勝也「軍事における革命（RMA）の理論的考察—変革の原動力としての技術、組織、文化」『防衛研究所紀要』第 15 巻第 1 号、2012 年 10 月、5-7 頁。

⁴⁰ Posen, *The Sources of Military Doctrine*, 44-47.

ず、各軍種（陸海空など）の組織利益も含んでいる。その組織利益を簡単に言えば、勢力の最大化（予算の確保など）である。軍隊が国の政治を統制している国家とは別として、一般的には、軍隊は政治家が認めた国防予算を使って軍事力の構築を行うことが必要である。軍隊は、外部の具体的な脅威に基づいて必要な軍事力の量を精細に計算するより、政治や国民が許可している範囲において勢力の最大化を求めている傾向がある。軍種の特徴を考慮すれば、陸は比較的に人員（人件費）を、海空は比較的に装備品（兵器購入費など）を重視する傾向がある。そして、勢力（量）の最大化のみならず、軍隊は、自己が推進したい軍事力構築（主に質）の具体的な意向を保有している。

(2) 政軍関係要因の操作化

アリソン（Graham Allison）は、組織過程モデルにおける「政府指導者の決定」、そして「中央による調整とコントロール」という要素を提示している。前者には、指導者がどのように組織のプログラムを操作するのかなどが含まれる。後者は、仕事の性質、政府指導者の利用しうる遂行の手段と情報、組織のメンバーに対する賞罰の体系、人的・物的資源をコミットする手続きなどによって影響される⁴¹。

アリソンが提示したものを整理して発展させると、政軍関係要因には二つの側面があると主張する。第一に、政府指導者の決定（政治家の態度・選好）と軍隊の組織利益をめぐる関係を、「政軍の選好の不一致」と「政軍の選好の一致」という 2 種類に整理する。

「政軍の選好の不一致」においては、政治家が推進したい軍事力構築の方向と軍隊の意向が一致しない。まず、政治家は軍事力の量の削減あるいは現状維持を推進したく、その態度は勢力（量）の最大化をしようとする軍隊の組織利益と衝突する。なお、政治家は、時間や軍事専門知識などの制約により、軍隊の軍事力構築を完全にコントロールすることはできない。そもそも、政治家は仕事の性質上、それを目指しているわけでもない。

このような状況には、文民統制が定着している国家においては、軍隊（各軍種）は政治家が規定する大きな枠組みを大きく超えられないが、その枠組みにおいて、勢力の最大化を求める。また・あるいは、政治家による軍隊に対する具体的な指導・介入（主に軍事力の質について）が軍隊の推進したいものの方向と合致せず、そのものが実現しにくくなる。

⁴¹ グレアム・T・アリソン『決定の本質—キューバ・ミサイル危機の分析』宮里政玄訳、中央公論新社、1977年、100-102頁。

一方、「政軍の選好の一致」においては、政治家が推進したい軍事力構築の方向と軍隊の意向がおおむね一致する。まず、政治家が軍事力の量的拡大を支持する（あるいは少なくとも反対しない）。それは軍隊の組織利益と合致している。また・あるいは、政治家による軍隊に対する具体的な指導・介入が軍隊の推進したいものの方向とおおむね一致し、そのものが実現しやすくなる。

もちろん、政軍の選好の一致・不一致は、絶対的なものではない。例えば、主に政軍の選好が一致する時代においても、政治家が推進しようとする軍事力構築の方向と軍隊の意向が完全に一致することはあまり考えられない。逆も同様である。日本の場合も例外ではない。例えば、元統合幕僚会議議長竹河内捷次は、トップダウン型の防衛力整備をある意味歓迎すべきであるが、心配するところもあると述べている⁴²。

第二に、「中央による調整とコントロール」を、政治家が軍隊に介入する「制度的基盤」ということに整理する。その制度的基盤には、国防部門・軍隊に対する政治家が握る人事権、政治家が軍事関連の専門的情報を獲得するルート、そして軍隊を指導する機構の性質などが含まれる。その基盤が強くなればなるほど、政治家の介入効果が強くなる。すなわち、「政軍の選好の不一致」においては、政治家による軍隊への圧力が強くなる。「政軍の選好の一致」においては、政治家主導のプロジェクトが多くなる。そして、そのようなプロジェクトは、従来軍隊の主導のものより、実現が早くなると考えられる。その制度的基盤は、一般的には、国内政治改革により変化するものである⁴³。

なお、政治家の態度が、国際安全保障環境あるいは同盟国の態度に影響される可能性がある。もしそれらの要因の影響が強いとなれば、政軍関係要因が、中間要因になる。この場合、政軍関係要因の説明力が低くなる。

(3) 戦後日本の政軍関係の制度的特徴

⁴² 「竹河内捷次 OH」防研編『OH日本の安全保障と防衛力⑧』防研、2021年、133頁。以下、『日安防⑧』の要領で略記。

⁴³ アリソンは、フランクリン・ルーズベルト（Franklin D. Roosevelt）大統領の発言を引用し、大統領は財務省、国務省そして海軍への介入にはそれぞれの組織の性質から難易度が異なるということを示している：アリソン『決定の本質』101頁。本論文では、ここで政治家との関係における軍隊と他の組織の相違でなく、政軍関係における制度的特徴に着目している。

政軍の選好の一致・不一致という次元の変化は、実証研究の各章（第二―五章）で詳しく考察する。以下、戦後日本の政軍関係の制度的特徴とその変化についてまとめて述べる。総じて、戦後日本の政治家による自衛隊へ深く介入する制度的基盤は弱かったが、2000年代以降、政治主導（官邸主導）体制が成立し、その制度的基盤が強くなった。16 大綱から、政治主導による大綱の策定が開始された。

まず、戦後日本の政治家が自衛隊を統制・介入する制度的基盤が弱かったことを述べる。第一に、国会の統制について、防衛問題をめぐる与野党の「原理的対立」により、国会による防衛政策へのコントロールの在り方が制約されている面がある。そして、国会の防衛問題関連の委員会も委員会調査局のスタッフも少ない。また、行政機関からの情報の入手は難しい。加えて、予算全体を単一の委員会で審議する方式で、各分野の予算について十分な審議がなされるとは限らない。このような特徴により、日本の国会が自衛隊に深く介入することは難しい⁴⁴。

第二に、内閣レベルにおいて、1956年に設置された国防会議は4次防審議の時以外に、大きな役割を果たすことはできなかった⁴⁵。そして、政治任命のポストとしての防衛政務次官は権限が小さく、役割も明確ではないことに対し、事務方のトップの防衛事務次官は強かった。

第三に、防衛庁内部の構造から見ても、日本型の政軍関係は文官が制服組に対して優位に立つという特徴を有していたので、「文官優位システム」と呼ばれる。それを保障する具体的な制度的枠組みとして、①内局による補佐統制権（長官による幕僚長への指示や承認、一般的監督については内局が長官を補佐すること）、②内局幹部への任用資格制限（制服組が内局の課長職以上に就けないこと）、③訓令9号（制服組と長官の間に文官が介在すること、政治家や他省庁と制服組が接触できない）、そして④参事官制度（内局幹部が参事官を兼務すること）が存在していた⁴⁶。

本論文が着目している期間中には、基本的には上述した制度的特徴が大きく変動しなかった。なお、冷戦後になり多くの改革がなされ、2000年代以降、官邸主導体制がようやく確立し、内閣レベルにおいては政治家が自衛隊に介入する制度的基盤が強くなってい

⁴⁴ この段落は以下の文献を参照：廣瀬『官僚と軍人』44-50頁。

⁴⁵ 佐道『戦後日本の防衛と政治』41-47頁。

⁴⁶ この段落は以下の文献を参照：真田「日本型文民統制の終焉？」98頁。

る。そして、文官優位システムも弱化している。次に、その制度的基盤の変化を述べる。

第一に、冷戦後、首相支配・政治主導という新しい政治体制（竹中治堅がそれを「2001年体制」と呼ぶ）が成立・定着した。竹中によれば、55年体制が崩壊した後の1994年1月（政治改革の実現が確実にになった時点）から、小泉純一郎首相が登場した2001年4月までは、2001年体制の成立過程であった。この期間中に、選挙制度改革（中選挙区の廃止）、政治資金規正法の改正、政党助成法の成立、橋本行政改革（中央省庁等改革基本法の成立）などが行われた。2001年4月から2005年の9/11選挙（第44回衆議院議員総選挙）までは、2001年体制の定着過程であった。55年体制に比べ、2001年体制の特徴として、首相への権力一元化、閣内での権力の一元化、経済財政諮問会議の存在、補佐要員の拡充（内閣官房の役割強化・内閣府が首相直属の形で設置）、世論の役割拡大などが挙げられている⁴⁷。

詳述すると、まず、公認権と政治資金配分権が総裁に帰属し、自民党内にかつては分散していた権力が総裁＝首相に集中するようになり、派閥の影響力が低下した。また、首相は閣僚人事権、執行部人事権をともに掌握している。次に、橋本行革以前に、与党内や省庁間で根回し済みのボトムアップ型の政策決定が圧倒的に多く、実際に首相が発議するようなトップダウン型の政策過程は少なかった。橋本行革で、首相の発議権そして内閣官房が政策調整のうえで他の省庁よりも高位にあることが明文化された。それから、首相自身が議長になった経済財政諮問会議で、内閣全体の経済政策や財政政策について実質的議論や意思決定が行われる。首相は議題の設定や議論の内容に大きな影響を及ぼすことができる。さらに、内閣官房が重要な政策の立案を担当することが認められた。内閣府が首相直属の形で設置されることにより、首相を補佐する組織や人員が拡大された。最後に、首相の人气が55年体制に比べ首相の権力に大きな影響を及ぼすようになってきた。

内閣の防衛関連のポストについて、従来、内閣官房に政策担当の3室—内政審議室、外政審議室、そして「内閣安全保障室」（室長が防衛官僚、のちに安全保障危機管理室に改名）があり、その3室で縦割り行政の弊害が内閣官房に持ち込まれているとの批判が橋本行革のなかで上がった。橋本行革により、3つの政策室が廃止された。廃止された安全保

⁴⁷ この段落と次の段落は以下の文献を参照：竹中治堅『首相支配—日本政治の変貌』中央公論新社、2006年、終章；信田智人『政権交代と戦後日本外交』千倉書房、2018年、144-145頁。

障危機管理室について、政治任命（事務次官クラスの職とされる）の内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）というポストが新設された⁴⁸。

防衛庁内の構造から見ても、政治主導が強化されている。中央省庁再編に合わせ副大臣、大臣政務官が新設され、政務次官制度が廃止されるとされた⁴⁹。防衛庁には、政治任用のポストとしての防衛庁副長官（のちの防衛副大臣）と防衛庁長官政務官（定員が2名、のちの防衛大臣政務官）が新設された。

第二に、冷戦後、「文官優位システム」も変化した。「訓令9号」が、1997年6月に廃止された。その廃止のイニシアティブをとったのは、軍事に対する関心と知識があり、あえて制服組を近づけ、戦後日本の政軍関係を変えようとした橋本龍太郎首相である。そして、参事官制度（参事官がのちに防衛参事官と改名）も2009年に廃止され、「防衛大臣補佐官」（3人以内）が新設された⁵⁰。

総じて、政軍関係については、2000年代以降、政治家が自衛隊に介入する制度的基盤が強化された。しかし、それ以前の政治家の立場が非常に弱かったわけではないとも言える（政治家の役割について詳細は本論文の実証研究の部分参照）。

2 軍事技術要因

(1) 軍事技術の位置づけ

軍事技術の変化は常に軍隊に大きな影響を与えるとよく言われている⁵¹。歴史上の軍事における革命（Revolution in Military Affairs: RMA）には、技術の影響（例えば、海戦、

⁴⁸ この段落は以下の文献を参照：信田智人『官邸外交—政治リーダーシップの行方』朝日新聞社、2004年、23-28頁。

⁴⁹ 『読売新聞』1999年7月26日（夕刊）。

⁵⁰ この段落は以下の文献を参照：真田「日本型文民統制の終焉？」101-105頁；『防衛白書』2009年版、318-319頁。なお、防衛参事官制度の廃止が2009年度に行われており、このことは本論文が詳しく考察している期間より、2010年代以降の日本の防衛力整備に対する影響が強いと言えよう。

⁵¹ 軍事技術の影響に関する概論：川勝千可子「戦略、軍事力、安全保障」山本吉宣、河野勝編『アクセス 安全保障論』日本経済評論社、2005年、85-90頁。

空母戦、潜水艦戦、核兵器など）が強かったと考えられる⁵²。そして、ローゼン（Stephen Rosen）によれば、技術の進歩（例えば、航空機の発明）が、軍隊の平時の革新を引き起こす⁵³。

19世紀半ば以降、軍事技術の分野においては、「継続性」より、「変化」が重要な特徴となっている。すなわち、それ以前に、「数世紀」程度で測定される継続性が主題であり、変化が副次的であった。それ以降には、変化が支配的となり、主要な兵器システムの継続性が、「数十年」程度で測定されるようになった⁵⁴。現代においては、軍事技術の進歩がより加速している。本論文では、数十年よりは、より短期的に変動する軍事技術の変化に着目する。

しかし、技術決定論（technological determinism）は批判もされている。技術決定論はネオリアリストを含む安全保障の研究者の中で重視されている。特により多くの先進的兵器の獲得をめぐる競争という軍拡競争の概念で中核的な位置を占めている。それに対し、社会学者は、軍事・政治・ビジネスなどの多様なアクターからなる「社会ネットワーク」の役割を重視している⁵⁵。本論文では、完全な技術決定論という立場をとらないものの、軍事技術の変化は防衛力整備計画を説明する主要な要因の一つとしている。

(2) 軍事技術の定義・操作化・メカニズム

軍事技術（military technology）とは「軍事に関する研究開発、試験、生産調達、運用に関する技術をいう。主として兵器や装備、艦船、航空機、その他の軍需品に関する工学的技術をいい」⁵⁶。次に、軍事技術要因の操作化を行う。本論文で言及する軍事技術には、

⁵² Williamson Murray, "Thinking about Revolution in Military Affairs," *Joint Force Quarterly* no. 16 (Summer 1997): 70. もちろん、歴史上のすべてのRMAが技術の発展によって引き起こされたわけではない。

⁵³ Rosen, *Winning the Next War*, esp. chap. 2.

⁵⁴ Barry Buzan, *An Introduction to Strategic Studies: Military Technology and International Relations* (Basingstoke: The Macmillan Press LTD, 1987), 18-19.

⁵⁵ Theo Farrell and Terry Terriff, "The Sources of Military Change," in *The Sources of Military Change: Culture, Politics, Technology*, eds. Theo Farrell and Terry Terriff, (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2002), 12-13.

⁵⁶ 「軍事技術」ブリタニカ・オンライン・ジャパン。

2 種類がある。第一に、情報技術である。情報技術 (IT: Information Technology) とは、「情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術」である⁵⁷。情報技術が典型的な軍民両用技術である。民間における情報技術の発展と、軍事領域における情報技術の開発は相互強化する関係と理解することも可能である。本論文で基本的には、軍事領域に応用している情報技術に着目する。情報技術が、ネットワーク化などを推進する。第二に、在来型技術の進歩もある。在来型技術とは、個々の装備品を質的向上させる技術である。例として、潜水艦の静粛度を高める技術、ミサイルの射程を高める技術などを挙げることができる。

軍事技術要因のメカニズムを述べる。まず、軍事技術の進歩がある。それから、防衛関係者が、他国より高度な軍事技術を有する装備品の導入に遅れることが将来に脅威対処に不利であると認識する。装備品などの導入に長期間が要するので、防衛関係者が早めに軍事技術の進歩に合わせ、新しい装備品の開発・導入（輸入を含む）に着手する。一般的には、ある装備品の開発が完了して導入（輸入を含む）が開始された直後に、その後継の開発（そして輸入）が検討・実施されることは多い。

(3) 軍事技術と外部脅威の関係

軍事技術と外部脅威の関係を明らかにしたい。第一に、差し迫った脅威の意味を明白にする。以上でレビューした国際安全保障環境要因（外部脅威論）の研究で示されたように、ある年代（デタント期、新冷戦期など）において、ある国家が直面する直接的な脅威が差し迫った脅威である。長期的脅威とは、現在でなく、将来的に直面する可能性のある脅威である。第二に、軍事技術要因は長期的脅威要素と親和性がある。軍隊の目的が元来、脅威に対処するものである。軍事技術の発展に従って軍事力の強化を行い、将来的に強くなる可能性がある脅威に対処することは、軍事技術要因の説明力を損なわない。長期的観点から見れば、将来的に他国との関係が悪化する可能性は常に存在している。軍事技術の進歩を軽視すると、それを重視する他国が将来に大きな脅威になる可能性はある。先行研究で行った外部脅威論への批判も、長期的な脅威論でなく、主に差し迫った脅威の議論に対するものである。

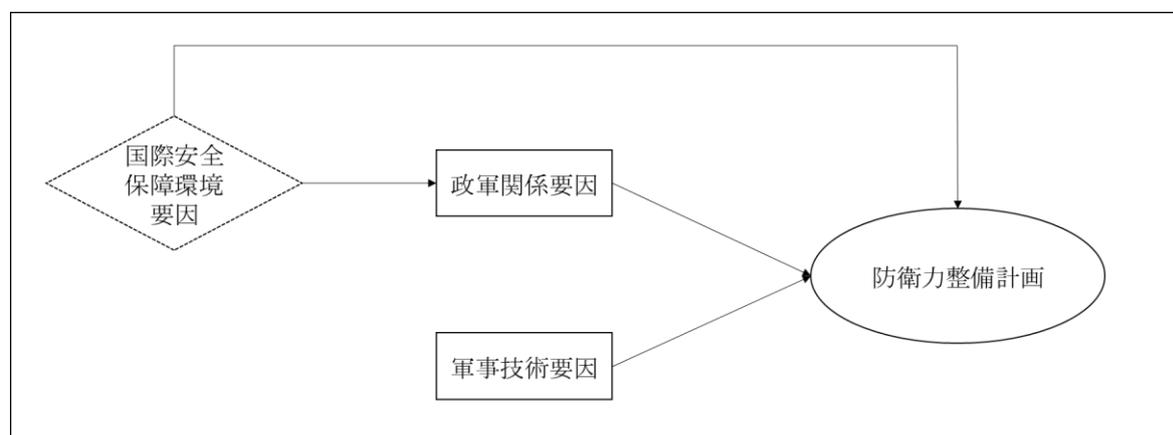
第三に、ある時期に、差し迫った脅威が強くなり、その脅威に対処するために、質の高

⁵⁷ 「IT (Information Technology) 情報技術」 IT用語辞典 E-Words、<https://e-words.jp/w/IT.html>、2021年7月11日アクセス。

い装備品の導入を行う。一方、差し迫った脅威が低い時代に、質の高い装備品の導入をしない。この場合、外部脅威論の説明力が強いと言える。それに対し、差し迫った脅威が強くなくとも、軍事技術の進歩に従って質の高い装備品の導入を行うと、軍事技術要因の説明力が高くなる。第四に、ある時期には、差し迫った脅威も強く、軍事技術の進歩も明らかかな場合、二つの要因が重なり、どちらがより重要なのかを識別することが難しくなることもある。この場合、どちらの要因がより重要なのかを議論する意味も弱くなる。

3 本論文の主張とフローチャート

図 1-1 本論文の主張（フローチャート）



出典：筆者作成

図 1-1 で示されているように、本論文においては、主に政軍関係要因と軍事技術要因が日本の防衛力整備計画を説明する。なお、国際安全保障環境要因（破線）もある程度説明力を有している。第一に、国際安全保障環境要因は、政軍関係要因を引き起こす独立変数（要因）となるときがある（すべての時代ではないものの）。第二に、国際安全保障環境要因は、防衛力整備計画へ直接的に強く影響を与える時がある（すべての時代ではないものの）。

第二章 51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画

I はじめに

デタント期の 1976 年に、戦後初の「防衛計画の大綱」である 51 大綱が策定された。従来の 4 次防のような固定方式の防衛力整備計画は、「買い物計画」と批判された。51 大綱は、整備目標のみならず、防衛力整備の基本的な考え方、防衛力の役割などを明確に提示していた¹。そして、51 大綱の本文中には「基盤的防衛力」という表現がなかったものの、一般的には、51 大綱の成立により、従来の所要防衛力に取って代わった「基盤的防衛力構想」も確立された。また、51 大綱成立後、しばらく単年度計画（ポスト 4 次防）などもあったが、日本の防衛力整備の制度化は大きく進展していた。

本章で注目するのは、51 大綱成立後の時期におけるポスト 4 次防と 53 中業である²。以下、本章に関する先行研究を述べる。まず、日本の防衛力整備に関する研究は、すでに序章で言及したので、本章では詳しく述べないが、簡単にまとめると、自主性と防衛構想（脱脅威論、低脅威論など）をめぐる研究は、当該時期における防衛力整備（計画）の内容・中身に対する説明が不十分である³。そのために、51 大綱成立後において日本の防衛力がどのように整備されていったのかという本章の一つ目の問いを設定したい。

¹ 真田尚剛「防衛政策・自衛隊の正当性の揺らぎ—1970 年代前半における国内環境と防衛大綱に至る過程」『年報政治学』第 67 巻第 1 号、2016 年、164、177-178 頁。

² 本章では、51 大綱そのものも考察の対象とする。ポスト 4 次防は、単年度計画で一定期間（例えば、5 年間）にわたる整備目標がなく、すべては実際の調達数（実施）であった。53 中業について、当初計画（5 年間）の整備目標と実際の 3 年間の調達数を同時に考察する。また、51 大綱については、別表には整備目標が明示されていた。1977 年の『防衛白書』には、51 大綱の整備目標について補足的な説明を行っていた（07 大綱と 16 大綱も同じパターン）。大綱の本文にある整備目標のみならず、防衛白書にある補足内容についても本論文で考察する。

³ 防衛力の量については、千々和は、51 大綱のコンポーネント（詳細は後述）より、自衛隊が自らの優先順位で防衛力整備（主に兵力量の算出）を行ったと指摘している：千々

次に、当該時期における防衛力の変化を説明する要因について、外部脅威論と同盟政治論という二つの説明が存在している。外部脅威論者は、ソ連の脅威と米国の提供する保護に差が生じると、日本が防衛力を高める（F-15 や P-3C の整備など）と主張している⁴。同盟政治論者は、カーター（Jimmy Carter）政権において、日米間の兵力構造の「相互補完性」（米国製兵器の導入による対潜や防空能力の向上）の概念が成立し、日本が米国製の F-15 や P-3C を導入し、そして 8 艦 8 機体制（詳細は後述）を成立させたと主張している⁵。

しかし、外部脅威論について、日本の防衛力の変化が差し迫った脅威を計算した結果であるということに疑問の余地がある。F-15 や P-3C などを導入する動きは、外部の差し迫った脅威がまだ強くなかった 1960 年代末から 1970 年代前半にはすでに存在していた⁶。同盟政治論について、まず、同じく相互補完性の概念が成立する前にすでに F-15 や P-3C などを導入する動きがあったという問題点がある。そして、序章でも言及したように、戦後日本が一貫して米国製装備品を導入しており、相互補完性の内容として対潜や防空も、戦後自衛隊の一貫した役割であった⁷。日米の兵力構造の相互補完性に関する検討が、日本の防衛力整備に大きな変化をもたらしたとは言いにくい。51 大綱成立後における防衛力の変化を説明するために、別の要因を検討する必要がある。そこで、当該時期における防衛力の変化を説明する要因とは何かという本章の二つの問いを設定したい。

和泰明「『51 大綱』における防衛構想と自衛隊」『戦史研究年報』第 20 号、2017 年 3 月、44-64 頁。本論文は、千々和の視点に反論しないが、その兵力量の算出は、より包括的な説明（主要な中身そして要因分析）が必要である。

⁴ Anderson, “Anarchic Threats and Hegemonic Assurance,” 113-116; Lind, “Pacifism or Passing the Buck?” 110-116.

⁵ 吉田『日米同盟の制度化』264-285 頁。

⁶ 高橋秀幸「ポスト 4 次防期における航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化—基盤的防衛力構想への対応と F-15 導入を事例として」『戦史研究年報』第 19 号、2016 年 3 月、57-58 頁；防衛庁「次期対潜機の選定について」『防衛アンテナ』第 206 号、1977 年 9 月、11 頁。

⁷ 例えば、F-15 と P-3C が導入される前に、日本はすでに米国製の F-104 戦闘機、F-4 戦闘機、そして P2V-7 対潜機などを導入していた。

以下、本章では、まず、第Ⅱ節で 51 大綱の特徴をまとめる。それから、一つ目の問いについて、第Ⅲ節で、51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画を実証する。次に、二つ目の問いについて、第Ⅳ節と第Ⅴ節で、政軍関係と軍事技術という二つの要因を考察する。最後に本章のまとめを行う。

Ⅱ 51 大綱の概要

51 大綱は、国際安全保障環境について、緊張緩和の認識を示していた。具体的には、限定的な武力紛争が生起する可能性を否定しなかったが、「核相互抑止を含む軍事均衡や各般の国際関係安定化の努力により、東西間の全面的軍事衝突又はこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない」とされていた。このような認識において、51 大綱には以下のコンポーネントが提示されていた⁸。

第一は、「各種機能保持／機能的・地理的均衡」であった。具体的には、陸海空自衛隊が、欠落なく各種の機能を保持し、そして各種の機能の構築に均衡を取り、また兵力を全国に均衡的に配備するというものであった。当該原則により、「防衛力の欠落機能や正面装備と後方支援体制のギャップ、配備における地理的空白が埋められたと言える面もある」。第二は、「限定小規模侵略独力対処」（「限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力でこれを排除」）であった。なお、51 大綱では、「限定小規模」の中身は明白に定義されなかった。

第三は、「エクспанション」の概念（「エキスパンド条項」とも呼ばれる）であった。すなわち、防衛力は、「情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るよう配意された基盤的なものとする」ものであった。なお、実際の防衛力整備は、必ずしも上述のコンポーネントに沿って行われたわけではない（詳細は第Ⅳ節を参照）。

51 大綱は、上述したコンポーネントのみならず、別表において、防衛力の量の具体的な整備目標を示していた。詳しくは後で考察するが、全体的には、防衛力の量（定員、主

⁸ 以下示す 51 大綱のコンポーネントについて以下の文献を参照：千々和「『51 大綱』における防衛構想と自衛隊」44-64 頁。

要部隊やプラットフォームの定数)は、4 次防実績(見込み)から微修正されたものである。

III 51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画

1 防衛力の量的変化

防衛力の量的変化については、4 次防完成時に、防衛力の量的拡大は基本的に完成し、陸海空の基本的部隊は整備されるようになった⁹。51 大綱成立後、部隊数や人員・プラットフォームの総量は、ある程度変化していたが、基本的には現状維持された。一方、部隊内部の構成は比較的大きく変化していた。詳述すると、第一に、陸自について、51 大綱では、従来の 13 個師団体制が維持されたが、1 個師団は機甲師団とされた。一般の師団が普通科(歩兵)部隊を主体とすることに対し、機甲師団が戦車部隊を主体として編成される。そして 1 個混成団の新設が認められた。陸自は四国に混成団を設立し、そして戦車団という編成を廃止し、その戦車を北海道に配置していた第七師団(機械化師団)に統合することにより、第七師団が機甲師団化されることとなった¹⁰。

戦車の数について、4 次防完成時に、戦車の総数は 790 輦になることに対し、ポスト 4 次防では 144 輦、53 中業では 204 輦(3 年間予算。当初計画では 301 輦)の調達(いずれも 74 式戦車)がなされ、質の高い 74 式戦車が占める比率が上がった。53 中業完成時に、74 式戦車が占める比率は 4 次防完成時の約 16.3%から約 46%になる¹¹。なお、陸自の自衛官定数(18 万人)と実員はあまり変化していなかった。

⁹ 4 次防実績(見込み)と 51 大綱(定数)との防衛力の量比較について:『防衛白書』1977 年版、79 頁。本章の表 2-4 も参照。

¹⁰ 『防衛白書』1977 年版、64-65 頁。「寺島泰三 OH」『冷防同④』2015 年、88 頁;「三井康有 OH」『冷防同④』305 頁。

¹¹ 防衛庁「56 補足」10 頁、1982 年 8 月『宝珠山文書』32-8、憲政。本項では、「4 次防完成時」は、防衛庁「56 補足」(1982 年 8 月作成)という文書で記載されるデータを指す。また、本章では、「4 次防実績(見込み)」では、1977 年の『防衛白書』で記載され

第二に、海自については、まず、先進的な対潜機の相対的な量が増加した。4 次防完成時の対潜機の機数について、P-2J が 80 機、P2V-7 が 9 機、PS-1¹² が 18 機、S2F-1 が 25 機、合計 132 機となる。1977 年に 45 機の P-3C の導入が決まった。P-3C は、ポスト 4 次防では 8 機、53 中業では 17 機（3 年間予算。当初計画では 37 機）機が調達され、53 中業完成時の対潜機の構成は、P-2J が 55 機、P-3C が 25 機、PS-1 が 6 機となる。それから、4 次防実績（見込み）の海自の作戦用航空機が「約 210 機」となり、51 大綱では「約 220 機」体制となった¹³。

また、51 大綱成立後、護衛隊群の体制も変更された。従来の「8 艦 6 機体制」は、「8 艦 8 機体制」となった。8 艦 6 機体制は 2 隻の DDH（1 隻につき 3 機搭載）、1 隻の DDG、1 隻の多用途護衛艦（DDA）、4 隻の対潜護衛艦（DDK）からなっていた。8 艦 8 機体制は、1 隻の DDH（1 隻につき 3 機搭載）、2 隻の DDG、そして 5 隻の汎用護衛艦（DD）（1 隻につき 1 機搭載）から構成していた¹⁴。8 艦 8 機体制は、8 艦 6 機体制より、防空能力（DDG は 1 隻増勢）そして対潜能力（対潜ヘリは 2 隻増勢）などが向上していた。

そして、海自の艦艇数について、4 次防実績（見込み）の「対潜水上艦艇」は 61 隻（護衛艦 49 隻、駆潜艇 12 隻）であり、51 大綱では「約 60 隻」とされた。具体的に、護衛艦隊の 4 個護衛隊群では、護衛艦が 32 隻となる。その他の艦艇は、10 個地方隊に所属するものであった¹⁵。最後に、51 大綱では、潜水艦の定数は 4 次防完成時の 14 隻から 16 隻となった。

るデータ、「53 中業完成時」では、3 年間予算の完成時（防衛庁「56 補足」で記載されるデータ）を指す。

¹² PS-1 は対潜哨戒飛行艇であるが、本章で便宜上、P-2J などと一緒に対潜機と呼ぶ。

¹³ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「56 補足」48 頁；『防衛白書』1977 年版、79 頁。本章では、P-3C の機数問題について、1977 年の 45 機体制の決定（そして 100 機体制の構想）を中心に考察する。

¹⁴ 「吉川圭祐 OH」『冷防同③』2014 年、189 頁。DDA は、対潜能力に重点を置く DDK より、対空・対水上能力も強化する艦種である：香田洋二「国産護衛艦建造の歩み」『世界の艦船』2015 年 12 月号増刊、40-41 頁。

¹⁵ 「林崎千明 OH」『日安防④』2019 年、153 頁；『防衛白書』1977 年版、69、79 頁。

第三に、空自について、まず、51 大綱では一つの「警戒飛行部隊」の新設が認められた¹⁶。そして作戦用航空機の定数が約 430 機であった。その中で、戦闘機について、10 個「要撃戦闘機部隊」(250 機)、そして 3 個「支援戦闘機飛行隊」(100 機)は 51 大綱においても確認された¹⁷。4 次防実績(見込み)の作戦用航空機の機数(約 490 機)¹⁸と比べ、約 60 機が削減されたと言えるが、それが旧式の F-104J などが大量に退役する予定¹⁹のためであり、4 次防実績(見込み)と 51 大綱における空自の戦闘機の総量は実質的には同程度と言えよう。

そして、要撃戦闘機部隊数が 4 次防実績(見込み)と比べて変化はなかったが、10 個要撃戦闘機部隊の具体的な編成が変化し、質の高い要撃戦闘機の相対的な量が増加していた。1977 年には、100 機の F-15 (4 個飛行隊)の調達が決まった。4 次防完成時の要撃戦闘機の構成は、156 機の F-104J と 120 機の F-4EJ であり、ポスト 4 次防と 53 中業にそれぞれ 23 機と 57 機(3 年間予算。当初計画では 77 機)の F-15J が調達され、53 中業完成時に、要撃戦闘機の構成は、120 機の F-4EJ と 76 機の F-15J になる²⁰。

それから、4 次防実績(見込み)では支援戦闘機部隊が 3 個になり、同じく支援戦闘機部隊 3 個飛行隊(約 100 機)が 51 大綱で確認されたが、先進的な F-1 支援戦闘機が占める比率も高くなっていた。4 次防完成時には F-1 は 26 機、F-86F は 44 機であり、53 中業完成時には F-1 は 63 機、F-86F は全部退役となる²¹。なお、資料と紙幅の関係で、本章では支援戦闘機の機数問題を詳しく考察しない。それを将来の課題にしたい。

¹⁶ 警戒飛行部隊の新設により、早期警戒機(AEW 機)の E-2C(プラットフォームの質的向上)は導入された。本章では、資料の制約により、AEW 機の機種選定(E-2C)そして E-2C そのものを詳しく考察しない。

¹⁷ 『防衛白書』1977 年版、78 頁。なお、要撃戦闘機と支援戦闘機の定数は、51 大綱の本文でなく、1977 年の『防衛白書』で明記されている。

¹⁸ 同上、79 頁。4 次防実績(見込み)における戦闘機の飛行隊の体制は、51 大綱と同様であった。

¹⁹ 防衛庁「56 補足」54 頁。

²⁰ この段落は以下の文献を参照：同上、54-56 頁。本章では、F-15 の機数問題を 1977 年の 100 機体制の決定を中心に考察する。

²¹ 同上、54 頁。

2 防衛力の質的变化

51 大綱成立後における防衛力の質的变化について、主として、旧機能型プラットフォームの質的向上を特徴としていた。具体的には、自衛隊の対潜や防空能力が強化されていた。そして、新機能型プラットフォームとして、E-2C が導入された。また、ネットワーク化について、旧機能型としての防衛マイクロ回線の整備、プラットフォームの戦術データリンク装置（リンク 11）の搭載、そして新機能型としての中央指揮システム（CCS）²²の成立があった。

(1) ネットワーク化

(a) 防衛マイクロ回線の整備

1977 年度から、自衛隊の統合骨幹通信網である防衛マイクロ回線の整備が着手された。その整備により、従来の日本電信電話公社（のちに日本電信電話株式会社（NTT）となった）の通信回線は防衛マイクロ回線を補完する役割を果たすようになった。防衛マイクロ回線は、指揮・管理及び通信機能の強化を図るものであり、北海道から九州まで各自衛隊の主要駐屯地及び基地を経由して構成される²³。

(b) リンク 11 の導入

海自について、53DDG「さわかぜ」（「たちかぜ」型護衛艦の 3 番艦）は、リンク 11 を装備し、NTDS 艦とコンピュータ相互間で、リアルタイムの情報交換が可能になった。56DDG「はたかぜ」（「はたかぜ」型護衛艦の 1 番艦）も、リンク 11 を搭載していた²⁴。

²² CCS が防衛庁本庁に位置する中央指揮所にあるシステムを指す：『防衛白書』1986 年版、144 頁。冷戦後に、新中央指揮システム（NCCS）は成立した（詳細は第四章を参照）。

²³ この段落は以下の文献を参照：『防衛白書』1978 年版、105 頁；同上、142 頁。

²⁴ 海上自衛隊 50 年史編さん委員会編『海上自衛隊五十年史 本編』防衛庁海上幕僚監部、2003 年、159 頁；香田「国産護衛艦建造の歩み」136 頁。NTDS は、「海軍戦術情報システム」である。リンク 11 装備艦が NTDS 艦、リンク 14（詳細は後述）装備艦が非 NTDS 艦と呼ばれたことがある：森恒英『続・艦船メカニズム図鑑』グランプリ出版、1991 年、82 頁。

そして、海自の P-3C もリンク 11 を搭載している²⁵。なお、海自のリンク 11 搭載は、51 大綱成立後にできた新機能でもなかった。4 次防で整備された「しらね」型護衛艦 (DDH) は、リンク 11 を搭載していた²⁶。いずれにしても、リンク 11 の搭載により、海自の護衛艦の間の接続が強化されていた²⁷。また、空自の E-2C も、リンク 11 を搭載している²⁸。

(c) CCS の成立

防衛庁は、1981 年度から CCS の整備を進めてきた。CCS は、長官の指揮命令を迅速かつ的確に行うための指揮支援機能の充実を図るために構想された。情報を集約する機能や命令を伝達する機能等から構成され、SF システム、バッジと接続し、中央で航空機や艦艇の動きを把握することが可能であった。ただし、各自衛隊が長年にわたって独自の通信器材を装備していたため、中央指揮所は成立しても、それが統合された完全なものとは程遠かった²⁹。

(2) プラットフォームの質的向上

(a) 海自の対潜機の質的向上

海自については、まず高度な軍事技術が使われていた対潜機の変化に焦点を当てる。4

²⁵ 多田「データリンクの基礎知識」83 頁。

²⁶ 香田「国産護衛艦建造の歩み」136 頁。

²⁷ なお、「はつゆき」型 (52-57DD) などに搭載するリンク 14 は、テレタイプ形式の情報しか伝達できないので、本章では詳しく考察しない：多田「データリンクの基礎知識」83 頁。

²⁸ 同上。本論文では、海自の艦艇に搭載する戦術データリンク装置について、護衛艦隊の DDG、DDH と DD を中心に考察。それ以外の水上艦艇については詳しく考察しない。また、P-3C と E-2C のリンク 11 搭載の原因も詳しく考察しない。

²⁹ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』48-51、285-286 頁；防衛庁運用局運用課「平成 14 年度 政策評価書（総合評価） 中央指揮システム (CCS)」2002 年 10 月—2003 年 3 月；『防衛白書』1985 年版、151 頁；「山口 OH」204 頁。SF システムは、海自の指揮管制システムである「自衛艦隊指揮支援システム」の略称である。バッジは、空自の航空警戒管制組織である「自動警戒管制組織」(BADGE. バッジシステム) の略称である。

表 2-1 自衛隊のネットワーク化

	4次防完成時	51 大綱成立後
統合通信網	日本電信電話公社の回線	防衛マイクロ回線
リンク 11 搭載プラットフォーム	DDH : 「しらね」型	DDG : 53DDG 「さわかぜ」 56DDG 「はたかぜ」 P-3C、E-2C
CCS	なし	成立

出典：第(1)目の考察に基づいて筆者作成

次防完成時に、上述したとおり、海自は多様な対潜機を保有していた。その代表的な P-2J を例に挙げると、データの処理作業が乗員の手作業に頼っていたため、総合情報処理能力に問題があった。また、与圧機構がないため、高々度に長期間滞空することができず、水中搜索機器も旧式化していた。また P-2J は速力が十分ではなく、航法装置も旧式化していた。このような P-2J は広域水中搜索能力や位置局限能力に問題を抱え、機動性についても優秀とは言えない。最後に、P-2J は機内が狭いので、作業環境が悪かった。国産の PS-1 についても、着水したままで再び飛び出すために補助エンジンをかけっ放しでソーナーを下ろす構造なので、ケーブルを伝わる震動でうまく音を取りにくかった³⁰。

これに対し、P-3C は、コンピュータを搭載し、探知機器から送られた多種多様なデータの分析や、僚機等とのデータ交換などの諸情報を短期間にかつ正確に処理しうる総合情報処理能力を有している。そして P-3C は与圧機構があり、高い高度における長時間飛行が可能であり、優れた探知機器を搭載しているため、優秀な広域水中搜索能力があり、位置局限能力も高い。また、P-3C の機動性や機内作業環境も優れている。さらに、P-3C は指揮支援システム、後方支援体制（補給・整備など）、通信システム（航空機と地上を結ぶもの）の面でも優秀である³¹。

³⁰ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」9-11、50-51 頁；『防衛白書』1977 年版、120-122 頁；「江間清二 OH」『冷防同⑦』2017 年、75 頁。

³¹ この段落は以下の文献を参照：「岡部文雄 OH」『冷防同⑥』2016 年、54-55 頁；C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『大賀良平 OH 第二巻』政策研究大学院大学、2005

(b) 海自の対潜ヘリ・護衛艦の質的向上

海自の対潜ヘリ、護衛艦の質も比較的大きく向上していた³²。第一に、対潜ヘリについて述べる。4次防完成時に海自は対潜ヘリ HSS-2 と HSS-2A を保有していた。HSS-2A は、HSS-2 より、レーダー等を装備しエンジン出力を増加したが、護衛する船団から遠方の潜水艦の水中脅威に対処し難く、ソノブイ・ミニバリヤー展開を行うソノブイ・オペレーション、対艦搜索能力、対水上戦支援機能、対艦ミサイル防御（飛来するミサイルに自機のチャフを散布し、これを誤誘導させる）の能力も不足であった。51 大綱成立後に導入された HSS-2B は、ソノブイ・オペレーション、レーダーや逆探装置（ESM）によって水上部隊のレーダー水平線以遠にある目標を探知追尾し、護衛艦部隊の SSM 攻撃目標指示を行う対水上戦支援機能、そして対艦ミサイル防御機能等が進展していた。

第二に、護衛艦の質的向上を考察する。4次防完成時の護衛艦について、まず、DDH について、「システム艦」（詳細は後述）ではない「はるな」型護衛艦（43DDH「はるな」及び 45DDH「ひえい」）は 3次防で整備された。4次防で整備された「しらね」型（50DDH「しらね」及び 51DDH「くらま」）は、防空・電子戦能力が強化され、対潜ヘリによる航空対潜戦を中心とした対潜戦重視の指揮管制システムである戦術情報処理システム（TDPS）も装備され、強力な「システム艦」となった。また、海自の DDH は多くのミサイルを搭載していたわけではないが、ある程度短 SAM（艦対空ミサイル）や対潜ミサイルを装備していた。なお、51 大綱成立後に、新しい DDH の整備はなかった。

また、DDG について、46DDG「たちかぜ」及び 48DDG「あさかぜ」（「たちかぜ」型の 1番と 2番艦）は、最新の目標指示装置（WES）が導入され、海自の最初の DDG「あまつかぜ」（実際に、整備当時の国内情勢により、誘導弾の「G」を用いることを避け、DDC と呼ばれた）より、性能が大幅に改善され、「システム艦」となったものの、まだデータリンク装置がなく、戦闘指揮システム（CDS）、NTDS との接続ができないため、部隊編成する僚艦とのデータ交換に基づく協同対処などのオペレーションが実施できなかった

年、95-96 頁（以下、GRIPSOH の要領で略記）；防衛庁「次期対潜機の選定について」50-51 頁。

³² 本目の(b)の部分は以下の文献を参照：海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』155-161、172-173、195-196、305-306 頁；長田博「53 中業 昭和 55-57 年度」『世界の艦船』1998 年 1 月特大号、163 頁；香田「国産護衛艦建造の歩み」89 頁。

た。最後に DDA、DDK は、システム艦でなく、ヘリを搭載することもできなかった。加えて、DDA、DDK はミサイル化程度も低かった。なお、38DDA「たかつき」は、1970 年度に行われた特別修理の際に、護衛艦初のデジタル電子計算機を使用した TDPS の搭載が実現したが、それが武器管制機能及びデータリンクを有さない初期の情報処理システムであった。本章では、その TDPS の機能不足で、当時の「たかつき」をシステム艦として扱わない。

これに対しては、51 大綱成立後に、護衛艦の「システム化」や「ミサイル化」が進展していた。「システム艦」とは、対空戦、対潜戦、対水上戦、電子戦闘等の戦闘に対応する複数の兵器を「ウェポン・システム」として統合し、さらにデジタル・コンピュータによって運用する CDS で指揮管制するというものである。まず、51 大綱成立後に整備された 53DDG「さわかぜ」は、WES に代わり CDS を装備していた。また、ターターミサイル・ランチャーからハーブーン SSM を発射するため、対水上能力は強力であったが、ターターシステムの SAM の数が制約され、「さわかぜ」の対空能力が影響を受けた。そして 56DDG「はたかぜ」は、「さわかぜ」のように対空戦能力が制約されたことを避けるために、SAM と SSM ランチャーがそれぞれ前部と後部に別途設けられた。

最後に、DD は、DDA、DDK に代わるものであり、高性能の DDG、DDH と比べ、いわゆるローコンセプト艦であるが、「はつゆき」型は、12 隻が整備され、短 SAM、76 ミリ砲、近接防御火器システム (CIWS) による対空能力、ハーブーン SSM による対水上能力、ヘリ搭載による対潜能力、システム化された情報処理・指揮管制能力などの各種能力の向上、そして主機へのガスタービンの採用による機動性・静粛性の向上で、在来型により大きく進んでおり、先進的なシステム艦でもあった。また、ミサイルや電子戦を主体とする現代の海戦に対応できるように、「たかつき」型護衛艦 (DDA) は、短 SAM、ハーブーン SSM、CIWS、戦術情報処理装置などが追加装備され、電子戦能力も改善され、「はつゆき」型とほぼ同等の能力を持つようになった。そのため、改修後の「たかつき」型をシステム艦と理解してもよい。

(c) 空自の要撃戦闘機の質的向上

空自については、まず、高度な軍事技術が使われている要撃戦闘機の変化に焦点を当てる。上述したとおり、F-15J は主に F-104J の消耗を補充するものであった。F-104J は 1960 年代に導入された戦闘機で、上昇機能が優れるという特徴はあったものの、60 年代後半以降、F-104J の相対的能力低下が指摘され、空自は F-4 の導入作業を進めていた。

しかし、1970 年代以降、F-4EJ は高々度高速侵入目標、超低空侵入目標に対処する能力、対戦闘機戦闘能力、電子戦能力などの面ですでに限界を迎えていた³³。

これに対しては、大綱成立後に導入が決定された F-15 は非常に質の高い戦闘機である。F-15 はエンジン出力が大きいため、運動性・機動性、すなわち上昇・加速・回旋性能が優れており、高い対戦闘機戦闘能力を誇る。そして低高度から入ってくる目標をデジタル的な処理を行い、低高度目標対処能力が優れている。さらに F-15 は全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、対電子戦能力や独立戦闘能力も優秀である。より詳しく比較すると、F-104J は最大速度がマッハ 2.0、戦闘上昇限度が 15,500 m、最大航続距離が 1,760 km であり、2-4 発のサイドワインダー (AIM-9) しか搭載できない。F-15 は最大速度がマッハ 2.5、戦闘上昇限度が 20,400 m、最大航続距離が 4,630 km に至っている。そして 4 発のスパロー (AIM-7) と 4 発のサイドワインダーを搭載できる³⁴。

3 日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価

以下、51 大綱成立後における防衛力の変化をまとめる。第一に、量的変化について、51 大綱の別表にある防衛力の量は、基本的に 4 次防実績（見込み）と同程度であり、部隊や人員・プラットフォームの総量の変動が小さかったものの、部隊内部の構成の変化が大きかった。詳述すると、部隊における異なる種類のプラットフォームの量の相対的変動

³³ この段落と次の段落は以下の文献を参照：防衛局防衛課「新戦闘機の選定作業の経緯と今後の方針について」日付なし『宝珠山文書』28-1、憲政；「阿部 OH」388 頁；航空自衛隊 50 年史編さん委員会編『航空自衛隊五十年史—美しき大空とともに』防衛庁航空幕僚監部、2006 年、162-163、266-269 頁。

³⁴ なお、空自は、1981 年度予算から C-130H 輸送機を導入していた（53 中業の C-1 整備が見直しされ、C-130 導入へ）。C-130 の導入には、米国からの政治的要請（米国と経済摩擦の緩和と極東有事、宗谷海峡を機雷封鎖で協力）という背景があった。すなわち、C-130 の導入には米国要因の役割が大きかった：防研編『鈴木昭雄 OH』防研、2011 年、246-247 頁；『防衛白書』1981 年版、190-191 頁；空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』499 頁。また、上述したように、新機能型プラットフォームの E-2C も導入された。

表 2-2 プラットフォームの質的向上

	4 次防完成時	51 大綱成立後
対潜機	S2F-1、P2V-7 PS-1、P-2J	P-3C
対潜ヘリ	HSS-2、HSS-2A	HSS-2B
ミサイル化 のシステム 艦	DDH：「しらね」型 DDG：46DDG「たちかぜ」 48DDG「あさかぜ」	DDG：53DDG「さわかぜ」 56DDG「はたかぜ」 DD：「はつゆき」型 「たかつき」型の改修
要撃戦闘機	F-104J、F-4EJ	F-15J
AEW 機 (新機能)	なし	E-2C

出典：第(2)目の考察に基づいて筆者作成³⁵

一質の高い対潜機（P-3C）や要撃戦闘機（F-15）などが占める比率の増加、そして護衛艦隊の具体的な編成の調整（8 艦 8 機体制の成立）などがあった。

第二に、質的变化について、当該時期は、ネットワーク化も進展していたが、主な変化は、旧機能型プラットフォームの質的向上であった。具体的には、対潜と防空能力—海自の対潜機、対潜ヘリそして護衛艦、また空自の要撃戦闘機などの質的向上が行われた³⁶。もちろん、新機能型としての AEW 機も導入された。

IV 政軍関係と日本の防衛力整備計画

当該時期において、防衛力の量については、政軍の選好が主に不一致であった。政治家は防衛力に上限を設けることを主張し、最終的には自衛隊に対して防衛力の量の現状維持という大きな枠組みを設定していた。それを望んでいなかった自衛隊は、組織利益を守る

³⁵ 本論文にある防衛力の質を比較する表では、すべて主要なものを書く。

³⁶ 護衛艦隊の防空能力が強化されたが、その防空能力が「洋上防空能力」を含んでいなかった。洋上防空能力については、第三章で詳しく考察する。

ために、防衛力の量の最大化（主に部隊内部の構成の変化で）を求めた。なお、警戒飛行部隊の新設については、政軍の選好が一致していた。

1 政治家の選好—防衛力の量に上限を設けること

以下、政治家が持つ防衛力に歯止めをかける選好と行動を考察する。政治家の選好（と行動）により、野心的な中曽根原案（限界と明言しなかったが）から平和時の防衛力へと縮小し、防衛課長の「依頼」などを経て最終的には 51 大綱の別表における防衛力の量（ \approx 4 次防実績（見込み）の防衛力の量）となった（各案の比較は表 2-3 と表 2-4 を参照）。

(1) 防衛力限界論の再燃

本目では、中曽根康弘防衛庁長官が主導した野心的な 4 次防計画に対し、国会においては野党を中心に不安・批判が浮いていたことによる防衛力限界論の再燃を考察する。

防衛力に限界を求めることは、日本では新しい現象ではなかった。51 大綱の前の時代にも、野党は「防衛力の限界」の設定を問いただしてきたものの、岸信介、池田勇人や佐藤栄作らの歴代首相はそれを退けた。その一つの要因として、当時は防衛力再建に取り組んでいた時代であり、政府与党と防衛庁は防衛力に歯止めを設ける必要性をあまり感じなかった³⁷。第一章で言及したように、国会にいる政治家は深く自衛隊に介入することが難しいものの、国会における議論などで、自衛隊に圧力をかけることができる。防衛力限界論の再燃も、国会での議論から始まった。

1960 年代末から、地方において革新派は徐々に力を増していた。1970 年代前半には、地方のみならず、国政選挙でも、革新政党が躍進する傾向にあった。1972 年 12 月の総選挙、そして 1974 年 7 月の参議院選挙において、自民党の勢力が減っていた。この「保革伯仲」（自民党の不振と革新政党の躍進）は、防衛問題でなく、国民生活や公害問題など

³⁷ 真田『「大国」日本の防衛政策』214-215 頁。

を要因としていたが、防衛政策や自衛隊に対して批判的な政党が伸びていたため、従来通りの防衛政策の推進が困難となっていた³⁸。

1970年以前にも、国会において、防衛力の限界についての議論もしばしばあったが、中曽根が防衛庁長官に就任した後、防衛力の限界に関する議論が多くなっていた。特にこの時期の国会においては、野党を中心に、中曽根の「自主防衛論」（そして防衛予算の増額構想）に対する不安が強かった。4次防の策定が具体化するにつれ、予算規模が問題になり始めた。4次防でも2次防、3次防からの防衛予算倍増の傾向が継続するとすれば、巨額の予算規模が予想された。野党を中心に防衛力増大に歯止めを設けなければならないのではないかという声が上がりはじめた³⁹。

例えば、1970年4月14日の参議院予算委員会第二分科会において、日本社会党の羽生三七議員は、中曽根の「自主防衛の五原則」を言及し、防衛力の限界問題について中曽根に対して質問を出した。それに対し、中曽根は、弾道ミサイル、長距離爆撃機や空母のような攻撃的兵器を保有しないと表明したが、実質的な防衛力の限界については、陸自の18万人体制以外に言及しなかった。羽生は、4次防、さらに5次防において、防衛予算が膨張することに対して心配を表明したが、中曽根は、「日本の現在の地政学的位置とか、あるいは客観的な位置であるとか、国内情勢であるとか、財政であるとか、あるいは国民的心理であるとか、そういうあらゆるものを総合的に把握した上で適正規模の防衛力を順次増勢していく」という一般論で回答した。そして、中曽根は、日本の防衛力が、まだ「中共」（当時日中国交正常化がまだ実現しなかった）やインドなどに遅れていると表明し、防衛力に具体的な限界を設ける議論を避けた⁴⁰。

1970年10月28日に、元防衛事務次官の加藤陽三議員（自民党）による「防衛力整備の限界」に関する質問に対し、中曽根は、「非核中級国家」という概念を言及し、その概念が防衛力の限界に関係しているとしていた。具体的な内容について、まず、核を持たない。次に、国に脅威を与えるような兵器を持たない。最後に、陸海空の具体的な体制であ

³⁸ 真田「防衛政策・自衛隊の正当性の揺らぎ」170-171頁。なお、野党の勢力の躍進は、日本社会における平和主義の増長よりは、国民生活や公害問題を要因としていたため、本章では、野党の役割を平和主義がもたらす結果としない。

³⁹ 佐道『戦後日本の防衛と政治』243-244頁。

⁴⁰ 第63回国会「参議院予算委員会第二分科会」第2号、1970年4月14日。

った。陸自について、大体定員では 18 万人が限界であった。海自について、理論上はヘリ空母くらいまでが限界であるが、ヘリ空母は効率が非常に悪いため、護衛艦にヘリを積むという形が能率的であるとされた。空自については、ファントム (F-4)、ナイキ、ホークが当時の限界であった。「一応そういう限界を守りながら、その中の性能を改良していくという形で進んでいくだろうと思うわけでありませう」と中曾根が表明した⁴¹。また、12月5日に、羽生三七の質問に対し、中曾根は、「航空自衛隊につきましては大体 960 機程度の飛行機を持っておりますけれども、当分の間はこのぐらいの数字でけっこうである」と表明した⁴²。

すなわち、中曾根は、「自主防衛論」という防衛力増強論を主張していたが、防衛力の限界問題を考慮しなかったとは言えない。しかし、中曾根は、陸自の 18 万人体制などの具体的な限界をある程度言及したものの、「防衛力の限界」の詳細な案を提示しなく、その政策化も積極的に推進しなかった。中曾根の「自主防衛五原則」や「非核中級国家論」に対しては自民党が反対し、国民の間にも定着せず、後代の防衛庁長官も踏襲しなかった⁴³。1971 年 4 月に発表された野心的な新防衛力整備計画 (4 次防) の防衛庁原案 (中曾根原案と称されることがある) も最終的には成立しなかった⁴⁴。なお、中曾根原案は、長期的な整備目標 (4 次防完成時のみならず、10 年後の勢力も含む) を言及した (詳細は表 2-3 を参照) ⁴⁵。

⁴¹ 第 63 回国会「衆議院内閣委員会」第 31 号、1970 年 10 月 28 日。

⁴² 第 64 回国会「参議院予算委員会」第 1 号、1970 年 12 月 15 日。紙幅の関係で当時の防衛力の限界に関する議論 (特に野党による批判) のすべてを詳しく考察しないが、詳細は、「国会会議録検索システム」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>) を参照。

⁴³ 真田『「大国」日本の防衛政策』126 頁。

⁴⁴ 同上、158-175 頁。中曾根原案で整備する兵力量は当該文献の 163 頁を参照。

⁴⁵ 中曾根原案における 10 年後の兵力案について：『朝日新聞』1971 年 4 月 22 日。当該案は、1971 年 4 月 21 日に防衛庁内で固められた案であった。中曾根原案における 4 次防完成時の兵力案について：『朝日新聞』1971 年 4 月 28 日；『読売新聞』1971 年 4 月 28 日。当該案は、4 月 27 日に正式的に発表された案であった。

総じて、中曽根の野心的な防衛力整備計画は、国会において野党を中心に攻撃される材料となった。野党の行動、そして当該時期に国会で行われた議論は、すぐに政策化されたわけではないが、後日の防衛力の限界に関する議論への布石となっていた。

(2) 「平和時の防衛力」の提示

本目では、田中政権における「平和時の防衛力」問題を検討する。田中政権になると、防衛力の限界問題は引き続き大きく議論されていた。増原恵吉防衛庁長官が最初に防衛力の限界問題に消極的であったが、その後軌道修正し、1972年8月に、防衛力の限界の具体的な内容として、陸自の18万人、海自の総トン数(34-35万トン)、空自の航空機の機数(1,000-1,300機)を表明した。増原の態度が変化した原因について、詳細が不明な点もあるが、防衛力の限界の設定が政策課題として次第に浮上していた⁴⁶。

増原は、1972年9月12日の衆議院内閣委員会において、「中曽根原案で10年後を考えたものを、一般の人も、一応防衛力の限界というふうに大体考えておられるということであるように私は思う」と述べた⁴⁷。そして、9月14日の参議院決算委員会において、以下のように述べた。

「中曽根原案においては、一応この防衛力の限界等も考えられるようなものが出ておるといふことにもかんがみまして、私どももいろいろ状況の前提といふものをつくっていくならば、やはり一つの防衛力の限界といひまするか、そういう意味の防衛力を検討できるのではないか」

同時に、増原は、年内に一つの案を示すと表明した⁴⁸。また、増原が田中首相邸に駆け込んで4次防の最終案の決定をあおぎに行った時、田中角栄首相が、平和時の防衛力の検討を増原に指示した⁴⁹。そして、1972年10月6日に、田中は「平和時の防衛力の限界」

⁴⁶ 真田『「大国」日本の防衛政策』217頁。

⁴⁷ 第69回国会「衆議院内閣委員会」第4号、1972年9月12日。

⁴⁸ 第69回国会「参議院決算委員会」閉会后第5号、1972年9月14日。

⁴⁹ 「藤井一夫インタビュー」1997年4月16日、National Security Archive U.S.-Japan Project, Oral History Program (hereafter cited as NSAOH), <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/fujii.pdf>。

に関する検討を国防会議議員懇談会で指示した⁵⁰。田中政権において、陸海空の具体的な整備目標については、大まかにまとめられた案と4次防完成時と比較しながら詳細に検討された案があった⁵¹。

1973年2月1日に、「平和時の防衛力」が国会に提示された。具体的に、防衛費が「GNPの1%の範囲内で適切に規制される」とされた。そして、「平和時の防衛力整備のめどといたしましては、基幹部隊の数については、おおむね第4次防衛力整備5カ年計画完成時までには整備されること」になった。また、「欠けておりまする機能の付与及び装備の近代化など、内容の充実をはかる」とされた。最後に、平和時の防衛力の数量的限界について、陸自は5個方面隊、13個師団、18万人、海自は5個地方隊、4ないし5個護衛隊群、約25万—約28万トン、空自は3個方面隊（8個航空団）、1個航空混成団、約800機とされた⁵²。「平和時の防衛力」の本文は、久保卓也防衛局長の考え方が強く反映されたが、兵力量（防衛力の量）は、「当時幕僚幹部が考えていたものを付け加えた」⁵³。そして、海自の護衛隊群については、増勢（4個から5個へ）の余地が確保された⁵⁴。

当初中曽根主導の4次防策定が批判されたことを切っ掛けに大きく議論された防衛力の限界の議論は、田中政権では「平和時の防衛力」の提示に発展していたので、「平和時の防衛力」における防衛力の量は、論理的にも中曽根原案にあった兵力量を大きく超えてはいなくなると、さらにある程度縮小されるはずであろう。実際に、表2-3で見られるように、「平和時の防衛力」は少なくとも中曽根原案（10年後）における防衛力の量より縮小されていた。

⁵⁰ 『読売新聞』1972年10月6日（夕刊）。

⁵¹ 防衛省開示文書2020.8.31—本本B1240。関連する文書が多いため、開示文書名のすべてを羅列しないが、大まかにまとめられた案には、「平和時の防衛力」（第1案）（48.1.15）」など、詳細案には、「平和時の防衛力整備目標（試算）」などがあった。なお、詳細案は、整備目標の具体的な内容が黒塗りで明らかになっていない。

⁵² 第71回国会「衆議院予算委員会」第3号、1973年2月1日；「<資料>平和時の防衛力」1973年2月1日『国防』第22巻第3号、1973年3月、75頁。

⁵³ 「藤井一夫インタビュー」。

⁵⁴ 真田『「大国」日本の防衛政策』221頁。

しかし、「平和時の防衛力」は、野党の反対により撤回された。野党の思惑について、平和時の防衛力を受け入れると、自衛隊の存在、そしてその整備内容を認めたことになる。野党が口にする文民統制とは、実際は政府与党や自衛隊に対する政治的攻撃手段に過ぎなかった。さらに、田中政権は、平和時の防衛力を提出したが、その閣議決定あるいは了承を避けた。防衛力の限界は政策化されたのは、また時間を要していた⁵⁵。

田中政権は、平和時の防衛力という議論と同じ時期に、福祉や義務教育、公共事業の予算を多く盛り込んだ超大型予算を進めようとした。1973年1月15日に閣議決定した予算案は、一般会計歳出総額が対前年度当初予算比 24.6%増となった（1955年度以降最高の増加率）。1973年は「福祉元年」と呼ばれた⁵⁶。福祉などを中心とする超大型予算案と平和時の防衛力の検討の関係性を示す資料をまだ明らかになっていないが、田中政権は防衛費の大幅な増額を望まなかったと言えよう。そして田中は、防衛より、外交を熱心に推進していた。田中は、日中国交正常化を「裏安保」と称し、「中国と組んだから軍事費はいまも1%以内なんだ。そうでなければ3%ぐらいだ。米国が要求するからな」と述べた⁵⁷。さらに、1973年10月に、田中はソ連を訪問し、対ソ関係の改善を求めている⁵⁸。

総じて、防衛力の限界の政策化は田中政権で実現できなかったが、田中政権期は、その政策化の重要なプロセスの一部であった。

(3) 防衛力の限界の政策化

本目では、三木政権における防衛力の限界の政策化を考察する。田中の後を継ぐ三木武夫首相も、防衛力の量の増長に消極的であった。防衛予算の上限についても、三木は最終的に大蔵省のGNP1%枠という判断が妥当であると決断した⁵⁹。三木内閣の防衛庁長官坂田道太は、防衛力の量の増長などよりは、防衛に対する国民の理解や支持を調達する側面

⁵⁵ この段落は以下の文献を参照：真田『「大国」日本の防衛政策』222-223頁。

⁵⁶ 服部龍二『田中角栄—昭和の光と闇』講談社、2016年、159-160頁；土居丈朗「田中角栄を想起させる安倍首相の「財政出動」—「日本列島改造論」が遺した禍根を思い出せ」東洋経済オンライン、<https://toyokeizai.net/articles/-/128669>、2021年11月11日アクセス。

⁵⁷ 服部『田中角栄』153頁。

⁵⁸ 同上、178-188頁。

⁵⁹ 「丸山昂氏インタビュー」1996年4月12日、NSAOH。

表 2-3 防衛力の量に関する各案の比較①（主要な項目）

	中 曾 根 原 案 (10 年後)	中曾根原案 (4 次 防完成時)	平和時の防衛力
陸自			
自衛官定数	18 万人	18 万人	18 万人
戦車	1,200 輛	990 輛	
海自			
艦艇の総トン数	35 万トン	24 万 7 千トン	約 25 万—約 28 万トン
護衛隊群			4-5 個
護衛艦	73 隻		
潜水艦	27 隻		
空自			
航空機	1,050 機	920 機	約 800 機
戦闘機	520 機		

出典：本項の考察に基づいて筆者作成

を重視していた。具体的に、坂田は、「政策決定の新しい試み」として、「防衛を考える会」の設置、国防会議の活発化、国会における防衛を専管する委員会の設置、『防衛白書』の刊行という四つの手段を使った⁶⁰。「防衛を考える会」の「討議のまとめ」において、「防衛費として、国民の支持が得られる限度は、GNP の 1 パーセント以内が適当ではないだろうか」と記されていた⁶¹。

坂田が文教族出身であり、防衛問題に対しては素人と言えるが、逆に積極的な意味があり、51 大綱の成立には重要な役割を果たしていた。すなわち、坂田は政党政治家としての「常識」と世論への配慮を防衛政策に導入しようとし、防衛問題を国際政治の側からではなく、主として国内政治の側から見ていた。それで、ソ連の海軍力の増強や南ベトナムの陥落など、防衛庁や米国防総省の目から見てデタントを揺るがす事件が起こっていた

⁶⁰ 坂田道太『小さくても大きな役割』朝雲新聞社、1977 年、第一章。

⁶¹ 防衛を考える会事務局編『我が国の防衛を考える』朝雲新聞社、1975 年、36 頁。

にもかかわらず、坂田は日本の国内政治状況に集中することにより、状況をデタントの継続として捉え、国内政治的に実現可能な政策を模索していた⁶²。

防衛力に上限を設けるという政治的圧力は、防衛庁・自衛隊に大きな影響を与えた。上述した「平和時の防衛力」（第71回国会）は撤回されたが、防衛庁内にも、防衛力の上限問題が意識されていた。1975年2月15日に、夏目晴雄防衛局防衛課長から、「常備すべき防衛力の検討について」という「依頼」（宛先—陸上幕僚監部第3部長、海上幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部防衛部長、統合幕僚会議事務局第5幕僚室長）が発されて、その中に「第71国会における平和時における防衛力の限界に関する議論等にかんがみ、これに関連する検討が必要不可欠であると考えられる」、そして「第71国会において発表された平和時の防衛力の数量等を大きく変更することは極めて困難であることを十分考慮されたい」と書かれていた。当該依頼に、添付された試案には、防衛費については、「国民総生産の1%程度以内」と提示された。そして、防衛力の量（平和時の防衛力よりある程度縮小）も提示された（表2-4を参照）⁶³。

次期防衛力整備計画に関する第一次長官指示（1975年4月1日）の一週間後の4月7日に、田代一正防衛事務次官からの「常備すべき防衛力の検討について」という「通達」は、「各幕僚長」と「統合幕僚会議議長」宛に発された。その中に、「第4次防衛力整備5か年計画に続く防衛力整備計画の策定に際しては、第71国会で行われた平和時における防衛力の限界に関する議論にかんがみ、これに関連する検討が必要不可欠であると考えられる」、そして「常備すべき防衛力の規模は、第71国会において発表された平和時におけ

⁶² この段落は以下の文献を参照：大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治—デタントから軍拡へ』三一書房、1983年、124頁；佐瀬昌盛『むしろ素人の方がよい—防衛庁長官・坂田道太が成し遂げた政策の大転換』新潮社、2014年、第8章、第10章（佐瀬の本は、坂田と基盤的防衛力構想・51大綱へのつながりに詳しい）。政治家の選好と国際安全保障環境の関係について、次の目を参照。

⁶³ 防衛局防衛課長「常備すべき防衛力の検討について（依頼）」1975年2月15日『宝珠山文書』9-6、憲政。

表 2-4 防衛力の量に関する各案の比較②（主要な項目）

	防衛課長の「依頼」	4 次防実績（見込み）	51 大綱
陸自			
自衛官定数	18 万人	18 万人	18 万人
戦車			約 1,200 輛（注）
海自			
艦艇の総トン数	約 25 万トン		
護衛隊群	4 個	4 個	4 個
護衛艦		61 隻	約 60 隻
潜水艦		14 隻	16 隻
航空機	約 350 機		
作戦用航空機		約 210 機	約 220 機
空自			
航空機	約 800 機		
作戦用航空機		約 490 機	約 430 機
戦闘機			約 350 機

出典：第Ⅲ節と本項の考察に基づいて筆者作成。注：戦車数は、51 大綱には掲載されなかったが、その後の『防衛白書』で比較のために記載されている：『防衛白書』1996 年版、123 頁。

る防衛力の数量等を大きく変更することは極めて困難であることを十分考慮されたい」と記されていた⁶⁴。上述した「依頼」と「通達」が、51 大綱の策定へとつながっていた⁶⁵。

⁶⁴ 防衛事務次官「常備すべき防衛力の検討について（通達）」1975 年 4 月 7 日『宝珠山文書』9-8、憲政。

⁶⁵ 51 大綱成立の政治過程は、以下の文献を参照：真田『「大国」日本の防衛政策』第 5 章。

総じて、政治家の選好は、防衛力に上限を設けることであった。政治家の一連の動きの結果として、現状維持への政治的圧力（51 大綱の別表≈ 4 次防実績（見込み））という大きな枠組みが自衛隊に向けて設定された⁶⁶。

(4) 政治家の選好と国際安全保障環境の関係

防衛力の上限を設けるという政治家の選好は、デタントという国際安全保障環境によって引き起こされたものなのかという疑問は存在してもおかしくない。確かに 1970 年代において、米ソデタント、米中接近や日中国交正常化などの一連の出来事があり、全体的に冷戦の緊張関係が緩和された。しかし、2つの点を注意する必要がある。

第一に、1970 年代の前の時代にも、日本周辺の安全保障環境が常に厳しかったとは言えない。すなわち、デタントになり、日本周辺の国際安全保障環境が急に好転していたわけではない。朝鮮戦争後、東アジアの冷戦構造が固定化し、ベトナム戦争以外に、大きな紛争が起こらなかった。そして、日本にとって安全保障上の最大の脅威としての極東ソ連軍が、1960 年代には強くなく、米国の東アジアへのコミットメントも強かった⁶⁷。第二に、デタント期には、米ソ・米中デタントという国際関係の緊張緩和、そして極東ソ連軍の強化というパラドックスの2つの方向が同時に存在していた。デタント期には、極東ソ連軍が強くなったのみならず、米軍もアジアからある程度撤退していた⁶⁸。

もちろん、極東ソ連軍の増強により、1970 年代は「デタント」の時代ではなくなるとも言えない（すなわち、ソ連の差し迫った脅威がまだ強くなかった）⁶⁹。全体的に、デタント期に日本が直面していた国際安全保障環境が、デタントの前から「大きく」好転して

⁶⁶ 51 大綱には、海自の総トン数が明記されていなかったが、軍事技術の進歩などにより、51 大綱成立後の艦艇のトン数が自然に大きく増長していた。例えば、53 中業完成時は約 25 万 3 千トンであった。そして、51 大綱における戦車数が 4 次防完成時より比較的に大きく増長していたが、4 次防はまだ国産の戦車による米国製戦車の代替期であった：防衛庁「56 補足」10、24 頁。戦車が非常に高額なプラットフォームでもないし、その増長により 51 大綱の兵力量は 4 次防実績（見込み）から大きく離れていたとは意味していない。

⁶⁷ 1960 年代の日本が直面していた国際安全保障環境について：Anderson, “Anarchic Threats and Hegemonic Assurance,” 110-112.

⁶⁸ 極東における米ソの兵力数については、各年の『防衛白書』を参照。

⁶⁹ Anderson, “Anarchic Threats and Hegemonic Assurance,” 113-116.

いたとも言えない。そのため、本章では、政軍関係要因を国際安全保障環境による「中間要因」として扱っていない。

2 陸海空自衛隊の選好—防衛力の量の最大化

陸海空自衛隊の選好は、防衛力の量の最大化であった。現状維持への政治的圧力に直面していた陸海空自衛隊は、組織利益を守るために、政治家が規定した大きな枠組みにおいて、主に部隊内部の構成で防衛力の量の最大化を求めた。

なお、第Ⅱ節で言及した 51 大綱のコンポーネントについて、自衛隊は必ずしもそれらの原則に沿って防衛力整備を行ったわけではない。具体的に言うと、第一に、海自における各種機能保持や機能的均衡、空自における機能的均衡などがどのように図られたのかは必ずしも明確ではなかった。第二に、51 大綱の「限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除する」の中の「原則として」は、日米共同を重視する海空への（独力対処を重視する）陸自の妥協であった。第三に、「エクспанション」の概念について、エクспанションのための方法や期間、経費といった具体的な施策などが明記されていなかった⁷⁰。

後述するように、陸海空自衛隊は、防衛構想より、実際の勢力（防衛力の量）について関心を持っていた。必要な防衛力の量の説明において、基盤的防衛力的説明もあったというのは注目に値する現象であった。すなわち、基盤的防衛力構想の原則に適合するものについては、それにより防衛力の必要性を説明できるが、適合しないものについては、自衛隊は自らの構想（量の最大化）で整備を進めようとしていた。

(1) 陸上自衛隊による防衛力の量の最大化

上述したように、陸自は、独力対処にこだわったが、その中には、陸自の組織利益があったと理解してもよい。すなわち、独力対処に基づくことで、陸自は勢力（量）の最大化を説明しやすかったと考えられる。しかし、陸自は、海空に比べ、本来的に弾力性に欠け、先進的装備品の比率の拡大などによる力の最大化が難しい。組織利益を守りたい陸自は、戦車の数、そして 74 式戦車が占める比率を高めていたこともあるものの、陸自が最

⁷⁰ この段落は以下の文献を参照：千々和「「51 大綱」における防衛構想と自衛隊」44-64 頁。

も重視するのは、定員の 18 万人体制の確保（同時に人件費で予算の確保ができる）であった。

陸自に対し、政治家からの圧力—坂田長官は陸自を 15 万 5 千人に再編成すると主張した—もあったが、18 万人体制が 51 大綱で確保された⁷¹。陸自には、防衛構想が脱脅威論であろうが、基盤的防衛力理論であろうが、18 万人体制に影響を与えなければ構わないという雰囲気はかなり存在していた⁷²。そして、陸自にとって、師団の改編はタブーのように見られることがあった。師団が改編されると、18 万人体制が崩れると考えられていた⁷³。

機甲師団の導入や四国に混成団を新編することを除けばほとんど現状維持された防衛力の量の説明について、陸自は、山脈などで区切って師団の配備などを決めるという全国均衡配備の視点で基盤的防衛力構想（陸自にとってはレットル）に合わせ、内局と非常に良好な関係で調整を進めていた。陸自の新規事業は全部別表の中に潜り込ませられた⁷⁴。

詳述すると、日本全国を 14 区画に分け、12 個の区画に師団を各 1 個、四国と沖縄に混成団を各 1 個配置することで、四国の混成団の新編が確認された。そして 51 大綱の「平時地域配備する部隊」は、もともと「機動運用部隊」と対照的な「地域配備部隊」であったが、陸自の強い要望で変更された。その理由について、陸自は平時に地域へ配備する部隊を有事の時に転戦する構想をしていた。さらに、機動運用部隊の 1 個機甲師団について、列強並の機甲師団の新編は陸自の宿願であった。戦車団が廃止されたが、機甲師団の新編で戦力は低下しなかった。

(2) 海上自衛隊による防衛力の量の最大化

政治家は防衛力の量の拡大を支持しなかったため、海自の希望する護衛隊群の増勢（4 個から 5 個へ）は実現できなかった。そして、当時の政治家の圧力で対潜機の増勢も難しいだろう。それに直面していた海自は防衛力の量の最大化を求めている。海自の防衛力の

⁷¹ 「寺島 OH」 95 頁；「村松榮一 OH」『冷防同③』 301 頁。内局も、陸自の自衛官定数について、基盤的防衛力が 15 万 5 千人であると主張していた。

⁷² 「村松 OH」 300 頁。

⁷³ 同上、332-333 頁。

⁷⁴ この段落と次の段落は以下の文献を参照：「三井 OH」 305-306 頁；「寺島 OH」 85-89 頁；『防衛白書』1977 年版、63-65 頁。

量は、差し迫った脅威によって算出されたこととは言いにくい。実際に、海軍の特徴は、比較的移動性が容易なものであるため、海自はなかなか対日指向兵力を絞りにくい⁷⁵。実際に、海自は、情勢の見積もりはあまりなかった⁷⁶。以下、海自による勢力の最大化を具体的に考察する。

(a) P-3C の 100 機体制と作戦用航空機の 220 機体制

P-3C の機数問題について、相澤輝昭は、岡部文雄と藤井一夫の証言を引用し、海自が構想する P-3C の 100 機体制（そして作戦用航空機の 200 機体制）の根拠を述べている。具体的に、周辺海域の哨戒を 1 日 1 回実施するために、8 個隊（80 機）が必要であり、海上交通路保護のためには、南西航路帯・南東航路帯に各 1 隊を充当し、1 隊に 10 機ずつで 20 機が必要であり、合計で 100 機となる。PS-1 が若干残っていたため、換算すると P-3C の必要数が 90 機となり、10 年程度で、まず 45 機を整備する。さらにその機数が防衛上の「所要」であったと相澤は分析している。そして、対潜機の 100 機から、護衛艦隊（艦載ヘリ）の約 50-60 機、そして重要港湾を守る陸上ヘリの 50-60 機を加算すると、約 220 機となる⁷⁷。しかし、以上の説明が P-3C の機数問題の本質を見極めるものであるとは必ずしも言えないと主張する。

海自は、防衛力の量の現状維持という政治的圧力で、在来機が減少する機数に合わせ、P-3C の機数の最大化をしようとしていた。海上交通路保護などで P-3C の機数を算出する説明について、実際に岡部は、51 大綱の時、南西・南東航路帯はまだ検討の対象になっていなかったし、海上交通路保護で説明力のある所要兵力を算定することは難しい回想している⁷⁸。海自から見ると、対潜機の機数が多々益々弁でであったが、単に 100 機の P-3C が必要であるということでは理論にはならないものの、周辺海域と海上交通路保護を持ち出せば十分な説明となるのであった⁷⁹。実際に当時の対潜機は、大型・小型が共存す

⁷⁵ 「江間 OH」 68 頁。

⁷⁶ GRIPSOH『伊藤圭一 OH 下巻』2003 年、131 頁。

⁷⁷ 相澤輝昭「ポスト 4 次防における海上自衛隊の防衛力整備構想—海上航空部隊近代化と「P-3C 百機体制」」『防衛研究所紀要』第 18 巻第 2 号、2016 年 2 月、100-108 頁。

⁷⁸ 「岡部 OH」 71 頁。

⁷⁹ 「林崎 OH」 119 頁。

る体制であり、PXL にもまず大型機を開発し、必要であれば小型機（S-3A）を購入するという計画もあったが、最終的には大型機のみ絞った⁸⁰。

実際に、P-3C の 100 機体制の一つの根拠では、最初に海自は対潜機の 200 機体制でスタートしたが、大型航空機の P-3C で従来の体制（大型航空機の P-2J と PS-1 が約 100 機）を踏襲すると、約 100 機になる⁸¹。そして、もう一つの根拠について、P-2J 換算機数（S2F-1 を P-2J に換算、それを P-2J と P2V-7 に加算）の減少の補充として、90 年代初頭（原要求で 1992 年度、修正案で 1993 年度）に、90 機の P-3C の配備が達成されると計画されていた⁸²。100 機でなく、90 機という計画の理由について、上述したように、PS-1 が若干残っていたためであろう。

上述した二つの根拠のいずれにも、以下の論理があると言えよう。すなわち、現状維持という政治的圧力において、P-3C の機数は、既存の対潜機の規模を前提に、防衛力の量を最大化する結果であり、周辺諸国の軍事情勢分析（差し迫った脅威）とは直接に関連していなかった。

海自の作戦用航空機の 220 機体制についても、それに対する包括的な説明ができる文書はまだ明らかになっていない。対潜機の 100 機以外に、護衛艦隊用のヘリは、8 艦 8 機体制の成立により、従来の機数からある程度増えていた⁸³。その他の陸上ヘリも、従来の体制に踏まえて機数が決まったと考えられる。そして、220 機には、掃海機も含まれる⁸⁴。

(b) 4 個護衛隊群、8 艦 8 機体制と 10 個地方隊

第一に、護衛隊群の数について、海自は、護衛隊群を 5 個に増勢することを強く主張し、内局や坂田防衛庁長官が、海自の 5 個護衛隊群構想に反対せず、三木首相も 5 個群の意向であったが、最後に国防会議で大平正芳大蔵大臣の反対で護衛隊群は四個に据え置かれた

⁸⁰ 『大賀 OH 第二巻』93-94 頁。

⁸¹ 「林崎 OH」119 頁。

⁸² 防衛庁「P-3C 及び F-15 関係書類綴」1977 年 12 月 23 日『宝珠山文書』12-3、憲政；防衛庁「次期対潜機の選定について」26-27 頁；『防衛白書』1978 年版、120 頁。

⁸³ 8 艦 8 機の成立も海自による勢力の最大化の結果とも言える、詳細は後述。

⁸⁴ 『防衛白書』1977 年版、71 頁。

85. 5 個護衛隊群が必要となる理由について、海自は以下のように説明していた。護衛艦に修理や練成訓練などが必要であり、半年以上護衛艦は動かないため、4 個護衛隊群では高練度部隊を二つ持つことはできない。高練度部隊を二つ保有し、日本海側に一つ、太平洋側に一つ、あるいは侵略が起きた時に 1 個護衛隊群が動くために、5 個護衛隊群が必要となる⁸⁶。

しかし、どのような相手国の海軍の対日指向兵力、そしてそれに基づく脅威の見積もりで 5 個護衛隊群が必要となるのかという説明がなされた資料はまだ明らかになっていない。実際には、「日本海側と太平洋側に 1 個ずつ置く」というのは、基盤的防衛力構想の説明としては、比較的受け入れられるため取り上げられたものであった⁸⁷。

そして、例えば、護衛隊群は、東シナ海で活動することも考えられる。もちろん、ソ連を対象にした時代に、護衛隊群が東シナ海で活動する頻度が高くなかったが⁸⁸、東シナ海は海自の説明には入らなかった。東シナ海を有事の際に機動運用する 1 個群が担当することも考えられるが、佐久間一は、5 個群構想は、防衛力整備の一つのシナリオであり、実際の有事に運用するとき、また違った形で運用することもあると回想している⁸⁹。総じて、5 個護衛隊群にすることは、外部の差し迫った脅威を計算した結果よりは、現状維持への政治的圧力という大きな枠組みにおいて、組織利益を守りたい海自が勢力を最大化しようとした動きであったと言える。

⁸⁵ 「吉川 OH」183 頁；「岡部 OH」64 頁。実際に、4 次防の時に、防衛庁としては海自に 5 個護衛隊群の実現を約束していた。そのために、防衛庁は長官まで反対はできなかった：中村悌次『生涯海軍士官一戦後日本と海上自衛隊』中央公論新社、2009 年、366 頁。なお、坂田は、国防会議で、「望ましいのは 5 群、しかし、実際問題としては、10 年以上かかるものだから、4 群でよい」と述べた：真田『「大国」日本の防衛政策』280 頁。

⁸⁶ 「吉川 OH」185 頁。

⁸⁷ 「岡部 OH」71 頁。

⁸⁸ 「佐久間一 OH」防研編『佐久間一 OH 下巻』防研、2007 年、200 頁。

⁸⁹ 同上、34 頁。

第二に、相澤によれば、海自は 5 個護衛隊群が認められなかったことを補うために、8 艦 6 機体制を 8 艦 8 機体制に転換させた⁹⁰。この主張は本論文の視点を支持する。すなわち、防衛力の量の現状維持という政治家の圧力が及ぶ範囲で、4 個護衛隊群が決定されたが、海自は護衛隊群の数を増勢することができなかった。その代わりに、海自は部隊内部の構成で勢力の拡大を求めている。しかし、5 個護衛隊群の失敗と 8 艦 8 機体制の成立に直接的な関係があると証明できる史料はまだ明らかになっていないので、現状維持への政治的圧力と 8 艦 8 機体制の成立の関係に関する考察が推論しか言えないことは付言したい⁹¹。

なお、10 個体制が維持された地方隊は、勢力の最大化における優先順位が高くなかったと言えよう。地方隊の護衛艦は質が高くなく、任務が沿岸・海峡域における対潜戦を中心にされていた⁹²ので、基本的には地方隊の基地から遠い地域で活動しないと考えられる。なお、全国に均衡に存在していた海自の地方隊の体制は、「全国均衡配備」という基盤的防衛力的説明にも適合していたと言えよう。

(c) 対潜水上艦艇の約 60 隻体制

「対潜水上艦艇」（護衛艦）の隻数について、51 大綱成立前後に海上幕僚長を務めた中村悌次は、海自は最初に 70 隻余を要求し、最終的には 51 大綱では「約 60 隻」になったものの、5 個護衛隊群に必要な艦艇数について、「西廣さんは実質を取ったという気がする」と回想している。具体的に、5 個護衛隊群の 40 隻、そして 10 個地方隊の 20 隻、練習艦隊などでの 4 隻という計算であった⁹³。

⁹⁰ 相澤輝昭「ポスト 4 次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究—海上防衛力近代化と「8 艦 8 機体制」」『戦史研究年報』第 18 号、2015 年 3 月、27-55 頁。

⁹¹ なお、8 艦 8 機体制の成立には、軍事技術の影響もあった。具体的に、本章の第 V 節、そして以下の文献を参照：同上、47-48 頁。

⁹² 香田「国産護衛艦建造の歩み」180 頁。

⁹³ 中村『生涯海軍士官』365 頁。西廣は、51 大綱成立前後に防衛局防衛課長を務めた西廣整輝である。

しかし、この「約 60 隻体制」は、本当に 5 個護衛隊群への増勢の失敗を補うことができたのか。4 個護衛隊群に配備する護衛艦は 32 隻であり、地方隊の護衛艦（約 30 隻）⁹⁴は質の面で護衛隊群の艦艇と決定的な差があり、護衛隊群の任務に従事するものでもない。例えば、地方隊の 52DE「いしかり」は、排水量（1,290 トン）、そして兵装（ミサイルはハーブーン（SSM）のみ）の面で、海自の護衛艦隊の「ハイ・ロー・ミックス」の「ロー」としての「はつゆき」型（排水量—2,950 トン、兵装—対空・対艦・対潜ミサイル搭載）より質が遥に低かった⁹⁵。

中村自身も、「なぜ私が 5 群にそんなに固執したかのか」というと、たしかに実質的な兵力はあっても、形をきちんと整えない限り、実際に運用することができない」と認めている⁹⁶。地方隊の兵力が実質的に護衛艦隊への補充にもならないので、実質的には 5 個護衛隊群程度の戦闘力を海自は保有しなかったと言えよう。

すなわち、海自による勢力の最大化の努力には、限界もあった。中曾根原案（10 年後）（表 2-3 を参照）と同程度の護衛艦の量を要求すること、そして約 60 隻体制で 5 個護衛隊群程度の勢力を確保することは、いずれも実現できなかった。

(d) 潜水艦の 16 隻体制

16 隻の潜水艦が必要な理由について、以下のように説明されていた。具体的に、潜水艦部隊は 3 海峡（宗谷、津軽、対馬）警戒・防備を担当する。個々の海峡の出口や入口の防衛のために、1 個海峡に 2 個隊が要るので、合計 6 個隊が必要となる。1 個隊は、母基地から移動中の 1 隻、オンステーションの 1 隻、帰ってくる 1 隻、合わせて 3 隻の潜水艦から成り立つ。3 海峡で 18 隻が必要であるが、西の対馬海峡は母基地から近いので、最小限、潜水艦は 16 隻が要る⁹⁷。

⁹⁴ 秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった—安保再定義の舞台裏』亜紀書房、2002 年、151 頁。

⁹⁵ 香田「国産護衛艦建造の歩み」181、190 頁。本論文で用いる艦艇の排水量は、特別な説明がない限り、「基準排水量」を指す。DE（Destroyer Escort）は、護衛駆逐艦と訳されることができが、海自では、地方隊に配備していた小型護衛艦を指す。

⁹⁶ 中村『生涯海軍士官』366 頁。

⁹⁷ 『防衛白書』1977 年版、69 頁；「江間 OH」67 頁。

しかし、海峡防衛は、海自の潜水艦が担当する重要な任務であるが、潜水艦は海峡防衛しか従事できないわけでもなかった。すなわち、潜水艦の 16 隻体制への説明も、14 隻から 2 隻増長する理由付けのみであったと理解できよう。

(3) 航空自衛隊による防衛力の量の最大化

(a) 飛行隊と作戦用航空機の総量

当初空自は、14 個飛行隊（10 個要撃戦闘機飛行隊と 4 個支援戦闘機飛行隊）を主張したが、現状維持を重視する内局を説得できず、13 個飛行隊に留まった。作戦用航空機の機数について、空自は 450 機、内局防衛課が 400 機を主張した。最終的には内局の西廣防衛課長と航空幕僚監部の森繁弘防衛課長の話し合いで、約 430 機に収まった⁹⁸。すなわち、空自が、勢力を拡大することを重視していたが、防衛力の現状維持を重視する内局との交渉で、13 個飛行隊・約 430 機体制は決まり、飛行隊の拡大が実現できなかったが、作戦用航空機の機数が内局案との中間になった。

なお、1977 年の『防衛白書』において、以下のような説明がなされた。具体的に、全国の 6 個区域（千歳、三沢、百里、小松、築城+新田原、那覇。築城と新田原は一つにされていた）において待機態勢をとるために、1 個区域について 2 個の飛行隊が必要となる。それで、全国で合わせて 12 個の飛行隊を要するが、通常はこのほかに、主として戦闘機の機種の変更に伴うパイロットの機種転換教育に当たる 1 個飛行隊を必要とするので、空自の戦闘機部隊は合計 13 個飛行隊が必要となる⁹⁹。

しかし、1996 年の『防衛白書』は、51 大綱において、全国 7 つの区域（千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原、那覇）に 2 個飛行隊ずつ、合わせて 14 個の飛行隊が必要となるが、南西諸島方面については、他の飛行隊より規模を若干大きくすることにより、1 個飛行隊にし、合わせて 13 個飛行隊が要ると説明していた¹⁰⁰。実際の状況で、空自の戦闘機部隊は 7 つの区域の基地に配備されており、築城基地と新田原基地にはそれぞれ 2 個飛行隊、那覇基地には 1 個飛行隊が配備されていたため、1996 年白書の説明が実態に合ったと言えよう。

(b) F-15 の 100 機体制

⁹⁸ 『鈴木 OH』175-176 頁。

⁹⁹ 『防衛白書』1977 年版、72-75 頁。

¹⁰⁰ 『防衛白書』1996 年版、120-121 頁。

F-15 戦闘機の機数について、第一に、空自は 1976 年 10 月中旬に、F-15 の 170 機案を提示したが¹⁰¹、室山義正が分析しているように、170 機案は、「何の軍事的合理性に基づいたものでもなく、また周辺諸国の軍事情勢分析とも直接的な関連はない」。具体的に、170 機案の根拠は、当時保有していた 174 機の F-104J（6 個飛行隊）の更新にほかならない¹⁰²。実際に、170 機案は、予算要求上の戦略であった可能性があるものの、実行できる案とはあまり考えられない。空自の 170 機案に対し、丸山昂防衛事務次官は、「機数を削減しなければならない」と述べた¹⁰³。

第二に、防衛庁で内定された 5 個飛行隊の 123 機案（1976 年 12 月 9 日）¹⁰⁴も、差し迫った脅威を分析した結果ではない。森繁弘は、その機数が極東ソ連空軍を相手にしたウォーゲームの結果であったと証言している。具体的には、F-15 だったら 123 機、F-16 だったら 220 機が必要であった¹⁰⁵。しかし、これらの証言のみでは 123 機の F-15 の必要性に疑う余地がある。空自の公式的な説明によれば、4 個飛行隊の F-104J が 1985 年度までに、1 個飛行隊の F-4EJ が 1986 年度までに減勢する見込みなので、5 個飛行隊の 123 機の F-15 で補充することが必要であった¹⁰⁶。すなわち、123 機案の論理は、ソ連の差し迫った脅威を計算した結果よりは、減勢する現有の戦闘機を質の高い F-15 で補充するということであった。室山も、120 機程度が、航空機の生産・飛行隊の建設期間を考慮し、技術的に見て整備可能な機数の一応の上限であったと分析している¹⁰⁷。

最後に、1977 年 12 月 28 日の国防会議で、F-15 の取得機数は 100 機に縮小された。その主な理由は、価格の高騰と言えよう。1976 年 10 月の時点で、米議会で公表された米軍調達価格は 45 億円であったが、ライセンス生産の場合、一機あたりは 60 億円が下らなく、毎年価格上昇分を含めると 100 億円近くとなると報道された。12 月 9 日に防衛庁

¹⁰¹ 『朝日新聞』1976 年 10 月 15 日。

¹⁰² 室山義正『日米安保体制—冷戦後の安全保障戦略を構想する（下）』有斐閣、1992 年、389-390 頁。

¹⁰³ 『朝日新聞』1976 年 10 月 15 日。

¹⁰⁴ 『朝日新聞』1976 年 12 月 10 日。

¹⁰⁵ 「森繁弘 OH」『冷防同②』2013 年、116-117 頁。

¹⁰⁶ 空自 50 年委員会『航空自衛隊五十年史』425 頁；『防衛白書』1978 年版、127-128 頁。

¹⁰⁷ 室山『日米安保体制（下）』390 頁。

が 123 機案を了承した時点で、一機あたりの価格は約 90 億円（日本で国産化した場合）と報道された。1977 年 12 月に、内局は 100 機案を提示したが、空自は、士気高揚のためとにかく F-15 事業のスタートを最優先にしていたので、100 機案を認めた¹⁰⁸。

いずれにしても、現状維持への政治的圧力の結果として、要撃戦闘機部隊の数が 51 大綱で 10 個に維持されたが、質の高い F-15 の整備機数について、170 機案、123 機案、そして 100 機案のいずれも、政治家が規定する大きな枠組みにおいて、空自が減勢する戦闘機を更新し、最も質の高い戦闘機の機数を最大化しようとしたものであった。このようなアプローチは相手の差し迫った脅威を計算し、所要する機数を整備する（いわゆる所要防衛力）ということではなかった。

3 政軍の選好の一致と警備飛行部隊の新設

本章が考察している時代において、政軍関係は、主に「政軍の選好の不一致」であったが、その「一致」もある程度存在していた。空自は、長年 AEW 機の導入を望んでいたが¹⁰⁹、政治家の支持を得はじめ、警備飛行部隊の新設が実現した。その切っ掛けは、1976 年 9 月に偶然に起こったミグ 25 事件であった。ミグ 25 事件により、低空侵入対処における問題点が政治レベルにも注目されるようになった¹¹⁰。この事件は警戒飛行部隊が成立したことの後押しとなった¹¹¹。坂田は、内閣に 1976 年 9 月 7 日にミグ 25 による日本の領空の低高度侵入を報告し、そして三木首相が防衛警戒システムを強化する必要性

¹⁰⁸ この段落は以下の文献を参照：『朝日新聞』1976 年 10 月 15 日；『読売新聞』1976 年 12 月 9 日；『読売新聞』1976 年 12 月 10 日；『読売新聞』1977 年 12 月 29 日；『鈴木 OH』178 頁。

¹⁰⁹ 51 大綱の前の時代における AEW 機の導入に関する検討は以下の文献を参照：空自 50 年委員会『航空自衛隊五十年史』435-436 頁。

¹¹⁰ 坂田『小さくても大きな役割』115-120 頁；『防衛白書』1977 年版、第 4 章。

¹¹¹ 「江間 OH」90 頁。

を強調したと報道陣に表明した¹¹²。ミグ 25 事件による政治的ショックがなければ、AEW 機からなる警戒飛行部隊の整備に早めに着手することは難しかっただろう¹¹³。

4 政軍関係要因の説明力

以上の考察により、政軍関係要因の説明力は高い。当該時期における政軍関係は、主に「政軍の選好の不一致」であった。具体的に、政治家は防衛力の量の現状維持を重視していたが、組織利益（勢力の最大化）を守りたい陸海空自衛隊は、政治家が設定した大きな枠組みにおいて、主に部隊内部の構成で防衛力の量の最大化を求めている。主要な項目について、陸自は削減の圧力に抵抗して 18 万人体制を守った。海自は 8 艦 8 機体制の成立と P-3C の機数、潜水艦の隻数の最大化にも成功した。空自も、F-15 の機数の最大化を求めた。

なお、自衛隊が勢力の最大化を求める行動はすべて成功したわけではない。例えば、護衛隊群の増勢などは実現できなかった。最後に、空自の警備飛行部隊の新設には、政治家の支持が重要であったので、当該時期には、「政軍の選好の一致」も存在していた。

V 軍事技術と日本の防衛力整備計画

1 情報技術の進歩とネットワーク化

第一に、防衛マイクロ回線の整備に、情報技術の進歩の役割が見られた。すなわち、日本電信電話公社の回線においては、「通信回線の所要が急増する緊急時において所要量の迅速な確保が困難であり、柔軟な運用ができず、また、抗たん性に欠ける面」があった。その問題を解決するために導入されたのは、防衛マイクロ回線であった¹¹⁴。

¹¹² American Embassy Tokyo to Secretary of State, “Japanese Reaction to MiG 25 Defector,” September 8, 1976, RG 59, National Archives II, College Park, Maryland (以下、NARA)。

¹¹³ 『鈴木 OH』208 頁。

¹¹⁴ 『防衛白書』1978 年版、105 頁。

第二に、CCS の整備に情報技術要因は重要であった。すなわち、コンピュータ・システム及び通信システムの技術は飛躍的な発展を示していた。具体的に、システムの構成要素の技術、プログラム技術、ネットワーク技術、データ通信技術などの進展を挙げることができる。そして、日本の国内企業のシステム開発技術や製造能力が向上していたことの影響も大きかった¹¹⁵。

2 在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上

(1) 海自の P-3C の導入

以下、どのような基準で P-3C が選定されたのかをこの目ではより詳しく考察する。結論として、PXL の検討が 1960 年代末に遡ることができ、その時に極東ソ連軍はまだ強力ではなかったため、外部の差し迫った脅威より、在来型技術の進歩（潜水艦関連の技術進歩）が、質の高い P-3C が選定されたことを説明できる。

第一に、潜水艦関連の技術進歩を述べる。具体的に、科学技術の進歩に伴い、各国における潜水艦の性能向上には著しいものがあつた。特に原子力潜水艦（以下、原潜）は、ディーゼルエンジンを装備した通常動力型潜水艦（以下、通常動力型）と比較し、その性能に格段の差があつた。主要国の原潜は、第 1 世代から第 2 世代へと性能向上し、さらに第 3 世代へと進展していくものと見積もられていた¹¹⁶。

原潜と通常動力型の詳細な特徴や技術的進歩を述べる。まず潜航持続力について、通常動力型は、一定時間潜航した後は使用する蓄電池を充電する必要があるため、少なくともスノーケルを水面に出す必要がある。一方、原潜はその動力源として、空気を必要としない原子力エンジンを運転するため、潜航持続力が無限に近い。そして、水中速力について、当時蓄電池の改良により、通常動力型は水中で 20 ノット位の高速を出すことが可能になっていたが、その高速の状態を短時間しか維持できない。一方、原潜は連続して高速

¹¹⁵ 海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』284-287 頁。そして、米国との相互運用性の確保も整備の理由の一つであつた。また、中央指揮所の成立に、1976 年のミグ 25 事件という切っ掛けもあつた：『防衛白書』2004 年版、347 頁。

¹¹⁶ この段落と次の三つの段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」2-6、9-11 頁。

を出すことができ、最高速度が 30 ノットを超えていた。さらに高速な原潜の出現も予測された。

また、原潜と通常動力型で潜航深度に差が生じないが、両者とも船体の強度向上により深く潜航することが可能になっていた。最後に静粛度について、第 2 世代の原潜は第 1 世代のものに比べると遥に静粛になったが、通常動力型は艦内の動力源などから発生する雑音が極めて低いので、静粛度の面において原潜より優れている。原潜及び在来動力型の静粛度の向上により、対潜を行う側は、相手側の潜水艦に一層近づかなければ探知し得なくなってきた。

上述した潜水艦関連の技術進歩により、海自の P-2J の対潜能力は大きく遅れていた。対潜機の早期近代化のために、総合情報処理能力、広域水中搜索能力、位置局限能力、機動性や機内作業環境という性能要求で PXL の機種選定が行われた。

第二に、PXL の選定過程を述べる¹¹⁷。PXL の機種選定には 3 つの段階ある。まず、1968 年ごろから 1972 年 10 月の国防会議議員懇談会までである。この段階において、様々な案（P-2J 改造機、PS-1 改造機、C-1 の改造機、外国民間機の改造機、次期民間旅客機（YX）の改造機、P-3C（米）、ニムロッド（英）、アトランティック（仏）など）が検討されたが、P-3C を除く各装備案はいずれも防衛庁の期待する性能等を満足しなかったものの、P-3C については、コンピュータ搭載による対潜能力向上計画（A-NEW 計画）に係る技術資料等が米国から一切リリースされなかったため、PXL の国内開発が最も適当であると判断され、国産化を前提とした研究開発を推進しようとしてされていた。しかし、国防会議議員懇談会で、国産化の是非についての従来の議論が白紙化された¹¹⁸。なお、「白紙」の意味は、「国産化を白紙とする」ものではなく、「国産化の是非に関する従来の議論を白紙とする」というもの¹¹⁹であった¹¹⁹。研究開発と量産の国産化は同じ意味ではない¹²⁰。

¹¹⁷ P-3C の導入過程について、以下の文献も詳しい：相澤「海上自衛隊の防衛力整備構想」92-100 頁。なお、相澤は、軍事技術要因を詳しく分析していない。

¹¹⁸ 防衛庁「次期対潜機の選定について」11-12 頁；海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』239 頁。

¹¹⁹ 『防衛白書』1977 年版、125 頁。

¹²⁰ 「江間 OH」98 頁。

この段階において、最初は日本の防衛関係者（defense planners）は、P-3C を望んでいた。日本が国産を検討開始した切っ掛けは、米国が P-3C のリリースを拒絶し、アビオニクスの一世代遅れた P-3B を提案したことである。米国が拒絶した主とした理由は、P-3C が高度高機能（highly sophisticated）なアビオニクスを有することであった。しかし、1971 年から、日米貿易不均衡を是正するために、米国は、米国からの輸入（軍用品（military hardware）を含む）を増加させるために、日本に大きく圧力をかけた。そして、1972 年初頭に、黒部穰防衛庁装備局局長が、日米貿易不均衡の是正の文脈で、P-3C に対する立場を再考することが可能かと米国に打診した。国防総省は返事で、P-3C の完成品の輸出あるいは日本におけるライセンス生産の意があることをほのめかした。続いて、上述したように、10 月の国防会議において、PXL 問題の再検討が決まった¹²¹。

第二段階は、1972 年の国防会議議員懇談会から、専門家会議が国防会議事務局長宛に答申を出した 1974 年 12 月にかけての期間である。この間に、国内開発案、C-1 改造案、P-2J 改造案、YX 改造案、ボーイング 737 改造案、P-3C 導入案やニムロッド MK2 導入案、アトランティック MKⅡB 導入案などが検討された。1973 年 7 月に、米国は P-3C のリリースが可能であると日本に正式回答した。専門家会議の答申に、国内開発と外国機の導入について、「現段階でそのいずれかを否とする決定的要素は見いだせなかった」とされたが、「一般的には、事情が許すならば国産化を図ることが望ましいといえようが、現実の問題としては、更に一段階先の研究開発を含みとしつつ、当面外国機の導入を図ることも止むを得ない」との見解が付言されていた¹²²。

専門家会議以後の第三段階で、防衛庁は調査や検討を続けていた。CP-140（P-3C の派生型）について、カナダへの海外調査を行った。S-3A について、搭載機器等を機体と分離して導入し、これと日本で開発する機体と統合することに関する調査をするため、米国

¹²¹ この段落は以下の文献を参照：American Embassy Tokyo to Secretary of State, “The Lockheed Scandal and Japan’s ASW Decision,” February 20, 1976, RG 59, NARA.

¹²² この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」11-13 頁；海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』239 頁。専門家会議は、1972 年の国防会議議員懇談会で設置が決定されたものであった。具体的に、1973 年 8 月 10 日に、国防会議事務局に「次期対潜機及び早期警戒機専門家会議」が設置された。

へ技術グループを派遣した。P-3C についても海外調査がなされた。関係するほかの案も調査検討されていた¹²³。

関連する調査が全部終わった後、最終的な分析作業がなされた。検討の第 1 段階に、計 13 機種が候補として検討された。詳細な技術的検討は省略するが、検討した結果、最終的に国内開発機、折衷機二案（開発する機体に P-3C あるいは S-3A の電子情報処理装置等を搭載するもの）、CP-140、そして P-3C 案の 5 機種に絞られた。第 2 段階において、上述の 5 機種、また 2 機種を組み合わせ装備する案などが検討された。詳細な技術的検討は省略するが、P-3C の輸入案は、費用対効果の面で最も優れているが、導入後の維持・改善・整備・補給に致命的難点がある。P-3C ライセンス生産案は費用対効果が P-3C 輸入案に次いで良く、ほかの面でも難点がない。最後に P-3C ライセンス案が選定された¹²⁴。

第三に、対潜機の国産案が放棄された理由について、当時 P-3C レベルの対潜機を国内開発できる見通しの不確実性が高かった。国産の場合、「開発した段階では同じ性能の航空機をつくれるかもしれないが、その後の性能向上が十分できず、また引き離されるのではないか」と岡部は回想している¹²⁵。中村も国産の問題点が、機体ではなく、「その中に入るべきデータを海上自衛隊としてぜんぜん持ってない」と述べている¹²⁶。また米国は最初に P-3C の心臓部のソフトウェア、潜水艦の音紋を日本に提供しなかったが、「途中からくれることになったんですね。そうしたら、海幕は一転して「P-3C」直接導入ということに走るんだ」と藤井は回想している¹²⁷。

¹²³ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」13-14 頁；「江間 OH」97 頁；『防衛白書』1977 年版、123-124 頁。

¹²⁴ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「次期対潜機の選定について」15-26 頁；『防衛白書』1978 年版、115-119 頁。なお、筆者が発表した論文（「51 大綱成立後における自衛隊の変容、1977-1988 年—政軍関係と軍事技術の視点から」『法学政治学論究』第 126 号、2020 年 9 月）には、P-3C の導入過程に関する記述に間違っている部分（159-160 頁）がある。ここで訂正する。最新の情報は本論文のものに参照する。

¹²⁵ 「岡部 OH」55 頁。

¹²⁶ 防研編『中村悌次 OH 下巻』防研、2006 年、215 頁。

¹²⁷ 「藤井一夫 OH」『冷防同⑥』242 頁。

なお、P-3C が選定されたことに、軍事技術要因は重要であったが、具体的な生産方式（ライセンス生産）の決定には、国内の防衛産業利益の要因も見られる。すなわち、P-2J の生産はすでに打ち切りが決まり、航空機産業のほうでは、生産継続（P-3C のライセンス生産）を何度も陳情した。防衛庁は、日本企業の生産が全部切れることのないように考案した¹²⁸。もちろん、輸入案では、将来の改善等を行うための技術基盤を培うことができなく、発展性に乏しいという欠点もあるが¹²⁹、ライセンス生産案では、その欠点が克服できると考えられる。総じて、P-3C の導入方式に影響を与えた国内の防衛産業利益という要因は、軍事技術要因の説明力を大きく損なわない。

(2) 海自の対潜ヘリ・護衛艦の質的向上

航空機・艦艇関係技術の進歩は対潜ヘリ・護衛艦の質的向上を説明できる。当時はミサイル化が進み、航空機の ASM（空対艦ミサイル）化、水上艦艇の SSM 化、潜没したまま発射することが可能な潜水艦の USM（潜対艦ミサイル）化の能力が顕著となった。長距離大型爆撃機に対する ASM 装備が一般化し、爆撃機は多方向同時 ASM 攻撃を行うことができるようになったため、水上艦艇部隊は ASM の脅威に対処することが必要となっていた。USM を装備する潜水艦は従来のような直衛線を突破して船団を魚雷攻撃する形態のほか、直衛線の遥か外方の遠距離からの水中脅威が増大した。対潜作戦においては、洋上で原潜を追い詰めるに、すでに水上艦艇のみでは足りなくなった。まず対潜機で潜水艦を捜索・追跡し、それから対潜機、そしてヘリ・艦艇で攻撃を行うことが必要となっていた。このような軍事技術の進歩で、艦艇の防空、対潜、対艦能力の強化は必要となり、海自は第Ⅲ節で考察したように対潜ヘリそして艦艇の質的向上を進めていた¹³⁰。

¹²⁸ 中村『生涯海軍士官』358 頁。

¹²⁹ 防衛庁「次期対潜機の選定について」22 頁。

¹³⁰ この段落は以下の文献を参照：長田博「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成！」『世界の艦船』1995 年 6 月号、97-98 頁；『大賀 OH 第二巻』30-31 頁；「吉川 OH」189 頁；海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』155-172 頁。航空機・艦艇関係技術の進歩は、護衛艦のリンク 11 搭載、そして 8 艦 8 機体制の成立も説明できる。例えば、上述したミサイルと爆撃機関連の技術進歩により、護衛隊群の防空能力の強化のために、DDG の増勢（2 隻へ）が必要となった。

なお、DDH と DD 用に大小 2 機種のヘリを導入する案もあったが、ヘリの運用効率上排除された。当時、DD に搭載可能な小型のヘリは SH-2 (米) やリンクス (英) しかなく、いずれも性能不十分で候補とはなりえなかった¹³¹。

(3) 空自の F-15 の導入

新戦闘機の導入が 1970 年代初頭に検討された時、極東ソ連軍はまだ強力ではなかったため、F-15 の導入について、国際安全保障要因よりは、軍事技術要因 (戦闘機関連技術の進歩) の説明力が高い。具体的に、当時、第 2 世代の航空機が逐年第 3 世代の高性能の新鋭機への更新が図られていることや第 4 世代の航空機の出現が予測されることが認識されていた。次世代の戦闘機には多くの新しい特性があった¹³²。

第一に、当時存在した戦闘機関連の軍事技術の進歩そして第 3 次 F-X (次期主力戦闘機) の選定過程を述べる。まず、当時の戦闘機は推力重量比が大きくなり、翼面荷重が小さくなるため、機動性が飛躍的に向上していた。また、航続距離の延伸、航法装置の改善などにより、高々度はもとより、超低空においても広範囲に行動することが可能になっていた。そして、搭載電子装置が精密化され、強力な電子妨害 (ECM) を使用することになり、電子戦能力も飛躍的に向上していた。さらに、従来主として爆撃機が搭載していた空対地ミサイル (AGM)¹³³の性能向上に併行して戦闘機にも搭載するようになっていた。以上の技術進歩に基づき、全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対戦闘機戦闘能力、対電子戦能力、独立戦闘能力そしてその他の日本に導入した場合の適

¹³¹ 香田洋二「「ひゅうが」への道—海自ヘリコプター運用艦の歩み」『世界の艦船』2009 年 8 月号、94-95 頁。

¹³² この段落と次の段落は以下の文献を参照：防衛課「新戦闘機の選定作業」2-11 頁。F-15 の導入について、以下の文献も詳しい：高橋「航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化」45-71 頁。この研究は、機種選定の関する具体的な分析が足りない。そして、戦闘機の世代区分について、その唯一の基準がないものの、本論文で使用している資料には、例えば、F-4 は、第 2 世代に分類されている (防衛課「新戦闘機の選定作業」3 頁)。現在流行っている基準には、一般的に、F-4 は第 3 世代に分類される。特別な説明がない限り、本論文は、使用する資料の内容を尊重し、資料にある分類基準を採用する。

¹³³ 空対地ミサイルは、ASM と表記されることもあるが、本論文では、ASM は空対艦ミサイルを指し、空対地ミサイルを AGM で表記する。

合性（訓練、教育や後方支援などの面の考慮）という7つの側面から、新戦闘機の選定作業（第3次 F-X）が行われた。

第3次 F-X の選定作業は、1971年10月頃から徐々に動き始めた。空自としての専任要員による組織的な F-X 選定は1972年10月から始まった。1974年末までの一次整理で、13機種が拾い上げられた。1975年2月の二次整理で、MRCA パナビア（英、西独、伊共同開発、後のパナビアトーネードIDS）、ミラージュ F1M-53（仏製）、JA-37 サーブビゲン（スウェーデン製）、米国製4機種の F-14 トムキャット、F-15 イーグル、YF-16（後の F-16 ファイティング・ファルコン）と YF-17（後の F/A-18 ホーネット）という7機種に絞られた。さらに、1976年1月に、防衛庁は、米国製の F-14、F-15、F-16 という3機種に絞ることを決めて発表した¹³⁴。

第二に、上述した軍事技術の進歩が新戦闘機の機種選定（米製3機種からの選定）へ与えた影響を考察する。F-14 は、全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対電子戦能力や独立戦闘能力が優秀であるが、低高度から入ってくる目標をアナログ的な処理で見つけるという欠点がある（F-15 はデジタル的処理）。そして、F-14 は長射程のフェニックス・ミサイル（AIM-54）を装備し、高度な同時多目標攻撃能力を持ち、米国の艦隊防空のための機種であり、地点防空という点では最適であるものの、日本の広い地域を専守防衛の構想の下で防衛する任務を持つ日本の運用環境では適切な要撃能力を期待できない。また、重量が重く、重量の割にはエンジン推力が F-15 に比べて小さいので、機動的かつ軽快に運動するという点では F-15 に一步譲る。さらに、F-14 を導入すれば、空自の滑走路を延長する必要があることなど、その他の適合性という点にも問題が多い¹³⁵。

F-16 は小型な戦闘機であり、ミサイルをサイドワインダーしか搭載できず（大きなスパーロー・ミサイルを搭載すると限界が多い）、最高速度も F-14、F-15 に劣る。加えて燃料も少なく、レーダー能力にも限界がある。F-16 は全天候性が付与されうるものの、本

¹³⁴ この段落は以下の文献を参照：高橋「航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化」57-59頁；防衛課「新戦闘機の選定作業」4頁；『読売新聞』1975年3月1日；空自50年委員会『航空自衛隊五十年史』422頁；『読売新聞』1976年1月24日。

¹³⁵ この段落と次の二つの段落は以下の文献を参照：防衛課「新戦闘機の選定作業」；「阿部 OH」388頁；「山田良市 OH」防研編『山田良市 OH』防研、2009年、259-260頁。

来昼間戦闘機であり、全天候作戦能力が付与されても不足しており、また高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対電子戦能力が弱く、そして独力戦闘能力も F-15 と F-14 にやや劣っている。対戦闘機対処能力について、F-16 は中高度亜音速以下の領域における運動性能が F-15 とほぼ同程度であるが、高々度超音速領域での能力が低下する。最後に F-16 の実機はまだ完成していなかったので配備の不確実性が高いなど、その他の適合性という点にも問題が多い。

一方、F-15 は、全天候作戦能力、高々度高速目標対処能力、低高度目標対処能力、対戦闘機戦闘能力、対電子戦能力や独立戦闘能力が強く、その他の適合性という点にも優秀である。F-15 は日本の運用目的に合致しており、各種侵攻様相の下において、有効かつ適切に対処することができる能力を持った均衡のとれた優れた戦闘機と判断され、最終的には選定された。

3 軍事技術要因の説明力

以上の考察により、軍事技術要因の説明力は高いことが判明した。軍事技術の進歩は、51 大綱成立における防衛力の質的向上を説明できる。まず、情報技術の進歩はネットワーク化（CCS と防衛マイクロ回線の成立）を説明できる。そして、在来型技術の進歩は、主に旧機能型プラットフォームの質的向上（対潜機、護衛艦、対潜ヘリと要撃戦闘機）を説明している。

VI おわりに

本章では、まず、51 大綱をめぐる自主性と防衛構想の問題点を指摘し、51 大綱成立後における日本の防衛力整備計画を考察した。そして、外部脅威論と同盟政治論という二つの説明は、防衛力の変化をうまく説明できないため、政軍関係要因と軍事技術要因で当該時期における防衛力の変化を説明した。

まず、51 大綱成立後における防衛力の変化を述べる。第一に、防衛力の量の変化について、部隊や人員・プラットフォームの総量は、ある程度の変化もあったが、基本的には現状維持された。部隊内部の構造の変化は主な特徴である。第二に、質的变化について、当該時期は、ネットワーク化（CCS と防衛マイクロ回線の成立など）も進展していたが、

主な変化は、旧機能型プラットフォームの質的向上（対潜機、護衛艦、対潜ヘリと要撃戦闘機）であった。

次に、防衛力の変化を説明する要因を述べる。第一に、当該時期における政軍関係は、主に「政軍の選好の不一致」であった。具体的に、政治家は防衛力の量の現状維持を重視していたが、組織利益（勢力の最大化）を守りたい陸海空自衛隊は、政治家が設定した大きな枠組みにおいて、主に部隊内部の構成で防衛力の量の最大化（P-3CやF-15の機数の最大化、8艦8機体制の成立など）を求めている。なお、当該時期には、「政軍の選好の一致」も存在していた。空自も望む警備飛行部隊の新設には、政治家の支持が重要であった。第二に、情報技術の進歩はネットワーク化（CCSと防衛マイクロ回線の成立）を説明できる。そして、在来型技術の進歩は、主に旧機能型プラットフォームの質的向上（対潜機、護衛艦、対潜ヘリと要撃戦闘機）を説明している。

第三章 新冷戦期における日本の防衛力整備計画

I はじめに

第二章で観察したように、デタント期に 51 大綱が策定された。しかし、国際安全保障環境は常に変化するものである。1979 年末のソ連のアフガニスタン侵攻に従い、1980 年代に、いわゆる「新冷戦」の到来が喧伝されていた。新冷戦期において、日本では防衛問題が大きく議論されていた。例えば、ソ連の脅威を強調した 1985 年軍事危機説、51 大綱を改定しようとした動き、基盤的防衛力を批判する所要防衛力回帰論などを挙げることができる。米国も、自由主義陣営によるソ連の脅威への共同対処を強調し、防衛力強化について日本に強く圧力をかけた。しかし、新冷戦期における日本の防衛力整備計画と防衛力の変化を説明する要因に対する先行研究には、防衛力の変化の内実を説明できないという問題点がある（詳細は第 II 節で説明）。

本章が注目する新冷戦期とは、ソ連のアフガニスタン侵攻から冷戦終結までの時期である。具体的には、56 中業（1983-1985 年度）と 61 中期防（1986-1990 年度）を考察する。なお、必要に応じ、03 中期防にも触れる。

以下、本章では、まず、第 II 節において、先行研究の批判的検討を行った後、本章の問いを述べる。次に、第 III 節では、新冷戦期における日本の防衛力整備計画を実証する。続いて、第 IV 節と第 V 節では、防衛力の変化を説明する要因である政軍関係と軍事技術の変化を考察する。最後に、本章の結論をまとめる。

II 先行研究の批判的検討と本章の問い

1 自主性と防衛構想に関する研究

新冷戦期の自主性に関する研究はすでに序章で言及した。すなわち、1980 年代には、51 大綱の自主防衛路線と 78 ガイドラインの日米同盟路線について、日米同盟路線の明確化という形で決着した。また、防衛構想についても、序章で言及したが、本章で補足的な説明を行う。

具体的には、新冷戦期に、ソ連の脅威の増長により、防衛力増強論が唱えられていた。

基盤的防衛力構想をめぐり、「別表早期達成論」、「別表修正・構想変更論」に取って代わった「別表修正・構想継続論」、そして「力の空白」論という多くの解釈が存在していた。第一に、「別表早期達成論」とは、51 大綱の別表が未達成の段階で、別表（基盤的防衛力構想の兵力量）を早期に達成させる考え方であった。別表早期達成論で、基盤的防衛力構想と防衛力増強論の両立ができる¹。

第二に、「別表修正・構想継続論」は、「基盤的防衛力構想の下でも別表修正は可能である」という論であった。第三に、「力の空白」論は、西廣整輝防衛局長の答弁から表面に出されたものであり、基盤的防衛力構想が限定的ながら脅威対抗論であることを否定できないという論であった。別表早期達成論、別表修正・構想継続論そして「力の空白」論のいずれも、「(低) 脅威対抗論・防衛力整備重視」のカテゴリーに属する防衛構想であった。力の空白論の説明、そして 56 中業と 61 中期防に基づく防衛力整備により、基盤的防衛力構想批判は次第に沈静化していた。

新冷戦期において、防衛構想に変容があったことへ特に異議はないが、防衛構想（そして自主性）をめぐり研究は、防衛力整備の内容・中身の変化について深く考察していない。本章では、以下、日本の防衛力整備の内容・中身に関する研究をレビューする。

2 シーレーン防衛に着目する研究

新冷戦期における日本の防衛力整備の内容・中身に関する先行研究は、シーレーン防衛という概念に着目している。すなわち、日本はシーレーン防衛という役割の強化を重視し、対潜（海峡防備と対潜哨戒・掃討）と防空能力（本土と洋上防空）を中心に防衛力を強化していた。具体的には、陸自の SSM-1、海自の P-3C、イージス艦、空自の F-15J、FS-X などが挙げられている²。

¹ この段落と次の段落は以下の文献を参照：千々和『安全保障と防衛力の戦後史』第 3 章、第 5 章。

² 吉田真吾「『51 大綱』下の防衛力整備—シーレーン防衛を中心に、1977-1987 年」『国際安全保障』第 44 巻第 3 号、2016 年 12 月、35-53 頁；小谷哲男「シーレーン防衛—日米同盟における「人と人の協力」の展開とその限界」『同志社法学』第 58 巻第 4 号、2006

しかし、第Ⅲ節で詳しく見るように、新冷戦期における日本の防衛力の変化には、シーレーン防衛で説明できないものが多い。先行研究は、本土防衛のための対潜と防空もシーレーン防衛の概念に内包させた。シーレーンの内容について、日本の場合、主に南西航路帯（大阪からバシー海峡まで）と南東航路帯（東京からグアムまで）一すなわち、1,000カイリシーレーン³があるとよく言われている。しかし、「1,000カイリ」の象徴的な意味が強く、船団防衛についても、シーレーンには様々なコースがあり、船会社がそれぞれの状況に応じてコースを選択する³。

理論的には、1,000カイリシーレーン防衛は、基本的に日本の南側（南西、南東）の防衛に関するものであるが、1980年代に米国国防次官補代理・国防次官補を務めたアーミテージ（Richard L. Armitage）の回想によれば、1,000カイリシーレーン防衛は、日本に明確な軍事力構築（航空機や艦艇の整備）の「理論的根拠」（rationale）を与えるものであり、日本が南方面の1,000カイリのシーレーン防衛のための能力を構築できれば、北方面にも同じような能力が揃えられる。国防総省安全保障局日本部長を務めたアワー（James E. Auer）は、上述したアーミテージの回想を認め、日本が1,000カイリシーレーン防衛のための能力を整備できれば、その能力を北西太平洋、3海峡（宗谷・津軽・対馬）防衛などにも使えると回想している⁴。

もちろん、海峡防衛（陸自の前方対処のための兵器（プラットフォーム）の導入など、

年9月、179-207頁；道下徳成「自衛隊のシー・パワーの発展と意義」石津朋之他編『シー・パワー—その理論と実践』芙蓉書房、2008年、241-253頁。瀬端『防衛計画の大綱と日米ガイドライン』第6章；また、空自がシーレーン防衛に間接的に関与していたと道下徳成は主張している：道下徳成「自衛隊のエア・パワーの発展と意義」石津朋之他編『エア・パワー—その理論と実践』芙蓉書房、2005年、194-197頁。

³ 「林崎 OH」107-108頁。

⁴ リチャード・アーミテージ、筆者によるインタビュー、於東京、2017年5月25日；ジェームス・アワー、筆者によるインタビュー、於米国ナッシュビル、2019年3月26日。グレアム（Euan Graham）も、シーレーン防衛という柔軟な概念が、自衛隊の防衛力整備の「理論的根拠」になるという視点を持っている：Euan Graham, *Japan's Sea Lane Security, 1940-2004: A Matter of Life and Death?* (New York: Routledge, 2006), chap. 5.

詳細は後述)をシーレーン防衛の一環としている研究もある⁵。本章では、海峡防衛が強化されたことに異議を唱えていないが、それらのプラットフォームは海峡防衛に特化したものではない(詳細は第Ⅲ節で説明)。また、陸自と空自は、1,000カイリシーレーン防衛を実行することが難しかった。陸自の関与が難しかったということは明白であるが⁶、空自は、レーダーサイトの覆域内の防空を基本任務にしており、近海にいる日本の商船を全般防空で守ることができるが、レーダー覆域外で活動する海自に対して直接支援をしえない。1,000カイリシーレーン防衛をめぐる役割分担ということは、空自のエアカバーと関係なく、空自の防衛構想や防衛力整備に影響がなかった⁷。森繁弘の回想によれば、空自は海自の南に航行する船の上空を援護するというのは、不可能に近かった。硫黄島の防空で限界ギリギリであり、小笠原諸島の南方まで防空を行うことが不可能であった⁸。

海自についても、当時海自が重視したのは、51大綱の達成であった。51大綱が達成されたとしても、特に51大綱における防衛力の量で、1,000カイリシーレーン防衛はできなかった⁹。もちろん、51大綱の防衛力で、海自がある程度のシーレーン防衛を実施可能であったものの、新冷戦期において、海自に導入された装備品はシーレーン防衛に限られたわけではない。すなわち、1,000カイリシーレーン防衛は、単に当時日本が防衛力整備を行う「建前」であり、それのみでは、新冷戦期における日本の防衛力整備の背後にある論理を十分に理解できない。それでは、新冷戦期において日本の防衛力がどのように整備されていったのかという本章一つ目の問いを設定したい。

3 防衛力の変化の要因に関する研究

⁵ 吉田「「51大綱」下の防衛力整備」35-53頁。

⁶ 元陸上幕僚副長の中尾時久によると、陸自が1,000カイリシーレーン防衛に賛成ができなかったが、反対だけはしなかった：「中尾時久 OH」『日安防②』2018年、134頁。

⁷ 『鈴木 OH』238頁；「森 OH」202-204頁。

⁸ 「森 OH」166頁。

⁹ 「岡部 OH」95頁。もちろん、海自にとって、1,000カイリシーレーン防衛の検討が防衛力整備に好都合であろう。例えば、海自は鈴木善幸首相の1,000カイリシーレーン防衛発言を利用した：「林崎 OH」108-109頁。

新冷戦期における防衛力の変化について、二つの要因がよく挙げられている。一つ目は、ソ連の差し迫った脅威の増大である。もう一つは、米国の圧力の増加である。すなわち、新冷戦期において、極東ソ連軍が強くなっていたが、米軍は欧州、中東有事を重視していたため、日本周辺の安全保障環境は悪化していた。そしてソ連に対抗することや日米の経済摩擦に起因する米国からの外圧もあり、日本は防衛力の強化をせざるを得なかった。ソ連の脅威について、中距離弾道ミサイルの SS-20、爆撃機のバックファイア (Tu-22M) など、米国の外圧について、日本の防衛費の増額、そして米製兵器の購入、特に FS-X の国内開発の断念などがよく挙げられている¹⁰。

いうまでもなく、ソ連の脅威と米国の圧力は重要であったものの、新冷戦期における日本の防衛力整備計画について、それらの要因では説明できないものが多い。まず、ソ連の差し迫った脅威と米国の圧力が強くなかった時代に、すでに防衛力の質的向上（例えば、90 式戦車、「はるしお」型潜水艦、次期地对空誘導弾 (SAM-X)、バジルの近代化など）が検討され、さらに調査研究・開発が開始されていた（詳細は後述）。そして、1985 年にゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) が登場し、1987 年に中距離核戦力全廃条約が調印され、さらに 1989 年に冷戦の終結が宣言され、世界が緊張緩和の時期に入っていた。また、1980 年代末の緊張緩和により、米国の防衛に関する対日要求が比較的弱くなっていた。そもそも、日米ハイテク競争の中で、米国には、高度な軍事技術の日本への流入（例えば、F-16 戦闘機とイーグリス・システム）を危惧する意見が存在していた¹¹。

このような緊張が緩和された国際安全保障環境においても、日本は多くのプロジェクト (MLRS、FS-X、イーグリス艦など) を推進し続けていた。そして、米国の外圧があったとしても、日本は積極的に、自国の防衛に相応しいものを導入していた。例えば、米国の圧力で、FS-X の国産化が断念されたが、日本は自国の運用要求に合わせて FS-X の機種選定などを行った（詳細は後述）。これらの変化を理解するためには、ソ連の脅威と米

¹⁰ 田中『安全保障』286-308 頁；室山『日米安保体制（下）』462-531 頁；吉田「「五一大綱」下の防衛力整備」35-53 頁；若月秀和『冷戦の終焉と日本外交』119-124、478-484 頁。Graham, *Japan's Sea Lane Security*, chap. 5; Anderson, "Anarchic Threats and Hegemonic Assurances," 116-119.

¹¹ 若月『冷戦の終焉と日本外交』598-607 頁；『読売新聞』1987 年 12 月 2 日（夕刊）；『読売新聞』1989 年 2 月 12 日。

国の圧力による（1,000 カイリ）シーレーン防衛というマクロな説明以外の考察が必要である。以上から、新冷戦期における日本の防衛力の変化を説明する要因とは何かという本章の二つ目の問いを設定したい。

III 新冷戦期における日本の防衛力整備計画

1 防衛力の量的変化

当該時期における防衛力の量的変化は、部隊内部の構成の変化を中心にしてきた。具体的に、51 大綱の別表という枠組みにおいて、質の高いプラットフォームの相対的な量が増加していた。主要なものについては、陸自の 74 式戦車、海自の P-3C（整備目標は 56 中業に 75 機、61 中期防に 100 機へと決定）、空自の F-15J（整備目標は 56 中業に 155 機、61 中期防に 187 機へと決定）などを挙げることができる¹²。

なお、F-1 の調達数は、主に 4 次防とポスト 4 次防で行われ、56 中業における調達数は、必要な予備機としての 6 機のみであり、F-1 の総調達数は 77 機しかなかった。その理由については、資料の制約によりまだ明らかになっていないが、きわめて早い段階で F-1 の後継となる FS-X に関する検討が始まったことは重要な要因の一つである。56 中業において、24 機の FS-X を整備することが記されていた。しかし、FS-X の機種選定や開発は紆余曲折し、後述するように、90 年代後半からようやく F-2 戦闘機の調達が開始された。FS-X 調達の遅れにより、空自の支援戦闘機は、約 100 機（51 大綱）まで達成できなかった。その対策として、F-1 については航空機構造保全プログラム（ASIP）検査方式を導入することで、耐用命数の延長・退役開始時期の延期が図られていた。しかし、新規の F-1 の調達が、56 中業以降は実現されなかった。その理由については、資料の制約により、将来の課題にしたい¹³。

¹² 吉田「「51 大綱」下の防衛力整備」42、46 頁。本項で言及している 56 中業における調達数は、すべて当初計画（5 年間）におけるものを指す。

¹³ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「56 補足」57 頁。青木謙知「航空自衛隊の F-2—支援戦闘機から多用途戦闘機へ」『F-2（世界の名機シリーズ）』イカロス出版、2020 年、95 頁。

2 防衛力の質的变化

(1) ネットワーク化

以下、新冷戦期における自衛隊のネットワーク化を考察する。まず、旧機能型としては、三自衛隊共通の情報通信基盤について、防衛統合デジタル通信網（IDDN）の整備があった¹⁴。また、陸自の師団対空情報処理システム（DADS）、野戦特科情報処理システム（FADS）の調達、海自の SF システムの更新・近代化、空自のバジヤレーダーサイトの更新・近代化が含まれる。そして、新機能型としては、情報通信基盤の一環としての衛星通信システムの導入（海自）があった。

第一に、IDDN は 1987 年 9 月に整備が開始された。IDDN の整備内容について、日本海側に新規マイクロ回線を建設することによる防衛マイクロ回線の複ルート化、通信衛星の利用による伝送路の立体化、電子交換システムの導入、防衛マイクロ回線のデジタル化などが含まれ、その整備により、自衛隊の多数の指揮通信システムの運用のための抗たん性が向上した¹⁵。自衛隊による衛星通信システムの導入については後述するが、IDDN の整備の一環として、1989 年度から衛星通信の利用を図るため、衛星通信固定局装置（GFSC-DN）、衛星通信可搬局装置（GFSQ-DN4）及び衛星通信映像受信局装置（GFXQ-DN5）が整備された¹⁶。

第二に、従来、陸自は、79 式無線搬送装置や 81 式野戦特科射撃指揮装置などを保有していたが、新冷戦期に、C4I システムの整備が加速していた¹⁷。DADS は、陸自の師団の高射特科部隊に装備し、対空情報等を迅速、的確に処理伝達するシステムであり、1990 年度に装備化した¹⁸。第三に、FADS（製作は東芝）は、陸上幕僚監部（以下、陸幕）に

¹⁴ なお、IDDN の成立により、深化した統合化の程度は高くなかったと考えられる。

¹⁵ 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史』防衛省、2007 年、214-216 頁。

¹⁶ 朝雲新聞社編集局『自衛隊装備年鑑 2010-2011』朝雲新聞社、2010 年、115 頁。以下、『自衛隊装備年鑑』について、年度と頁数以外は省略する。

¹⁷ C4I とは、指揮（Command）、統制（Control）、通信（Communication）、コンピュータ（Computer）、情報（Intelligence）を指す。

¹⁸ 『防衛白書』1986 年版、190 頁；『2001 自衛隊装備年鑑』168 頁。

よる「昭和 59 年度技術開発要求項目」に入り、1990 年度から装備化した。野戦特科連隊等に装備し、主として射撃指揮に資する目標情報を即時に処理・伝達するために使用されるものであり、野戦用地図・状況図等を電子的に表示することができる。FADS の整備で師団特科火力の向上が図られた¹⁹。

第四に、指揮管制システムというもののコンセプトが不明確なまま構築され逐次改善されてきたため、1975 年度より運用を開始した SF システムには、電算機処理能力の不足、通信能力の不足、抗たん性の欠如などの問題があり、CDS、P-3C 航空機システム（ASWOC. 対潜水艦戦作戦センター）の各機能がそれぞれほぼ所望のレベルにあったにもかかわらず、相互の係が不十分であり、全体的なシステム統合が完成していなかった²⁰。

56 中業から SF システムの近代化が行われ、1988 年 1 月から近代化された SF システムの運用が開始された。SF システムの更新・近代化として、SF センターのハードウェア・ソフトウェア、AF センター、各 RH センター、陸上端末、通信系などが調達され、システムの情報処理能力が向上し、各機能の係というシステム統合がなされた。AF センターは、SF システムの AF 端末機能と各 ASWOC からの諸情報を収集・処理・表示し、空団司令官の作戦指揮の実施に寄与する指揮管制機能を併せ持ったシステムとして、「ASWOC 管制ターミナル」（ACT : ASWOC Control Terminal）の名称を用いることとされた。RH システムは、主として通峡阻止・対機雷戦を行う海峡防備に関し、方面部隊指揮官の作戦指揮管制を支援するものであった。

第五に、1968 年度末に運用開始された旧バッジは、主として航空警戒管制の機能を自動化したものであり、指揮統制機能の自動化が極めて不十分であった。1983 年度予算から整備され、1988 年度末に運用が開始された新バッジが、C3I システムの基盤整備となり、各作戦室や指揮所をシステム化したものであり、統合気象通信システム、飛行管理情

¹⁹ 陸上幕僚監部「昭和 59 年度技術開発要求書（その 1）」陸幕開第 27 号別冊第 3、1983 年 3 月 31 日、防衛省開示文書 2020.7.31—本本 B901；「野戦特科情報処理システムの充足」日付なし、防衛省開示文書 2020.5.8—本本 B472；『2001 自衛隊装備年鑑』167 頁；防衛庁技術研究本部編『防衛庁技術研究本部五十年史』防衛庁、2002 年、69 頁。

²⁰ この段落と次の段落は以下の文献を参照：海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』287-294 頁。

報処理システム及び E-2C システムと自動連結し、空自の作戦指揮・情報・通信機能向上が図られた。全防衛区域の自動化も図られ、各防衛区域とも単一の防空指令所で運用されるようになった。そして、全レーダーサイトが自動化され、地対空データリンク機能が付加されるとともに、航跡追尾の信頼度も向上していた。また、中央処理装置の設置による処理機能の自動化、各防衛区域相互の通信回線統制機能の強化も進んでいた²¹。

第六に、レーダーサイトの J/FPS-3 について、1983 年 11 月に、試作機担当会社が三菱電機に決定され、官民一体となって設計製造が開始された。1989 年度には、制式化（装備開始）された。J/FPS-20（搜索）及び J/FPS-6（測高）の後継として、J/FPS-3 は探知追尾能力、電子戦能力や抗たん性などの向上が図られた。

第七に、新冷戦期に、プラットフォームの戦術データリンク能力の向上（リンク 11 の搭載）も引き続き行われた。1970 年代にすでに推進されたリンク 11 搭載の継続なので、本章ではリンク 11 搭載について、詳しく考察しないが、「あさぎり」型護衛艦（DD）と「こんごう」型護衛艦（DDG）は、リンク 11 を搭載している。もちろん、58DDG「しまかぜ」（「はたかぜ」型の 2 番艦）もリンク 11 を搭載していた²²。

最後に、新機能型ネットワーク化として、海自の衛星通信システムが導入された。従来、自衛隊による衛星通信システムの保有には、1969 年 5 月 9 日の衆議院本会議における「我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」という大きな障壁があった。なお、衛星通信システムを導入する前に、海自は、衛星通信を利用していた。例えば、国際海事衛星機構が管理する国際海事通信衛星（インマルサット）を利用したことがある。衛星通信システムの導入について、1985 年度と 1986 年度予算に、海自の派米訓練の際に米海軍のフリートサット（FLTSAT）衛星を利用できるように、関連する通信器材の調達に必要な経費が計上された。そして、61 中期防において、「海上自衛隊の衛星通信機能の

²¹ この段落と次の段落は以下の文献を参照：空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』496-498、555-559 頁；技術研究本部『技術研究本部五十年史』162 頁。C3I とは、指揮（Command）、統制（Control）、通信（Communication）、情報（Intelligence）を指す。レーダーサイトについて、56 中業の前から、空自は J/FPS-1、J/FPS-2 なども整備していたが、本論文では詳しく考察しない。

²² 香田「国産護衛艦建造の歩み」136、200-202 頁；編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」『世界の艦船』2002 年 4 月号、95 頁。

表 3-1 自衛隊のネットワーク化

	53 中業完成時	新冷戦期
陸海空共通		
通信網	防衛マイクロ回線	IDDN
陸上自衛隊		
指揮統制システム	79 式無線搬送装置など	DADS、FADS
海上自衛隊		
指揮統制システム	SF システム	SF システムの近代化
衛星通信システム（新機能）	×	○
リンク 11 搭載プラットフォーム	53DDG 「さわかぜ」 など	「あさぎり」型、 58DDG 「しまかぜ」、 「こんごう」型
航空自衛隊		
指揮統制システム	バッジ	バッジの近代化
レーダーサイト	J/FPS-20、J/FPS-6	J/FPS-3

出典：第(1)目の考察に基づいて筆者作成

整備」が盛り込まれた。その整備により、艦艇、航空機（P-3C）が日本の通信衛星（スーパーバード衛星に海自用の中継機を搭載）と通信できるようになり、海自の移動体通信能力が大幅に向上していた²³。

(2) プラットフォームの質的向上

(a) 旧機能型プラットフォーム

第一に、陸自について、まず、90 式戦車が導入された。61 式戦車は、全備重量が 35 ト

²³ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』368-373 頁。なお、航空機システムは、当初内局との調整の結果、当面取りやめになった。その理由について、「航空機用衛星通信システムはまだ一般化されておらず、国会における議論を呼ぶ可能性があるとの郵政省見解があった」。その後、1990 年度予算において P-3C 用 8 機分が認められ、以後逐年で整備された。

ンであり、90mm ライフル砲を搭載し、最高速度が 45 km/h である。74 式戦車は、全備重量が約 38 トンであり、105mm ライフル砲を搭載し、最高速度が 53 km/h である。これに対し、90 式戦車は、全備重量が約 50 トンであり、74 式戦車より大型化している。また、120mm 滑腔砲を搭載し、最高速度が約 70 km/h である。そして、90 式戦車の質的向上について、高命中精度、目標自動追尾及び夜間射撃能力、行進間射撃能力、複雑な地形の走破能力、複合装甲の採用による高い防護力、自動装填装置の採用による 3 乗員化の実現などを挙げる事ができる²⁴。

また、日本初の歩兵戦闘車である 89 式装甲戦闘車は、戦車と一体となった行動を行うために使用される。35mm 機関砲と誘導弾発射装置により、戦車の行動を支援できる。そして、戦闘員は銃眼孔から小銃射撃を行いつつ敵弾下で行動できる²⁵。最後に、基本ホーク（低空域防空用地対空誘導弾）から改良ホークへの換装は、すでにポスト 4 次防から始まっていたので、本章では詳しく考察しないが、陸自の残る二個群の基本ホークの後継について、SAM-X における空自との共同研究で改良ホークとして決着した（第 V 節で言及）²⁶。

第二に、海自の DD、対潜ヘリ、そして潜水艦の質的向上も行われた。まず、56 中業と 61 中期防予算で、計 8 隻が整備された「あさぎり」型は、「はつゆき」型の能力向上型であり、砲、ミサイル等の主要装備が「はつゆき」型とほぼ同等であるが、大型化された船体を初め、機関、情報処理や戦闘指揮システムなどの能力向上のほかに、上部構造物のスチール化（アルミ合金を一切使用しないこと）や機関部区画のシフト配置で、抗たん性が向上している²⁷。それから、HSS-2B の後継としての新対潜ヘリの SH-60J は 1988 年度

²⁴ この段落は以下の文献を参照：防衛庁管理局開発計画課「平成 13 年度 政策評価書（事前の事業評価） 新戦車（その 1）」2001 年 6-8 月；技術研究本部『技術研究本部五十年史』45 頁；『自衛隊装備年鑑 1990』46-47 頁；『2001 自衛隊装備年鑑』59 頁。

²⁵ 『2001 自衛隊装備年鑑』71 頁。89 式装甲戦闘車が導入される前に、陸自は 60 式装甲車及び 73 式装甲車を装備していた。

²⁶ 改良ホークへの換装については以下の文献を参照：防衛庁「56 補足」19 頁。

²⁷ 海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』305-309 頁；香田「国産護衛艦建造の歩み」196-207 頁；「海上自衛隊全艦艇史 1952-2004」『世界の艦船』2004 年 8 月号増刊、162

予算から導入が開始された。SH-60J ではデータリンクを通じて各種戦術情報の双方向交換及びヘリの探知データを艦へ転送することが可能となった²⁸。そして、「ゆうしお」型潜水艦の次級としての「はるしお」型潜水艦の整備は、61 中期防から開始された。「はるしお」型は、「ゆうしお」型から比較すると格段に静粛性が向上していた²⁹。

第三に、空自の地对空誘導弾と支援戦闘機の質的向上が行われた。まず、地对空誘導弾について、ペトリオットが、ナイキ J の後継として 1985 年度予算から導入された。ナイキ J は、同時多目標対処、低高度対処、対電子戦、機動性などが不足していた。それに対し、ペトリオットは、各種機能の自動化、迅速化、高精度化が図られ、超低高度から高々度にいたる複数目標に対し、同時に対処可能であり、高い撃墜能力を有している³⁰。

また、FS-X について、1987 年 10 月に F-16 改造型の日米共同開発と決定され、1988 年度予算で、初年度分の共同開発費が認められた³¹。しかし、新戦闘機の開発に時間がかかり、FS-X の共同開発の成果としての F-2 戦闘機は、ようやく冷戦後の 1996 年度予算から調達を開始された。FS-X が 61 中期防期間中で機種選定されたものなので、本章では、その機種選定などを考察し、F-16 への改造などは考察しない（詳細は第四章を参照）。以下では、FS-X の成果である F-2 と旧式の F-1 支援戦闘機の比較をする。

F-1 に比べると、F-2 の能力は大幅に向上している。速度性能について、F-1 が約マッハ 1.6 であり、F-2 が約マッハ 2.0 である。また、行動半径（F-1 は約 200 カイリ、F-2 は約 450 カイリ）や武装搭載能力（F-1 は ASM 最大 2 発搭載・中距離ミサイル（MRM）搭載不可、F-2 は ASM 最大四発搭載・MRM 搭載可能）の進歩により、F-2 の着上陸侵攻対処能力は向上している。そして、F-2 は、F-1 にない CCV（運動能力向上機）機能・同

頁。「はつゆき」型についても、当時建造途中で変更可能な艦は上部構造物をスチールに変更することとなり、56DD「やまゆき」、「まつゆき」以降の艦に実施された」。

²⁸ 海自五十年史委員会『海上自衛隊五十年史』409-414 頁。

²⁹ 小林正男「「うずしお」から「そうりゅう」へ—運用者から見た海自潜水艦の発達」『世界の艦船』2009 年 11 月号、77-78 頁。

³⁰ この段落は以下の文献を参照：空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』489-495 頁；「主要装備 ペトリオット」航空自衛隊、www.mod.go.jp/asdf/equipment/other/Patriot/index.html、2020 年 8 月 21 日アクセス。

³¹ 『読売新聞』1987 年 10 月 23 日（夕刊）；『読売新聞』1987 年 12 月 28 日。

表 3-2 旧機能型プラットフォームの質的向上

	53 中業完成時	新冷戦期
陸上自衛隊		
戦車	74 式戦車	90 式戦車
装甲車	73 式装甲車	89 式装甲戦闘車
海上自衛隊		
DD	「はつゆき」型	「あさぎり」型
対潜ヘリ	HSS-2B	SH-60J
潜水艦	「ゆうしお」型	「はるしお」型
航空自衛隊		
地对空誘導弾	ナイキ J	ペトリオット
支援戦闘機	F-1	FS-X

出典：本目の(a)部分の考察に基づいて筆者作成

時追尾能力があるため、運動性・火器管制能力も向上している³²。

(b) 新機能型プラットフォーム（群）の導入

① 前方対処のためのプラットフォーム群の導入

陸自は、上述した戦車のような「内陸持久」のためのプラットフォームのみならず、洋上・水際・沿岸地域において戦いをする「前方対処」³³のためのプラットフォーム群を導入した。具体的に、相手の航空優勢下においても行動できる 87 式自走高射機関砲などは含まれる。また、長射程のプラットフォームが多く導入された。戦後、155mm 加農砲 M2（最大射程 23.5 km）が長期にわたって陸自の保有していた射程の最も長い兵器であった。53 中業で、203mm 自走りゅう弾砲（30 km）が導入された。これに対し、56 中業と 61 中期防期間中に、155mm りゅう弾砲 FH70（30 km）、日本初の地对艦誘導弾の

³² この段落は以下の文献を参照：防衛庁防衛局計画課「平成 17 年度 政策評価書（中間段階の事業評価） 戦闘機（F-2）」2005 年 6-8 月。

³³ 新冷戦期において、「前方対処」と同じ文脈で、「水際撃破」、「水際防衛」や「洋上撃破」なども使われていた。本論文では、こちらの概念を同じ意味で使用している。

SSM-1 (150-200 km) が導入された³⁴。

そして、03 中期防で、前方対処のための MLRS と新水際地雷システムが導入された。MLRS は最大射程が (ロケット弾 M26 を用いた場合) 32 km である。MLRS の導入によって上陸船団、特に水上航行中の上陸用舟艇や水陸両用戦車を撃破できる。また、海岸の水際付近に水際地雷原を構成し、敵舟艇等の達着を混乱させ、自衛隊の対舟艇火力の発揮を容易にするために、防衛庁技術研究本部 (以下、技本) は 1987 年度から新水際地雷システムの研究に着手していた。研究・試作・試験などを通じ、1994 年に制式化した³⁵。

なお、前方対処のためのプラットフォーム群は、海峡防衛にも寄与できるが、日本の洋上や水際防衛に着目するものであり、海峡防衛に特化したものではない。

② 洋上防空のためのプラットフォームの導入

洋上防空とは「航空機やミサイルによる空からの攻撃を洋上において撃破したり、阻止する機能」³⁶である。ポスト 4 次防において成立した「8 艦 8 機体制」で、1 個護衛隊群においては、DDG が 1 隻から 2 隻へ増大したが、少数のターター・システム艦のみでは洋上防空を行うことはできなかったが、イージス艦である「こんごう」型 (63DDG「こんごう」、02DDG「きりしま」) の導入により、護衛艦隊が「洋上防空」の能力を獲得したと言える。

イージス艦が導入された前に、海自が保有していた DDG (「あまつかぜ」、「たちかぜ」

³⁴ この段落は以下の文献を参照：防研編『西元徹也 OH 上巻』防研、2010年、203-204 頁；『防衛白書』1983年版、301頁；『防衛白書』1986年版、301頁；『防衛白書』1991年版、301頁；防衛庁「56 補足」12頁；「陸上自衛隊の車輛と装備 2012-2013」『パンツァー』2013年1月号臨時増刊、95-96頁。また、56 中業の前にすでに導入が進められたミサイルを搭載した対戦車ヘリ (AH-1S) と 81 式短距離地对空誘導弾も含まれるが、本章では詳しく考察しない。SSM-1 の射程が推定値である。

³⁵ この段落は以下の文献を参照：編集部「多連装ロケット MLRS」『軍事研究』1986年3月号、84-89頁；技術研究本部『技術研究本部五十年史』42-43頁。MLRS が導入された前に、陸自が 75 式 130mm 自走多連装ロケット弾発射機を保有している。その最大射程は約 14.5 km であり、前方対処を実行できる長射程プラットフォームとは言えない：『自衛隊装備年鑑 1990』26頁。

³⁶ 『防衛白書』1987年版、194頁。

型、「はたかぜ」型）は、すべてターター・システム（ターター・ミサイル、スタンダード・ミサイル SM-1 を発射できる）を搭載していた。ターター・ミサイル（RIM-24C）の射程は約 32 km である。SM-1（RIM-66B）の最大射程は、約 45 km である。ターター・システム艦は、Mk.13 単装発射機（40 発のミサイルを格納）などを装備し、レーダー覆域が百数十 km 以上であったが、同時多目標対処能力に限界があった³⁷。

これに対し、「こんごう」型は SPY-1D フェーズド・アレイ・レーダーを搭載し、10 目標以上の同時多目標対処能力があり、ミサイル搭載数も大幅に向上し、Mk.41 垂直発射システムの 2 基（90 セル）などを装備している。そして、搭載しているスタンダード・ミサイル SM-2 は、射程が大きく向上し、初期型の RIM-66C で約 74 km である。SM-2 ブロック III シリーズは初期型より射程がかなり向上しているものの、詳細はまだ不明である。参考として、SM-2 の射程はおよそ 167 km まで到達し、改良により射程はさらに延伸されていると言われている。また、イージス・システムのレーダー覆域は数百 km 以上である。

表 3-3 新機能型プラットフォーム（群）の導入

前方対処（陸）	87 式自走高射機関砲、SSM-1、MLRS、新水際地雷システムなど
洋上防空（海）	イージス艦—63DDG「こんごう」、02DDG「きりしま」

出典：本目の(b)部分の考察に基づいて筆者作成。

3 日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価

新冷戦期において、防衛力の量には、主に部隊内部の構成に変化があった。質の高いプラットフォーム（P-3C や F-15J）が占める割合が増長していた。防衛力の質的变化につ

³⁷ この段落と次の段落は以下の文献を参照：岡部いさく「海自 DDG 搭載ミサイル発達史」『世界の艦船』2014 年 8 月号、98-101 頁；編集部「ミサイル護衛艦全タイプ」『世界の艦船』2014 年 8 月号、78-93 頁；藤木平八郎「イージス・システム開発の歩み」『世界の艦船』2006 年 12 月号、71-72 頁；岡部いさく「主要国の艦載防空ミサイル アメリカ」『世界の艦船』2018 年 12 月号、79 頁；香田「国産護衛艦建造の歩み」57、212-213 頁；『防衛白書』1988 年版、175 頁。

いて、第一に、ネットワーク化は 51 大綱成立後より大きく進展していた。具体的に、旧機能型としては、陸海空共通の IDDN の整備、陸海空各自の指揮統制システムの質的向上などがあり、新機能型としては、衛星通信システム（海）の導入が存在していた。第二に、プラットフォーム（群）の質的向上について、旧機能型としての陸上防衛、対潜、対水上や防空（洋上防空を含まない）など、新機能型としては「前方対処」そして「洋上防空」のためのプラットフォーム（群）が存在していた。なお、「前方対処」そして「洋上防空」のような新機能型プラットフォーム（群）の導入により、日本の防衛は本土防衛中心（周辺海域を含む）から大きく離れていたわけではない。第Ⅱ節でも考察したように、日本は 1,000 カイリシーレーン防衛のための能力を構築できなかった。

IV 政軍関係と日本の防衛力整備計画

1 政軍の選好の不一致と防衛力の量的変化

第二章で考察したように、51 大綱成立後、自衛隊は、現状維持への政治的圧力下において、勢力の最大化をしようとしていた。新冷戦期には、同じようなパターンが見られる。新冷戦期において、51 大綱が存在していたので、政治家は、引き続き防衛力の量的現状維持の圧力を自衛隊にかけなかった。そして、中曽根のような 51 大綱の改定に前向きな政治家が存在し、51 大綱（別表を含む）の見直しも議論されたものの、結局 51 大綱が改定されなかった³⁸。そのため、新冷戦期の状況は特殊であったが、本項では、防衛力の量については、政軍の選好を「不一致」としている。

このような状態において、自衛隊は、組織利益を守るために、引き続き部隊内部の構成で勢力の最大化を求めている。本項では、自衛隊の対応を中心に考察する。資料の制約もあり、すべてのことを詳述することはできないが、P-3C を中心に考察する。

P-3C の 100 機体制が 51 大綱策定当時すでに決まっていた（詳細は第二章を参照）ので、56 中業における P-3C の 75 機調達（56 中業中には 50 機調達（当初の 5 年間計画））という決定にも騒ぐほどのこともなかった。当時海自の計画では、基本的に 1 年間当たり

³⁸ 新冷戦期における 51 大綱の改定に関する議論について以下の文献を参照：瀬端『防衛計画の大綱と日米ガイドライン』第 5 章。

に 10 機程度を導入することとなっていた（実際の予算—1983 年度が 7 機、1984 年度が 8 機、1985 年度が 10 機、1986 年度が 10 機、1987 年度が 9 機）³⁹。53 中業完成時（3 年間予算）に、P-3C が 25 機になるので、10 機ずつの導入を継続すると、45 機の調達（1977 年決定）がすぐに達成される（2 年間程度）。そうすると、導入予定数がゼロになるため、必ずしも毎年度ちょうど 10 機導入されたわけではないが、56 中業（当初は 5 年間計画）での整備目標が総数 75 機となる（25 機+10 機×5 年間）⁴⁰。

続けて計算すると、56 中業の実際の 3 年間の予算では、25 機が調達され、総調達数が 50 機となった。1986 年度からの 5 年間計画である 61 中期防では、毎年度 10 機を導入すると、ちょうど 100 機となる（実際の予算—1988 年度が 9 機、1989 年度が 10 機、1990 年度が 8 機）⁴¹。03 中期防で調達された 5 機も合わせると、最終的に 101 機が調達され、P-3C の 100 機体制が完成した⁴²。

佐久間は、海自が P-3C の 100 機体制のために様々な理屈を構築したが（例えば、ヨーロッパの地図と日本周辺の 1,000 カイリの地図と重ね、「これだけが要るんだ」という）、日本周辺に 100 機の P-3C の保持が、世界の他のどこの海域にもない密度であると回想している⁴³。総じて、新冷戦期における P-3C の機数問題について、ソ連の差し迫った脅威より、51 大綱という大きな枠組みにおいて、組織利益を守りたい海自による勢力の最大化ということの説明力は高い。すなわち、海自は 51 大綱策定時に決まった 100 機体制に基づき、新冷戦期で P-3C の機数の最大化を求めた。

以上の考察では、新冷戦期における P-3C の整備も 51 大綱策定時の P-3C の 100 機体制の延長線にあった。新冷戦期に 1,000 カイリシーレーン防衛という検討で P-3C の整備を

³⁹ もちろん、1986 と 1987 年度は、実際は 61 中期防予算になる。

⁴⁰ この段落は以下の文献を参照：「林崎 OH」114-115 頁；海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』247 頁；防衛庁「56 補足」48 頁。

⁴¹ 海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』247 頁。

⁴² 同上、247、249 頁。03 中期防では、P-3C の調達数が 104 機とされたが、03 中期防の見直しにおいて、101 機と調整された。1992 年に 1 隻の P-3C が事故でなくなった。

⁴³ 「佐久間 OH」『佐久間一 OH 下巻』29 頁。なお、佐久間の回想している理屈の構築がどの時点のことなのかは不明である。

加速させたことでもない。F-15J の機数問題も P-3C と同じパターンと考えられるが、資料の制約により本章では詳しく考察しない。

2 政軍の選好の一致と防衛力の質的向上

(1) 衛星通信システムの導入

海自にとって、衛星通信システムの導入は望ましいことであったと言えよう。しかし、上述した 1969 年の決議により、その導入はなかなかできなかった。新冷戦期において、衛星通信システムの導入には、中曽根首相の役割が大きかった（政軍の選好の一致）⁴⁴。1983 年 2 月の予算委員会で、硫黄島基地の自衛隊員の家族との通話に関し、通信衛星利用の問題が提起され、中曽根が、「この件は十分検討する」と表明した⁴⁵。1984 年 12 月に、中曽根の私的諮問機関である「平和問題研究会」は研究の成果を報告書にまとめ、中曽根に提出した。報告書は、C3I の効率化と非脆弱化のために、通信衛星の積極的利用を図っていくべきであり、偵察衛星の利用についても研究を行っていくべきであると提唱していた⁴⁶。当研究会の報告書は、中曽根の意向を強く反映していたと考えられる⁴⁷。

1985 年 2 月に、「平和目的と自衛隊による衛星利用についての統一見解」を政府が発表し、自衛隊による一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星の利用が認められた。そして、フリートサット衛星を自衛隊が利用することは、1969 年の国会決議の「平和目的」に反しないものとされた⁴⁸。この「一般化原則」とは、民間でも一般的に利用されている衛星を自衛隊が利用できるということである⁴⁹。また、1985 年 2 月 21 日の

⁴⁴ 「中尾 OH」136 頁。

⁴⁵ 海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』369 頁。

⁴⁶ 平和問題研究会「平和問題研究会報告書」『国防』第 34 巻第 2 号、1985 年 2 月、101-109 頁。

⁴⁷ 服部龍二『高坂正堯一戦後日本と現実主義』中央公論新社、2018 年、246-259 頁。

⁴⁸ 海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』369 頁。

⁴⁹ 増田義一「自衛隊百科 自衛隊による宇宙開発利用」東北防衛局、www.mod.go.jp/rdb/tohoku/kyouryoku_kakuho/fmradio/2306gatuhausou-yamagata.html、2020 年 12 月 3 日アクセス。

衆議院予算委員会で、中曽根は、自衛隊の衛星利用問題について、今後は双方向通信ができるよう送受信装置を護衛艦に設置する考えをはじめて明らかにした。偵察衛星についても、中曽根は前向きの姿勢を示した⁵⁰。

(2) 前方対処の成立

前方対処のためのプラットフォーム群の導入について、政軍の選好の一致、すなわち政治家の支持と陸自の組織利益の一致が、その主因であった。まず、鈴木善幸首相の指導（ハリネズミ論）が役割を果たした。具体的には、1982年1月12日に、鈴木は、伊藤宗一郎防衛庁長官に対し、以下のように述べた。

「侵略があったときは上陸前に勝負をつけなければならない。本土決戦ではギブアップになる。その前に相手に手痛い打撃を与え、相当の犠牲が出ることを覚悟させるものでなくてはならない。水際での防衛が必要だ。日本は先端技術をもっているのであるからミサイルで守る」⁵¹

関連する議論は、国会でも行われた。2月2日の衆議院予算委員会において、公明党の矢野絢也議員は、多くのF-15、P-3Cなどの「遠方防衛」のための装備に力を入れるよりも、「水際防衛」のための高速ミサイル艦、地対空・地対艦ミサイルのような装備の充実を主張した。すると、鈴木は、「大変示唆に富む」と述べ、伊藤は、矢野が提示した装備（地対艦ミサイル、対戦車ミサイル、ミサイル艇、地対空ミサイルなど）の整備を進めると表明し、二人は矢野の議論に対しある程度理解を示した⁵²。

その後、8月4日の参議院安全保障特別委員会で、伊藤は、鈴木が1月に伊藤に指示したものが庁内で検討され、塩田章元防衛局長に、鈴木にその段階での検討状況、研究状況を報告させたと答弁した。そして、夏目晴雄防衛局長も、首相のハリネズミ論において、

⁵⁰ 『読売新聞』1985年2月22日。偵察衛星について、冷戦後、「情報収集衛星」（内閣官房所管）とい名目で導入された。

⁵¹ 「総理から防衛庁長官へ（官房長官同席）（閣議後）」1982年1月12日『宝珠山昇関係文書（第2次受入分）』1047、憲政。

⁵² 第96回国会「衆議院予算委員会」第3号、1982年2月2日；『読売新聞』1982年2月3日。

洋上・水際撃破のための能力の強化、具体的には防空能力、そしてミサイル艇や地対艦ミサイルなどが含まれると答弁した⁵³。鈴木の後を継ぐ中曽根は、引き続き洋上撃破の重要性を強調していた。中曽根は、61 中期防の作成期間中に、「海空重視」（海空からの侵略に対して重点を置くこと）や「洋上撃破」という方針を、「最高指揮権者としての意見」という形で防衛庁に指示した。中曽根は、それが陸自の軽視でなく、海空からの侵入に対し、陸海空の総力とその統合力を運用して対処することと説明していた⁵⁴。

政治家の議論は、陸自の組織利益と連動していた。陸自は、海空重視という趨勢に警戒感を示し、「前方対処」への転換で陸自の存在意義をアピールしていた。そのために、陸自の内部に「将来構想検討グループ」が組織され、「陸上自衛隊将来構想」で、「前方対処」のことが検討されていた。加えて、1986 年 5 月に、防衛庁において「防衛改革委員会」の下で「陸上防衛態勢研究会」が設置され、陸自も関連する検討を急いでいた⁵⁵。

当時陸幕防衛部長の西元徹也は、防衛部内の意思統一を図った。具体的には、61 中期防の策定の段階で提起された陸自の削減、海空重視という方針に対し、陸自の存在意義をアピールすることが必要であった。陸自の装備品について、安定性、防護性に優れた陸上プラットフォームから、海上あるいは水際に火力を指向できる兵器システムを重視するようになった。例えば、地対艦誘導弾、MLRS、長射程砲、対戦車ヘリ、相手の航空優勢下での行動を可能とする中・短距離地対空誘導弾、新自走高射機関砲などを挙げる事ができる。陸幕防衛部は、「陸上自衛隊将来構想案」を 1987 年 6 月末に陸幕部長会議に上程した。陸幕や方面総監等会議で、この案が陸自の自衛官定数の 18 万人体制を根底から崩すと懸念されていたが、最終的に、陸上幕僚長、陸上幕僚副長の指導で新構想が成立した。

「陸上自衛隊将来構想」に関与した西村繁樹は、海空優先・陸削減の嵐の中から陸自の戦略的重要性を防衛庁内外に理解させたことで、陸自の予算削減に歯止めがかかったと

⁵³ 第 96 回国会「参議院安全保障特別委員会」第 4 号、1982 年 8 月 4 日。

⁵⁴ 第 102 回国会「衆議院予算委員会」第 3 号、1985 年 2 月 4 日；第 102 回国会「衆議院予算委員会」第 12 号、1985 年 2 月 18 日；第 102 回国会「衆議院予算委員会」第 13 号、1985 年 2 月 19 日；吉田「『五一大綱』下の防衛力整備」45 頁。

⁵⁵ この段落と次の段落は以下の文献を参照：西村繁樹『防衛戦略とは何か』PHP 研究所、2012 年、71-76 頁；『西元 OH 上巻』203-206 頁；『防衛白書』1988 年版、165-168 頁。

推測している⁵⁶。こうして、本来、自衛官定数の 18 万人体制によって予算を確保する組織利益を重視していた陸自は、新冷戦期において、「海空優先・陸削減」から組織の利益を守るために、プラットフォーム群の変化（前方対処）に踏み込んだ。また、陸自の「前方対処」への転換は、上述した政治家（鈴木と中曽根）の主張とも合致していたと言える（政軍の選好の一致）。政治家の支持がなければ、陸自の前方対処への転換は難しかっただろう。

なお、予算から見れば、組織利益を守りたい陸自にとって、望ましい結果となった。陸自の正面契約額（航空機、弾薬、誘導弾、甲類装備品、乙類装備品）のシェアは増加していた。61 中期防の初年度の 1986 年度には 25.2% しかなかったが、61 中期防の最終年度の 1990 年度には 31.3%、03 中期防の最終年度の 1995 年度には、36.4% となった（詳細は第四章の分析も参照）⁵⁷。

3 政軍関係要因の説明力

以上の考察により、新冷戦期において、政軍関係要因の説明力は高い。当時の政軍関係は、「政軍の選好の一致」も「政軍の選好の不一致」もあった。具体的には、第一に、「政軍の選好の不一致」について、政治家は、防衛力の量（総量）の拡大を支持しなかった。自衛隊は、組織利益を守るために、部隊内部の構成で勢力の最大化を求めていた。第二に、「政軍の選好の一致」について、まず、中曽根の支持で、自衛隊も望む衛星通信システムの導入が実現された。そして、鈴木と中曽根の指導（支持）と海空重視を危惧する陸自の組織利益で、陸自の前方対処のためのプラットフォーム群が導入された。

V 軍事技術と日本の防衛力整備計画

1 軍事技術の進歩とネットワーク化

⁵⁶ 西村『防衛戦略とは何か』73 頁。

⁵⁷ 防衛年鑑刊行会編集部編『防衛年鑑』2002 年版、防衛メディアセンター、2002 年、137-138 頁。

軍事技術（情報技術、在来型技術）の進歩により、自衛隊のネットワーク化が進展していた。第一に、IDDN の導入に際しては、情報技術の影響が大きかった。技術の進歩で、自衛隊の通信量が多くなり、防衛マイクロ回線は、アナログ方式であったため、増大する通信所要をまかなうことが困難になっていた。1986 年度に、通信容量の増大を図ることなどを目的とする IDDN 整備計画が策定された⁵⁸。

第二に、DADS の導入要因について、情報技術よりは、在来型技術—航空機等の性能の向上に伴い、高速、超低空侵攻等経空脅威の増大—の説明力が高い。DADS は、1986 年度から研究開発された⁵⁹。第三に、FADS の必要性について、現代戦において、目標の分散・多数化及び一地存在時間の短縮化傾向にあり、目標を迅速に選別し、射撃反応時間を短縮化することが必要である⁶⁰。

第四に、システム艦や P-3C の増勢により、ピークルレベルの C3I システムの高性能化が進んでいたが、これら戦闘指揮システムの上位に位置する SF システムに、第Ⅲ節で指摘した問題が生じた。SF システムの近代化には、特に、情報技術の進歩による通信量の増大の影響が強かったと考えられる。具体的には、各部隊によるシステム使用頻度が上がり、応答時間も次第に増大していた。そして、データ入出力量の増大により、メモリーが不足してきており、中央処理装置の使用率の増大による機能低下も進んでいた。これらの問題を解決するために、1980 年度から海上幕僚監部や部隊で SF システムの近代化が研究され、1984 年 4 月に複数の業者に対して提案要求書が提示され、6 月に機種選定が行われた⁶¹。

最後に、バッジの近代化や J/FPS-3 の整備には、情報技術の進歩のみならず、航空機、ミサイルの技術進歩も重要な要因であった。第二章で考察したように、航空機の技術進歩、特に第 3 世代の航空機の出現で、空自は、1970 年代に、すでに第 3 次 F-X の導入作業を行っていた。同じく 1970 年代から、新バッジの開発も開始された。1975 年 11 月に、航

⁵⁸ この段落は以下の文献を参照：防衛庁長官官房情報通信課「平成 16 年度 政策評価書（総合評価） 防衛統合デジタル通信網（IDDN）の整備及び今後の通信伝送路について」2004 年 4-7 月。

⁵⁹ 『防衛白書』1986 年版、190 頁。

⁶⁰ 「野戦特科情報処理システムの充足」。

⁶¹ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』287-294 頁。

空幕僚監部はバッジの近代化研究を開始し、1976年に、新システム開発の研究に着手した。1982年6月に、日本電気が提案したシステムが内定された。なお、当時情報処理技術の進歩が急激的であり、新バッジは運用開始時に一部機器に陳腐化が見られた⁶²。

1979年度（部内研究）から始まったJ/FPS-3の開発について、電子戦能力の飛躍的増大、侵攻機のステルス化（低レーダー反射面積化）・高速化・行動範囲の拡大による突破力の増大、AGMや対レーダーミサイルによる攻撃能力の向上、早期警戒管制機（AWACS）の随伴侵攻に対する日本の防空能力の相対的低下や侵攻機の偵察能力の向上という軍事技術の進歩の影響で、新レーダーが開発された。

2 在来型技術の進歩と旧機能型プラットフォームの質的向上

(1) 陸自の戦車、装甲車の質的向上

90式戦車が開発された時期の世界的趨勢として、戦車は、第2世代から第3世代に転換していた。主な特徴として、滑腔砲⁶³や複合装甲を装備すること、そして高度な射撃統制装置（FCS）の搭載などを挙げることができる。90式戦車の開発は74式戦車が制式化される目途がついた頃からすでに始まっていた。具体的には、1973年頃から海外の新型戦車（MBT-70やレオパルト2の試作車、T-72など）の情報を集めるリサーチを開始し、1976年度から「新戦車の研究」が、陸幕の「部内研究」として開始された。1977年度から1次試作が始まり、1990年8月に制式化された。新戦車はソ連のT-64やT-72、そして開発中とされていた次世代主力戦車に対抗できることを基本コンセプトとされたが、その「開発目標」はレオパルト2（独）やM1エイブラムス（米）であった⁶⁴。

⁶² この段落と次の段落は以下の文献を参照：空自50年史委員会『航空自衛隊五十年史』496-498、555-559頁。

⁶³ 滑腔砲は、ソ連の第2世代戦車（T-62など）ですでに装備され、西側諸国においては第3世代戦車で一般化された。

⁶⁴ この段落は以下の文献を参照：柘植優介「90式戦車の開発と構造」『パンツァー』2009年11月号、21-22頁；「昭和51年度 経過報告「新戦車の研究」「新戦車のシステムスタディ」」日付なし、防衛装備庁開示文書2020.8.26—装装B124；林磐男『戦後日本

まず、90 式戦車の主砲について、国産砲は貫徹力でラインメタル社（以下、ラ社）製のものより優れるが、品質管理の難しい材質を使用していたことからコストがラ社製のものより高く、最後にラ社製の 120mm 滑腔砲のライセンス生産が選定された。そして、90 式戦車は複合装甲も装備している。また、90 式戦車の FCS はレーザー測遠機、砲耳軸傾斜計、装薬温度計や横風センサーなどから送られてくる情報を統合し、射撃時の各種要素を算出する。これらのデータを照準装置へ入力・設定することで、砲弾は正確に目標に命中する。国産ハイテク技術が導入された FCS や自動装填装置を用い、射撃には大容量のデジタル弾道コンピュータとジャイロを併用することで、目標や自車が移動中であつたとしても、高精度な行進間連続射撃が可能となつた⁶⁵。

軍事技術の進歩により、89 式装甲戦闘車を整備することが必要となつた。第一に、将来の地上戦は、空地からの熾烈な火力の下において、戦車及び装甲戦闘車を中核とした戦闘チームによる戦闘が中心となり、その様相は激烈かつ流動的なものになると思われた。第二に、対戦車誘導弾を含む対戦車火力の増強及び障害構成手段の進歩により、機甲戦力を十分に発揮するには、これまで以上に普戦（普は普通科部隊、戦は戦車）等の緊密な協同が重要になっていた⁶⁶。

(2) 海自の護衛艦、対潜ヘリ、潜水艦の質的向上

第一に、「あさぎり」型の抗たん性向上について、1982 年のフォークランド紛争において、英国海軍の新鋭駆逐艦「シェフィールド」が、エグゾセ ASM を被弾したことで炎上し沈没した事件が起こつた。ミサイル被弾による破損でなく、ミサイルの命中による火災が沈没の要因であることに海自は注目し、艦艇の抗たん性の向上を重視してきた。第二に、SH-60J の導入要因について、まず、対象潜水艦の高性能化及び対象水上艦艇のミサイル装備化に対応するためには、艦艇と対潜ヘリの関係をさらに強化する必要がある。しかし、HSS-2B には問題が多く内在していた。特に、システム化された P-3C に比べ、HSS-2B

の戦車開発史—特車から 90 式戦車へ』かや書房、2002 年、238-241 頁；古是三春「日本の経済的・技術的円熟が反映された 90 式戦車」『グランドパワー』2006 年 3 月号、14-17 頁；技術研究本部『技術研究本部五十年史』44-45 頁

⁶⁵ この段落は以下の文献を参照：柘植「90 式戦車の開発と構造」22-30、38-39 頁。

⁶⁶ 「装甲戦闘車の期待性能書について（通知）」幕通研第 59 号、1980 年 12 月 22 日、防衛省開示文書 2020.7.31—本本 B901。

の戦術情報表示装置等はシステム化されておらず、P-2J と同じレベルのものであると思われた。HSS-2B は、情報交換に長時間を要し、作戦上迅速かつ的確な対応が困難であるなどの問題を抱いていた。そして、米海軍においても新しい SH-60B の配備が進み、海自の回転翼部隊にシステム化の時代に取り残されるという危惧は生じた⁶⁷。

第三に、潜水艦について、「ゆうしお」型の基本設計が終わって建造に着手した時期（1970 年代後半）に、すでに次期潜水艦の構想・検討が開始されていた。当時の軍事技術の変化について、中・小型潜水艦の出現に加え、P-3C 対潜機の導入により、航空機が潜水艦の存在を先に探知するようになり（P-3C ショック）、艦型の大型化を懸念しつつ、雑音低減を推し進める必要が高まった。技本は、スノーケル航走雑音、推進系装置雑音及び補機類雑音の低減を図ること、そして排水量増大の抑制のため、各種の艦装品の小型軽量化を進めることなどを「はるしお」型の設計の基本方針とした⁶⁸。

(3) 空自の地对空誘導弾の質的向上

軍事技術の進歩により、ソ連の戦闘機が第 3 世代となり、日本に対する低高度で同時に多数で侵入する戦闘機・戦闘爆撃機の攻撃が想定され、同時多目標対処、低高度対処、対電子戦、そして侵攻主正面への戦力集中のための機動性等の高い能力は不可欠であると考えられ、ナイキ・システムの能力不足が明らかになった。同時に、米軍からナイキ・システムの維持部品の FMS（有償軍事援助）というものを逐次打ち切るという通告を受けたため、SAM-X の選定が必要となった。1974 年 5 月の衆議院内閣委員会において、検討作業を行っている山中貞則防衛庁長官が答弁した。機種選定において、国内開発案（ナイキ改良案）、ナイキ・フェニックス案（ナイキ改良案に一部外国の技術を採用）、輸入案（米のペトリオット、英仏共同開発のユーロ SAM、伊のスパダ）などが検討された。関連する研究や数度の海外調査を通じ、1979 年 12 月に、防衛庁は、ペトリオットとナイキ・フェニックスの 2 案に絞り、1984 年 8 月に、ペトリオットを取得する（ライセンス

⁶⁷ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』305-308、409 頁。

⁶⁸ この段落は以下の文献を参照：幸島博美「海上自衛隊潜水艦の技術的特徴（船体）」『世界の艦船』2006 年 10 月号増刊、122 頁；小林「「うずしお」から「そうりゅう」へ」77-78 頁；同上、401-402 頁。

生産)と決定した⁶⁹。

また、制服組では、性能面から、陸自と空自のいずれもペトリオットを推す声が強かった。陸自と空自の共同研究で、陸自は狭い戦闘地域における師団防空のための改良ホークを整備するという事となった。比較的広い範囲の全般防空のためのペトリオットの整備は、空自単独で進められた⁷⁰。

(4) 空自の次期支援戦闘機の機種選定

FS-X の機種選定に、日本の国産派の要請と日米間の摩擦（米国の圧力による日本の国内開発の断念）があり、日本は軍事技術の視点から合理的に機種選定を行うことなどができなかつたとよく言われている⁷¹。本章では、国産派の要望（国産ができなくとも、米製機に改造の余地を確保）や米国の圧力の役割のすべてに反論するというわけではないものの、日本が比較的合理的に軍事技術の進歩に従って機種選定などを行ったと主張する。

敵の着上陸侵攻を阻止するために、空自の支援戦闘機は、主に相手の制空（要撃）戦闘機や「護衛戦闘艦」に対処しなければならない。要撃戦闘機の技術進歩については、すでに本章のバジとレーダーサイト、そして SAM-X の実証部分において言及したが（第二章も参照）、相手の SAM の射程外から攻撃を完了する支援戦闘機にとって、ソ連の SAM の質の大幅な向上も重要な課題であった。特に、S-300P 地对空ミサイルの艦載化である S-300F という SAM は、1969年から開発され始め、1984年からソ連海軍に引き渡され、次々とキーロフ級ミサイル巡洋艦やスラヴァ級ミサイル巡洋艦などに搭載するようになっていた。1980年代において、S-300F の射程は 5-93 km であった⁷²。

⁶⁹ この段落は以下の文献を参照：『鈴木 OH』274-277 頁；空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』489-495 頁。

⁷⁰ この段落は以下の文献を参照：『読売新聞』1983 年 5 月 12 日；『鈴木 OH』274-275 頁。

⁷¹ 例えば、双発機の F/A-18 は第一候補であったが、日本の企業があまり改造に参加できなかったため、候補から外されたと言われている：サミュエルズ『富国強兵の遺産』346-347 頁。

⁷² この段落は以下の文献を参照：「新支援戦闘機の運用要求（案）について」1985 年 10 月 19 日『宝珠山文書』34-6、憲政；アンドレイ V.ポルトフ「ソ連/ロシア巡洋艦建造史（第 14 回）」『世界の艦船』2009 年 5 月号、163 頁；アンドレイ V.ポルトフ「ソ連/ロシア巡洋艦建造史（第 19 回）」『世界の艦船』2009 年 10 月号、112-114 頁。

軍事技術の進歩と合わせ、FS-X に求められる性能について、自己防御のための高旋回能力、短距離離着陸滑走能力、行動半径（450 カイリ以上）、超低高度高速進出能力、同時多目標対処能力、ASM 搭載能力、ステルス性などが挙げられた⁷³。なお、実際に日本における将来戦闘機の関係技術の開発は、1970 年代初頭に遡ることができる。1973 年頃から、「将来航空機技術の研究」として、「航空機諸元策定プログラム」、「複合材構造の研究」や「将来戦闘機形状の研究」などが、技本と国内の航空機メーカーとの協力で研究されていた。その後、「CCV 研究機」（T-2 練習機を改造したもの）、「複合材一体形成主翼構造」、「将来火器管制装置」や「将来慣性基準装置」などの研究がなされていた。これらの研究は、後日の F-16 に対する日本側の改造の基礎となった⁷⁴。

もちろん、これらの研究は、FS-X に焦点を絞って進められていたというものでなく、広い意味での戦闘機の新技术を研究することであったが、防衛庁内の開発派は、1990 年代には最新鋭の戦闘機を実現させたいという意気込みに燃えており、FS-X に照準を絞っていた⁷⁵。1970 年代当時に検討された第 3 次 F-X（詳細は第二章を参照）において、国内開発という選択肢がなかったため、空自の戦闘機体制から見れば、上述した将来戦闘機の関係技術の研究が、F-1 の後継機としての FS-X に活用することが決まっていたのではない。なお、日本は国内開発をしようとしても、エンジン製作技術、そしてエンジンと高度の FCS の機能を小ぶりの戦闘機に詰め込む「システム・インテグレーション」の技術を保有しなかった⁷⁶。

機種選定（米国製の F-15、F-16、F/A-18 から）について、主に軍事技術要因により、F-16 が選定された。第一に、日本がすでに要撃戦闘機として運用していた F-15 は、ステルス性に問題があるほか、高額であり、支援戦闘機としては相応しくない。F-15 の発展型である F-15E が担っている全天候昼夜間の長距離攻撃能力は、日本にとって過大な能

⁷³ 『防衛白書』1988 年版、162 頁；「村木鴻二 OH」『日安防⑤』2019 年、103-104 頁；「新支援戦闘機の運用要求（案）について」。

⁷⁴ 神田國一『主任設計者が明かす F-2 戦闘機開発—日本の新技术による改造開発』並木書房、2018 年、51-63、111-135 頁。

⁷⁵ 前問孝則『日本はなぜ旅客機をつくれぬのか』草思社、2002 年、256 頁。

⁷⁶ 加藤良三著、三好範英編『日米の絆—元駐米大使 加藤良三回顧録』吉田書店、2021 年、154、159-160 頁。

力であるため、F-15E は比較的早い段階で検討から排除された。第二に、F/A-18 は艦載機であり、非常に重いため費用対効果上に問題がある。そして、支援戦闘機にするためには、大幅な改造が必要である。F/A-18 は双発機であり、しかも広い主翼面積などで、FS-X にとって相応しいと言われるが、実戦配備されてからトラブルを発生させていたり、価格も高かった。当時、村木鴻二航空幕僚監部防衛部防衛課長を筆頭に、性能上の理由で F/A-18 の導入に反対した。具体的には、艦載機としての F/A-18 は重量が重い性能も出なく、かつ発展性の余地が少なく、開発のポテンシャルが低い⁷⁷。

最後に、F-16 は、対地攻撃能力、対艦攻撃能力、防空戦闘能力がともに優秀であり、最も開発経費の面で優れている。もちろん、F-16 には、ステルス性の問題があると同時に、離着陸性能においてもやや難点がある。また、当初空自は、安全性の視点で双発機のほうがよいと認識していたが、最後まで残った候補が F-16 しかないので、空自は「逆理論」を構築し、F-16 の安全性を研究し、F-16 は昔の単発機に比べると、安全性が高いという結論を下した。なお、当初英・西独・伊のトーネードも検討されたが、トーネードは価格が高く、しかも欧州製であることから米国の批判を招くことが必至であり、現実性がそもそも薄かった。

もちろん、日本の企業の参与を確保する日米共同開発では、米国機を直接導入することよりコストが高くなる。当初防衛庁が発表した F-SX の開発費が 1,650 億円（物価上昇分を勘案して 2,000 億円）であったが、1991 年には 2,800 億円とされた。最終的に実際に要した開発費の総額が 3,274 億円となった。1996 年度予算には、F-15J の調達費は 1 機当たり約 121.5 億円であり（1995 年度予算は約 108 億円）、F-2 は 1 機当たり約 119 億円であった。すなわち、支援戦闘機の調達額は、要撃戦闘機に近く、あるいは超えたと言えよう⁷⁸。

⁷⁷ この段落と次の段落について以下の文献を参照：「鷹尾洋保 OH」防研編『山田良市 OH』防研、2009 年、448 頁；『読売新聞』1987 年 10 月 3 日（夕刊）；『読売新聞』1987 年 10 月 22 日；「江間 OH」143 頁；「新支援戦闘機の運用要求（案）について」；「村木 OH」108-109、114 頁；前掲『日本はなぜ旅客機をつくれぬのか』262 頁；「竹河内 OH」59-60 頁。

⁷⁸ この段落は以下の文献を参照：前掲『日本はなぜ旅客機をつくれぬのか』278-280 頁；技術研究本部『技術研究本部五十年史』155 頁；『防衛白書』1996 年版、331 頁。

3 在来型技術の進歩と新機能型プラットフォームの導入

(1) 前方対処のためのプラットフォーム群の導入

第IV節で考察したように、陸自の前方対処のためのプラットフォーム群の導入は、政軍の選好の一致が主因であったが、在来型技術の進歩、特に長射程火力の飛躍的増大により、往年不可能と見られた洋上・水際撃破が近い将来に可能となると見られた⁷⁹。すなわち、兵器の長射程化は、前方対処を実施する前提条件となっていた。なお、地对艦誘導弾について、諸外国に適当な地对艦ミサイルはあまりなかったが、技本は、80式空対艦誘導弾の技術を発展転用し、SSM-1の開発を行った⁸⁰。

(2) 洋上防空のためのプラットフォームの導入

イージス艦という新機能型プラットフォームの導入に、日本の周辺における高性能爆撃機の配備（防衛庁が1979年10月にTu-22Mの極東配備を正式確認）という差し迫った脅威という要因に本章では反論しないが、在来型技術の進歩（航空機、そしてミサイル）も重要な要因であった。かつては経空脅威の対象は主に航空機自体であり、ミサイルの射程が短かったため、比較的近距離のものにしか対応する必要がなかった。しかし、航空機は搭載能力が向上し、高々度高速飛行、遠距離進出もできるようになっていた。そして、ミサイル関連の技術も進歩し、各種対艦ミサイル（ASM、USM、SSM）の高性能化（命中精度の向上、射程の延伸、高速力化、飛行パターンの改善）が進み、飛んでくるミサイルが同時でかつ複数となった。例えば、ASMの射程が伸び、スタンドオフ攻撃（相手側防衛兵器の威力の及ばない遠距離から目標を攻撃できる能力）ができるようになっていた。航空機とミサイルの高性能化に従い、ターター・システムの能力が相対的に低下してきたので⁸¹、同時多目標対処能力を有するイージス艦が必要となる。さらに、上述した1982年のフォークランド紛争でASM対処の重要性が示されたが、それも日本のイージス艦導

⁷⁹ 西村『防衛戦略とは何か』145頁。

⁸⁰ 「寺島OH」161-162頁；技術研究本部『技術研究本部五十年史』188-191頁。

⁸¹ 具体的に、ハイダイブ型ミサイルに対する探知覆域、同時多目標対処能力、有効射程、対電子戦対策などが不十分、目標探知からミサイル発射までのリアクションタイムが大きい。

入の引き金の一つであった⁸²。

実際には、1970年代末に、海自はすでに護衛艦隊の防空問題を重視しはじめた。第二章で言及したように、「8艦8機体制」におけるDDGの増勢（そしてDDGの質的向上）には、イージス艦の導入と同じく、航空機やミサイル関連の技術進歩に起因する防空重視が重要な要因であった。そして、1981年の長田博海上幕僚監部防衛部長の訪米（後述）の1-2年ほど前に、海自においてすでにターター・システムの時代遅れに関する検討があり、イージス・システムに関して米海軍に相談していたが、米海軍が海自の請求に対して様々な理屈をつけて「ノー」と言っていた⁸³。また同時期に、米国が1982年にはターター・システムの生産を停止するという情報が入っており、次世代のDDGの検討が喫緊の課題となった⁸⁴。

長田が1981年に訪米し、米国にイージス・システムについて正式的に打診し、関連情報のリリースを要請した。1984年3月に、米国側は在日米国大使館のルートを経由してイージス・システムのリリースが可能であると日本側に伝えた。5月に、米国海軍省のイージス担当官が来日し、SPY-1レーダー、SM-2ミサイルのリリースを日本側に伝えた。その後の「洋上防空体制研究会」の検討（検討結果は1987年12月の安全保障会議において了承された）において、「護衛艦の対空ミサイル・システムの性能向上については、イージスシステムが候補システムとして最適であるとの結論を得た」。63DDGの予算要求をめぐり、海自と大蔵省との調整が難航していたが、予想外の円高となり、建造費の半分を占める米製装備の価格が低下し、当初1,300億円超と見積もられていた船価は1,223

⁸² この段落は以下の文献を参照：『読売新聞』1979年10月18日；海自50年史委員会『海上自衛隊五十年史』394頁；東山収一郎、岡芳輝「洋上防空と海自の役割—高度・多様化する経空脅威に備える」『国防』第37巻第1号、1988年1月、13-15頁；猪木正道、西廣整輝、阪中友久「中期防衛力整備計画を語る—機能重視で「大綱」能力を目指す」『国防』第34巻第11号、1985年11月、18頁；『防衛白書』1979年版、34頁；「林崎OH」113頁。

⁸³ 「林崎OH」101頁。

⁸⁴ 「佐久間OH」『佐久間一OH 下巻』18-19頁；香田洋二、筆者によるインタビュー、オンライン、2020年8月14日。

億に収斂し、イージス艦の予算が成立した⁸⁵。

総じて、ターター・システムの後継としてのイージス・システムの導入が先に海自内で決まり、その後シーレーン防衛という、国民に説明するための「理論構築」を経て導入された⁸⁶。もちろん、イージス艦がシーレーン防衛の任務を実行できないわけではないが、以上検討したように、ターター・システムの後継としてイージス・システムが検討された時点では、まだ 1982 年の第 14 回日米安全保障事務レベル協議（SSC）で合意された日米シーレーン防衛共同研究⁸⁷はなされていなかった。イージス艦の導入を、1,000 カイリシーレーン防衛に関する検討の文脈のみで理解することは不十分である。

なお、当時、イージス艦以外の洋上防空のための装備品も検討されていた。具体的に、超遠距離の早期警戒のための超水平線（OTH）レーダー、そしてミサイル発射母機対処機能（AWACS、空中給油機と要撃戦闘機（F-15J）の組み合わせ）があった⁸⁸。精密な研究（イージス艦と F-15J・AWACS・空中給油機の洋上防空効果・コストの比較など）を通じ、イージス艦の案が最適であった⁸⁹。空自の AWACS・空中給油機・F-15J の組み合わせ案は成立しなかったため、AWACS と空中給油機の導入を別な理由で説明しなければならないということになった⁹⁰。OTH レーダーの導入が現在までもされていなく、

⁸⁵ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』394-398 頁；「佐久間 OH」『佐久間一 OH 下巻』18-19 頁；「吉川 OH」209-210、216-217 頁；香田洋二「イージス艦「こんごう」への道—予算要求—担当者の回想」『世界の艦船』2016 年 9 月号、104-107 頁；『防衛白書』1988 年版、166-167 頁。大蔵省はイージス艦の導入に反対していたわけではなく、高額であったため、導入に慎重であった：香田、筆者によるインタビュー。

⁸⁶ 香田、筆者によるインタビュー。

⁸⁷ 海自 50 年史委員会『海上自衛隊五十年史』275 頁。

⁸⁸ 『防衛白書』1988 年、166-167 頁；『読売新聞』1987 年 8 月 23 日；『朝日新聞』1987 年 8 月 23 日；「竹河内 OH」55 頁；吉田「『51 大綱』下の防衛力整備」46-47 頁。

⁸⁹ 香田、筆者によるインタビュー。

⁹⁰ 「竹河内 OH」55-56 頁。当時海自による空中巡洋艦構想（P-3C に AEW 型のレーダー、F-14 戦闘機にも搭載するレーダー・FCS・空対空ミサイルを搭載）も検討されたが、失敗した：『朝日新聞』1986 年 07 月 15 日。

AWACS と空中給油機は、冷戦後の防衛力整備計画で導入された。詳しくは第四章で考察する。

4 軍事技術要因の説明力

以上の考察により、軍事技術要因の説明力は高いことが判明した。まず、軍事技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化が進展していた。次に、在来型技術の進歩は、旧機能型プラットフォーム（陸上防衛、対潜や防空など）のみならず、新機能型プラットフォーム（群）（前方対処そして洋上防空）の質的向上も説明できる。

VI おわりに

本章では、まず、自主性、防衛構想そしてシーレーン防衛という視点では、新冷戦期における日本の防衛力整備を理解することが不十分という先行研究の問題点を指摘し、より詳細に日本の防衛力整備計画を考察した。そして、ソ連の脅威と米国の圧力という要因は、防衛力の変化をうまく説明できないため、政軍関係要因と軍事技術要因で当該時期における防衛力の変化を説明した。

まず、新冷戦期における防衛力の変化を述べる。第一に、防衛力の量には、部隊内部の構成に変化があった。質の高いプラットフォーム（P-3C や F-15J）が占める割合が増長していた。第二に、防衛力の質的变化について、ネットワーク化は 51 大綱成立後より大きく進展していた。具体的に、旧機能型としては、陸海空共通の IDDN の整備、陸海空各自の指揮統制システムの質的向上などがあり、新機能型としては、衛星通信システム（海）の導入が存在していた。また、プラットフォーム（群）の質的向上について、旧機能型としての陸上防衛、対潜や防空（洋上防空を含まない）など、新機能型としては「前方対処」そして「洋上防空」のためのプラットフォーム（群）が存在していた

次に、防衛力の変化を説明する要因を述べる。一点目の政軍関係要因について、政軍の選好の不一致により、自衛隊は引き続き部隊内部の構成で勢力の最大化を求めた。そして、政軍の選好の一致により、海自の衛星通信システム、そして陸自の前方対処のためのプラットフォーム（群）が導入された。二点目の軍事技術要因について、軍事技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化が進展していた。また、在来型技術の進歩は、旧機能型

プラットフォーム（陸上防衛、対潜や防空など）のみならず、新機能型プラットフォーム（群）（前方対処そして洋上防空）の質的向上も説明できる。

なお、強くなっていたソ連の差し迫った脅威と米国の圧力（そして日本の経済成長）という防衛力の量を拡大する「好機」に直面していた新冷戦期の日本の政治家は、51 大綱の改定（少なくとも 51 大綱別表の修正）まで踏み込まなかった。その要因については、今後の研究課題としたい。

第四章 07 大綱における日本の防衛力整備計画

I はじめに

冷戦後日本の防衛政策に関する研究の多くは、防衛力運用の拡大を中心としている。特に、カンボジア PKO への参加、97 ガイドラインや周辺事態法（1999 年）、2000 年代初頭のテロ対策特別措置法とイラク特別措置法などに関心が集められている¹。07 大綱期間中における日本の防衛力整備については、以下の研究を挙げることができる²。

第一に、自主性と防衛構想に着目する研究がある。序章でも自主性と防衛構想に関する研究の問題点を指摘したが、本章で防衛構想について補足的説明を行う。51 大綱の基盤的防衛力構想が 07 大綱にどのように変容していたのかということは注目されている³。詳述すると、基盤的防衛力構想は、07 大綱で維持されていた。しかし、07 大綱は、「力の空白」論が維持される一方で、「限定小規模侵略独力対処」が削除された。そして、「戦略環境・地理的特性」概念の追加、「合理化・効率化・コンパクト化」の強調などの特徴を有していた（07 大綱の概要について、第 II 節も参照）。しかし、防衛構想の変容に関する研究には、07 大綱における防衛力の量的縮小がある程度言及されている以外に、防衛力整備の内容・中身に関する具体的な考察が比較的に少ない。

第二に、当該時期の防衛力整備の内容・中身に対する研究は以下のものがある。まず、高橋杉雄は、冷戦後自衛隊による情報 RMA 化への追及の歴史を簡単にまとめ、海空より

¹ 信田智人『冷戦後の日本外交—安全保障政策の国内政治過程』ミネルヴァ書房、2006 年；柴田晃芳『冷戦後日本の防衛政策—日米同盟深化の起源』北海道大学出版会、2011 年；庄司貴由『自衛隊海外派遣と日本外交—冷戦後における人的貢献の模索』日本経済評論社、2015 年；藤重『冷戦後における自衛隊の役割とその変容』改訂版など多数。

² 本章は 03 中期防も同時に考察する。なお、第三章で触れた 03 中期防の内容をもう一度考察しない。

³ 高橋杉雄「基盤的防衛力構想からの脱却—ミッション志向型防衛力の追求」『国際安全保障』第 44 巻第 3 号、2016 年 12 月、59-60 頁；千々和『安全保障と防衛力の戦後史』第 4 章、258 頁。

陸自のデジタル化が遅れることなどを予測した⁴。そして、松村昌廣は、自衛隊の統合戦術データリンクや指揮システム間の接続などを考察した⁵。次に、道下は、海自と空自の兵器、編成の基本的な変化をまとめた⁶。パタラーノ (Alessio Patalano) は、シーレーン防衛能力の強化などに着目し、冷戦後海自のパワーが増強していたと結論付けた⁷。また、瀬端は、07 大綱の成立過程を整理し、防衛力の量的縮小について官僚政治モデルで分析を行った⁸。

しかし、以上の研究では、日本の防衛力整備を包括的に理解することには十分ではない。例えば、陸自のデジタル化が遅れることについて、検討する余地がある。実は、陸自もネットワーク化の構築に大きく力を入れていた（詳細は後述、第五章も参照）。そして、松村の研究は、自衛隊のネットワーク化の全貌を描いていない。道下の研究も、自衛隊の兵器や編成の変化の特徴とその要因に関する説明が不十分である。パタラーノの研究は、海自のみに着目し、日本の防衛力全体の変化を描いていない。そして、海自の防衛力の量的削減に対する考察も足りなかった。瀬端の研究は、量的縮小に直面していた自衛隊の対応に対する分析が足りなかった。

そして、以上の研究には、冷戦の終結という国際安全保障環境要因の役割に着目してい

⁴ Sugio Takahashi, “The Japanese Perception of the Information Technology-Revolution in Military Affairs: Toward a Defensive Information-Based Transformation,” in *The Information Revolution in Military Affairs in Asia*, eds. Emily O. Goldman and Thomas G. Mahnken (New York: Palgrave Macmillan, 2004), 81-95.

⁵ 松村昌廣『軍事情報戦略と日米同盟—C4ISR による米国支配』芦書房、2004 年、第 5-6 章。

⁶ 道下「自衛隊のシー・パワーの発展と意義」253-256 頁；道下「自衛隊のエア・パワーの発展と意義」199-201 頁。

⁷ Alessio Patalano, “Japan as a Seapower: Strategy, Doctrine, and Capabilities under Three Defence Reviews, 1995-2010,” *Journal of Strategic Studies* 37, no. 3 (2014): 403-441. 当該研究は、16 大綱と 22 大綱も研究の視野に入れている。

⁸ Sebata, *Japan's Defense Policy and Bureaucratic Politics*, chap. 7. 07 大綱の成立過程について、以下の文献も詳しい：柴田『冷戦後日本の防衛政策』第 7 章。

るのが多い⁹。本章は、国際安全保障環境要因の役割を認めるが、それのみでは日本の防衛力整備計画を説明するには不十分である。防衛力の量的縮小は、実際には自衛隊による勢力を最大化する試みで緩和された（本章では政軍関係要因で説明、詳細は第V節を参照）。そして、序章でも言及したが、当該期間中では、防衛力の量は縮小されていたものの、質は大きく向上していた。相反する方向で発展してきた防衛力の量と質の変化を国際安全保障環境要因のみでは説明しきれない。とりわけ、冷戦の終結により急速に差し迫った脅威が低下していた国際安全保障環境においても、防衛力の質が大きく向上していたことは説明を要する（本章では軍事技術要因で説明、詳細は第VI節を参照）。

それでは、03 中期防・07 大綱において日本の防衛力がどのように整備されていったのか、そしてその変化の要因とは何かを本章の問いとして設定したい。以下、まず本章の第II節で、07 大綱を概観する。次に、第III節で 03 中期防と 07 大綱における防衛力整備計画を整理する。また、第IV節で、国際安全保障環境要因の影響を論じる。そして、第Vと第VI節において、政軍関係要因と軍事技術要因を考察する。最後に、結論と含意で本章を終わらせる。

II 07 大綱の概要

1995 年 11 月 28 日に安全保障会議・閣議決定された「平成 8 年度以降に係る防衛計画の大綱」（07 大綱）は、冷戦の終結という国際安全保障環境の変化を重視し、以下の特徴を有していた¹⁰。第一に、51 大綱の防衛構想の基盤的防衛力が踏襲された。その理由について、ソ連が崩壊したので、低下した外部脅威は制服組の脅威対抗論を構成することが難しかった。そしてそのほかによりアイデアがなかった。第二に、07 大綱では、「限定小規模侵略独力対処」が削除され、「直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、

⁹ パタラーノの研究は、冷戦終結でなく、中国の脅威という要因にも言及している。以下で詳しく考察するように、中国の脅威は 07 大綱時代には強かったとは思われない。

¹⁰ 本節は、以下の文献を参照：秋山昌廣著、真田尚剛、服部龍二、小林義之編『元防衛事務次官 秋山昌廣回顧録—冷戦後の安全保障と防衛交流』吉田書店、2018 年、179-192 頁；千々和『安全保障と防衛力の戦後史』第 4 章。

極力早期にこれを排除することとする」とされた。すなわち、表現上は、07大綱は51大綱より日米共同対処を重視していた。なお、それは一応表現上の問題であり、その表現の変化により日米共同の形が大きく変化したわけではない。第二章でも触れたが、51大綱の時に、「限定小規模侵略独力対処」の概念は存在していたが、すべて日本が独力対処するわけではなかった。特に、海自と空自は、51大綱の時期にも日米共同対処を重視していた。07大綱の時代になりその概念がなくなったものの、必ずしもすべて日米共同でオペレーションするわけでもなかった。

第三に、エキスパンド条項が削除された。その代わりに、「防衛力の弾力性の確保」という表現となった。当時は冷戦の終結という国際安全保障環境において、エキスパンド条項は、「軍縮した」でなく、防衛力を拡大すると思われる可能性があるので削除された。そして、「合理化・効率化・コンパクト化」も明記された。「コンパクト化」という表現に、制服組から抵抗があり、「合理化・効率化」が良いのかという議論があった。しかし、社会党や自民党の一部から「小さくする」ということを書くべきであるという意見があったので、「コンパクト化」という表現になった。内局は、「コンパクト」は小さくする意味ではないと制服組に話し、そしてその代わりに、「弾力性の確保」（有事の時に、訓練機を実戦機に復帰させること、即応予備自衛官を戦力として使用することなど、詳細は後述）という表現で、いざとなったら実質的にはエキスパンドするということで、エキスパンド条項の削除に抵抗する人たちを説得した。

第四に、「周辺事態対処」が挿入された。当時としては、これをあまり目立たないように書かざるを得なかった。なお、周辺事態対処は、主に97ガイドラインなどに関連するものであり、本論文の研究対象と離れているので、ここでは詳しく分析をしない。

第五に、主たる任務である日本の防衛に加え、「大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献」が強調された。最後に、陸海空の防衛力の量は削減されたが、07大綱本文にある、陸海空の具体的な態勢は、51大綱から大きく変更されたわけではない。

III 03 中期防と07大綱における日本の防衛力整備計画

1 防衛力の量的縮小

冷戦後になり、防衛力の量的縮小は行われた。まず、1992年12月に、03中期防の修正が閣議決定され、防衛力の量的縮小が決まった。主要なものとして、90式戦車の整備数は当初の132輛から24輛削減され、108輛となった。護衛艦の整備数は10隻から8隻へと縮小された（2隻のDD削減）。P-3Cについて、取得総数は03中期防当初計画の104機から101機へと削減され、03中期防での整備数も8機から5機に削減された。F-15Jについて、取得総数は03中期防当初計画の223機から210機へと削減され、03中期防での整備数も、42機から29機に抑制されていた¹¹。

そして、07大綱でも、防衛力の量が縮小された¹²。第一に、陸自について、定員が51大綱の18万人から16万人（常備自衛官定員14万5千人、即応予備自衛官数1万5千人）に削減された。即応予備自衛官は、予備自衛官よりも高い練度と即応性が必要とされ、「平素は各々の職業に従事しつつ、必要とされる練度を確保するため、個人としての訓練と部隊訓練を合わせた年間30日の訓練招集に応じることとなる」¹³。そして、51大綱の「12個師団・2個混成団」が、「8個師団・6個旅団」に縮小された。また、主要装備の定数について、51大綱の「戦車約1200輛、主要特科装備約1000門／輛」から、「戦車約900輛、主要特科装備約900門／輛」に削減された¹⁴。

第二に、海自について、まず、51大綱の10個地方隊から、7個地方隊（5個警備区＋津軽・対馬海峡）へと削減された。固定翼哨戒機部隊は、51大綱の10個隊（100機）か

¹¹ 『防衛白書』1993年版、130-131頁；海自50年委員会『海上自衛隊五十年史』247、443-445頁；空自50年委員会『航空自衛隊五十年史』425頁。本章では、03中期防における防衛力の量については、見直しを中心に考察する。当初の計画については、紙幅の関係で詳しく考察しない。

¹² 本章では、07大綱期間中における防衛力の量については、紙幅の関係で07大綱を中心に考察する。加えて、08中期防と13中期防においては、冷戦時代のように大量に導入された高額なプラットフォーム（特にP-3CとF-15J）の調達はずでに一段落した。F-2の機数問題も、後述するように本論文では詳しく考察しない。そのため、08中期防と13中期防における防衛力の量（フロー）を本章では詳しく考察しない。

¹³ 『防衛白書』1998年版、127、269頁。

¹⁴ 『防衛白書』1996年版、123頁。51大綱には、陸自の主要装備の定数が明白に記載されていなかった。

ら、8個隊（80機）へと削減された。なお、削減された固定翼哨戒機は、教育・訓練用として温存された。陸上回転翼哨戒機部隊は、51大綱の6個隊から5個隊へと縮小された。作戦用航空機は、51大綱の約220機から170機（固定翼哨戒機約80機、陸上回転翼哨戒機約40機、護衛艦に搭載して運用する艦載回転翼哨戒機約50機）へと削減された。地方隊の削減により、海自の護衛艦の定数が、約60隻から約50隻へ削減された¹⁵。

第三に、空自について、51大綱において10個飛行隊であった要撃戦闘機部隊から1個飛行隊が削減され、作戦用航空機の機数についても、約430機から約400機に削減された。そのうち、戦闘機の定数が約350機から約300機へと削減された¹⁶。なお、削減された1個飛行隊は、訓練用として温存された¹⁷。

支援戦闘機（F-2）の整備機数について、1995年12月の安全保障会議で、130機のF-2の調達が決定的であったが、支援戦闘機部隊に配備するのは、1個隊20機で3個隊の60機であった。そのほかは、飛行教育用、在場・減耗予備用（39機）などであった¹⁸。F-2の整備機数については、資料の制約があり、本論文では詳しく考察しない。

総じて、07大綱においては、防衛力の量的削減がなされた。しかし、即応予備自衛官制度の導入、削減された固定翼哨戒機と要撃戦闘機が訓練用として温存されたことなど、量的縮小はある程度緩和された現象も見られる。

¹⁵ この段落は以下の文献を参照：秋山『秋山昌廣回顧録』184頁；同上、114-118、123頁；『防衛白書』2005年版、103頁。海自の掃海機や輸送機は、07大綱の作戦用航空機に含まれていなかったと推測できる。また、07大綱以降、防衛庁は対潜任務に限らず洋上における監視哨戒などの任務も行うため、従来の「対潜機」を「哨戒機」に呼ぶようになった。以下、回旋翼哨戒機は、哨戒へりと呼ぶ。

¹⁶ 『防衛白書』1996年版、123頁。

¹⁷ 秋山『秋山昌廣回顧録』184頁。

¹⁸ 青木「航空自衛隊F-2」97-98頁。F-2の調達数は、08中期防の見直し作業と17中期防（詳しくは第五章で考察）においても削減されたが、作戦部隊に配備する定数が変更されていないので、それを詳しく述べない。削減の理由について、F-2の調達価格の高騰、そしてBMD予算の増加・16大綱期間中における防衛予算の縮小（詳細は第五章で考察）を挙げることができるだろう。

2 防衛力の質的变化 I —ネットワーク化

07 大綱には、「高度の指揮通信機能」の保有が明記されていた。08 中期防には、「情報・指揮通信能力」、13 中期防には、「情報通信能力」の整備が明記されていた。情報通信、指揮通信の機能・能力の強化は、本章で考察している「ネットワーク化」を意味していると理解できる（13 中期防には、「高度なネットワーク環境」の整備などが言及されていた）。

(1) ネットワーク化①—三自衛隊各自の内部の接続強化

三自衛隊各自の内部の接続強化は、陸海空の指揮統制システムの質的向上、情報通信基盤の構築、そしてプラットフォームの戦術データリンク能力の向上が含まれる。

(a) 陸上自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

陸自の指揮統制（通信）システムは非常に複雑であり、本章は、紙幅そして資料の制約で、すべてのシステムを詳しく考察することができない。以下、固定型の陸自指揮システム、そして野外型のシステムに着目して考察する。野外型について、具体的には、まず、全般的な指揮と通信システムとして、師団等指揮システム（FiCS）、方面隊電子交換システム（AESS）、師団通信システム（DICS）がある。各部隊用のものとしては、C4I システムレベルではないが、野戦特科部隊用の野戦特科射撃指揮装置（FADAC）JGSQ-W3 がある。

まず、陸自指揮システムは、陸幕システム、方面隊指揮システム、師団指揮システム及び混成団等指揮システムの集合体の総称であり、陸上幕僚長、方面総監等の各級指揮官の指揮・統制及び情報伝達・処理の正確性、迅速性等を向上させる目的で、1993 年度から導入されていた。サーバー、ネットワークや端末等の各種機器及びソフトウェアで構成され、指揮下の部隊等の各種状況を報告したり、幕僚活動を支援したりする機能などを有している¹⁹。

¹⁹ この段落は以下の文献を参照：会計検査院事務省庁官房調査課『会計検査のあらまし—平成 22 年会計検査院年報』会計検査院、2011 年、347 頁。富士通株式会社「新中央指揮システム 陸幕システム システム設計書（抜粋）」1998 年 6 月、防衛省開示文書

次に、野外型として、第一に、FiCS（製作が富士通）は2004年度予算から調達され、師団・旅団司令部及び師団・旅団直轄部隊に配備され、陸幕システムや方面隊指揮システムといった上部システムや野外型システムを有機的に結合させ、師団などの迅速かつ的確な指揮・統制を支援し、総合戦闘力を発揮させることを目的としたシステムである²⁰。第二に、AESSは、1996年度から方面隊に装備し、基地通信組織に接続し、方面隊の骨幹通信網を構成し、指揮・統制及び情報伝送に使用されるものである²¹。

第三に、DICSは、79式無線搬送装置、79式電子交換装置2号等の後継であり、1985年度から部内研究され、1988年度から試作され、1994年度から装備開始された。DICSは、師団の骨幹通信網を構成し、指揮・統制及び情報伝送のために使用される。そして、基地通信組織、野外通信網などとも接続できる。DICSは、改善の作業がなされ（2001年度から試作、2004年度までに試験が終了）、通信インフラとして利用する標準的なインターフェースを有する各種システム等に接続装置なしで通信ネットワークを提供することが可能になった。なお、AESSもDICSも、音声通信が主体であり、データ通信に制約が存在していた²²。

2021.3.18—本本 B2738。陸幕システム（そして海幕システム、空幕システム（いずれも後述））は、（新）中央指揮システムのサブシステムである：「陸上 C2 システム（海幕システム）」（3001期 幹部専修科情報処理（C4Iシステム）課程）2019年2月5日、防衛省開示文書 2021.6.1—本本 B436。

²⁰ J GROUND EX 編集部編『陸上自衛隊装備百科 2019-2021』イカロス出版、2019年、119頁；防衛庁「平成16年度 防衛力整備と予算の概要（案）」17頁。以下、防衛予算案については、年度と頁数以外は省略する。

²¹ 「方面隊新電子交換システム 運用上の要求書」幕通研第18号、1995年3月7日、防衛省開示文書 2020.5.8—本本 B471。

²² この段落は以下の文献を参照：技術研究本部『技術研究本部五十年史』50、69頁；防衛庁管理局開発計画課「平成16年度 政策評価書（事後の事業評価） 師団通信システム（改善）」2004年10月—2005年3月；『自衛隊装備年鑑 2010-2011年度』115頁；「DICSの概要 技術教官室（抜粋）」日付なし、防衛省開示文書 2021.3.18—本本 B2741。防衛庁管理局開発計画課「平成17年度 政策評価書（事前の事業評価） 新野外通信システム」2005年6-8月。

また、81 式野戦特科射撃指揮装置の後継としての FADAC は、1992 年度から部内研究が開始され、1999 年度から装備開始され、野戦特科大隊に装備し、上級部隊及び被協力部隊等からの射撃任務または観測機関からの射撃要求等に基づき、迅速・的確に射撃指揮を行う。FADAC は、射撃指揮の自動化、高速・高精度射撃諸元の算定、デジタル地図の利用による部隊運用支援などの特徴を有している²³。

② 情報通信基盤の構築

以上は、陸自の指揮通信システムを考察したが、以下では、陸自の情報通信の基礎となる基盤的なネットワークとしての衛星通信システムと陸上自衛隊システム（G-NET: Ground Self Defense Force Network）、そしてソフトウェア・アーキテクチャとしての AP2000（Advanced Paradigm 2000）を考察する。第一に、陸自は衛星通信システムを導入した。詳述すると、迅速・広域に展開する部隊の指揮統制及び情報の伝送、並びに海自・空自との調整・連絡のための通信を確保するため、陸自の衛星単一通信システムは 1996 年度から装備化されている²⁴。なお、自衛隊の衛星通信システムの導入は、新冷戦期に開始されたので（詳しくは第三章を参照）、本章と第五章では、その変化を記述するが、それ以上の詳しい考察をしない。

第二に、2001 年の『防衛白書』には、G-NET の整備が記されている²⁵。G-NET は、陸幕から第一線部隊及び各装備までを接続する総合的コンピュータ・ネットワークである。また、各種業務システムを標準化し、G-NET に統合するとされた²⁶。第三に、AP2000 は、情報の共有化とコンピュータ・システムの効率化に役に立つ。官給される AP2000 を利用し、異なるシステムで開発されたものもシームレスに接続できる。そして、AP2000 により、大きなシステムを逐年で、かつ複数社で同時に開発することができるし、開発経費も著しく軽減できる²⁷。

²³ 技術研究本部『技術研究本部五十年史』66-69 頁。

²⁴ 『2001 自衛隊装備年鑑』123 頁。

²⁵ 『防衛白書』2001 年版、131 頁。

²⁶ 防衛庁「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱—情報優越のための基盤構築を目指して」2000 年 12 月、8 頁。

²⁷ 竹之上典昭「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム—基幹連隊指揮統制システムを支える技術」『防衛技術ジャーナル』第 26 巻第 3 号、2006 年 3 月、19 頁。

(b) 海上自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

第一に、SF システムの後継としての MOF システム（海上作戦部隊指揮管制システム）は、1996 年 3 月に、受注会社として NTT データとの契約が成立し、そしてベンダーとして日立製作所、富士通、三菱電機の各社を加えて開発が開始された。1999 年 3 月からその運用が開始され、2005 年 3 月にバージョン 2、2009 年 3 月にバージョン 3 の運用が開始された。MOF システムは、従来、航空部隊・艦艇部隊・各地方総監部で別個に構築されていた指揮通信システムを相互にネットワークで結んだ共通のシステムに更新したものである。指揮管制システム統合中枢として対応可能とするため、MOF システムは ACT、RH システム等を統合していた²⁸。

そして、MOF システムは、汎用性（汎用の機器、ソフトウェアを採用）や抗たん性も向上している。また、データの検索、編集、共通作戦状況図（COP）の作図・整理等、保有データの活用のため機能の向上が図られた。このビジュアル化された作戦データとしての COP は、地上と海上でほぼ同時（ニアリアルタイム）に表示される。さらに、MOF システムの洋上端末の指揮管制支援ターミナル（C2T）も開発された。C2T では MOF システムや GPS 情報処理のほか、海上自衛隊通信システム（JMACS）及びデータリンクの情報処理、艦艇独自の戦術判断支援、戦術計算等の機能が追加された。C2T を搭載する部隊は、衛星回線により MOF システムと常時アクセスが可能となる。「ひゅうが」型護衛艦には、C2T の新バージョンとしての洋上ターミナル（MTA）は搭載されている。MTA は、コンピュータ・システム共通運用基盤（COE、詳細は後述）を適用し、共通サービスの活用による相互運用性を確保している。そして、CDS と双方接続し、陣形や作戦作図などの画像情報を相互に通信できる。

²⁸ この段落と次の二つの段落は以下の文献を参照：「MOF システムの概要」（指揮通信開発隊研修）日付なし、防衛省開示文書 2020.8.31—本本 B1241；海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』290、594-599 頁；石井幸祐「注目の 13,500 トン型 DDH はこうなる！」『世界の艦船』2021 年 2 月号増刊、54 頁。東郷行紀「「ひゅうが」に見る最新護衛艦のデジタル化」『世界の艦船』2009 年 8 月号、101-103 頁。なお、MOF システムのバージョン 3 を整備する予算が 07 大綱期間中で取られたのかは不明である。そして、資料の制約により本章では MTA を導入した要因を詳しく考察しない。

第二に、MOF システムの最上位システムとしての海幕システムは、海幕長が海自の情勢把握及び意思決定に供する。そして、NCCS のサブシステムとして、海自の情勢把握及び意思決定の状況を NCCS に提供するとともに、NCCS と接続している各システムの情報をも MOF システムを通じて海上作戦センター等に配布する。

② 情報通信基盤の構築

07 大綱期間中に整備された艦艇に Ku バンドの衛星通信装置を装備しているものについて、「ひゅうが」型を挙げることができる²⁹。なお、海自用の Ku バンド衛星そのものの整備は、16 大綱期間中で行われたので、詳しくは第五章で考察する。

③ プラットフォームの戦術データリンク能力の向上

冷戦後、海自のプラットフォームは、戦術データリンク装置のリンク 16 の搭載を開始した。第一に、護衛艦について述べる。まず、DDH について、「こんごう」型の 4 番艦の 05DDG 「ちょうかい」は、就役時からイージス・システムのベースライン 5 でリンク 16 を搭載している³⁰。「あたご」型護衛艦もリンク 16 を搭載している³¹。次に、DDH について、「ひゅうが」型はリンク 16 を搭載している³²。最後に、比較的ローレベルの DD のリンク 16 搭載は、2003 年に起工された護衛艦「すずなみ」（「たかなみ」型護衛艦の 5 番艦）から搭載するようになった³³。DD のリンク 16 の搭載が遅れていた原因について、まず、予算の制約があり、そして、集団的自衛権（米軍との一体化）に関連する政治的問題が存在していた³⁴。

第二に、航空機について、P-3C の近代化として、1996 年度就役の 5100 号機から、新戦術データ処理装置（リンク 16 と考えられる）を装備している³⁵。2001 年度から始まっ

²⁹ 東郷「「ひゅうが」に見る最新護衛艦のデジタル化」103 頁。

³⁰ 編集部「こんごう型（ミサイル護衛艦全タイプ）」『世界の艦船』2014 年 8 月号、93 頁。他の 3 隻の「こんごう」型も後日ベースライン 5.2 にアップデートされた。

³¹ 編集部「あたご型（ミサイル護衛艦全タイプ）」『世界の艦船』2014 年 8 月号、97 頁。

³² 編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」95 頁。

³³ 山崎真「わが国現有護衛艦のコンバット・システム」『世界の艦船』2011 年 10 月号、103-105 頁。

³⁴ 香田、筆者によるインタビュー。

³⁵ 海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』248-249 頁。

た EP-3 電子戦データ収集機の近代化改造においてもリンク 16 への対応が含まれた³⁶。リンク 11 に比べ、リンク 16 は性質（リンク 11 が高速、リンク 16 がリアルタイム）、通信速度（リンク 11 の 20 倍強から 90 倍弱）、交信への参加可能数（リンク 11 が 20、リンク 16 が 128+）、音声回線（リンク 11 がなし、リンク 16 が 2 つ）などの側面で、格段に優れている³⁷。

第二章で考察したように、1970 年代からシステム艦が整備されていたが、上述した MOF システム、リンク 16、そして衛星通信システムの発展により、海自の「システム艦隊化」が進んでいた。システム艦隊とは、艦隊を構成する個々の軍艦のすべてを一つのシステムとして運用するものである³⁸。冷戦時代に、海自の護衛艦隊に「システム艦隊化」の要素が全然なかったわけではないが（リンク 11 など）、それはまだ本格的なシステム艦隊とは言えなかった。冷戦後になり海自のシステム艦隊化が大きく進展した。

(c) 航空自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

第一に、空自の C3I システムとしての「各指揮システム」が構築された。具体的に、空幕システム、航空総隊指揮システム、航空支援集団指揮システム、補給本部指揮システム、そして作戦情報支援システムからなる。各指揮システムは、1992 年から逐次整備が進められた。空幕システム（日本電気が少なくともシステムの一部を製造）は、NCCS の一翼を担うものであり、空自各部隊の現況データ等処理して航空幕僚監部の活動を支援するとともに、NCCS の中央システムに対し空自関連情報を提供する機能を有している。航空総隊指揮システムは、新バッジにある作戦指揮に関わる C3I 機能としての指揮統制系（CCIS 系）の近代化されたものである。このシステムに、最新の情報処理端末や表示機器等が設置されている³⁹。

³⁶ 編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」95 頁。

³⁷ 松村昌廣「データリンクの国際政治—日米同盟のための指針を考える」『国際安全保障』第 31 巻第 3 号、2003 年 12 月、24 頁；松村『軍事情報戦略と日米同盟』149 頁。

³⁸ 編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」94 頁。

³⁹ この段落と次の段落は以下の文献を参照：空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』621-623 頁；「契約書 空幕システム用プログラム」2014 年 3 月 12 日、防衛省開示文書 2021.6.9—本本 B493。

航空支援集団指揮システムは、航空支援集団における救難及び輸送等に関する作戦統制機能として整備されたものである。補給本部指揮システムには、「補給本部及び各補給処の後方電算機等に蓄積された各種のデータを後方指揮活動に活用しうるように処理表示する機能とともに、航空幕僚監部及び航空総隊司令部等における後方幕僚活動等に必要なデータを提供する機能が整備された」。作戦情報支援システムは、「作戦情報処理装置等により分析処理された作戦情報データや部隊等から集められた各種情報を各指揮システムに提供する機能を有している」。

第二に、バッジの後継としての自動警戒管制システム（JADGE. 以下、ジャッジ）は成立した。空自は、1998年から3代目に当たるバッジの近代化検討を開始した。3代目バッジの主要な3つの機能のうち、指揮統制機能が前述した航空総隊指揮システムとして、航空警戒管制機能がジャッジとして、通信回線統制機能（LCCM）が作戦用通信回線統制システム（TNCS）としてそれぞれ開発された⁴⁰。

ジャッジは主契約会社を日本電気として国内のメーカーの力を結集した体制で2002年度からその整備が着手され、2009年7月にその運用が開始され、高安定度やリアルタイム性を重視するものである。ジャッジの第一の特徴は、弾道ミサイル対処と航空機対処の両方が可能なシステムである。次の特徴として、ジャッジの処理能力が新バッジ（詳細は第三章を参照）に比べ向上し、航空総隊としての戦力運用がより柔軟に行えるようになった。そして、システムの一部が定期的に換装されること、国産の範囲の拡大などの特徴も有している。ジャッジは、「ネットワーク分散処理型システム」を採用し、新バッジに比べ、処理可能航跡数が拡大、高機動目標の追尾能力も確保されている。ジャッジは、運用開始時点で、空自の戦闘機、地上の警戒管制レーダー、ペトリオットやE-767・E-2Cのみでなく、海自のイージス艦（リンク16を介する）、陸自の03式中距離地对空誘導弾とも接続している⁴¹。

⁴⁰ 空自50年史委員会『航空自衛隊五十年史』623頁。

⁴¹ この段落は以下の文献を参照：宮脇俊幸「自動警戒管制システム（JADGE）—わが国の防衛における役割の拡大」『鵬友』第40巻第2号、2014年7月号、22、30-41頁；防衛庁防衛局計画課「平成13年度 政策評価書（事前の事業評価） 航空自衛隊の自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化」2001年6-8月；「平成14年度 防衛力整備

② 情報通信基盤の構築

第一に、空自は、1999 年度補正予算において、全国規模のイントラネットである航空自衛隊オープンデータ通信網（スカイネット）を他自衛隊に先駆けて整備することとした。スカイネットは、2000 年から 1 年間の試行を経て運用を開始し、「市ヶ谷に設置した大容量のサーバーに全国の主要基地が直接つながる構成になっており、市ヶ谷のサーバーを介して相互に情報交換ができるとともに、市ヶ谷を窓口にしてインターネットとの連続もできるようになっている」。スカイネットは、急速に普及した情報通信技術を取り入れるものであり、その後防衛情報通信基盤（DII）のオープン系（DII については後述）に収容換えされ、加えて資料の制約もあり、本章ではスカイネットを詳しく考察をしない⁴²。

第二に、空自の基盤的通信機能として、C3I データ・ネットワークが構築され、主要基地間を結ぶ全国規模の広域通信網（WAN）及び基地内に張り巡らされるローカル・エリア・ネットワーク（LAN）から構成している。C3I データ・ネットワークは、各指揮システムのみでなく、諸々の機能別システムも情報転送に共有するため、高速かつ大容量の伝送機能を有している。なお、DII が完成した後、C3I データ・ネットワークは DII におけるクローズ系及び基地等間通信回線を利用している。資料の制約もあり、本章では当該ネットワークをこれから詳しく考察しない。

第三に、上述した TNCS（主な事業担当—日本電気、株式会社シー・キューブド・アイ・システムズ、ネッツエスアイ株式会社）は、2001 年から整備され、ジャッジの作戦運用に必要なネットワークインフラである。具体的に、ジャッジの作戦運用に必要な音声・データ通信の提供、運用区分毎（方面隊等）のネットワークの構築機能そして障害

と予算の概要」6 頁。ジャッジでは、一部限定的な範囲のソフトウェアを除いてハード・ソフトとも日本企業が製造している。なお、バッジ・ジャッジと接続するレーダーサイトについても、J/FPS-4 も導入され、その導入にも情報技術の進歩が重要な要素と考えられるが、紙幅の制約で本章（そして第五章で）レーダーサイトについては詳しく考察をしない。

⁴² この段落と次の段落は以下の文献を参照：空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』623 頁；航空幕僚長「空自 C3I データネットワーク等の運用管理要領について（通達）」空幕通第 26 号、2020 年 2 月 6 日、防衛省開示文書 2021.6.1—本本 B437。

時の回線統制機能を有するものである⁴³。本章では資料の制約により TNCS を詳しく考察しない。

最後に、衛星通信システムについて、導入時期の確認できる装置は、地上移動局用衛星通信装置 J/VRC-601（仕様書の長官承認が 1997 年 3 月 13 日）、移動体衛星通信地球局用通信装置 J/FRC-603（仕様書の長官承認が 1997 年 12 月 12 日）である⁴⁴。

③ プラットフォームの戦術データリンク能力の向上

空自のプラットフォームの戦術データリンク能力の向上について、リンク 16 の導入と AWACS⁴⁵の導入があった。第一に、リンク 16 について、AWACS の E-767 はリンク 16 を搭載している（改善された E-2C も搭載していると思われる）⁴⁶。ペトリオットもリンク 16 を搭載しているが⁴⁷、その搭載の構築作業がいつ開始されたのかは不明である。以下で述べるが、ペトリオットの改善（2000 年度予算）として、AWACS との接続機能が付加されたが、その接続はリンク 16 を介すると思われる。

第二に、AWACS の E-767 は、1993 と 1994 年度予算でそれぞれ 2 機が調達され、空自の早期警戒や管制機能（空中管制機能の獲得）が向上している⁴⁸。AWACS の導入により、空中にも管制センターが誕生し、空自の戦術データリンク能力は遥に向上している。

⁴³ 「TNCS の整備」 JUDGIT !、<https://judgit.net/projects/5448>、2021 年 9 月 18 日アクセス。

⁴⁴ 「航空自衛隊仕様書（地上移動局用衛星通信装置 J/VRC-601）」、「航空自衛隊仕様書（移動体衛星通信地球局用通信装置 J/FRC-603）」いずれも日付なし、防衛省開示文書 2021.4.20—本本 B145。

⁴⁵ AWACS は、新機能型プラットフォームとも、AEW 機的能力向上機とも言える。本章では、AWACS を新機能型プラットフォームとして取り扱わない。

⁴⁶ 宮脇「自動警戒管制システム(JADGE)」37 頁；長谷部憲司「「海洋国・日本」の生んだ哨戒機 川崎 P-1 の開発経緯と技術的特徴」『航空ファン』2015 年 10 月号、54 頁；編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」96 頁。

⁴⁷ 長谷部「川崎 P-1 の開発経緯と技術的特徴」54 頁；「我が国の防衛と予算 平成 22 年度予算の概要」17 頁。

⁴⁸ ここで空中管制機能を中心に述べる。AEW 機より進んでいる早期警戒機能については詳しく述べない。

表 4-1 自衛隊のネットワーク化①

	61 中期防まで	03 中期防と 07 大綱
陸上自衛隊		
指揮統制システム	DADS、FADS	陸自指揮システム、FiCS、DICS など
情報通信基盤	不明（弱かったと考えられる）	衛星通信システム、G-NET、AP2000
海上自衛隊		
指揮統制システム	SF システム	海幕システム、MOF システム
データリンク	リンク 11	リンク 16
航空自衛隊		
指揮統制システム	新バッジ	各指揮システム、ジャッジ
情報通信基盤	LCCM	スカイネット、C3I データ・ネットワーク、TNCS、衛星通信システム
データリンク	リンク 11	リンク 16、AWACS

出典：第(1)目の考察に基づいて筆者作成⁴⁹

AEW 機の E-2C に対し、E-767 は、国土から離れた洋上における早期警戒機能・管制機能を有し、地上の航空警戒管制機能も代替しうるものであり、バッジ、要撃戦闘機、E-2C 等の複数の相手と同時に自動データ伝送及び音声通信が可能である⁵⁰。そして、ペトリオットの改善（2000 年度予算）として、AWACS との接続機能が付加された⁵¹。

(2) ネットワーク化②—自衛隊の統合化

従来、自衛隊の統合化（3 自衛隊の間の接続）が遅れていた。第二章でも言及したように、各自衛隊は、長年にわたって独自の通信器材を開発・装備し、それを機軸として独自の C4I システムの構築を進めてきたため、各自衛隊間のデータ通信等が相互に接続できないという不具合がずっと生じていた⁵²。松川正昭統幕（当時は統合幕僚会議）事務局長の

⁴⁹ 「データリンク」とは、「プラットフォームの戦術データリンク能力」の略称である。

⁵⁰ 空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』707、709 頁。

⁵¹ 「平成 12 年度 防衛力整備と予算の概要」13 頁。

⁵² 「山口 OH」204 頁。

発言（2002年1月25日、「防衛力の在り方検討会議」）によれば、「陸海空相互に無線が通じない等、極めて基本的な統合ですらできていない」⁵³。

本章で取り扱う自衛隊の統合化には、統合情報システムの成立、そして統合戦術データリンク能力の向上を挙げることができる。それにより自衛隊の統合化が大きく進展していた。

(a) 統合情報システムの成立

自衛隊の共通運用の基盤構築について、「統合情報システム」—NCCS、全自衛隊共通のネットワークである DII、そして基盤的ソフトウェア群である COE が構築された⁵⁴。また、自衛隊の衛星通信システムの間接続も強化された。

第一に、NCCS は、情報収集機能、情報表示機能、専用通信機能、施設機能の4つの機能が有機的に複合作用することにより、「自衛隊の行動に関する一連の活動について支援し、指揮・統制・情報通信の中核として危機管理態勢の骨幹をなすものである」。その導入が1991年度から検討され、1996年度に整備が開始された。CCS には、首相官邸に対する有効な支援機能、関係各省庁との有機的な連携機能が欠落し、そして各自衛隊システムとの接続が不十分であり、日米の有用な接続も困難であった。NCCS の成立により、自衛隊の統合化が強化された。具体的に、NCCS では、「前システムでは一部しか対応していなかった陸・海・空自衛隊指揮システムとのオンライン化や、各自衛隊の活動状況等の

⁵³ 防衛班「#3「防衛力の在り方検討」会議議事録（未定稿）」2002年1月28日（会議日2002年1月25日）、防衛省開示文書2021.1.15—本本B2143。以下、小泉政権における「防衛力の在り方検討会議」は「在り方会議」と略称。当該会議は、2001年9月に、防衛庁長官の下に設置され（2004年12月終了）、「今後の防衛力のあり方に関連する事項について、幅広い観点から検討した」。16 大綱及び 17 中期防の策定に重要な役割を果たした：『防衛白書』2005年版、88-89頁。

⁵⁴ 「統合情報システム」については、以下の文献が詳しい：宮岡勲「軍事技術の同盟国への拡散—英国と日本による米軍の統合情報システムの模倣」『国際政治』第179号、2015年2月、69-82頁。宮岡勲はNCCS、DIIとCOEを「統合情報システム」と称しているが、本論文では、衛星通信システムの間接続も統合情報システムの一部として考察する。なお、以下、宮岡の考察に反論するというよりは、統合情報システムをより詳しく記述するものである。

把握、指揮、命令等の伝達を支援するために前システムではできなかった遠隔地の主要部隊とのテレビ会議が可能となる」⁵⁵。

また、NCCS が成立後にも、定期的な充実整備が行われていた。まず、COE が適用され、NCCS 側及び相手側のシステムの改修やデータのフォーマット変換などを行うことなく情報共有が可能となった。そして、他のシステムとの間で秘匿された情報交換を可能にするために、NCCS は DII へ加入した⁵⁶。

第二に、従来、防衛庁・自衛隊の情報システムは、「システム毎、自衛隊毎に通信網を各々整備してきたため、各自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化がなされておらず、異なる機関間・システム間におけるデータの共有や交換等が困難な状況にあった」。また、従来、自衛隊の音声通信網の整備については、IDDN の整備の中で実施されていたが、それは一元的な整備がされたものではなかった。共通データ通信網としての DII の整備（2001 年度から）により、異なる機関間・システム間のデータ交換や情報共有が可能となり、自衛隊の統合化が強化された⁵⁷。

第三に、2001 年度から調査研究、2002 年度から整備が開始した COE は、防衛庁・自衛隊が整備するコンピュータ・システムで使用する共通のソフトウェアを用意し、各システムに提供するものである。COE は陸自の AP2000 をベースに構築され、主に自衛隊の指揮命令に使用する情報システムを対象として、情報システムを構築するに当たり必要となる各種手順書類・共通ソフトウェア部品の整備、民生品ソフトウェアの共通化を行ってきた。COE の整備により、異なるシステムにおいて同様のソフトウェアを重複して開発

⁵⁵ この段落は以下の文献を参照：海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』593-594 頁；防衛庁「平成 14 年度 政策評価書 中央指揮システム（CCS）」；『防衛白書』2005 年版、307 頁。

⁵⁶ 防衛省運用企画局情報通信・研究課「平成 19 年度 政策評価書（総合評価） 中央指揮システム（CCS）の充実整備」2007 年 4 月—2008 年 3 月。NCCS の充実整備はある程度 17 中期防の予算で行われた可能性があるものの、それを本章でまとめて述べている。

⁵⁷ この段落は以下の文献を参照：防衛庁長官官房情報通信課「平成 17 年 政策評価書（総合評価） 防衛情報通信基盤（DII）の整備」2005 年 10 月—2006 年 3 月；『防衛白書』2005 年版、307 頁；防衛庁行政情報化推進委員会決定「防衛庁 OA ネットワーク（共通システム）最適化計画」2006 年 1 月 18 日、2 頁。

することが防止され、効率的なシステム開発が実現されるとともに、ソフトウェアの共通化等により異なる情報システム間の接続が進んでいる⁵⁸。

第四に、上述したように、冷戦後になり、陸海空すべてが衛星通信システムを装備することができた。それにより、自衛隊間の接続も強化された。公開情報が少ないが、例えば、空自の J/VRC-601 と J/FRC-603 は、陸自の衛星通信装置等との間で通信ができる⁵⁹。また、上述したように、陸自の衛星単一通信システムは海空と接続していると思われる。

(b) 統合戦術データリンク能力

関連する公開情報が少ないが、リンク 16 の導入により、リンク 11 時代に比べ、自衛隊の統合戦術データリンク能力が大きく向上していたことは事実である。松村の調査や分析によると、海自と空自のリンク 11 はうまく接続できなかった。例えば、空自が E-2C と他のプラットフォームのリンク 11 のメッセージ・フォーマットをバッジと接続するために修正したため、空自と海自がリンク 11 で通信できなかった。DII と COE の採用により接続問題が解決されると思われたものの、松村は考察した時（2000 年代初頭）には、海自と空自の間でリンク 11 による接続が欠如していると結論した⁶⁰。

また、森繁弘の回想によれば、在職間（1987 年まで）、E-2C が得た情報を海自の船に対して通報できるインターオペラビリティ（相互運用性）は実現できなかった。E-2C は元来米海軍の飛行機であるが、空自が受領してからは自己のレーダーサイトと結ぶソフトウェアプログラムへ変更した。空自の E-2C は米空軍と相互補完性があるが、海自そして米海軍とはなかった⁶¹。総じて、リンク 11 時代に、海空の統合戦術データリンクはあま

⁵⁸ 防衛庁長官官房情報通信課「COE は、今後どうなるのか—コンピュータ・システム共通運用基盤について」『セキュリタリアン』第 537 号、2003 年 8 月、25 頁；防衛庁長官官房情報通信課「平成 17 年度 政策評価書（総合評価） コンピュータ・システム共通運用基盤（COE）の整備」2005 年 11 月—2006 年 1 月；竹之上「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム」19 頁。

⁵⁹ 「地上移動局用衛星通信装置 J/VRC-601」；「移動体衛星通信地球局用通信装置 J/FRC-603」。

⁶⁰ この段落は以下の文献を参照：松村『軍事情報戦略と日米同盟』177-179 頁。

⁶¹ 「森 OH」166 頁。

表 4-2 自衛隊のネットワーク化②（統合化）

	61 中期防まで	03 中期防と 07 大綱
統合情報システム	CCS	NCCS、COE、DII 衛星通信システム間の接続
統合戦術データリンク	ほとんどなし	強化（海空）

出典：第(2)目の考察に基づいて筆者作成

り芳しくなかった。

リンク 16 の導入により、海空の統合戦術データリンク能力がある程度進んでいる。松村は、海自のイージス艦と空自の AWACS が、リンク 16 の搭載によってはじめて相互のデータ通信が可能となったと分析している⁶²。また、プラットフォームの間の直接的な戦術データリンクではないが、上述したように、空自のジャッジは、海自のイージス艦そして陸自の 03 式中距離地对空誘導弾と接続している。

3 防衛力の質的变化Ⅱ：プラットフォームの質的向上

(1) 旧機能型プラットフォームの質的向上

(a) 陸上自衛隊

陸自のプラットフォームの質的向上においては、機動性の向上が大きな特徴であった。第一に、96 式装輪装甲車は、陸自初の装輪装甲人員輸送車であり、73 式装甲車の後継として、1996 年に制式化され（装備（調達）開始）、高機動力による接敵機動及び敵の火力下での戦場機動に優れている⁶³。具体的に、73 式装甲車に比べ、最高速度の増大（約 60 km/h→約 100 km/h）及び装輪化による舗装路面上での行動の迅速化により、既存の交通網を活用した高速機動力が向上している。そして、他の装輪車両とともに機動し得る程度の航続距離を有するため、長距離機動力も向上している⁶⁴。96 式装輪装甲車の導入により、

⁶² 松村『軍事情報戦略と日米同盟』177-178 頁。

⁶³ 技術研究本部『技術研究本部五十年史』46-47、68 頁。

⁶⁴ 防衛庁防衛局計画課「平成 17 年度 政策評価書（中間段階の事業評価） 96 式装輪装甲車」2005 年 6-8 月。

装軌式の 73 式装甲車は全数が北海道に集められ、本州以南は装輪装甲車で統一されるようになった⁶⁵。

第二に、陸自は 2001 年度から軽装甲機動車を調達し始めた。軽装甲機動車は、機動力が高く、空自の C-1 や C-130H（輸送機）、陸自の CH-47J/JA（輸送ヘリ）による空輸が可能であり、遠隔地や島嶼部への展開能力が高く、事態に即応して迅速に集中・展開させることが可能である。空自においても 2003 年度から、基地警備能力を強化するために、軽装甲機動車の整備を進めているが、本章では詳しく考察しない⁶⁶。

そして、海自の「おおすみ」型輸送艦の導入により、陸自の隊員・装備などの機動力が強化された。現在、「おおすみ」型は島嶼防衛などでも活用されているが、建造当時にあった海自の構想は、陸自の 1 個連隊戦闘団を日本の南部から北部へ海上輸送しうる能力を構築することであった（最終的には 3 隻=2 分の 1 個連隊戦闘団を一度で輸送可能）。そして、「おおすみ」型の調達は冷戦後であったが、導入を検討されたのは日本北部へのソ連の脅威に対処する冷戦時代であり、検討された当時の構想は、海自にとって優先度が比較的に低い輸送艦を必要最小限整備することであった。「おおすみ」型の導入は本論文が着目している要因と強く関係していないので、本章では詳しく考察しない⁶⁷。

(b) 海上自衛隊

海自のプラットフォームの質的向上に、対潜と防空能力（そして対水上能力）の強化があった。第一に、洋上防空能力の向上について、「あたご」型が導入された。第二に、DDH は大型化し、ヘリ搭載能力が向上していた。「ひゅうが」型は 13,950 トンであり、全通甲板と大容量格納庫を有し、最大 11 機程度（通常時は哨戒ヘリ 3 隻+掃海・輸送ヘリ 1 隻）を搭載できる⁶⁸。第三に、新しい哨戒ヘリの SH-60K が導入された。SH-60K は SH-60J を近代化・大型化したものであり、対潜爆弾、対艦ミサイルなどの搭載が可能で

⁶⁵ 「陸上自衛隊の車輛と装備 2012-2013」48 頁。

⁶⁶ この段落は以下の文献を参照：防衛省「平成 22 年度 政策評価書 軽装甲機動車」。

⁶⁷ この段落は以下の文献を参照：香田洋二「初の空母型自衛艦「おおすみ」型の建造経緯」『世界の艦船』2019 年 11 月号、101-102 頁；香田、筆者によるインタビュー。

⁶⁸ 香田「「ひゅうが」への道」96-97 頁；香田洋二「空母型自衛艦の運用構想 その現況と将来」『世界の艦船』2019 年 2 月号増刊、100 頁。

ある⁶⁹。第四に、「おやしお」型潜水艦、「そうりゅう」型潜水艦が導入された。特に、「そうりゅう」型は、日本の潜水艦としてはじめて大気に依存しない非大気依存推進（AIP）システムを搭載したことにより、水中航続性能が大幅に向上している。そして、搜索・攻撃能力、静粛性など全般的な性能の向上が図られている⁷⁰。最後に、DD の質的向上（「むらさめ」型護衛艦と「たかなみ」型の導入）により、対潜や対水上能力なども強化された。

なお、「あたご」型は、基本的には「こんごう」型の能力向上型である。そして、「むらさめ」型と「たかなみ」型は、「はつゆき」型と「あさぎり」型を近代化・大型化したものであるが、その基本構想は「はつゆき」型に範をとるものである⁷¹。こちらのプラットフォームの質的向上を本章で紙幅の関係では詳しく考察しない。潜水艦については、その代表的な「そうりゅう」型の導入を詳しく考察する。

(c) 航空自衛隊

F-2 支援戦闘機の調達が 1996 年度から始まり、それにより空自の着上陸侵攻対処能力が強化された⁷²。F-2 と F-1 の比較は、すでに第三章で行われたので、本章ではもう一度詳しく述べない。

(2) 新機能型プラットフォームの導入

自衛隊初の空中給油・輸送機の KC-767 は 2002 年度予算から導入された。それにより、空自の戦闘機は空中給油を受けられるようになった。

4 日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価

本章が考察している期間中の防衛力の量には、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小が主要な変化であった⁷³。質的变化としては、旧機能型ネットワーク化（陸海空自衛隊各自の内部の接続強化と統合化）があった。プラットフォームの質的向上には、旧機能

⁶⁹ 香田「「ひゅうが」への道」95頁；『防衛白書』2002年版、170頁。

⁷⁰ 『防衛白書』2009年版、144頁；小林「「うずしお」から「そうりゅう」へ」78-81頁。

⁷¹ 香田「「ひゅうが」への道」95頁。

⁷² もちろん、F-2は防空の任務にも従事できる。

⁷³ 部隊内部の構成の変化もあったが、本章では詳しく考察しない。

表 4-3 プラットフォームの質的向上

	61 中期防まで	03 中期防と 07 大綱
陸上自衛隊		
装甲車	73 式装甲車、89 式装甲戦闘車	96 式装輪装甲車、軽装甲機動車
海上自衛隊		
DDG	「こんごう」型	「あたご」型
DDH	「しらね」型	「ひゅうが」型
DD	「あさぎり」型	「むらさめ」型等
哨戒ヘリ	SH-60J	SH-60K
潜水艦	「はるしお」型	「そうりゅう」型等
輸送艦	「みうら」型輸送艦	「おおすみ」型
航空自衛隊		
支援戦闘機	FS-X	F-2
空中給油機（新機能）	×	KC-767

出典：第 3 項の考察に基づいて筆者作成

型として、陸自の機動力の向上、海自の対潜・防空（洋上防空を含む）・対水上能力や空自の着上陸侵攻対処能力の向上などがあり、新機能型プラットフォームとしては空自の空中給油機の導入はあった。

特に、本章が考察する期間中における自衛隊のネットワーク化が、自衛隊の質的変化の大きな特徴である。第三章の考察と表 4-1、表 4-2 で見られるように、61 中期防までには、自衛隊のネットワーク化もある程度向上していたが、冷戦後になり、ネットワーク化は大幅に向上していた。陸海空自衛隊は、各自の包括的な指揮統制システム、情報通信基盤や戦術データリンク能力などを構築していた。また、陸海空の統合化も大きく進んでいた。なお、ネットワーク化により、自衛隊が新機能を得たとは言えない。ネットワーク化で新機能でもある BMD は第五章で考察する。

次節からは、防衛力の変化を説明する要因について考察する。

IV 国際安全保障環境と日本の防衛力整備計画

国際安全保障環境要因影響は、03 中期防に対する見直し（修正）ではすでに見られる。03 中期防の見直し（量的縮小）について、『防衛白書』には以下の説明がされている。

「国際情勢については、安定化に向けて各般の努力が継続される中で、なお各種の不安定要因が存在しているが、特に一昨年末のソ連の解体により東西冷戦は名実ともに終結し、これを背景として各種の軍備管理・軍縮交渉が進展をみせるなど、総じていえば、好ましい方向への流れが同計画の策定時よりもさらに進行しつつある」⁷⁴

07 大綱にも、国際安全保障環境の変化の影響が見られる。具体的に、07 大綱には、「(51) 大綱策定後約 20 年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化する」、「最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている」とされていた⁷⁵。

1990 年代に防衛局長、防衛事務次官などを歴任した秋山昌廣は、当時のロシアについて、ソ連崩壊後、「国力全体、また、訓練の状況、装備品の維持という各種状況を総合的に判断すれば、明らかに戦力の低下が見て取れた」と回想している⁷⁶。また、秋山の回想によれば、当時は北朝鮮が日本にとっての直接的な脅威であるが、本質的な脅威は中国であるという意識であったものの、「中国がどうなるのかは分からないし、北朝鮮は核開発疑惑でなんか訳の分からないことをやっていたが、今のようにその脅威がはっきりしていたわけではない」⁷⁷。すなわち、当時は全体的には脅威認識が弱かった。

増田好平（元防衛事務次官、07 大綱策定時に防衛局計画課長）は、07 大綱に、中国と

⁷⁴ 『防衛白書』1993 年版、127-128 頁。

⁷⁵ もちろん、07 大綱には、脅威が全部なくなったとされていなく、「国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる」という認識も続けていた。

⁷⁶ 秋山『日米の戦略対話が始まった』108 頁。

⁷⁷ 秋山『秋山昌廣回顧録』172-175、186 頁。

いう要素の存在があまり意識されなかったと回想している⁷⁸。竹河内も、冷戦終結直後に、「中国も当時は、日本に攻めて来るような力もない」と回想している⁷⁹。すなわち、当時はソ連の崩壊・冷戦終結という「平和の配当」が支配的な時代であり、中国に対して長期的視点から見れば脅威として認識されていたかもしれないが、当時はまだ強い差し迫った脅威と認識されていたわけではなく、その時代の国際安全保障環境は自衛隊が量的削減に抵抗する理由にはならなかったと言える。1996年の『防衛白書』も、冷戦の終結などにより、防衛力の「合理化・効率化・コンパクト化」を進める必要があること、07大綱における具体的な防衛力の量の削減などを説明している⁸⁰。

総じて、国際安全保障環境要因は、防衛力の量的縮小を説明できる。そして、07大綱策定時の「政軍の選好の不一致」を引き起こした直接的な要因である（詳細は次節を参照）。

V 政軍関係と日本の防衛力整備計画

1 政軍の選好の不一致と07大綱における量的縮小

国際安全保障環境の変化により、冷戦後日本の政治家は防衛力の量の縮小を主張していた。例えば、細川首相が、軍縮を繰り返し主張していた。なお、細川首相の軍縮論が、冷戦の終結という平和の配当の流れの中にあるものであった⁸¹。村山富市首相も、1994年9月の所信演説で、「我が国自身の防衛力整備については、冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、世界の軍縮を願い、平和国家を目指す我が国にふさわしい、専守防衛に徹した必要最小限の防衛力の整備を心掛けてまいります」と表明した⁸²。すなわち、07大綱における防衛力の縮小の源は国際安全保障環境の変化であり、政治家の態度（選好）がその変化に強く影響されるので、政軍関係要因は「中間要因」となっている。そして、07大綱の

⁷⁸ 「増田好平 OH」『日安防①』2017年、132頁。

⁷⁹ 「竹河内 OH」96-97頁。

⁸⁰ 『防衛白書』1996年版、98-99、108-124頁。

⁸¹ 秋山『秋山昌廣回顧録』168頁。

⁸² 第131回国会「参議院本会議」第1号、1994年9月30日。

策定（防衛力の量的縮小）に対する政治家の直接的影響は弱かった⁸³。本節では、政軍の選好の不一致における自衛隊の対応を中心に述べる。

07 大綱における防衛力の量は、細かく積み上げて計算されたボトムアップ型のものより、政治がどの程度受け入れられるかということを中心に検討されたものである。すなわち、政治レベルからのトップダウンで大きな枠組みが決定された⁸⁴。国際安全保障環境、そして政治からの防衛力の量の縮小という圧力の下で、陸海空自衛隊は、組織利益を守るために、防衛力削減の影響を最小限しようとし、勢力の最大化を図っていた⁸⁵。すなわち、全体的に防衛力の量が削減されたが、自衛隊の勢力の最大化の試みにより、その量の削減がある程度緩和された。

(1) 陸上自衛隊による防衛力の量の最大化

秋山によれば、当時陸自は、実員が16万人程度であり、別表で仮に定員が17万、あるいは16万になろうとしても、それを確保したので、あまり16万人体制に抵抗がなかったと回想しているものの⁸⁶、1993年7月から1995年6月まで陸上幕僚長を務めた富澤暉は、防衛力を削減する理由が全くないと考え、削減の圧力に対し、最初は陸も海も空も、何も防衛力を下げない理由がないと突っ張っていたこと、そして陸自には「理屈上にも現実にも人間は減らせないという感覚」があったと回想している⁸⁷。すなわち、実員から見ると、削減の影響が小さくなっていたが、定員の削減は陸自にとって望ましいこととは言えない

⁸³ 宮岡勲「防衛問題懇談会での防衛力のあり方検討—防衛庁の主導的関与を中心として」河野康子、渡邊昭夫編『安全保障政策と戦後日本 1972-1994—記憶と記録の中の日米安保』千倉書房、2016年、165-204頁。Sebata, *Japan's Defense Policy and Bureaucratic Politics*, 283-286.

⁸⁴ 「竹河内 OH」132頁。

⁸⁵ もちろん、以下考察する項目には、すべて自衛隊が量の削減を事前に意識して行ったこととは言えないが、事前に意識されなく行われたものについても、自衛隊の行動の結果として、勢力の最大化が確保された。

⁸⁶ 秋山『秋山昌廣回顧録』171頁。

⁸⁷ 「富澤暉 OH」『日安防⑥』2020年、202-203、253頁。

88。

防衛力の量的削減の影響を最小限にする手段として、陸自に「即応予備自衛官」制度が導入された。当該制度は、陸自が長年検討し提案したものであった⁸⁹。そして、富澤は、戦車と大砲の削減にも反対していたが⁹⁰、ソ連の崩壊で、戦車と大砲の増勢がなかなか難しかった。特に、定員が削減されると、装備の定数も下がることになる⁹¹。

なお、07 大綱において、陸の定員が削減されたが、防衛予算を機関別から見れば、陸の予算配分が少なくなっていたとは言えない。例えば、1990 年度に 35.5%、1995 年度に 37.7%、2000 年度に 37.6%、2004 年度に 37.2%であった⁹²。第三章でも言及したが、自衛隊の正面契約額の陸自のシェアは、1986 年度には 25.2%、1995 年度には 36.4%、2000 年度には 35.5%であった。そして陸自の正面契約額は 3 個中期防（61、03、08）を通じて漸減していたが、陸海空の中で最も変動が少ないものであった（61 には 14,529 億円、03 には 14,231 億円、08 には 13,938 億円）⁹³。海空の主要装備（P-3C と F-15J など）の調達が冷戦後になり一段落したことは重要であったが⁹⁴、第三章でも言及したように、「前方対処」のためのプラットフォーム群の導入により、陸自の装備品等購入費は防衛力の量的削減により急に低下していたわけではない。例えば、1995 年度予算において、9 輦の MLRS（185 億円）も 8 基の SSM-1（161 億円）も、その予算が 20 輦の 90 式戦車（189 億円）と同程度であった⁹⁵。

⁸⁸ 陸自の定員の削減には、若年人口の減少という背景もあった：『読売新聞』1991 年 11 月 22 日；秋山『秋山昌廣回顧録』185 頁。

⁸⁹ 富澤暉、筆者によるインタビュー、オンライン、2021 年 3 月 24 日。

⁹⁰ 「富澤 OH」245 頁。

⁹¹ 『西元 OH 上巻』265 頁。

⁹² 『防衛白書』1990 年版、186 頁；『防衛白書』1995 年版、114 頁；『防衛白書』2000 年版、107 頁；『防衛白書』2004 年版、99 頁。

⁹³ 防衛年鑑刊行会編集部『防衛年鑑』2002 年版、137-138 頁。

⁹⁴ 3 個中期防（61、03、08）において、海自の航空機予算が激減していたが、艦船予算の増大が総額減少のかなりの部分を補っていた。空自は、3 個中期防を通じ、正面契約額が最も激減していた：同上、137 頁。

⁹⁵ 『防衛白書』1995 年版、333 頁。

また、上述したように、07 大綱において、基盤的防衛力構想が維持された。富澤は、冷戦の終結、平和の配当の時代こそは基盤的防衛力の時代であったと回想している⁹⁶。すなわち、51 大綱が検討された時に制服組に反対されていた基盤的防衛力構想は、平和時にも一定の規模を維持するという側面を有していたので、冷戦後の防衛力の削減に直面していた陸自にとって、勢力を確保する理論になる⁹⁷。

しかし、陸のみの削減では、陸の組織利益が大きく損なわれるので、海空の防衛力の量も削減されるようになった⁹⁸。以下、量的縮小に対する海空の対応を考察する。

(2) 海上自衛隊による防衛力の量の最大化

量的削減に直面していた海自にとって、組織利益を守ることは重要であった。秋山は、「海上自衛隊と航空自衛隊が頭を押さえられるということで、約 2 割削減は了解したんだけど、別表を書くことに非常に抵抗があった」と回想している⁹⁹。藤田幸生（元海上幕僚長、07 大綱策定の時期に海上幕僚監部防衛部長、教育航空集団司令官を歴任）の回想によれば、海自も、07 大綱における防衛力の量的縮小に抵抗していた¹⁰⁰。海自は勢力の確保のために、以下の措置を取っていた。

第一に、07 大綱の前に決定されたことであったが、「はつゆき」型が地方隊に転属されたことが重要である。ポスト 4 次防から 61 中期防にかけ、「はつゆき」型と「あさぎり」型が 20 隻建造され、8 艦 8 機体制下での 4 個護衛隊群に所要の 20 隻 DD が完成された。しかし、DD の近代化が遅れないように、地方隊の DE 建造の打ち切り、「はつゆき」型の地方隊転属、そして「むらさめ」型の新造（1 番艦が 1991 年度予算）が決定された¹⁰¹。

⁹⁶ 「富澤 OH」153、202 頁。

⁹⁷ なお、07 大綱策定の段階において、陸自が基盤的防衛力構想を利用して削減に抵抗することを行ったかどうかはまだ明らかになっていない。

⁹⁸ 千々和『安全保障と防衛力の戦後史』203-204 頁。

⁹⁹ 秋山『秋山昌廣回顧録』170 頁。

¹⁰⁰ 「藤田幸生 OH」『日安防⑨』2021 年、142 頁。

¹⁰¹ 香田「国産護衛艦建造の歩み」222-223 頁；「海上自衛隊全艦艇史 1952-2004」182 頁。DD の地方隊移転が検討された平成初期に、「はつゆき」型の艦齢はまだ 10 年程度であり、地方隊配備に内局や政府内部で強い異論があったが、最後に海上幕僚監部の構想が理解された。

07 大綱において、地方隊が 10 個から 7 個に削減されたが、「はつゆき」型の地方隊転属で、地方隊の戦力が大幅に低下したわけではない¹⁰²。

第二に、上述したように、削減された 20 機の哨戒機は訓練用として温存された。いざとなったらそれらを実戦機に復帰させることができる¹⁰³。これにより、海自の組織利益は確保されたと言えよう。そして、既存の P-3C からの改造機として、1997 年度から画像情報収集機 (OP-3C) が 5 機改修された¹⁰⁴。総じて、07 大綱における哨戒機の削減の影響が最小限に留められたと言えよう。

なお、哨戒機の 20 機削減について、『防衛白書』においては以下のように説明された。具体的に、日本周辺海域に 1 日 1 回所要の哨戒のための 80 機と船舶の護衛のための 20 機からなる 100 機体制 (51 大綱) のうち、07 大綱において船舶の護衛のための 20 機が削減されるということであった¹⁰⁵。しかし、このような説明には問題があると考えられる。07 大綱成立後、船舶の護衛という役割が完全になくなったこともあまり考えられない。すなわち、その防衛力の量に対する説明が、一種の「正当化」のプロセスとも理解でき、実際の状況を反映するものとは言えない。

(3) 航空自衛隊による防衛力の量の最大化

元航空幕僚長の村木鴻二 (07 大綱策定当時は航空幕僚副長) の回想によれば、冷戦後の軍縮ムードにおいて、航空幕僚監部は、「理由なきダウンサイジング」に対して危機感を持っていた¹⁰⁶。1990-1992 年に航空幕僚長を務めた鈴木昭雄も、冷戦が終結しても、「せっかく積み上げて来た防衛力の枠組みを萎めたくないわけです。守り続けたいわけです」そして「戦闘機の数には減らしたくないし、質は落とさたくない」という意識が空自に存在していたと回想している¹⁰⁷。

戦闘機部隊の削減に対する空自の対応として、削減された 1 個飛行隊 (新田原基地の第

¹⁰² もちろん、「はつゆき」型の地方隊転属の動機は、DD の質を維持することであるが、結果として海自の防衛力の量的削減の影響をある程度抑えられた。

¹⁰³ 秋山『秋山昌廣回顧録』184 頁。

¹⁰⁴ 海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』249-250 頁。

¹⁰⁵ 『防衛白書』1996 年版、117 頁。

¹⁰⁶ 「村木 OH」158 頁。

¹⁰⁷ 『鈴木 OH』353 頁。

202 飛行隊、2000 年 10 月に閉隊)を機種転換用の教育用飛行隊(飛行教育航空隊・新田原基地)にした。それは、戦闘機を教育用として、操縦者を教官として維持でき、脅威が顕在化するとすぐ戦闘機部隊に復帰させるという思惑であった¹⁰⁸。そして、松島基地の教育集団にある練習機の飛行隊の一つは実戦機に転換された¹⁰⁹。

すなわち、07 大綱における要撃戦闘機の定数は減ったが、空自の対応により実戦力は最大程度に保持されていた。空自の中からは、新田原基地の飛行教育航空隊の指揮統制が難しいという不満もあったが、それは空自にとってはやむを得ない事情であった¹¹⁰。なお、飛行教育航空隊は要撃戦闘機部隊ではないため、戦闘オペレーションのための要員や予算が付いていない¹¹¹。

2 政軍関係要因の説明力

以上の分析により、政軍関係要因の説明力は高い。07 大綱では、政軍の選好の不一致において、政治家は防衛力の量的縮小を主張していたが、それに直面していた自衛隊は組織利益を守るために、勢力の最大化を求め、量的縮小がある程度緩和された。なお、第IV節でも言及したように、政治家の主張が冷戦終結という国際安全保障環境の変化によって引き起こされたものなので、政軍関係要因は、国際安全保障環境要因による「中間要因」となっている。

VI 軍事技術と日本の防衛力整備計画

1 情報技術の進歩と防衛力の質的向上

¹⁰⁸ 「村木 OH」158-159 頁；「基地の歴史(新田原基地について)」航空自衛隊新田原基地、<https://www.mod.go.jp/asdf/nyutabaru/03nyuta/nyuta2.html>、2021 年 12 月 20 日アクセス。

¹⁰⁹ 「竹河内 OH」132 頁。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 秋山『秋山昌廣回顧録』184 頁。

(1) 情報技術の特徴と防衛庁の認識

13 中期防においては、「情報通信技術」の急速な進歩、発展や普及などへ多く言及された。そして、以下の二つの書類は、情報技術の影響に対する防衛庁の認識を集中的に反映しているため、これらについて詳しく検討する¹¹²。

一つ目の文書は、2000年9月に発表された防衛庁防衛局防衛政策課の研究（「情報RMAについて」）であった。その文書において、情報RMA化された軍隊による将来戦の様相について、では以下のようにまとめられていた。第一に、戦場認識能力の向上である。敵を偵察する能力、得られた情報をネットワークを通じて各級指揮官を始め末端の兵員にもリアルタイムで提供する能力、相手センサーに探知されるのを避けるための兵器等のステルス化などが含まれる。第二に、システム化による戦力発揮である。すなわち、攻撃プラットフォームは、自ら搭載するセンサーに加え、統合的な情報ネットワークを通じて得た多様なセンサーからの情報に基づき、より遠距離にある目標に対し、より正確に火力を指向する¹¹³。

第三に、精密誘導兵器の活用による精密攻撃である。第四に、広域分散化した小規模部隊からの連携した攻撃である。部隊の高い機動性を確保し、個々の部隊の小規模化そして部隊展開の広域分散化をする。情報ネットワークによって分散している部隊の統一的な運用・戦闘をする。第五に、作戦域の拡大と作戦スピードの加速である。統合的な部隊運用、迅速な意思決定が含まれる。第六に、電子的空間の利用である。第七に、無人化・省人化である。第八に、長期消耗戦から短期集中的な打撃戦への変化である。第九に、効率的な兵站管理である。

次に、日本の情報RMA化に対する指針としての「情報RMAの7原則」が提示された。具体的には、情報化（ネットワークの構築による情報の共有化）、統合化、迅速化（意思

¹¹² もちろん、以下挙げる二つの報告書は、情報技術を中心に論じられているが、在来型技術の進歩もある程度言及されている。本項では、情報技術を中心に議論しているが、在来型技術の進歩の役割もあることは否定しない。以下挙げる将来戦の特徴は、軍事技術全般の進歩がもたらしたものであるが、情報技術がその中心であったので、本項では情報技術を中心に論じる。

¹¹³ この段落と次の二つの段落は以下の文献を参照：防衛庁「情報RMAについて」1-27頁。

決定及び行動の迅速化)、効率化(単位部隊あたりの戦闘効率の向上)、柔軟化(ニーズに応じた柔軟な組織・編成)、防護化そして相互運用性(米軍との円滑な共同作戦の実施等)が挙げられていた。つまり、防衛庁も、情報技術がもたらす軍事的効果、そして自衛隊がその方向にむけて整備されることなどを十分に重視していた。

二つ目の文書について、防衛庁においては、情報通信技術革命の成果を積極的に取り入れることにより、情報優越を追求し、日本の防衛力を統合的かつ有機的に運用することが可能となる基盤を体系的に構築することが必要不可欠であるとの認識から、情報通信技術革命への対応について、取り組むべき施策の全体像及び方向性を示すために、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱」(以下、IT要綱)が策定された。IT要綱は、「中核となる3つの施策」を提示した。具体的に、高度なネットワーク環境の整備(DII、COEなど)、情報・指揮通信機能の強化(NCCS・G-NET、MOFシステムなどの整備、バッジの近代化など)そして情報セキュリティの確保があった¹¹⁴。

以上の二つの文書から見ると、防衛庁は情報技術の進歩、そしてそれに従って防衛力の質的向上を行う必要性を十分に意識していた。以下、情報技術と防衛力の具体的な変化について詳しく考察する。

(2) 情報技術の進歩と自衛隊のネットワーク化①

(a) 陸上自衛隊

陸自のネットワーク化については、情報技術を中心とした軍事技術の進歩により、将来戦(現代戦)においては、広域化・迅速化などが想定され、高度な情報伝達・共有能力、迅速かつ的確な指揮統制の重要性が高まると認識され、陸自の内部の接続強化が推進されていた¹¹⁵。具体的に、AESSの必要性について、将来戦には、C2I¹¹⁶の近代化とともにその基盤となる通信が極めて重要であるとされた¹¹⁷。次に、DICSの必要性については、広域・迅速化が予想される将来戦に対応し得る新しい通信網構成方式が必要となるというこ

¹¹⁴ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「平成17年 政策評価書 防衛情報通信基盤(DII)の整備」；防衛庁「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命」5-11頁。

¹¹⁵ 陸自指揮システムそしてFiCSについては、資料の制約で本節では詳しく考察しない。

¹¹⁶ C2Iとは、指揮(Command)、統制(Control)、情報(Intelligence)を指す。

¹¹⁷ 「方面隊新電子交換システム 運用上の要求書」。

とであった¹¹⁸。また、FADAC の必要性について、作戦の広域化・迅速化・戦闘の流動化に伴い、作戦地域の全域にわたる継続的かつ迅速な火力発揮の必要性が高まり、そして火砲の自走化及び長射程化等により、野戦特科大隊は、射撃指揮を迅速かつ的確に実施することが求められた¹¹⁹。

G-NET と AP2000 の整備にも、情報技術の進歩による情報優越への迫及が必要になったことが重要な要因である。まず、陸自の指揮・統制・情報機能を画期的に効率化、改善し、情報優越を期する作戦を可能にすることは、G-NET を整備することが必要になった¹²⁰。そして、AP2000 については、開発速度を向上させ、いち早く陸自の情報化を促進する目的で、1997年10月から新たなアーキテクチャの検討が開始された¹²¹。

(b) 海上自衛隊

MOF システムを整備する必要性は、情報技術の進歩と深く関係していた。すなわち、システム技術が急速に発展し、安価な小型高性能のコンピュータが普及してきた。米軍においても、汎用製品を活用したシステム標準化・統合化が推進されていた。一方、SF システムはハードウェアのレンタル経費が増大し、財政上の負担が大きくなり、その近代化も迫られた¹²²。

MOF システムの開発の方向性には、情報技術の影響がはっきり見られる。具体的には、「C4I ルネッサンス構想」において、作戦テンポの向上（意思決定、認知、意思の疎通）に対応するために、広域高速大容量通信の確保とシステム統合サービス化の推進が解決の方向とされた。システム統合サービス化の目的として、「高度な情報共有の実現及び効率的な関連経費の削減」が図られた。C4I ルネッサンス構想により、「システム統合サービス化全体構想」が行われた。当該全体構想などに基づき、MOF システムの開発の方向性

¹¹⁸ 『自衛隊装備年鑑 2010-2011』115頁。

¹¹⁹ 技術研究本部『技術研究本部五十年史』66頁。

¹²⁰ 防衛庁「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命」8頁。

¹²¹ 竹之上「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム」18-19頁。

¹²² この段落は以下の文献を参照：海自50年委員会『海上自衛隊五十年史』594頁。

が導かれた¹²³。

C2T について、最新の情報処理技術を適用した MOF システムの開発に伴い陳腐化する SF システムの洋上端末装置の後継として、機能・性能を飛躍的に拡充発展された次期洋上端末装置の必要性が認められた¹²⁴。海幕システムの構築においても、最新のシステム構築技術の積極的活用、その技術の進歩に十分対応できる拡張性及び柔軟性の確保が重視された¹²⁵。

最後に、プラットフォームの戦術データリンク能力の向上の要因を述べる。上述した「情報 RMA について」の報告書にも、情報 RMA 化の時代における将来戦の特徴の一つの「システム化による戦力発揮」として、「戦車や戦闘機等の個々のプラットフォーム自体の性能ではなく、そのプラットフォームを含むネットワーク全体のシステムとしての能力の優劣が勝敗を決めるようになる」と挙げている¹²⁶。戦術データリンク能力の強化も、そのネットワーク構築の一環であった。海自の場合、情報技術の進歩により、各艦艇を統合する「システム艦隊」の構築が必要になった。システム艦隊の構築には、戦術データリンク能力の向上（最新のリンク 16 の搭載）が重要な要素である¹²⁷。そして、空自のプラットフォームのリンク 16 搭載も同じ論理で行われていると考えられるが、資料の制約もあり、それを詳しく考察しない。

(c) 航空自衛隊

第一に、空自の「各指揮システム」が整備される重要な要因の一つは、情報技術の進歩であった。まず、各指揮システムの整備にあたっての共通事項について、情報の共有化、システムの取得形態などが存在していた。情報の共有化は、各システムが保有するデータ

¹²³ この段落は以下の文献を参照：「MOF システムの概要」。「システム統合サービス化」の定義：「各システムごとに重複して保持されていた機能、データ等を整理・統合し、また業務プロセスの見直しを含めてシステムの軽量化、最適化を図るとともに、従来各システムごとに閉じて提供されていた機能を、ネットワーク上から部門横断的に提供されるサービスとしてユーザーに供することをいう」。

¹²⁴ 海自 50 年委員会『海上自衛隊五十年史』596 頁。

¹²⁵ 同上、598-599 頁。

¹²⁶ 防衛庁「情報 RMA について」8 頁。

¹²⁷ 編集部「海上自衛隊のシステム艦隊化はどこまで進んでいるか」94-96 頁。

のうち、システム間で情報共有すべきデータを規定し、相互に交換できる環境を構築することであった。共有データのインタフェース基準の管理を、航空システム通信隊が一元的に実施する態勢が取られている。そして、システムの取得形態について、「新たに整備された各システムは、その取得形態を借上とすることにより、最新の技術レベルを継続的に維持が可能であり、換装間隔に合わせた計画的な機能改善が図られるようになった」¹²⁸。

各システムについて、資料の制約ですべてのシステムを詳しく考察できないが、例を挙げると、航空総隊指揮システムについて、旧システムの表示機能や端末機などが陳腐化し、航空総隊からの強い要望を受けてシステムの全面的な近代化がなされ、最新の情報処理端末や表示機器等が設置されている。

第二に、ジャッジの整備にも、情報技術の進歩は重要な要因であった。(新) バッジは、運用開始後長年経過し、枯渇品が多くなり、使用しているコンピュータは処理速度等の点において陳腐化し、すでにその製造が中止されており、メーカー等による技術的サポートが困難な状況にあった。システムの中断等の不具合が発生しないように、早期に近代化に着手する必要があった。そして、バッジの旧式のシステム構成（中央一括処理型システム）を維持しつつ近代化した場合、そのコストが高くなる¹²⁹。

最後に、AWACS の導入理由について、情報収集機能の重要性以外に、ミサイル技術の進歩が重要であった。防衛庁の説明によると、低高度、遠方からのミサイル発射攻撃を想定した場合、E-2C の覆域でミサイル発射前に侵入機を要撃することが不可能であり、E-767 で早期発見、早期要撃でミサイル発射前にその母機を撃破することが可能である。そして、ミサイル性能の向上で地上の警戒管制組織の脆弱性が増し、残存性に優れた空中管制機能を有する AWACS 保有が求められた¹³⁰。

なお、E-767 の導入に、米国の圧力という要素が存在した可能性もある。1990 年 8 月

¹²⁸ この段落はと次の段落は以下の文献を参照：空自 50 年史委員会『航空自衛隊五十年史』621-623 頁。

¹²⁹ この段落は以下の文献を参照：宮脇「自動警戒管制システム(JADGE)」30 頁；防衛庁「平成 13 年度 政策評価書 航空自衛隊の自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化」。

¹³⁰ この段落は以下の文献を参照：青木謙知「航空自衛隊の AWACS E-767」『エアワールド』1998 年 4 月号別冊、19-27 頁。

に、藤井一夫防衛局長が訪米し、米国が要請するシーレーン防衛の能力向上（AWACS や空中給油機）の導入が、東西関係の変質などの理由によって困難であると米側に伝えた¹³¹。しかし、9月中旬に来日した米国高官が、1,000カイリシーレーン防衛のためにAWACSの12機導入を要請した。防衛庁が4機程度を検討していると回答した。そして9月23日までに、4機のAWACSを次期防（03中期防）で導入する方針を決めた¹³²。11月28日に、訪米中の谷垣禎一防衛政務次官が、AWACS導入の方針を正式に米側に伝えた¹³³。なお、AWACSの導入を決めた防衛庁の文書には、1,000カイリシーレーン防衛については全く触れられなかった¹³⁴。しかし、現時点ではE-767の導入に米国の圧力の役割を確定する資料が管見の限りまだ明らかになっていないので、この問題を詳しく検討しない。

(3) 情報技術の進歩と自衛隊の統合化

(a) 統合情報システム

第一に、NCCSが必要となる理由について、自衛隊が災害派遣等多様な役割を担うことへの期待が高まったこと以外に、軍事技術の進歩により、戦況が速く展開するようになっていた。このため、より迅速確実に情報を受け取った上で、中央で意思決定を行い、決定事項を部隊に伝えるといった情報集約・指揮管制の重要性が高くなっていた¹³⁵。

第二に、上述したように、IT要綱の施策の一つの「高度なネットワーク環境の整備」の主要施策の一つはDIIの整備であった。DIIを整備する理由について、「通信所要の拡大」と「情報通信技術の急速な進展」などが挙げられた。詳述すると、まず、情報技術の進展により、防衛庁・自衛隊においても情報システムの高度化・複雑化が進展しており、展開する部隊からの映像情報などのより大量のデータを伝達するニーズが高まっていた。次に、民間においても、情報通信技術が急速に進歩していたので、防衛庁における通信網においても、新たな情報通信技術を取り入れるとともに、将来予想される技術の進歩に柔

¹³¹ 『読売新聞』1990年8月14日。

¹³² 『朝日新聞』1990年9月24日。

¹³³ 『読売新聞』1990年11月29日（夕刊）。

¹³⁴ 青木「航空自衛隊のAWACS E-767」20頁。

¹³⁵ 海自50年委員会『海上自衛隊五十年史』593頁。

軟に対応していくことが求められていた¹³⁶。

第三に、COE は、DII と同じく、IT 要綱の施策の一つの「高度なネットワーク環境の整備」の主要施策の一つであり、同じく情報技術の進歩によって必要となったものと言える。従来、各自衛隊・各機関・各業務ごとに別々に整備された各種のコンピュータ・システムに多くの問題が生じた。そして、情報技術の飛躍的な発達により、民生技術の活用なくしては防衛庁・自衛隊のシステムの進歩ができなくなり、システムの開発には可能な限り最新の市販品のソフトウェア（COST）を採用することが求められた。しかし、一般的には COST 製品が頻繁にバージョンアップするが、防衛庁・自衛隊の大部分のシステムは独自のソフトウェアがある以上、COST の頻繁なバージョンアップでは、改修のためのコストが膨大なものになる。そこで、情報共有化の促進、開発・維持コストの低減、最新の民生技術を容易に取り込むことなどのために開発されたのが COE であった¹³⁷。

(b) 統合戦術データリンク

海空の統合戦術データリンク能力の向上には、リンク 11 によりリンク 16 の通信能力が向上していたこと以外に、以下の論理も存在していた。E-2C のリンク 11 と海自に戦術データリンクがほとんどなかったことの原因の一つは、空自の AEW 機の E-2C は航続距離が短く、基本的に本土防空を中心に運用され、遠い洋上に行けないことであった¹³⁸。

AWACS の導入により、空自の早期警戒管制の範囲が大幅に増大していた。E-767 の特徴として、E-2C に比べると、国土から離れた洋上のような遠距離目標の探知に優れている（図 4-1 を参照）¹³⁹。AWACS は洋上防空能力を有するイージス艦との接続が、自然なことになるだろう。

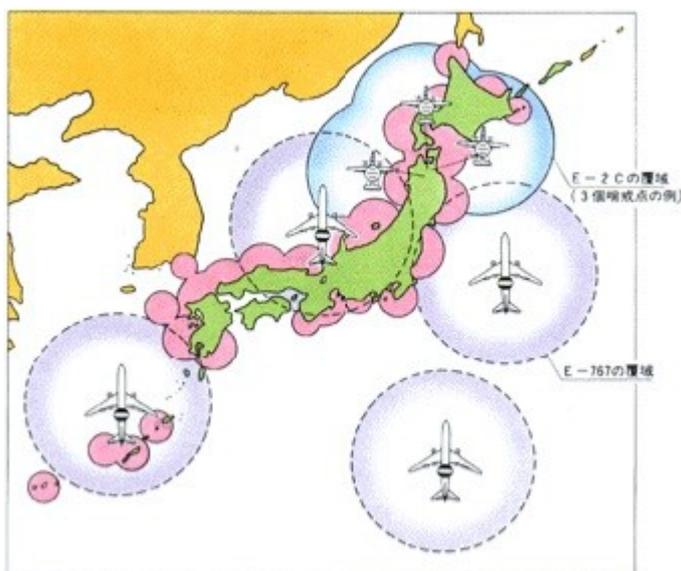
¹³⁶ 防衛庁「平成 17 年 政策評価書 防衛情報通信基盤（DII）の整備」。

¹³⁷ 防衛庁「COE は、今後どうなるのか」22-25 頁；防衛庁「平成 17 年 政策評価書 コンピュータ・システム共通運用基盤（COE）の整備」。COTS（Commercial Off-The-Shelf：商用オフザシェルフ）とは、「市販されている既製品のこと。また、製品開発や調達などの際に特注品に替えて市販品を取り入れること」：「COTS（Commercial Off-The-Shelf：商用オフザシェルフ）」IT用語辞典 E-Words、<https://e-words.jp/w/COTS.html>、2021 年 12 月 21 日アクセス。

¹³⁸ 香田、筆者によるインタビュー。

¹³⁹ 『防衛白書』1993 年版、150-153 頁。

図 4-1 E-767 及び E-2C の運用例



出典：『防衛白書』1993年版、152頁¹⁴⁰。

(4) 情報技術の進歩と陸自のプラットフォームの機動性向上

陸自のプラットフォームの機動性向上には、本節の第(1)目でも考察した、情報技術が発達している時代の現代戦への対応が重要な要因であった。第一に、96式装輪装甲車を装備する理由について、防衛庁は、ゲリラ戦や大規模災害、PKOなどの要素以外に、「広域化、流動化した戦闘等が予想される現代戦への対応など本格的な侵略事態への備え」を挙げている¹⁴¹。なお、当初、装輪式にするか装軌式にするかという議論もあった。結論としては、戦後60年以上経過して日本中の道路事情が格段に向上し、装軌式の必要性が薄くなっていた¹⁴²。第二に、ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処すること、そしてPKOなどの要因以外に、「敵の脅威下にある戦場等において、事態に即応し、迅速に部隊を集中・展開させるため」に、機動性が高い軽装甲機動車が整備された¹⁴³。

¹⁴⁰ 図そのものは、以下のリンクからのコピー：http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1993/w1993_02032.html、2021年10月23日アクセス。

¹⁴¹ 防衛庁「平成17年度 政策評価書 96式装輪装甲車」。

¹⁴² 「陸上自衛隊の車輛と装備 2012-2013」49頁。

¹⁴³ 防衛省「平成22年度 政策評価書 軽装甲機動車」。

2 在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上

(1) 潜水艦関連の技術進歩と海自の対潜プラットフォームの質的向上

(a) 潜水艦関連の技術進歩

冷戦後の各国の潜水艦は、速力、潜航持続力、潜航深度、静粛性や遠距離対艦攻撃能力などの面において技術的には大きく進んでいた。第一に、速力について、例えば、米国のシーウルフ級の水中最大速力は 35 ノットとなり、それが米海軍潜水艦史上の最高の速度になった。そして、近い将来に、潜水艦の速力が、50-60 ノットに達するとも思われた。第二に、潜航持続力について、AIP 技術が進み、在来型潜水艦はスノーケルを使わずにより長く航行できるようになっていた。第三に、潜航深度について、1990 年代初頭までに、一部公表された次世代潜水艦の安全潜航深度が、300-500 メートルであり、近い将来に、潜水艦が優に 1,000 メートル以上に深度に達すると思われた。第四に、静粛性も進んでいた。例えば、米国のシーウルフ級やフランスのル・トリオンファン級では、静粛性が特に重視されている。最後に、長距離の対艦ミサイルを搭載する潜水艦も増えていた¹⁴⁴。

以下、潜水艦関連の技術進歩による海自の対潜プラットフォームの質的向上を考察する。

(b) 「ひゅうが」型護衛艦の導入

「ひゅうが」型の導入には、軍事技術の進歩という要因の影響が明らかに存在した¹⁴⁵。軍事技術要因を明らかになる資料はまだ少ないものの、大型化、搭載機数の向上には、潜水艦関連の技術進歩という要因があったと考えられる。また、全通甲板になる理由の一つは、技術の進歩により、連続発着艦性能の制約が解消されたことである¹⁴⁶。

(c) SH-60K 型哨戒ヘリの導入

SH-60K の開発の背景には、「能登半島沖不審船事案」など多様化する各種の事態に対してより効果的に対応することが求められること以外に、潜水艦の静粛化、高速化、アク

¹⁴⁴ この段落は以下の文献を参照：北林雄明「次世代潜水艦には何が求められるか」『世界の艦船』1994年10月号、70-73頁。

¹⁴⁵ 山崎眞「待望の空母型 DDH4 隻体制 運用開始！」『世界の艦船』2017年5月号、72頁。

¹⁴⁶ 香田「「ひゅうが」への道」97頁。

ティブソーナーに対する無反響化などの高性能化という軍事技術の進歩もあった。SH-60Kは1997年からSH-60Jをベースに開発が始まった¹⁴⁷。

(d) 「そうりゅう」型潜水艦の導入

防衛庁は、AIPという新型の推進システムの技術進歩を重視していた。そして、対水上レーダー、ソーナー等の技術進歩により、新推進システムと艦制御システム及び武器システムを搭載した潜水艦の整備が必要となった。主要な項目について、AIPシステムが、1991年から研究試作・所内実験が開始された。「次期潜水艦システム」（スターリング機関発電装置を用いた新推進システム及び艦の運動、動力の管制、情報の一元処理等を行う潜水艦総合制御システム）は、1997年度から試作され、2002年度に終了した¹⁴⁸。

(2) F-2 戦闘機の開発

FS-Xの機種選定についてはすでに第三章で考察したが、FS-Xの設計チーム「FSET」（Fighter Support Engineering Team）が1990年3月に発足し¹⁴⁹、F-2の開発と導入作業は、主に1990年代に行われたので、F-16に対する改造を本章で考察する。改造を説明する軍事技術の変化は第三章においてすでに考察したので、本章ではもう一度を述べない。

F-16への改造においては、推力重量比と翼面荷重は重要な指標となる。航空機の最高速度や上昇率の要求が高い場合は推力重量比を大きくし、離着陸速度が低く、回旋性能が高い場合は、翼面荷重は小さくする。F-16に対する改造で、二つの指標で防衛庁の要求に満足するために、設計チームは重量を小さくし、翼面を大きくし、推力向上型エンジンを換装した。重量を軽減するための改造について、主翼が一体形成の複合材構造にされ、主翼以外のフラップ、尾翼などの舵面にも複合材が使われている。FS-Xは、重い対艦ミ

¹⁴⁷ 『防衛白書』2002年版、170頁。

¹⁴⁸ この段落は以下の文献を参照：防衛庁防衛局計画課「平成15年度 政策評価書（事前の事業評価） 潜水艦（2,900トン型SS）」2003年6-8月；防衛省技術研究本部編『防衛省技術研究本部六十年史』創立60周年記念事業準備委員会、2012年、65-66頁；幸島博美「機関／ウエポン・システム（新型潜水艦「そうりゅう」の技術的特徴）」『世界の艦船』2009年11月号、92-93頁。

¹⁴⁹ 神田『主任設計者が明かすF-2戦闘機開発』84頁。発足当初、FSETは、米ジェネラル・ダイナミクス（GD: General Dynamics Corporation）の10人、三菱重工の72人、川崎重工11人、富士重工11人の計104人体制であった。

サイルを搭載、場合によってはさらに燃料を入れた増槽を同時に搭載するので、これらを吊り下げるために翼幅を F-16 より大きくすることが必要であった。また、多数のミサイルなどを搭載した重い状態で離陸し、航続距離を長くとれるように、主翼の面積を F-16 より 25%増大した。翼面の増大、エンジンの換装（GE 製 F110-GE-129）、ドラッグシュートの追加で、F-2 の離着陸性能が向上している¹⁵⁰。

そして、複合材の使用で、F-2 のステルス性も向上している。なお、米国は、技術の日本への流出を心配し、F-16 の DFLCS（飛行制御ソースコード）を日本に供給しないと決めた。結局、日本は T-2CCV の研究を基礎に自己開発を進めた。

(3) 空中給油機の導入

空中給油機の KC-767 が導入された原因について、防衛庁は、戦闘機の訓練の効率化、事故防止、基地周辺の騒音軽減及び人道支援等の国際協力活動など以外に、軍事技術の進歩を挙げた。詳述すると、航空機のステルス化、搭載ミサイルの射程の増長などにより、要撃戦闘機編隊を予め空中で警戒するために常時継続的に待機させ、目標発見後、直ちに要撃し得る態勢（CAP：空中警戒待機）をとることが必要不可欠であった¹⁵¹。なお、実際は、空中給油機に関する最初の議論は、F-4EJ の導入の時に遡ることができる。その時期に、CAP の必要性が認められたが、政治的判断で空中給油装置が外された。特に F-15 が導入された時、軍事技術の進歩により、CAP がもっと必要となった¹⁵²。第三章でも言及したように、新冷戦期においても、空中給油機の導入がより本格的に検討されていた。

しかし、長年検討された空中給油機は、13 中期防までに導入できなかった。その理由の一つは、政治的考慮であった。専守防衛という原則で、空中給油機の導入によって戦闘機の航続距離が伸び、周辺国に脅威を与えると批判された。冷戦後になっても、社会党や公明党が空中給油機の導入に反対し、一部の自民党幹部も慎重な姿勢を取っていた。しか

¹⁵⁰ この段落と次の段落は以下の文献を参照：同上、111-135 頁；「江間 OH」143 頁；「鷹尾 OH」450 頁；『朝日新聞』1989 年 9 月 2 日。GE は、ゼネラル・エレクトリック（General Electric Company）である。

¹⁵¹ 防衛庁防衛局計画課「平成 13 年度 政策評価書（事前の事業評価） 空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機（いわゆる空中給油・輸送機）の調達」2001 年 6-8 月。

¹⁵² 『鈴木 OH』279-280 頁。

し、公明党は 2000 年 12 月 14 日の中央幹事会で、空中給油機の次期防への盛り込みを容認すると態度が一変したことにより、政府が空中給油機を 13 中期防で導入することを決めた。詳細はまだ明らかになっていないが、公明党の態度の変化に、自民党の野中広務前幹事長の動きがあると見られている。なお、空中給油機の導入が決まった後、野党（民主党、社民党や共産党）は引き続き批判していた¹⁵³。

3 軍事技術要因の説明力

以上の分析により、軍事技術要因の説明力は高いことが判明した。まず、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化（陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化）、そして陸自のプラットフォームの機動性向上は行われた。また、在来型技術の進歩は、海自の対潜プラットフォームの質的向上、空自の支援戦闘機の開発、そして空中給油機の導入を説明できる。

特筆すべきなのは、冷戦終結後という外部の差し迫った脅威が比較的低调していた時期においても、日本は、積極的に防衛力の質的向上に力を入れた。それは、本論文が考察している期間中には、軍事技術の進歩が大きく、特に情報技術の進歩が著しいためであった。

VII おわりに

本章では、まず 07 大綱期間中をめぐる自主性、防衛構想そして防衛力整備の内容・中身などに関する先行研究の問題点を指摘し、より包括的に日本の防衛力整備計画を考察した。そして、国際安全保障環境要因は、防衛力の変化をうまく説明できないため、国際安全保障環境要因のみでなく、政軍関係要因と軍事技術要因も利用して当該時期における防衛力の変化を説明した。

¹⁵³ この段落は以下の文献を参照：『読売新聞』1995年12月4日；小野正春「KC-767 導入までの道のりと今後の展望」『航空ファン』2008年5月号、50-51頁；同上、279頁；『読売新聞』2000年12月14日（夕刊）；『読売新聞』2000年12月15日；『読売新聞』2000年12月15日（夕刊）；『読売新聞』2000年12月16日。

まず、07 大綱（03 中期防も含む）における防衛力の変化を述べる。第一に、防衛力の量には、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小が主要な変化であった。第二に、質的变化としては、旧機能型ネットワーク化（陸海空自衛隊各自の内部の接続強化と統合化）が大きな特徴であった。プラットフォームの質的向上には、旧機能型として、陸自のプラットフォームの機動力向上、海自の対潜・防空（洋上防空を含む）プラットフォームの質的向上や空自の支援戦闘機の導入など、新機能型プラットフォームとしては空自の空中給油機の導入はあった。

次に、防衛力の変化を説明する要因を述べる。第一に、国際安全保障環境要因について、冷戦の終結により、防衛力の量は削減された。第二に、政軍関係について、政軍の選好の不一致において、政治家が防衛力の量的縮小を主張していたものの、それに直面していた自衛隊は組織利益を守るために、勢力の最大化を求め、量的縮小がある程度緩和された。なお、冷戦終結という国際安全保障環境の変化の影響が強いので、政軍関係要因は、国際安全保障環境の変化による「中間要因」となっている。第三に、軍事技術要因について、まず、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化（陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化）と陸自のプラットフォームの機動性向上は行われた。また、在来型技術の進歩により、海自の対潜プラットフォームの質は向上し、空自の支援戦闘機（開発を含む）そして空中給油機の導入もなされた。

以下、本章の含意を述べる。第一に、本章の考察から、25 大綱が提示した「統合機動防衛力」の中身としての「統合運用」や「機動展開能力」¹⁵⁴は、すでにある程度 07 大綱（そして 16 大綱、詳細は第五章で考察）において構築されていたことは明白になっている。統合機動防衛力は差し迫った脅威が強いという認識で構築されていたとよく言われているが、実際には統合化や機動力は、外部の差し迫った脅威が相対的に弱かった時代にすでにその基盤が構築されていた。

第二に、自衛隊のネットワーク化は、米軍との共同で必要なため進められると思われるかもしれない。しかし、米軍との共同を比較的に重視しない陸自のネットワーク化も遅れていたわけではない。防衛庁の評価（2004 年）では、陸海空の「情報通信の基盤整備」

¹⁵⁴ 『防衛白書』2014 年版、145 頁。

は、バランスを取って構築されていた¹⁵⁵。そして、第五章でまた具体的に考察する基幹連隊指揮統制システム（ReCS）は世界的に見ても質が高い¹⁵⁶。また、防衛庁・自衛隊のCOEも陸自のAP2000をベースに開発された。さらに、自衛隊の情報通信システムを生産する日本の民間企業における情報技術の発達は、安全保障上の外部脅威そして日米同盟を意識したものではない。

¹⁵⁵ 防衛庁「参考資料 自衛隊の現状と課題」第6回「安全保障と防衛力に関する懇談会」配布資料、2004年7月13日、20頁。

¹⁵⁶ 竹之上「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム」16頁。

第五章 16大綱における日本の防衛力整備計画

I はじめに

2004年に、小泉政権において、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(16大綱)が成立した。16大綱における防衛力整備に関する研究について、第一に、防衛構想をめぐる研究がある。特に、16大綱において、基盤的防衛力の有効な部分が継承され、「多機能弾力的防衛力」(詳細は後述)が提示されていたことは注目されている¹。しかし、防衛構想の変容に関する研究において、16大綱における新たな脅威に対処する能力、そして防衛力の量的縮小はある程度言及されているものの、防衛力整備の内容・中身を包括的に考察していない。

第二に、16大綱における防衛力整備の内容・中身に関する研究について、16大綱における防衛力の量的削減、そして新たな脅威に対処する能力(BMD、ゲリラや特殊部隊対処能力など)などが着目されている²。また、海自の能力や戦略などに着目する研究もある³。しかし、これらの研究は、07大綱における日本の防衛力整備の内容・中身を包括的にまとめていなく、防衛力の変化の特徴とその要因に関する説明も不十分である。

そして、上述した研究は、国際安全保障環境要因(低下していた伝統的脅威、強くなっ

¹ 高橋「基盤的防衛力構想からの脱却」60-61頁；千々和『安全保障と防衛力の戦後史』221-236、258頁。

² 道下「自衛隊のシー・パワーの発展と意義」263-268頁；道下「自衛隊のエア・パワーの発展と意義」206-209頁。日本のBMDをめぐる議論について、以下の文献は詳しい：金田秀昭、小林一雅、田島洋、戸崎洋史『日本のミサイル防衛—変容する戦略環境下の外交・安全保障政策』日本国際問題研究所、2007年。BMDは、実際に07大綱の最終年度の2004年度予算からその整備が開始されたが、本格的に整備されたのは、16大綱期間中なので、BMDを本章で考察する。ゲリラや特殊部隊などへの対処も、16大綱期間中にその能力は大きく向上していた。

³ Patalano, “Japan as a Seapower,” 403-441.

ていた新たな脅威)の役割を強調している⁴。国際安全保障環境は確かに16大綱における防衛力整備を決める重要な要因であるが、防衛力の量は07大綱より削減されたことには、国際安全保障環境要因のみでなく、それ以外の説明も要する(本章では、主に政軍関係要因で説明、詳細は第V節を参照)。そして、新たな脅威に対処する能力以外の防衛力の質的向上に対しても、国際安全保障環境要因の説明力は不足している(本章では、政軍関係要因と軍事技術要因で説明、詳細は第V節と第VI節を参照)。

それでは、16大綱において日本の防衛力がどのように整備されていったのか、そしてその変化の要因とは何かを本章の問いとして設定したい。本章では、まず第II節で16大綱を概観する。次に、第III-V節で国際安全保障環境要因、政軍関係要因そして軍事技術要因をそれぞれ考察する。最後に、結論と含意などで本章を終わらせる。

II 16大綱の概要

16大綱は、国際安全保障環境について、本格的な侵略事態生起の可能性が低下し、新たな脅威(弾道ミサイル、ゲリラや特殊部隊、島嶼部に対する侵略など)が重要になると認識していた⁵。防衛力の役割について、三本柱が挙げられている。第一は、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応(弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等、そして大規模・特殊災害等への対応)である。第二は、本格的な侵略事態への備えである。第三は、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組である。

防衛構想については、日米安保体制とあいまって侵略の未然防止に寄与し、「抑止」をより重視した防衛力という基盤的防衛力はその有効な部分が継承されていた。そして、新たな安全保障環境の下での防衛力について、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、また国際平和協力活動への主体的・積極的な取組という役割が求められる。この二つのことにより、「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」(「対処」をより重視した防衛力)を構築することは16大綱で重視されていた。具体的に、「即応性、機動性、柔軟性及び多目

⁴ パタラーノの研究は、中国の脅威を強調しているが、16大綱においては、中国の脅威が強調されていない。

⁵ この節は以下の文献を参照：『防衛白書』2005年版、93頁。

的性」、そして「軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力」、また「要員・装備・運用にわたる効率化・合理化」などが強調されていた。

具体的には、「本格的な侵略事態への備え」について、冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想の転換、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の抜本的な見直しと縮減が強調された。防衛力の基本的な事項については、「統合運用の強化」、「情報機能の強化」、「科学技術の発展への対応」（情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる）そして人的資源の効果的な活用は強調された。なお、51大綱から30大綱までに、本文中に陸海空自衛隊のそれぞれの具体的な体制が記載されていなかったのは、16大綱のみである。

III 16大綱における日本の防衛力整備計画

1 防衛力の量的縮小

16大綱時代は、防衛予算が減少しており（2005年度が48,301億円、2010年度が46,826億円）⁶、防衛力の量も縮小された。第一に、陸自の定員が、07大綱の16万人から、15万5千人（常備自衛官定員14万8千人、即応予備自衛官数7千人）へと削減された。なお、常備自衛官が3千人増加した。次に、戦車の定数が07大綱の約900輛から約600輛へ、主要特科装備の定数が、07大綱の約900門／輛から約600門／輛へと削減された⁷。

第二に、海自について、地方隊の7個隊の体制が転換され、5個警備区にそれぞれ1個隊を配備する体制（護衛艦隊隷下）となった。護衛艦が、約50隻から47隻へと削減された。作戦用航空機が、07大綱の約170機から約150機（固定翼哨戒機約70機、回転翼哨戒機約70機、回転翼掃海・輸送機約10機）へと削減された。そして、ヘリを搭載でき

⁶ 『防衛白書』2011年版、466頁。

⁷ 16大綱期間中における防衛力の量については、紙幅の関係で16大綱を中心に考察する。加えて、08中期防と13中期防と同じく、冷戦時代のように大量に導入された高額なプラットフォーム（特にP-3CとF-15J）の調達はすでに一段落したので、17中期防における防衛力の量（フロー）を詳しく考察しない。

ない地域配備部隊の DE を搭載可能な DD に逐次代替更新することで、回転翼哨戒機部隊も艦載運用を基本とされた⁸。もちろん、艦載しないヘリは、「陸ヘリ」的に運用（指揮—自衛艦隊司令官）される（マルチ・ミッション化）⁹。

第三に、空自について、要撃戦闘機と支援戦闘機の区分が廃止され、飛行隊総数が 12 個に維持されていた。飛行隊の体制も縮小され、戦闘機の機数は 07 大綱の約 300 機から約 260 機へと削減された¹⁰。

2 防衛力の質的变化 I —ネットワーク化

16 大綱と 17 中期防においては、「高度な指揮通信システムや情報通信ネットワーク」の構築を訴えていた。本章は、第四章と同じく、三自衛隊各自の内部の接続強化とその統合化を分けて考察する。なお、ネットワーク化の内容の具体的な考察を行う前に、その予算（第四章で考察した時代を含む）についてまとめたい。

情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化が進み、そのネットワーク化を構築するための防衛予算（情報通信予算）は増えていた。具体的には、図 5-1 を参照。

図 5-1 の「情報通信予算」は、本章（そして第四章）で考察している「ネットワーク化」と完全に合うわけではないが、主要な項目がおおむね重なっている¹¹。例えば、2005 年度の情報通信予算には、COE、DII、NCCS、空自の指揮システムや陸自の ReCS の整備などが含まれる¹²。なお、その予算には、プラットフォームのリンク 16 装備経費が含ま

⁸ 『防衛白書』2005 年版、101-103 頁；『防衛白書』2007 年版、118 頁。

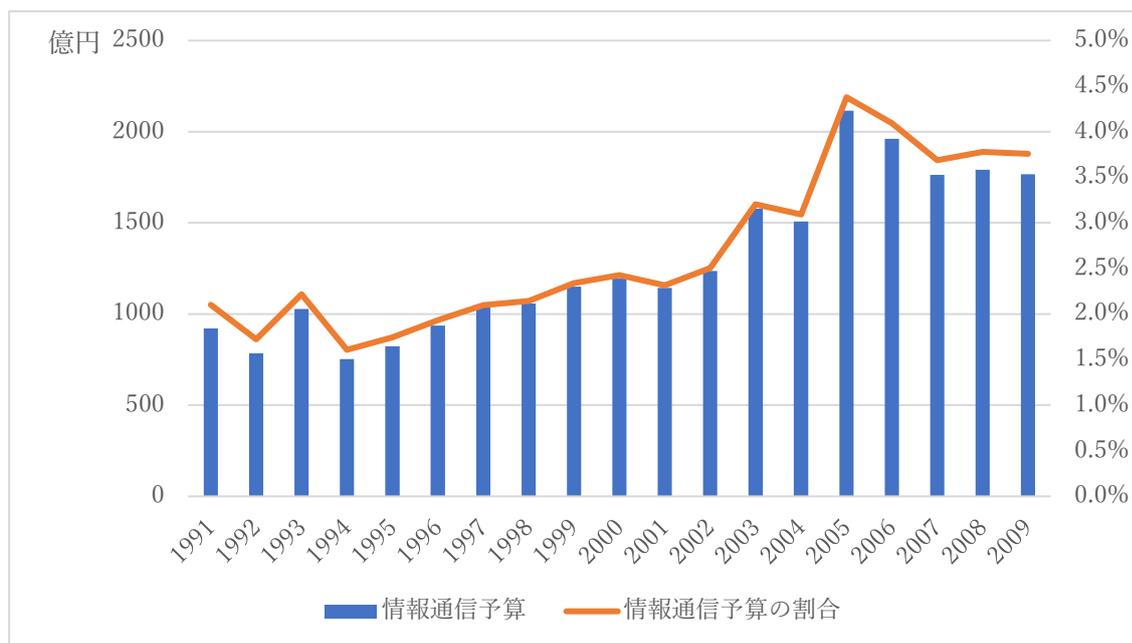
⁹ 「第 10 回在り方検討自由討議（メモ）」日付なし（会議日 2003 年 7 月 7 日）、防衛省開示文書 2021.1.15—本本 B2143。

¹⁰ 『防衛白書』2005 年版、103-104 頁。なお、実際の運用において、各機種の戦闘機の性能は異なるので、要撃戦闘機と支援戦闘機の区分がすぐになくなったわけではない。

¹¹ もちろん、当該予算には、10 式戦車や AWACS のようなプラットフォームは含まれていない。

¹² 防衛庁「平成 17 年度 防衛力整備と予算の概要」18 頁。2005 年度の予算案における情報通信予算（「より高度な情報通信態勢の構築」）の額は 2005 年版『防衛白書』と同様である（2,115 億円）：『防衛白書』2005 年版、365 頁。

図 5-1 情報通信予算



出典：各年の『防衛白書』と各年の予算案に基づいて筆者作成¹³

れていないと推測できる。リンク 16 はリンク 11 より高額である¹⁴。参考として、2021 年度の「艦艇及び航空機の戦術データリンク」予算が 107 億円である¹⁵。

(1) ネットワーク化①—三自衛隊各自の内部の接続強化

三自衛隊各自の内部の接続強化（表 5-1 を参照）は、陸海空の指揮統制システムの質的

¹³ 1991-2008 年度のデータは『防衛白書』、2009 年度の予算のデータは予算案。「情報通信予算」について、1991-2000 年度が、「指揮通信・情報機能の充実」、2001 年度が「情報通信技術 (IT) 革命への対応」、2002 年度が「統合運用態勢の充実・高度情報通信ネットワークの構築」など、項目名がよく変わっているが、毎年度の中身には大きな差がない。例えば、2000 年度の「指揮通信・情報機能の充実」予算が 1,195 億円（2000 年『防衛白書』による）であったが、「情報通信技術 (IT) 革命への対応」予算が 1,072 億円であった（2001 年『防衛白書』による）。2004-2006 年度の情報通信予算のデータは、統合運用体制の充実などの予算を含んでいない（2004 年度：31.7 億円、2005 年度：7.95 億円、2006 年度：3.45 億円）。

¹⁴ 松村「データリンクの国際政治」28-29 頁。

¹⁵ 「我が国の防衛と予算—令和 3 年度予算の概要」9 頁。

向上、情報通信基盤の構築、そしてプラットフォームの戦術データリンク能力の向上が含まれる。

(a) 陸上自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

第四章で考察したように、陸自の指揮統制システムは、その構築が冷戦後になり大きく進んでいたが、16大綱の前には、各部隊用のものは、野戦特科部隊以外には、うまく整備されていなかった。16大綱期間中には、普通科連隊及び戦車連（大）隊用のReCS（戦車部隊版の戦車連隊指揮統制システム（T-ReCS）を含む）、そして高射特科部隊用の対空戦闘指揮統制システム（ADCCS）の整備は開始された。

第一に、ReCSは、陸自の第一線部隊である普通科や機甲科の部隊が使用する初めての指揮統制システムであり、2005年度予算から調達され、普通科連隊及び戦車連（大）隊等の部隊に装備し、師団等と接続した連（大）隊・中隊・小隊以下のコンピュータ・ネットワークを構成する。ReCSは、COPを共有可能であり、彼我の状況を把握し（位置情報をリアルタイムで共有することなど）、命令等を伝達することにより、火力・機動の指揮・統制を迅速・正確に行うために使用するものである。従来、陸自の装備は、出発地を発した部隊が目的地に到着するまでの間には、携帯型の無線機と車両無線機による音声通信しか確保できなく、そのほかの機能は全く停止状態になる。ReCSの導入により、その間に派遣部隊の個々の位置情報を常に把握すること、そして緊急メッセージ・命令・敵情などの情報を配信し共有することができるようになっている。ReCSの実現した端末通信機能は、運用途中でサーバーがダウンしても運用可能である¹⁶。

第二に、目標情報の収集、処理及び伝送能力の向上を図ったADCCS（三菱電機が製作）は、DADSそして高射指揮所装置（MTQ-1）の後継であり、2002年度から部内研究され、

¹⁶ この段落は以下の文献を参照：竹之上「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム」12-18頁；防衛庁管理局開発計画課「平成16年度 政策評価書（事後の事業評価） 基幹連隊指揮統制システム」2004年10月—2005年3月；「平成17年度 防衛力整備と予算の概要」18頁；三鷹聡「10式戦車の評価と問題点」『パンツァー』2013年5月号、46頁；『防衛白書』2004年版、283頁。なお、ReCSは配備当初にネットワークが低速なものであったが、将来のネットワークの高速化に対応すべく、その準備を施した設計であった。

2009 年度予算から調達された。方面隊・師団等の高射特科部隊に装備し、中・高空域における対空監視網を構成し、目標情報資料の収集及び迅速・的確な対空戦闘の指揮・統制を実施するために使用されるものである。ADCCS の導入により、陸自の保有する対空火力を接続して対空情報を共有することで、一元的な指揮・統制が可能となり、重複射撃や打ち漏らしを防止できる¹⁷。

ADCCS は、リアルタイム処理・伝送ができ、旧装備と比較し、飛躍的に命令伝送速度を短縮することができた。また、目標割当・配当（交戦すべき目標を指揮統制装置あるいは対空火器へ最適配分すること）そして目標類別（固定翼機・回転翼機及びミサイルを判別すること）などもできるし、能力が大幅に向上している。最後に、ADCCS は、陸自の ReCS のみでなく、空自のジャッジとも接続できる。ジャッジとの接続により、より効率的な対空戦闘が可能である。

② プラットフォームの戦術データリンク能力の向上

74 式戦車及び 90 式戦車には将来戦に必要となる高度な C4I 機能（特に戦術データリンク能力）がなかったが、90 式戦車の制式化の 6 年後の 1996 年に TK-X (TanK-X) の名称で開始され¹⁸、2010 年度から調達が開始された 10 式戦車はそれを有している。具体的に、10 式以前の陸自の戦車は、普通科連隊と一体化した作戦行動が不可能であった¹⁹。10 式戦車は、車内及び近傍の戦車と相互に情報を共有できる能力や ReCS との接続能力を有している²⁰。ReCS との接続により、普通科部隊と一体化した作戦行動が可能となっ

¹⁷ この段落と次の段落は以下の文献を参照：防衛省防衛政策局防衛計画課「平成 20 年度政策評価書（事前の事業評価） 対空戦闘指揮統制システム」2008 年 6-8 月；防衛省経理装備局システム装備課「平成 21 年度 政策評価書（事後の事業評価） 対空戦闘指揮統制システム」2009 年 9 月—2010 年 1 月；技術研究本部『技術研究本部六十年史』60 頁；J GROUND EX 編集部『陸上自衛隊装備百科 2019-2021』119 頁。

¹⁸ 斎木伸生「10 式戦車開発全史」『J グランド EX』第 2 号、2018 年夏号、57 頁。

¹⁹ 富澤、筆者によるインタビュー。

²⁰ 防衛庁「平成 13 年度 政策評価書 新戦車（その 1）」；防衛省防衛政策局防衛計画課「21 年度政策評価 政策評価書（事前の事業評価） 新戦車の取得」2009 年 10 月。

た²¹。以前の戦車は無線通信機の音声通話と地図を照合していたが、10式戦車では車内のモニターに地図や画像などが表示され、ほかの10式戦車が見つけた敵の情報をリアルタイムで見ることができ、味方の配置を把握して狙いやすい位置にいる僚車に射撃指示することもできる²²。

(b) 海上自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

P-1 哨戒機の導入に併せ、ASWOC の後継としての海上航空作戦指揮統制システム (MACCS) は 2007 年度から整備が開始され、P-1 の戦闘指揮システムと有機的に接続し、一体化して運用することが可能である²³。

② 情報通信基盤の構築

2005 年度予算から、「情報通信ネットワークの再構築」の一環として、Ku バンド衛星の構築が開始された²⁴。Ku バンドは X バンドに比べ、遥に高速大容量であるものの、天候に左右されやすい²⁵。自衛隊の衛星通信システムに、X バンドは作戦通信の根幹であり、Ku バンドは X バンドの補完 (覆域・情報量)、L バンド (インマルサット、詳細は第三章も参照) は X バンド・Ku バンドの補完 (覆域) である²⁶。58 隻の艦艇が使用する Ku バ

²¹ 『朝雲ニュース』2008 年 2 月 14 日。さらに、10 式戦車は、将来的には上空の OH-1 観測ヘリや AH-64D 戦闘ヘリからの敵情も入手できるようになり、戦車部隊は作戦環境をほぼリアルタイムで受けながら行動できるようになるとされた。

²² 鈴崎利治「先進部隊での戦力化が進展 C4I 能力」『J グランド EX』第 2 号、2018 年夏号、24 頁。

²³ 「海上航空作戦指揮統制システムの整備」JUDGIT!、<https://judgit.net/projects/5231>、2021 年 10 月 21 日アクセス。

²⁴ 「平成 17 年度 防衛力整備と予算の概要」19 頁。

²⁵ 東郷「「ひゅうが」に見る最新護衛艦のデジタル化」103 頁。

²⁶ 防衛省 X バンド衛星通信整備事業推進グループ「X バンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 (きらめき 2 号の打上げについて)」2017 年 2 月、3 頁。自衛隊は Ka バンド (固定通信の補完等)、S バンド (衛星電話) や C バンド (固定通信) も利用しているが、資料の制約に本論文ではより詳しく考察しない。

ンド帯を借上げる事業は、2006年度から開始された²⁷。

③ プラットフォームの戦術データリンク能力の向上

16大綱期間中に整備された海自のプラットフォームのうち、リンク16を搭載しているのは、P-1哨戒機と「いずも」型護衛艦である²⁸。なお、海自の潜水艦のリンク16のような戦術データリンク装置の搭載について、筆者が防衛省に開示請求を行ったが、当該する「文書不存在」につき不開示となった²⁹。確定はできないが、それは海自の潜水艦がまだリンク16のような戦術データリンク装置を搭載していないと示唆している³⁰。

(c) 航空自衛隊

① 指揮統制システムの質的向上

第四章で考察したように、空自のネットワーク化は、16大綱以前にその基本的な整備はなされていた。16大綱期間中は、第一に、ジャッジの質的向上として、「情報の共有」という機能は強化された。具体的には、リンク16を搭載するF-15J近代化機（詳細は後述）と接続するために、「リンク16による要撃管制機能追加（2008-2010年度）」が実施された。戦闘機（F-15J）との双方向データリンクにより、ジャッジの役割は、「要撃のための指示」を中心としたバッジから、「戦術情報の共有」になっている。具体的に、「要撃のための指示」については、パイロットと要撃管制官との間の共有されていた情報は、時分割データリンク（TDDL）を介しての目標機の位置情報と音声による交信の内容であった。一方、「戦術情報の共有」については、新しい戦術データリンク端末を搭載した戦闘機のパイロットは、戦術情報として、戦闘区域全体における彼我の航空機の状況、相手の艦艇・地对空ミサイルの位置を把握できる。その情報は要撃管制官とも共有される³¹。

²⁷ JUDGIT! 「Kuバンド衛星通信用経費」 <https://judgit.net/projects/5031>、2021年10月18日アクセス。

²⁸ 防衛省「平成23年度行政事業レビューシート 平成20年度P-1」日付なし；編集部「ウエポン・システム（「いずも」型の技術的特徴）」『世界の艦船』2019年2月号増刊、123頁。

²⁹ 請求受付番号2021.6.9—本本B492。

³⁰ 本章では、海空の戦術データリンク装置の搭載について、その変化を述べるが、導入された要因については詳しく考察しない。詳細は第四章を参照。

³¹ この段落は以下の文献を参照：宮脇「自動警戒管制システム（JADGE）」37-41頁。

表 5-1 自衛隊のネットワーク化①

	03 中期防と 07 大綱	16 大綱
陸上自衛隊		
指揮統制システム	FiCS、AESS、DICS など	ReCS、ADCCS
データリンク	74 式戦車×、90 式戦車×	10 式戦車○
海上自衛隊		
指揮統制システム	海幕システム、MOF システム	MACCS
情報通信基盤	X バンド（衛星通信）	Ku バンド（衛星通信）
データリンク	リンク 16	リンク 16
航空自衛隊		
指揮統制システム	ジャッジ	ジャッジの能力向上（情報共有） 新機能（BMD）
データリンク	リンク 16	リンク 16

出典：第(1)目の考察に基づいて筆者作成³²

第二に、新機能としての BMD が整備された。具体的には、バッジとジャッジへの弾道ミサイル対処機能の付加、レーダーサイトの J/FPS-3 改の能力向上や J/FPS-5 の整備などが含まれる³³。

② プラットフォームの戦術データリンク能力の向上

プラットフォームの戦術データリンク装置（リンク 16）の搭載については、まず、F-15J は近代化改修を通じ、リンク 16 を搭載するようになっている³⁴。また、E-767 の改修

³² 「データリンク」とは、「プラットフォームの戦術データリンク能力」の略称である。

³³ 「平成 16 年度 防衛力整備と予算の概要（案）」6 頁；「平成 17 年度 防衛力整備と予算の概要」8 頁；「平成 18 年度 防衛予算の概要」11 頁；「我が国の防衛と予算 平成 19 年度予算の概要」4 頁；「我が国の防衛と予算 平成 21 年度予算の概要」9 頁。

³⁴ 防衛庁防衛局計画課「平成 15 年度 政策評価書（事前の事業評価） 要撃戦闘機（F-15）近代化改修」2003 年 6-8 月；「平成 16 年度 防衛力整備と予算の概要（案）」31 頁；

において、リンク 16 を搭載した F-15J 近代化改修機との連携により、巡航ミサイルへの対処も可能になる³⁵。

(2) ネットワーク化②—自衛隊の統合化

16 大綱における自衛隊の統合化に、統合幕僚監部の成立、指揮統制システムの間での接続の強化、そして海空の統合戦術データリンク能力の強化が存在していた。

(a) 統合幕僚監部の成立

従来の運用体制で、各幕僚長が各自衛隊の運用に関し、それぞれに（防衛庁）長官を補佐する。各自衛隊に対する長官の指揮も、各幕僚長を通じて行う。そして、各自衛隊に対する長官の命令は、各幕僚長が執行する。一方、16 大綱には「統合運用に必要な中央組織を整備する」こと、17 中期防においては統合幕僚組織の新設が明記され、2005 年度予算に統合幕僚監部の新設の予算が取られ、2006 年 3 月に統合幕僚会議は廃止され、統合幕僚監部が成立した。統合幕僚長は自衛隊の運用に関し、一元的に長官を補佐し、自衛隊に対する長官の命令を執行するようになった。そして、自衛隊に対する長官の指揮は、統合幕僚長を通じて行うようになった。さらに、情報本部が防衛庁長官の直轄となった³⁶。

そして、2008 年 3 月に自衛隊初の「共同の部隊」として、統合幕僚監部の隷下で、「自衛隊指揮通信システム隊」が成立した。当該部隊は、自衛隊の指揮命令中枢である中央指揮所及び自衛隊の骨幹ネットワークである DII の維持管理機能・サイバー攻撃対処機能など、それまで統合幕僚監部が果たしてきた静的な機能を発展的に改編し、部隊化するものである。当該部隊は、統合運用を情報通信面から支える自衛隊の初の常設統合部隊であり、中央指揮所や DII の維持管理業務などを引き継ぐとともに、陸海空毎に個別に存在する通

「我が国の防衛と予算 平成 20 年度予算の概要」3 頁；「我が国の防衛と予算 平成 21 年度予算の概要」3 頁。F-15J のリンク 16 搭載について、2004 年度予算ですでに「戦術データ交換システム端末搭載のための空間及び配線の確保」がなされたが、リンク 16 そのものの搭載は 16 大綱期間中に行われたので、第四章でなく、本章で F-15J のリンク 16 搭載を考察している。

³⁵ 「わが国の防衛と予算 平成 21 年度予算の概要」5 頁。

³⁶ この段落は以下の文献を参照：『防衛白書』2006 年版、121 頁；「平成 17 年度 防衛力整備都予算の概要」17 頁。

信インフラの有機的組み合わせによる通信系の臨機応変な構築などの役割を担っている³⁷。

(b) 指揮統制システム間の接続強化

冷戦時代には、陸海空の指揮統制システム間の接続がうまくされていなかった。例えば、バッジと SF システムは情報データのシステムとして同時に動作することが不可能であったのみならず、ある程度の情報要素の伝達についても、海空の周波数、機材や暗号化の調整もうまくなされていなかった³⁸。そして、松村の分析によると、2000 年代初頭までに、MOF システムは、バッジと接続されていなかった³⁹。

防衛庁長官官房情報通信課が公表した資料によれば、従来、防衛庁・自衛隊が保有するコンピュータ・システムやネットワークは、各自衛隊・各業務ごとに整備してきたため、必ずしも適時適切な情報の伝達・共有が可能となっていなかった。例えば、バッジが入手した航空機の航跡情報は、CCS にリアルタイムで伝達でき、市ヶ谷にいる防衛庁長官以下の主要幹部が空自の主要な各級指揮官と、航跡情報を共有できるように双方のシステムが接続されていた。しかし、例えば市ヶ谷にいる陸自の幹部以外そして第一線指揮官に航跡情報を伝達する必要性が生じる場合、陸自の第一線の指揮官が使用しているコンピュータ・システムとバッジを個別接続する方法もあったが、そのようなことは、必要が生じたときに個々のシステムを接続する「対症療法的」なものであった。すべてのコンピュータ・システムが加入しうる共通的なネットワークの整備を目指すのは、DII である⁴⁰。すなわち、DII が整備される前に、陸海空の指揮統制システムの間には個別的な接続があったが、DII の整備により、一元的な接続が強化されたと推測できるが、詳細はまだ不明である。

その後、2005 年の『防衛白書』には、従来の陸海空の指揮システム間の連絡手段が電話中心であったと書かれ、「今後の情報通信政策」の一つとして、指揮システムの部品共通化により COP の共有など、陸海空での情報共有を確立することが挙げられた⁴¹。その

³⁷ この段落は以下の文献を参照：『防衛白書』2007 年版、120 頁。

³⁸ 「森 OH」167 頁。

³⁹ 松村『軍事情報戦略と日米同盟』174、180-182 頁。

⁴⁰ 防衛庁長官官房情報通信課「DII ってなに」『セキュリタリアン』第 537 号、2003 年 8 月、13-14 頁。

⁴¹ 『防衛白書』2005 年版、308 頁。

具体的な成果の一つとして、上述したように、ADCCS は、ジャッジと接続している。そして、ジャッジと MOF システムも接続していたと思われる⁴²。陸海空の指揮統制システムとの間の接続には、情報技術の進歩が重要な要因と考えられるが、本章が考察している期間の陸海空の指揮統制システムとの間の接続情報の細部の情報は、管見の限りまだ少ないので、この問題については、これ以上詳しく考察を行わない⁴³。

(c) 統合戦術データリンク能力

すでに第四章で考察したように、海自のイージス艦と空自の AWACS が接続している。本章では補足的な情報を述べると、2010 年度の予算概要にある「自動警戒管制システムのイメージ」という図において、AWACS・E-2C は、イージス艦との接続がある⁴⁴。さらに、P-1 は、リンク 16 を通じ、空自の航空機やレーダーサイトなどと情報を共有できると考えられる⁴⁵。

第四章ですでに統合戦術データリンクについての要因を述べたので、本章では詳しく考察をしないものの、AWACS の活動範囲は、航続距離が長い哨戒機とも大きく重なっている。E-767 と P-1 の航続距離が、それぞれ約 9,000 km⁴⁶と 8,000 km⁴⁷である。

そして、陸自は海空との統合戦術データリンクにおいて遅れていた。まず、松村の分析によると、陸自は敵の上陸部隊（海上、水際、上陸後）に対する低空域での攻撃のみを

⁴² 防衛省「防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処について」新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会（第 7 回、2010 年 5 月 12 日）配布資料、2010 年 5 月、10 頁。

⁴³ 指揮統制システムとの間の接続強化は 2005 年度予算以後比較的に大きく進展していたと考えられるので、当該問題を本章で考察している。

⁴⁴ 「我が国の防衛と予算 平成 22 年度予算の概要」17 頁。

⁴⁵ 松尾芳郎「新型哨戒機 P-1 に空戦能力を持つ「ミサイル発射機」型が出現か」2015 年 5 月 23 日、http://tokyexpress.info/2015/05/23/新型哨戒機_p-1に空戦能力を持つミサイル発射機、2021 年 5 月 29 日アクセス；高橋亨「国産固定翼哨戒機「P-1」第一線で実任務に」『水交会 Newsletter』第 022 号、2015 年 4 月 21 日。

⁴⁶ 航空自衛隊「主要装備 E-767」<https://www.mod.go.jp/asdf/equipment/keikaiki/E-767/index.html>、2021 年 6 月 6 日アクセス。

⁴⁷ 松尾「新型哨戒機 P-1 に空戦能力を持つ「ミサイル発射機」型が出現か」。

念頭に置くので、海自や空自との戦術データリンクの必要性がほとんどない⁴⁸。なお、プラットフォームの間の直接的な接続ではないが、第四章で考察したように、陸自の03式中距離地对空誘導弾はジャッジと接続している。

2014年度予算から、海空とのリアルタイムによる目標情報等の共有を実現するために、陸自の地对艦ミサイル部隊に対するリンク機能の導入に係る調査・研究（例えば、海自の指揮統制システム、P-3Cや護衛艦との接続）を開始した⁴⁹。2016年度予算から、陸自の地对艦ミサイル部隊へ海空及び米軍との戦術データリンク機能の導入が開始された⁵⁰。すなわち、それ以前には、陸自の地对艦ミサイル部隊と海空の統合戦術データリンクがうまくできていなかったと判断できる。

表 5-2 自衛隊のネットワーク化②（統合化）

	03 中期防と 07 大綱	16 大綱
統幕	統合幕僚会議	統合幕僚監部
指揮統制システムの接続	弱い（ある程度強化）	強化
統合戦術データリンク能力	強化（海空）	強化（海空）

出典：第(2)目の考察に基づいて筆者作成

3 防衛力の質的变化Ⅱ：プラットフォームの質的向上

(1) 旧機能型プラットフォームの質的向上

(a) 陸上自衛隊

陸自のプラットフォームの質的向上には、第四章の考察と同じ、機動性の向上（10式戦車の導入）が大きな特徴であった。北海道中心の運用が念頭に置かれ開発された90式戦車に比べ、「戦略機動性」（全国的規模又は方面隊の作戦区域内で行う部隊の移動の容易性）と「戦術機動性」（敵に対し戦術的に有利な態勢を占めるために行う部隊の移動の容

⁴⁸ 松村『軍事情報戦略と日米同盟』176頁。

⁴⁹ 「我が国の防衛と予算 平成26年度予算の概要」12頁。

⁵⁰ 「我が国の防衛と予算 平成28年度予算の概要」10頁。

易性)を重視する10式戦車は、約44トンと軽量化されている⁵¹。

(b) 海上自衛隊

海自のプラットフォームの質的向上には、対潜能力の強化(P-1哨戒機、「いずも型」護衛艦など)があった。第一に、P-1哨戒機は、2008年度予算から導入が開始され、巡航速度、巡航高度のいずれもP-3Cの約1.3倍であり、短時間で現場に進出可能であり、高々度から気象状況に左右されずに捜索能力も発揮できる。そして、静粛化された潜水艦の探知能力と小型水上目標の探知識別能力なども向上していた⁵²。第二に、「いずも」型は「ひゅうが」型より大型化し、哨戒ヘリ7機そして掃海・輸送ヘリ2隻(最大14機程度)を搭載できる⁵³。

なお、「いずも」型は基本的には「ひゅうが」型の能力向上艦であり、本章では詳しく考察しない。また、新型DDの「あきづき」型護衛艦の導入により、海自の対潜や対水上能力などは向上していたが、第四章と同じ、本章でもDDについては詳しく考察しない。

表 5-3 旧機能型プラットフォームの質的向上

	03 中期防と 07 大綱	16 大綱
陸上自衛隊		
高機動性戦車	74式戦車×、90式戦車×	10式戦車○
海上自衛隊		
哨戒機	P-3C	P-1
DDH	「ひゅうが」型	「いずも」型
DD	「むらさめ」型等	「あきづき」型

出典：第(1)目の考察に基づいて筆者作成

(2) 新機能型プラットフォームの質的向上

新機能型プラットフォームとして、第一に、BMDのために、海自のイージス艦の質的

⁵¹ 防衛庁「平成13年度 政策評価書 新戦車(その1)」;防衛省経理装備局艦船武器課「平成21年度 政策評価書(事後の事業評価) 新戦車」2009年11月—2010年3月。

⁵² 『朝雲ニュース』2008年2月14日。

⁵³ 香田「空母型自衛艦の運用構想」100頁。

向上・SM-3 ミサイルの取得、空自のペトリオットの質的向上・PAC-3 ミサイルの取得がなされていた⁵⁴。ゲリラ・特殊部隊などに対処する能力も、16大綱の前にもあったが、16大綱にはその予算が大きく増長していた（詳細は後述）。ゲリラ・特殊部隊そして武装工作船などに対処するための予算は、すべて防衛力整備に関するものではないが（訓練なども含む）、移動監視レーダー等、各種車両・ヘリそして施設防護用器材などが整備され、航空機の自機防御能力の強化なども行われた⁵⁵。

表 5-4 新機能型プラットフォームの質的向上

BMD	
海上自衛隊	イージス艦の質的向上・SM-3 ミサイルの取得
航空自衛隊	ペトリオットの質的向上・PAC-3 ミサイルの取得
ゲリラ・特殊部隊などに対処する能力	
移動監視レーダー等、各種車両・ヘリ等	

出典：第(2)目の考察に基づいて筆者作成

4 日本の防衛力整備計画に対する全般的な評価

本章が考察している期間中の防衛力の量に関しては、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小が主要な変化であった⁵⁶。質的变化としては、ネットワーク化—陸海空自衛隊各自の内部の接続強化（BMD という新機能も含む）と統合化—があった。プラットフォームの質的向上には、旧機能型としては、陸自のプラットフォームの機動力の向上、海自の対潜プラットフォームの質的向上などがあり、新機能としては、BMD、ゲリラ・特殊

⁵⁴ 「平成 17 年度 防衛力整備と予算の概要」8 頁。新たな脅威に対処する能力の構築について、他の年度も同じような内容なので、すべての予算案を引用しない。

⁵⁵ 同上、10、13-14 頁。同じく新たな脅威や多様な事態への対応の一環とされた「島嶼部に対する侵略への対応」のために調達されたのは、輸送ヘリ（CH-47JA）、空中給油機、F-2 戦闘機のような旧機能型プラットフォームであったので、本章では、それを詳しく考察しない。

⁵⁶ 部隊内部の構成の変化もあったが、本章では紙幅の関係で詳しく考察しない。

部隊などに対処するものが導入された。16大綱における防衛力整備計画は、第四章で考察した03中期防・07大綱と類似している。07大綱に比べ、16大綱の特徴は、新たな脅威に対処するものは導入された。

次節からは、防衛力の変化を説明する要因について考察する。

IV 国際安全保障環境と日本の防衛力整備計画

16大綱における防衛力の量の縮小には、多くの要因があったが、国際安全保障環境要因一本格的な侵略事態生起の可能性の低下と大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態を重視するという16大綱における脅威認識一が防衛力の質と量への影響に反論をしない。

第一に、第Ⅱ節でも言及したが、本格的な侵略事態生起の可能性の低下により、16大綱においては、「従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る」と訴えていた。

第二に、国際安全保障環境要因（新たな脅威）は、新たな脅威へ対処するもの一ネットワーク化（BMD という新機能）とプラットフォームの質的向上（BMD とゲリラ・特殊部隊などに対処する新機能）一を説明できる。2003年12月19日に閣議決定された「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」においては、北朝鮮を名指していなかったが、「大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展」ということを強調していた⁵⁷。

「新たな脅威」はすべて北朝鮮によるものとは言えないが、北朝鮮は新たな脅威の中心であった。例えば、2005年版の『防衛白書』には、「北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・配備・拡散を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、いわゆる非対称的な軍事能力を維持・強化していると考えられる」と北朝鮮の脅威を強調していた。特に、核・ミサイルの脅威について、北朝鮮は1998年にテポドン1を基礎とした弾道ミサイルの発射、2003年にNPT脱退などを行った。そして、北朝鮮は、情報収集や破壊工作からゲリラ戦まで各種の活動に従事する大規模な特殊部隊を保有していると考えられた

⁵⁷ 『防衛白書』2004年版、415-416頁。

58。

弾道ミサイルの脅威に対処するための BMD、そしてゲリラや特殊部隊による攻撃等に対応する防衛力の質的向上は、国際安全保障環境の変化がもたらす結果であった。その能力の構築により、防衛力の量がある程度縮小された。BMD の整備が開始される前年度（2003）の予算と 17 中期防の最終年度の 2009 年度予算の比較をすると、2003 年度に、「ゲリラや特殊部隊の侵入対処」の予算は 192 億円しかなかったが、2009 年度には、BMD 予算は 1,112 億円、「ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応」の予算は 954 億円であり、それぞれ 47,028 億円の防衛予算の 2.36%そして 2%を占めていた⁵⁹。それにより、陸海空の既存の予算が削減され、防衛力の量が縮小となった。

当時は、小泉政権による財政再建政策（詳細は後述）により、以上の能力の構築のために新たな枠で防衛費を捻出することはできなかった。例えば、BMD 予算により、陸海空の既存の予算が削られた。2003 年 4 月の在り方会議で、古庄幸一海上幕僚長が述べた「既存の予算+α（ミサイル防衛予算）」の考え方について、守屋武昌防衛局長は、「既存の予算の見直しという作業を一切行うことなく外枠の予算を求めるのは適切ではない」と述べた。そして、石破茂防衛庁長官も、ミサイル防衛予算のために、「極端の話、陸・海・空、一律に削るというやり方をしてもしょうがない」と述べた⁶⁰。そして、7 月のあり方検討会議で、石破長官は以下のように述べた。

「最初から別枠ありきでは国民は納得しない。BMD の経費を捻出するために、各自衛隊の体制を削れとは言わないが、それで新しいものは生まれない。防衛力の在り方の中で、陸海空の体制がどうなるのかについて詰めた上で、それではいくら位 BMD に充当できるか等を議論すべきである」⁶¹

⁵⁸ 『防衛白書』2005 年版、41-45 頁。

⁵⁹ 『防衛白書』2003 年版、332 頁；『防衛白書』2009 年版、338、344 頁。

⁶⁰ 「防衛力の在り方検討会議備忘メモ（未定稿）」日付なし（会議日 2003 年 4 月 18 日）、防衛省開示文書 2021.1.15 一本本 B2143。

⁶¹ 「第 12 回在り方検討自由討議メモ」日付なし（会議日 2003 年 7 月 28 日）、防衛省開示文書 2021.1.15 一本本 B2143。

総じて、国際安全保障環境要因の役割について、伝統的脅威（本格的な侵略事態）が低下していたということにより、防衛力の量的縮小は行われた。そして、新たな脅威の増強により、防衛力の質的向上（新たな脅威に対処する能力）と量的縮小が行われた。

V 政軍関係と日本の防衛力整備計画

1 政軍の選好の不一致と防衛力の量的縮小

16大綱における防衛力の量的縮小は、国際安全保障環境要因のみによっては説明できない。政軍関係要因（政軍の選好の不一致）も重要であった。すなわち、自衛隊が量的縮小を自主的に望むことはあまり考えられないが、小泉政権の政治主導（官邸主導）での財政再建（緊縮財政、防衛予算の削減を含む）により、防衛力の量的縮小が行われた。

51大綱と07大綱が主として防衛庁内で策定されたのに対し、16大綱は、内閣官房の主導のもとで作成された。特に、内閣官房副長官補であった柳澤協二が重要な役割を担っていた。それは行政改革の帰結としての官邸主導という新しい動きが前提となっていた⁶²。小泉政権における「安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下、「安防懇談会」と略称、詳細は後述）のメンバーの西元徹也は、16大綱そして17中期防の策定過程を見て、「やっぱりそこにはそれなりに、（小泉）総理の不退転の決意が表している」と回想している⁶³。

小泉は、経済財政諮問会議を活用してトップダウンで緊縮財政を実行しようとした（与党や省庁が予算の削減に反対）。もちろん、財務省が予算編成の主導権を続けて握りたいということもあったが、財務省も同じく歳出の削減と緊縮財政を目指していた⁶⁴。そして、財務省が個別査定というマイクロ・レベルで権限を維持していたこと、また官邸主導が予算編成における影響力の程度などに関する議論もまだあるが、首相の予算編成への影

⁶² 細谷雄一「防衛大綱改定」竹中治堅編『二つの政権交代—政策は変わったのか』勁草書房、2017年、216、223-224頁。

⁶³ 防研編『西元徹也 OH 下巻』防研、2010年、278頁。

⁶⁴ 上川龍之進『小泉改革の政治学—小泉純一郎は本当に「強い首相」だったのか』東洋経済新報社、2010年、第4章。

響力の増大は事実であった⁶⁵。小泉政権は、一時的な歳出削減手法でなく、国の歳出を実質的に抑制する手法を取った⁶⁶。一般歳出が削減される中で⁶⁷、防衛予算の増額が難しくなる。もちろん、小泉政権における防衛予算の削減は、公共事業関係費ほどの規模ではなかった⁶⁸。

2001年7月11日に、参院選公示を前に、主要7党の党首による公開討論会で、小泉首相は、「聖域なき構造改革」に関連し、「あらゆる歳出を見直し、削減の方向でやる。防衛費も例外でない」と述べ、13中期防の見直しという考えを表明した⁶⁹。そして、2004年度予算の財務省原案が決定される前日の2003年12月19日に、与党幹部と会食した際、「(国と地方の税財政を見直す)三位一体改革も防衛費の削減も最初は誰もできていなかっただろうが、できただろう」と小泉が表明した⁷⁰。

新たな大綱の策定に向け、小泉首相は首相直属の諮問機関を設けることにより、防衛政策のあり方を抜本的に見直す姿勢を示した。諮問機関の設置について、首相周辺は「首相主導で大綱策定の議論を進め、できるだけ多くの国民に関心を持ってもらい、国民的な議論も深めたい」と語った。そして、焦点の一つである自衛隊の装備の削減について、首相周辺が「防衛庁に委ねれば装備の大幅削減はできない」としているのに対し、防衛庁内には「短期的な情勢をもとに防衛力を大きく変えるのは不適切だ」と憂慮する声が存在していた。諮問機関について、2004年4月に安防懇談会(座長:荒木浩東京電力顧問)が設置され、10月に小泉首相に報告書を提出した⁷¹。

16 大綱の策定の段階において、防衛庁は財務省との調整で、陸自の定員削減に抵抗し

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ 宋宇「小泉政権期における財政再建策の分析」横浜国立大学大学院国際社会科学研究所博士論文、2016年3月、99-101頁。

⁶⁷ 『防衛白書』2007年版、395頁。

⁶⁸ 同上、396頁。

⁶⁹ 『読売新聞』2001年7月12日。結果としては、13中期防が、元来の5年計画でなく、4年間計画で終了し、2005年度は、17中期防計画となった。

⁷⁰ 『読売新聞』2003年12月25日。

⁷¹ この段落は以下の文献を参照:『読売新聞』2004年3月30日;『防衛白書』2005年版、89-90頁。

ていた。2004年11月30日に開かれた与党の安全保障プロジェクトチーム（額賀福志郎座長）でも結論は出なかった。額賀座長は両省庁に週内に意見をまとめるよう異例の指示を出した⁷²。12月3日に行われた谷垣禎一財務相と大野功統防衛庁長官の会談において、戦車、戦闘機や艦艇の削減について大筋合意されたが、陸自の定員問題については継続協議となった⁷³。12月8日夜の谷垣と大野の会談において、陸自の定員を07大綱から5,000人減の15万5千人とすることで合意された⁷⁴。そして、上述したように、自衛隊はBMD予算により防衛力の量が削減されることを望んでいなかった。すなわち、自衛隊が組織利益を守り、防衛力の量的削減を避けたかったが、予算削減という大きな枠組みにおいて、外枠の予算でBMDを整備することはできなかった。総じて、民主主義の原則において、自衛隊は小泉政権の予算再建などによる防衛費の削減に抵抗できなかった⁷⁵。

16大綱が成立した後、小泉は、「増やすばかりでなく旧来の不必要なものは削減していく。全体を考え、いい大綱ができたと思う」と述べた⁷⁶。なお、小泉政権が関心を持ったのは、防衛費の削減であったが、装備品などの防衛力整備計画の内容・中身に対する介入が少なかった。柳澤は、安防懇談会報告書を10月に受け取ってから12月の予算編成まで時間がなく、新潟県中越地震や「漢級原子力潜水艦領海侵犯事件」、イラクにおける邦人殺害といった多くの事業を抱え、防衛力の内容を議論している余裕がなく、防衛力のデザインは、事実上防衛庁と財務省の経費面での折衝に任せざるを得なかったと回想している⁷⁷。

16大綱の実施としての17中期防の予算総額について、防衛庁の要求（25兆5,000億円、予算の平均伸び率で1.5%）と財務省の提案（13中期防を下回る24兆円以下、平均伸び率はマイナス）が対立していた。小泉首相が防衛予算を聖域視しない姿勢を明確にし

⁷² 『読売新聞』2004年12月1日。

⁷³ 『読売新聞』2004年12月4日。

⁷⁴ 『読売新聞』2004年12月9日。

⁷⁵ 香田、筆者によるインタビュー。

⁷⁶ 『読売新聞』2004年12月10日（夕刊）。

⁷⁷ 柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争—元防衛官僚による批判と自省』岩波書店、2013年、130-131頁。

たことにより、総額をマイナスとする方向で両省庁が歩み寄った⁷⁸。小泉は 17 中期防の予算総額について、2004 年度防衛費（48,764 億円）を 5 倍にした 24 兆 3,800 億円より下回るように指示していた⁷⁹。結果として、17 中期防の予算総額が 13 中期防（当初計画、2000 年度価格、補足措置の 1,500 億円（限度）を含まない）の「おおむね 25 兆 100 億円程度」より 7,700 億円程度少ない「おおむね 24 兆 2,400 億円程度」（当初計画、2004 年度価格、補足措置の 1,000 億円を含まない）となった。

2 政軍の選好の一致と防衛力の質的向上

小泉政権において、政軍の選好の一致（政治的介入と自衛隊の自主的推進）により、防衛力の質的向上（統合化）が進展していた。2000 年前後に、陸海空の 3 人の幕僚長（陸：磯島恒夫、海：藤田幸生、空：竹河内捷次）は、統合運用について検討していた。竹河内が執筆した統合運用に関する文書（内容—統合幕僚会議議長が自衛隊の運用を担当するなど）は統幕会議に提出されたが、結局その議論がうまく進まなかった。竹河内が統合幕僚会議議長に就任（2001 年 3 月）した後、統合運用に関するプロジェクト・チームを立ち上げたものの、統合化を推進することにも困難が存在していた。そのうちに、小泉政権が成立した。小泉政権の防衛庁長官の中谷元は、庁内の会議で、小泉首相が強調した「統合を進めろ」ということを伝えた。なお、それは、学校・後方・通信などの統合による「効率化」を中心にした統合であった。竹河内は、中谷に、「運用の統合」の重要性を訴えた。中谷も積極的な回答を行った⁸⁰。

2002 年 4 月に、竹河内は中谷に対し、「統合について私に検討を命じてください」と求め、中谷は承諾した。竹河内は、準備した書類を中谷に提出した。その後、中谷は、伊藤康成防衛事務次官にその書類の内容と同じものを渡し、統幕に指示を出すことを命じた。その後、「J チーム」（J は Joint のイニシャル）が統幕に設けられ、それを中心に検討が

⁷⁸ 『読売新聞』2004 年 12 月 7 日。

⁷⁹ 『読売新聞』2004 年 12 月 10 日（夕刊）。

⁸⁰ この段落と次の段落は以下の文献を参照：「竹河内 OH」189-193 頁；『防衛白書』2006 年版、118-119 頁；統合幕僚会議「「統合運用に関する検討」成果報告書」2002 年 12 月 19 日。

進められていた。中間報告（2002年7月11日）をもち、2002年12月19日に、「統合運用に関する検討」成果報告書（以下、「統合運用報告書」）が石破防衛庁長官に提出された。その後、小泉政権で策定された16大綱と17中期防に、統合運用体制の強化（「統合運用に必要な中央組織を整備する」、「教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する」（16大綱）、「統合幕僚組織の新設」、統合運用のための指揮通信能力の強化など（17中期防））が記載されていた。

すなわち、自衛隊の統合化に、小泉政権の政治的介入（主に小泉首相と中谷長官）が重要な役割を果たした⁸¹。なお、小泉首相の動機は、自衛隊の「合理化」（手段は統合の推進）により、防衛予算が少なくなることであり、小泉の方針に、官僚組織も自衛隊も反対できなかった⁸²。そして、竹河内は、当時、自衛隊には統合に積極的ではない人も存在し、統合を崩したい人も一部存在していたかもしれないが、大勢は統合化を支持する方向に向かっていただけと回想している⁸³。すなわち、統合化推進は、「政軍の選好の一致」（必ずしも政軍の動機が一致していたわけではないが）の成果と言えよう。

3 政軍関係要因の説明力

以上の分析により、政軍関係要因の説明力は高いと言える。第一に、政軍の選好の不一致により、16大綱における防衛力の量が削減された。第二に、小泉政権における政軍の選好の一致により、自衛隊の統合化が進められていた。第一章で言及したように、小泉政権から、政治家が自衛隊に介入する制度的基盤は強くなったので、16大綱においては政治主導による策定が実現された。

そして当該時期に、政軍の選好の一致・不一致が同時に存在していた理由について、小泉政権は、歳出（防衛予算を含む）の削減を目指していた。そのため的手段は、防衛力の量的縮小と統合化（統合化による合理化）を推進することであった。それにより、防衛予算の削減・防衛力の量的縮小を望まなく、同時に統合化を推進したい自衛隊との関係はそれぞれ「選好の一致」と「選好の不一致」となった。

⁸¹ 「竹河内 OH」201頁。

⁸² 香田、筆者によるインタビュー

⁸³ 「竹河内 OH」196-197頁。

なお、16大綱における防衛力の量的縮小そのものは、政軍の選好の不一致（小泉政権の政治主導）の結果であった。小泉政権の歳出削減政策は、国際安全保障環境の変化によって引き起こされたものではない。そのため、16大綱における政軍関係要因は、国際安全保障環境による「中間要因」ではない。また、16大綱においては、自衛隊も自ら量的縮小を望むわけではなかったが、官邸主導という制度的基盤の下に、小泉政権は政治主導により防衛予算の削減を目指していた。このような状況において、新たな脅威に対処する能力の構築も行う自衛隊にとって、量的削減に抵抗することは難しかった。なお、量的削減について、防衛庁・自衛隊内部ではどのような議論がなされていたのか、資料の制約もあり、それを将来の課題としたい。

VI 軍事技術と日本の防衛力整備計画

第Ⅱ節で言及したように、16大綱は、科学技術の発展への対応を重視していた。以下、軍事技術の進歩と日本の防衛力整備計画について詳しく考察する。

1 軍事技術の進歩と防衛力の量的縮小

まず、図5-1で見られるように、冷戦後になり、情報通信予算は増加していた。防衛予算の全体的増額は難しいという状況においては、その予算の増加により、正面装備の量はある程度縮小されたと言えよう⁸⁴。また、科学技術が進歩し、陸自の自動化や省力化も進み、陸自の定員が削減されても、戦闘力を落とさずに済むこともできた⁸⁵。例えば、乗員数について、74式戦車が4名であるが、冷戦後に多く調達された90式戦車が3名である（10式戦車も3名）⁸⁶。すなわち、技術の進歩により、陸自が自ら定員の削減を望むとは

⁸⁴ 情報通信予算の増加は、07大綱期間中の中期防における正面装備の量の縮小もある程度説明できると考えられる。

⁸⁵ 秋山昌廣、筆者によるインタビュー、オンライン、2021年3月31日；秋山『秋山昌廣回顧録』185頁。なお、秋山が述べたのは、07大綱時代における科学技術の進歩と陸自の定員に関することであるが、その論理は、16大綱時代にも適合すると考えられる。

⁸⁶ 防衛省「平成21年度 政策評価書（事後の事業評価） 新戦車」。

あまり考えられないが、ある程度定員が削減されても、実際の戦闘力への影響が小さくなると言えよう。

2 情報技術の進歩と防衛力の質的向上

以下、情報技術の進歩による防衛力の質的向上を考察する。なお、本項では、情報技術を中心に議論しているが、在来型技術の進歩の役割もあることは否定しない。以下で挙げるものについて、軍事技術全般の進歩がもたらしたものとも言えるが、情報技術がその中心であったので、情報技術を中心に論じる。

(1) 情報技術の進歩と自衛隊のネットワーク化①

(a) 陸上自衛隊

第一に、ReCS の必要性について、情報通信技術の急速な進歩により、NCW が重視されるようになった。NCW により正確な情報をより迅速に認識し、敵に先んじて行動するために、「IDA サイクル」(I は情報 (インテリジェンス)、D は決心 (ディシジョン)、A は実行 (アクション)) の優越の追及が必要になった⁸⁷。

上述したように、ReCS が配備される前の普通科部隊及び戦車部隊は、音声による火力・機動の指揮統制のみであり、迅速なテンポ (交戦の速度) で進捗する作戦には追従できなかった。また、迅速・的確な戦力発揮が困難であったので、戦闘部隊の迅速・的確な指揮統制が可能な ReCS が必要となった。ReCS は、「サーバを持ち、自律したネットワークに支えられ、部隊の各階層の指揮官、幕僚の間で独自の情報共有機能を有し、あらゆる気象条件の中で機能するシステム」という開発要求で開発され、1998 年度から研究試作され、2001 年度から試作され、2004 年に試験が終了した。ReCS の開発では、AP2000 に準拠したソフトウェアの開発が行われ、そして、進展の激しいコンピュータ関連技術に

⁸⁷ 通信学校技術教官室「基幹連隊指揮統制システム (ReCS) (抜粋)」2021 年 4 月 1 日、防衛省開示文書 2021.3.18—本本 B2737。

追従し、開発経費及び維持経費を軽減するために、民生品を主体とした開発が行われた⁸⁸

第二に、ADCCS の必要性について、現代の対空戦闘においては、戦闘爆撃機をはじめ巡航ミサイルや空対地ミサイルへの対処が求められているものの、現有の MTQ-1 は、多数の目標情報の処理、迅速な目標配当等の観点で対応が困難であり、DADS も、同時多数機による攻撃に対しては、処理・伝送目標数に制約を受ける。さらに、各 DADS や MTQ-1 は電子的に接続されていなかったため、目標情報の迅速・的確な処理、伝送及び対空戦闘の一元的な指揮統制が困難であり、重複射撃や打ち漏らしが生じる可能性も高かった⁸⁹。

第三に、10 式戦車の開発に、将来戦において、情報を早期に獲得し、敵に対して優位な態勢を確立して撃破するために、C4I 能力が重要であり、「IT 革命に対応した高度な C4I 接続による情報共有・指揮統制能力」が重視されていた⁹⁰。すなわち、10 式戦車の開発においては、情報技術の重要性が十分に意識されていた。

(b) 海上自衛隊

MACCS が整備された要因として、情報技術の進歩の影響があったと考えられる。P-3C に対応する ASWOC は、「P-1 に装備されている新しい戦闘指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサデータの解析等が実施できない」ため、MACCS の整備が必要となった⁹¹。すなわち、情報技術の進歩により、P-1 のデータは P-3C より高度化となっていると考えられる。

(c) 航空自衛隊

ジャッジは情報技術の進歩による NCW への対応として、「情報の共有」を重視するよ

⁸⁸ この段落は以下の文献を参照：防衛庁「平成 16 年度 政策評価書 基幹連隊指揮統制システム」；竹之上「技術総説 陸自初の第一線部隊用コンピュータシステム」14-15 頁；技術研究本部『技術研究本部六十年史』58-59 頁；大熊康之『軍事システム エンジニアリング—イージスからネットワーク中心の戦闘まで、いかにシステムコンセプトは創出されたか』かや書房、2006 年、224 頁。ReCS の戦車版としての T-ReCS については詳しく考察しない。

⁸⁹ 防衛省「平成 20 年度政策評価書 対空戦闘指揮統制システム」。

⁹⁰ 防衛庁「平成 13 年度 政策評価書 新戦車（その 1）」。

⁹¹ 「海上航空作戦指揮統制システムの整備」JUDGIT！。

うになっていた。ジャッジの「ネットワーク型戦闘の要」という役割の大きな向上は2010年代以降におけるF-2の戦術データリンク装置搭載（自衛隊デジタル通信システム（JDCS(F)））そして高度な情報能力のあるF-35戦闘機の導入により大きく進んでいるが、16大綱時代には、F-15Jのリンク16搭載により、すでに情報技術の進歩による戦術情報共有の重要性は十分意識されていた⁹²。

(2) 情報技術の進歩と自衛隊の統合化

統合運用体制の構築には、複雑な要因が存在していた。78ガイドライン成立後における日米共同統合演習の実施、阪神・淡路大震災における自衛隊の大規模災害活動から得た教訓は、重要な要因であった⁹³。そして、新たな脅威（弾道ミサイル、不審船、武装工作員やテロなど）に対処することやPKO活動のためにも、統合化が必要であった⁹⁴。本章では、これらの要因の役割に反論しようとはしないものの、自衛隊の統合運用体制の構築には、情報技術を中心とする軍事技術の進歩が重要な要因であった。

詳述すると、各種火力の長射程化や精度の向上は、自衛隊の活動の場（時間、空間）の拡大をもたらし、各自衛隊の作戦地域を重複させることにより、作戦を複雑化させている。また、情報技術の進歩により、戦場の映像や攻撃目標に関する情報を即時に伝達・共有できるようになり、それに基づく指揮・統制を短時間で行うことが可能とし、自衛隊の情報同時共有・一元的指揮を可能にするばかりでなく、作戦の進展速度を増大させたとともに、作戦を複雑化させている。このような作戦環境下においては、情報通信技術を駆使し得るか否かが作戦の成否を左右することになり、統合運用の態勢（統合幕僚監部の成立や情報本部の長官直轄化、指揮通信能力の強化など）を整備することが必要となった⁹⁵。

また、統合運用報告書は、「統合システム・通信を維持管理、運営するとともに、その統制及び調整を容易にするため、常設の統合システム・通信部隊を編成する方向で検討する」と述べた。その成果は、自衛隊指揮通信システム隊の成立であった。なお、統合運用

⁹² この段落は以下の文献を参照：宮脇「自動警戒管制システム（JADGE）」37-41頁。

⁹³ 「山口 OH」200-203頁。

⁹⁴ 統合幕僚会議「「統合運用に関する検討」成果報告書」4-6頁；『防衛白書』2005年版、123頁。

⁹⁵ この段落は以下の文献を参照：統合幕僚会議「「統合運用に関する検討」成果報告書」3-4頁；『防衛白書』2005年版、123-127頁。

報告書は、第一線部隊の（戦術）データリンクの活用にも言及していた⁹⁶。

(3) 情報技術の進歩と陸自のプラットフォームの機動性向上

情報技術の進歩により、情報 RMA 時代における陸上戦力は、軽量化・機動化などが求められた。西側諸国においても、装甲戦闘車両を冷戦時代の 70 トン程度から 30-40 トン程度に軽量化することが検討されていた⁹⁷。10 式戦車の開発段階においても、将来戦においては、所望の時期・場所に迅速に進出できる戦場機動力、迅速な戦力集中が可能な戦略機動性が強調された⁹⁸。

3 在来型技術の進歩とプラットフォームの質的向上

以下、潜水艦関連の技術進歩による海自の対潜プラットフォームの質的向上を考察する。2000 年 8 月に、防衛庁は次期固定翼哨戒機（P-X）の国産を決定した。その決定には、軍事技術要因が重要であった。P-3C が新たな任務（能登半島沖不審船事案、北朝鮮難民の密入国事案や PKO など）に従事する能力が不足していたことも P-X が推進される一部の要因であったものの、軍事技術の進歩により、P-3C は哨戒機の本務としての対潜能力が不足していたことは重要である。具体的に、諸外国の潜水艦の静粛化、無反響化、高速化などが進展していた。P-3C はそれへの対処が困難になっていたが、性能向上には飛行性能や搭載能力等の面で限界があったことから、潜水艦探知能力、航続距離・進出速度、捜索・識別能力を向上させた P-X の整備が必要となった⁹⁹。

もちろん、P-X を国産する要因として、国産派からの国内航空機業界の技術基盤維持・産業界の育成という要望は明らかに存在していた。例えば、推力 5 トンの国産エンジンの

⁹⁶ 統合幕僚会議「「統合運用に関する検討」成果報告書」14 頁。

⁹⁷ Elinor C. Sloan, *The Revolution in Military Affairs: Implications for Canada and NATO* (McGill-Queen's University Press, 2002), 11. なお、西側諸国の戦車の軽量化作業（例えば米国、ドイツ）が遅れていた。

⁹⁸ 防衛庁「平成 13 年度 政策評価書 新戦車（その 1）」。

⁹⁹ この段落は以下の文献を参照：防衛省防衛政策局防衛計画課「平成 19 年度 政策評価書（事前の事業評価） 次期固定翼哨戒機（P-X）」2007 年 6-8 月；『朝日新聞』2000 年 8 月 25 日。

製造という産業界の悲願があり、北海道に試験場を作ってエンジンが開発された。しかし、当時米国が構想検討を実施中の MMA (Multi-mission Maritime Aircraft) 計画 (のちの P-8) が明確になっていなかったことも重要である。すなわち、国内開発以外の主要な手段としての米製兵器の導入では、P-3C の減勢開始に間に合わせる事が困難であると思われた。そして、技術的に見ても、米製の P-8 が海自に相応しくないという説明もある。具体的に、P-8 のベース機が高々度巡航する旅客機ボーイング 737 のため、低空・低速で長時間哨戒する日本の運用方式に向かないという側面もあった¹⁰⁰。

米国の圧力要因は、P-X にはあまり影響を与えなかった。FS-X の国産化の失敗で、米国に安易な譲歩を二度と繰り返してはならないというのが防衛庁内ではほぼ一致した意見であったものの、冷戦後の米国は軍事産業が苦しかったため、再び共同開発を求めて日本の計画に割り込もうとするのではないかと防衛庁幹部は見ていた¹⁰¹。米国は、哨戒機のアビオニクス技術に必要な実戦データを提供することで日本に共同開発を申し入れ、日本有事の際などの相互運用性を維持することにしたが、このアビオニクス技術に関する共同開発が最終的に「白紙還元」とされ、日本は独自技術で開発したシステムを P-X に搭載することを決めた。その一因について、アーミテージ国務副長官に代表されるジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権の知日派はいずれも「FSX 共同開発をめぐる日米衝突の二の舞いだけは避けたい」とし、結局、次期輸送機 (C-X)、P-X 問題をめぐり、米国は政治介入にまでは踏み込まなかった¹⁰²。

なお、当時日本国内に開国 (米国機調達) 派も存在していた。開国派は、米国の P-3C 後継機としての P-8 の購入、あるいは日米共同で P-8 を開発すると主張した。開国派の主張には、BMD 予算で防衛費は圧迫され、国産機の新規開発まで回らないという背景もあ

¹⁰⁰ この段落は以下の文献を参照：防衛庁管理局開発計画課「平成 13 年度政策評価書 (中間段階の事業評価) 次期固定翼哨戒機 (次期固定翼哨戒機及び次期輸送機 (その 2))」2001 年 6-8 月；「増田 OH」128-129 頁；長谷部「川崎 P-1 の開発経緯と技術的特徴」51 頁。

¹⁰¹ 田岡俊次「国産哨戒機構想の全容 第二の「FSX」か 日米対立は不可避」『朝日新聞』1996 年 2 月 12 日 (週刊)。

¹⁰² 春原剛『甦る零戦 国産戦闘機 vs.F22 の攻防』新潮社、2009 年、78 頁。

った¹⁰³。

4 軍事技術要因の説明力

以上の分析により、軍事技術要因の説明力は高いと判明した。まず、軍事技術の進歩、特に情報技術の進歩による情報通信予算の増加で、防衛力の量的縮小は行われた。そして、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化（陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化）そして陸自のプラットフォームの機動性向上は行われた。また、在来型技術の進歩により、海自の対潜プラットフォームの質は向上していた。

特筆すべきなのは、伝統的な外部脅威が比較的低调していた時期においても、日本は、積極的に（新たな脅威に対処するもの以外の）防衛力の質的向上に力を入れた。それは、本章が考察している期間中には、軍事技術の進歩が大きく、特に情報技術の進歩が著しいためであった。

VII おわりに

本章では、まず 16 大綱期間中をめぐる防衛構想そして防衛力整備の内容・中身などに関する先行研究の問題点を指摘し、より包括的に日本の防衛力整備計画を考察した。そして、国際安全保障環境要因は、防衛力の変化をうまく説明できないため、国際安全保障環境要因のみでなく、政軍関係要因と軍事技術要因も利用して当該時期における防衛力の変化を説明した。

まず、16 大綱における防衛力の変化を述べる。第一に、16 大綱における防衛力の量は、戦後策定された大綱の中で、最も小さいとも言えるかもしれない（終章でも言及するが、22 大綱における防衛力の量はも小さい）。第二に、質的向上について、旧機能型として、ネットワーク化には、第四章で考察したネットワーク化と同様、16 大綱にも、陸海空各自の内部の接続強化のみならず、統合化も進展していた。そして、プラットフォームの質的向上には、陸自のプラットフォームの機動性向上そして海自の対潜プラットフォームの質的向上などが見られる。また、新機能型としては、BMD そしてゲリラ・特殊部隊に対

¹⁰³ 長谷部「川崎 P-1 の開発経緯と技術的特徴」51 頁；同上、77 頁。

処するもの（ネットワーク化とプラットフォームの質的向を含む）などが導入された。

次に、防衛力の変化を説明する要因を述べる。第一に、国際安全保障環境要因について、新たな脅威の高まりにより、防衛力の質的向上（新たな脅威に対処する能力）と量的縮小が行われた。そして、伝統的脅威（本格的な侵略事態）が低下していたということにより、防衛力の量的縮小は行われた。第二に、政軍関係要因について、小泉政権から、政治家が自衛隊に介入する制度的基盤は強くなった。政軍の選好について、まず、政軍の選好の不一致により、16大綱における防衛力の量が削減された。そして、小泉政権における政軍の選好の一致により、自衛隊の統合化が進められていた。

最後に、軍事技術要因について、まず、軍事技術の進歩、特に情報技術の進歩による情報通信予算の増加で、防衛力の量的縮小は行われた。そして、情報技術の進歩により、自衛隊のネットワーク化（陸海空各自の内部の接続強化と陸海空の統合化）そして陸自のプラットフォームの機動性向上は行われた。また、在来型技術の進歩により、海自の対潜プラットフォームの質は向上していた。

以下、本章の含意を述べる。2000年代の日本の防衛・安全保障政策における中国要因の役割について再検討する必要がある。序章でも言及したように、16大綱期間中における日本の安全保障政策を冷戦後の中国の脅威で説明する研究が存在している。しかし、新たな脅威に対処する能力以外の防衛力の質的向上を中国の脅威では説明しきれない。1990年代には中国の差し迫った脅威が強くなかったことについては、すでに第四章で考察した。16大綱には、「中国」は大綱において最初に登場したが、1回しか言及されなかった（22大綱には7回、25大綱には8回、30大綱には9回）。具体的に、16大綱には、軍事力の近代化と海洋における活動範囲の拡大をしていた中国について、「このような動向には今後も注目していく必要がある」とされた。すなわち、16大綱の時期に、中国の軍事力が確かに07大綱の時期よりある程度強くなっていたが、中国が大きな脅威に認識されていなかった¹⁰⁴。2010年代以降、日本の防衛政策の変化に、中国要因が強く意識されていると世の中でよく言われているものの、このパターンを2010年代以前に直接に適用させることには慎重にしないといけない。

¹⁰⁴ 元防衛省高官、筆者によるインタビュー、於東京、2021年5月13日。

終章

I 結論

1 51 大綱から 16 大綱にかけての日本の防衛力整備計画について

本論文では、51 大綱から 16 大綱にかけての日本の防衛力整備計画について考察した。以下では、まず 51 大綱から 16 大綱にかけて日本の防衛力がどのように整備されていったのかという本論文の一つ目の問いへの答えをまとめる。

第一に、51 大綱成立後（ポスト 4 次防と 53 中業、1977-1982 年度）において、防衛力の量的変化は、主に部隊内部の構成の変化（質の高いプラットフォームの相対的な量の増加など）を特徴とし、部隊や人員・プラットフォームの総量の変化は小さかった。質的变化について、ネットワーク化（中央指揮システムの成立など）もあったが、旧機能型プラットフォームの質的向上（対潜や防空（洋上防空を含まない）など）が主要な特徴であった。

第二に、新冷戦期（56 中業と 61 中期防、1983-1990 年度）において、防衛力の量的変化は、51 大綱成立後と同じく部隊内部の構造の変化を特徴としていた。質的变化について、ネットワーク化（陸海空各自の指揮統制システムの質的向上、海自の衛星通信システムの導入など）は 51 大綱成立後より比較的大きく進展していた。プラットフォームの質的向上には、内陸持久・対潜・防空（洋上防空を含まない）などの旧機能型も存在していたが、前方対処と洋上防空のような新機能型もあった。

第三に、冷戦後の 03 中期防・07 大綱（1991-2004 年度）において、防衛力の量については、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小が主要な変化であった。防衛力の質的变化について、まず、旧機能型ネットワーク化（陸海空自衛隊各自の内部の接続強化と統合化）が大きな特徴であった。そして、プラットフォームの質的向上には、旧機能型として、陸自のプラットフォームの機動性向上、海自の対潜・防空（洋上防空を含む）プラットフォームの質的向上や空自の支援戦闘機の導入など、また新機能型としての空中給油機の導入が存在していた。

第四に、16 大綱（2005-2010 年度）において、防衛力の量については、部隊や人員・プラットフォームの総量の縮小が主要な変化であった。質的变化としては、まず、ネット

ワーク化には、陸海空自衛隊各自の内部の接続強化（BMD という新機能も含む）と統合化があった。そして、プラットフォームの質的向上には、旧機能型としては、陸自のプラットフォームの機動性向上、海自の対潜プラットフォームの質的向上などがあり、新機能型としては、BMD、ゲリラ・特殊部隊などに対処するものが導入された。

2 防衛力の変化を説明する要因について

以下、51大綱から16大綱にかけての日本の防衛力の変化を説明する要因とは何かという本論文の二つ目の問いへの答えをまとめる。具体的に、日本の防衛力の変化を、主に政軍関係要因と軍事技術要因により説明できるという結論を提示したい。なお、国際安全保障環境要因もある程度説明力を有している。本論文では、日本の防衛力整備計画に対する国際安全保障環境要因と米国要因の影響を相対化している。

第一に、政軍関係要因は、防衛力の量と質の変化の両方に対して高い説明力がある。まず、本論文が着目している期間には、防衛力の量について、政軍の選好は「不一致」であった。51大綱から16大綱にかけ、政治家は、防衛力の量的拡大を強く支持した時期はなかった。51大綱の時期には現状維持を、07大綱と16大綱の時期には縮小を主張した¹。このような条件において、自衛隊は、組織利益を守るために、政治家が規定した大きな枠組みにおいて勢力の最大化を求めた²。次に、防衛力の質について、陸自の「前方対処」の成立、海自の衛星通信システムの導入（いずれも新冷戦期）そして自衛隊の統合化の強化（16大綱）には、政軍の選好の一致の役割が見られた。なお、07大綱の量的変化への説明において、政軍関係要因は、国際安全保障環境要因による中間要因である。それ以外に、政軍関係は独立的な説明力を有している。

政治家の選好は、国際安全保障環境に強く影響された時（07大綱）もあるが、国際安全保障環境でなく、政治家自身の選好・国内の政治的アジェンダなどにより、政治家は自衛隊に介入する時期が多い（例えば、51大綱の時期にあった現状維持への政治的圧力、04大綱の時期にあった財政再建・防衛予算削減など）。一方、陸海空自衛隊の選好は、常

¹ 新冷戦期には、中曽根政権は防衛費のGNP1%枠を撤廃したが、51大綱の改定を行わなかった。

² もちろん、16大綱の時期には、勢力の拡大という自衛隊の実際の行動が少なかった。

に組織利益を守ることである。外部の差し迫った脅威（国際安全保障環境）から所要な勢力を計算するより、自衛隊は政治家が規定する大きな枠組みにおいて勢力の最大化を求める傾向がある。

第二に、軍事技術要因は、防衛力の量的変化にもある程度説明できるものの、主に防衛力の質的变化を説明している。現代においては、軍事技術の発展が急速であり、具体的な国際安全保障環境はどうであれ、日本は常に最新の軍事技術の変化に着目し、質の高い装備品を導入していた。51大綱から16大綱にかけての期間に、新冷戦期のように、外部の差し迫った脅威が強かった時期もあったが、日本が直面していた国際安全保障環境は、全体的には比較的穏やかであった。新冷戦期の前にはデタント期であり、後には冷戦終結後であった³。

本論文が着目している期間において、軍事技術要因は、国際安全保障環境要因より説明力が高い。まず、外部の差し迫った脅威が強くなかった時代における防衛力の質的向上に対し、軍事技術要因の説明力は高い—例えば、P-3C、F-15の導入など（51大綱成立後）、三自衛隊内部の接続強化と統合化、10式戦車や「そうりゅう」型潜水艦の導入など（冷戦後の07大綱・16大綱）。そして、外部の差し迫った脅威が比較的高かった新冷戦期に導入された装備品も、その多くは新冷戦期の前にすでに導入・開発過程が始まっており、その導入に対して国際安全保障要因よりは軍事技術要因の説明力が高い。新冷戦期になってから導入が検討されたものに対しても軍事技術要因の説明力は低くない。

第三に、国際安全保障環境要因は、補足的な説明力を有する。新冷戦期の厳しい国際安全保障環境に説明力が全然なかったわけではないが、当該要因の説明力が高くなっていたのは、冷戦後であった。まず、国際安全保障環境要因は、03中期防・07大綱時代における防衛力の量的縮小を説明可能であり、07大綱の時期の政軍関係要因を引き起こしたものである。そして、16大綱の時期について、国際安全保障環境要因は、防衛力の質的向上（新たな脅威に対処するもの）そして防衛力の量的縮小をある程度説明できる。本論文では、日本の防衛力整備計画への説明要因を主に二つ（政軍関係と軍事技術）挙げているが、もし「第3の説明要因」があれば、それは国際安全保障環境要因である。

³ 16大綱時代には、新たな脅威が強くなっていた。新たな脅威は、防衛力整備計画に対してある程度説明力を有しているものの、その説明力には限界もある。さらに、その時代に伝統的脅威も相対的には低かった（詳細は第五章を参照）。

II 想定される批判への反論

本節では、本論文の主張を批判する可能性のある説明（反論・代替仮説）を予めまとめ、それを検討する。本論文は、反論・代替仮説にある要因の役割すべてに反論しようとはしないが、それぞれの反論・代替仮説の問題点と役割を検討する。

1 軍事技術要因に対する反論

軍事技術要因について、いくつかの反論を挙げられることが可能である。以下、三つありうる反論について検討する。

第一に、日本は（特に軍事面における）大国ではないため、先進的な装備品を多く導入する必要がないのではないかという議論がありうる。確かに、日本の防衛予算には制約があり、米国も日本に安全保障を提供している。しかし、「米国・矛、日本・盾」という構造において、日本が先進的かつ防御的装備品を導入する必要がある。日本の国力で、そのような装備品を整備することも可能である。

第二に、米国の圧力で、日本が軍事技術の視点から見て相応しくない兵器などを導入しているのかという議論もありうる。確かに、多くの米国製装備品を導入している日本にとって、時に米国から圧力を受けていることもある。当該要因の役割にすべて反論しようとはしないが、本論文の実証では、日本ができるだけ軍事技術の観点から分析し、自国の防衛に相応しいものを導入していた。例えば、F-SX というプロジェクトで、米国の圧力を受けたが、日本はできるだけ軍事的合理性から、F-SX の機種選定や開発を行った。

第三に、防衛力整備に国内産業の利益、そして日本にあるナショナリスティックな感情などが反映され、高額及び・または質の高くない装備品が導入される可能性はあるのではないかという議論もありうる。確かに、防衛力整備に、軍事的合理性のみならず、国内産業界の利益も反映されることは事実である。防衛関連企業の利益、国内産業育成（雇用の確保も含む）という日本政府の政策があることに反論しようとしなない。例えば、国産戦車、国産戦闘機（F-1 戦闘機、FS-X の国産計画と日米共同開発）そして国産潜水艦（三菱と川崎の二社の生産量を確保するために、潜水艦の退役が早いこと）の開発・調達には、国内企業の利益が見られる。

そして、輸出が難しいという状況では、調達量が比較的少ない国産装備品のユニット・コストも（特に大量に生産・輸出できる米国製装備品に比べ）高くなる。また、研究開発費が少ない日本では、国内開発の装備品は開発に長い年月が要るので、完成した時にすでに時代遅れになっている⁴可能性があるという構造的問題もある。

以上のような問題が存在しても、導入された多くの国産の装備品は、質が高くないわけではない。例えば、国産の 90 式戦車や 10 式戦車、「そうりゅう」型潜水艦などは、一般的にはその質が高いと評価されている。軍事技術から見る合理性が十分ではない装備品が導入されることはごくまれであろう⁵。そして、国産の装備品は、日本の運用構想と適合するというメリットもある⁶。

本論文の実証により、日本は質の高くない国産の装備品を一般的には採用しない。グリーンも、日本における国産化の要望はあるが、軍事技術要素の重要性（装備の質）の影響も強いと主張している⁷。そして、戦後日本は、米国製を中心とする外国の装備品のライセンス生産（ライセンス生産料を支払う必要がある）を多く行っている。ライセンス生産は、軍事技術から見る合理性と日本の国内産業の維持・発展という二つの要求にバランスを取った結果と言えよう⁸。

⁴ 前掲『日本はなぜ旅客機をつくれぬのか』142-143 頁；列国に比べると、日本の戦車の開発はいつも半ピッチ遅れていた：林『戦後日本の戦車開発史』24 頁。10 式戦車も同じパターンである。

⁵ 防衛力再建期には日本の防衛産業も再建期にあり、導入された国産の装備品には、質があまり高くないケースもあったが（例えば、61 式戦車）、51 大綱以降に、防衛産業も成長し、そのようなケースがあまり見られていない。

⁶ 防衛産業・技術基盤研究会「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向—21 世紀における基盤の構築に向けて」2000 年 11 月、32 頁。

⁷ Green, *Arming Japan*, 154-155. なお、グリーンは軍事技術要因を体系的に分析していない。

⁸ もちろん、ライセンス生産ができるかどうかについて、原産国の態度も重要である。なお、序章で言及したように、日本の主要な装備品輸入国の米国は、日本に対してライセンス生産を拒絶した例は比較的には少ない。そして、ライセンス生産方式は、完成品の輸入

2 経済・財政情勢要因による代替仮説

以下では、経済・財政情勢という要因を検討したい。確かに、どの国家の軍事力の構築にも、経済情勢が重要な要因の一つである。本論文も、経済・財政情勢の役割すべてに反論しようとはしないが、それを主要な説明要因の一つともしていない。その理由について、第一に、防衛力の量に上限を設けた 51 大綱の成立は、1971 年のニクソン・ショック（ドル・ショック）と 1973 年のオイルショックによる経済情勢の悪化とつながっていたと主張する研究がある⁹。本論文では、ドル・ショックそしてオイルショックによる経済情勢悪化の役割すべてに反論しようとはしないが、二つのショックの前にすでにあつた現状維持への政治的圧力が存在していた。ドル・ショック、特にオイルショックにより経済情勢が悪化していた国家は多かったが、主要国の中では、自ら防衛力の上限を制度的に求めるのは日本のみであろう。本論文は、日本国内の政治的要因に着目している（詳細は第二章を参照）。

第二に、新冷戦期においては、日本経済が大きく成長していた。P-3C と F-15J のようなプラットフォームの導入ペースが、経済成長で加速化していたということは間違っていない。なお、本論文では、自衛隊が組織利益を守るために、勢力の最大化をする行動に着目している。1980 年代の経済情勢が 1970 年代より好転していたが、自衛隊による勢力の最大化という行動が、51 大綱成立後の時期に比べて新冷戦期にも大きな変化がなかった（詳細は第二章と第三章を参照）。そもそも、1980 年代に経済情勢は良好であったにもかかわらず、51 大綱の改定（少なくとも別表における防衛力の量の増加）が実現できなかった。

第三に、量的縮小を目指す 07 大綱は、冷戦の終結のみならず、バブル経済の崩壊とも時期が重なっている。当時政策決定者は、主に冷戦の終結という国際安全保障環境に対する議論から量的縮小を検討していたが（詳細は第四章を参照）、バブル経済崩壊の要因にすべて反論することが難しい。なお、秋山昌廣の回想によれば、経済情勢が 07 大綱にお

より、装備品導入後における改善・維持・修理・補給などにもある程度有利である：防衛産業・技術基盤研究会「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」32 頁。

⁹ 真田『「大国」日本の防衛政策』第 3 章。

ける量的縮小に多少影響していたが、その縮小の主な理由は国際情勢（冷戦の終結、平和の配当）であった¹⁰。

第四に、同じく量的縮小をめざす 16 大綱は確かに 1997 年のアジア金融危機の後に策定されたものであるが、アジア金融危機後、橋本政権が財政再建、小渕政権が財政拡張、小泉政権が再び財政再建政策を展開していた。本論文が着目しているのは、小泉政権の政治主導による財政再建政策の影響（詳細は第五章を参照）である。

総じて、経済・財政情勢は、確かに重要な要素であるが、本論文では、防衛力整備計画を説明する主要な要因の一つとしていない。

III 本論文の含意

1 理論的含意

第一に、軍事力の構築には、国内政治要因（政軍関係）が重要である。政軍関係に関する本論文の結論を過度に一般化することも避けたいが、まず、上述したように、政治家は、国際安全保障環境に強く影響される場合もあるが、そうではない時もある。政治家は、予算の増減と配分に権限を持ち、政権の政策（福祉重視かどうか、財政再建か積極財政かなど）により、政軍関係が変わる（政軍の選好の一致か不一致か）。政権交代などにより、国際安全保障環境が大きく変動しないうちに、政治家の軍隊に対する態度が変化する可能性がある。すなわち、政治家は、常に国際安全保障環境を計算し、軍事力構築に対して具体的な介入を行うわけではない。例えば、改革開放後の中国は、政治主導で、経済建設を中心にしてきた。鄧小平は、国防と軍隊建設に注ぐ力のある程度、国民経済発展の支援に割り当てる要求を提示した¹¹。すなわち、政治的イニシアティブにより、ソ連の脅威が強いという国際安全保障環境においても、中国は軍事力の構築より、経済建設を優先させていた。新冷戦期の中国における経済建設と軍事力構築の関係は研究する価値の高いテーマ

¹⁰ 秋山、筆者によるインタビュー。

¹¹ 「新中國崢嶸歲月一百萬大裁軍（新中国の崢嶸たる歲月一百万大軍縮）」新華網、2019年10月17日、http://www.xinhuanet.com/politics/2019-10/17/c_1125117130.htm、2021年10月11日アクセス。

である。

そして、軍隊も同じく、国際安全保障環境を計算することより、組織利益を重視する。組織利益をめぐる競争について、戦前の日本軍（陸軍、海軍）を想起すれば分かりやすい。軍隊は、常に政治家や国民が規定する大きな枠組みにおいて勢力の最大化を求める。総じて、政治家も軍隊も、常に国際安全保障環境の計算を非常に重視するわけではない。国家全体の軍事戦略のみならず、軍隊・軍種ごとの組織利益からの分析も必要である。例えば、今後、中国の軍事的台頭に対し、限りある資源（国防予算）の中で、米軍の各軍種は国家全体のレベルでなく、自己の組織利益の観点から軍事力の構築などを行うかもしれない。この場合、米国の政治的介入は各軍種の組織利益をどの程度治めることができるのかは注目に値する。

第二に、現代の国際社会においては、国際安全保障環境要因を重視する外部脅威論、そして国家間で協力のシグナルを送る方法を再検討する必要がある。まず、本論文の結論を過度に一般化しようとはしないが、軍事力の強化（特に質の側面）には、差し迫った脅威が必要条件ではないと理解できるかもしれない。周知のように、米軍の情報 RMA 化は、ソ連が崩壊した後に大きく進展していた¹²。米国のみならず、中国も、冷戦終結後、「軍事現代化」を大きく推進していた。しかし、フレイヴェルによれば、当時中国の指導者は、冷戦の終結により、中国の（共産）党・軍の高級指導者が直面していた周辺国際安全保障環境が建国以来最もよかったと認識していた。国際安全保障環境要因よりは、中国は、湾岸戦争における米軍の優位（新しい戦い方）を認識し、1993年に新しい軍事戦略（ハイテク条件下の局地戦）の推進を決定した¹³。

第一章で検討したように、軍事技術の進展が速く、装備品の開発にも長時間必要であるので、差し迫った脅威が比較的弱い時期においても、軍事力の質を高める必要がある。現在進行中の米中の軍事力をめぐる競争が、米中がお互いに相手を強い（差し迫った）脅威として認識していることに起源する議論は世の中に流れているものの、実際は、両国の軍事力の構築には、情報技術などの軍事技術の進歩も重要である。一時的に差し迫った脅威が弱くなっても、米中のいずれも軍事力の質的向上を怠るわけではない。将来は、米中関係がある程度改善したり、悪化したりする可能性もあるが、軍事力の質の分野における

¹² スローン『現代の軍事戦略入門』第7章。

¹³ Fravel, *Active Defense*, chap. 6.

競争は、米中関係の一時的変化とは特に関係なく、常に激しく行われると予測できる。米中露のような軍事大国のみならず、日本のようなミドルパワーも同じパターンで行動している。軍事技術をめぐる各国の競争の激化は、相互不信を深めることになる。

次に、上述した議論に基づき、相手に協力のシグナルを送るためには、質の高い装備品を導入しないことは、現代のミドルパワー以上の国家にとっては、よい選択肢ではなくなると言えよう¹⁴。それでは、現代の国際社会において、質の高い装備品の開発・整備を一時的にも怠ることをしない国家にとって、安全保障協力は難しくなるのではないか。

このことは事実であるが、悲観しすぎる必要はない。まずは、防衛的リアリズムが強調しているように、自国の防御力と抑止能力を危険にさらす前提で、攻撃的兵器を削減することで協力のシグナルを相手に送ることができる¹⁵。特に、攻撃有利の場合に、攻撃的兵器より防衛的兵器を整備することは、コストリー・シグナリング (costly signaling : コストの高いシグナリング) になる¹⁶。すなわち、軍事的合理性から見れば、防衛的兵器より、攻撃的兵器を整備することがより有利な条件において、A国が意図的に防衛的兵器に重点を置いて整備すれば、B国から見れば、A国には安全保障協力を行う意図がある。

協力のシグナルを送るためのもう一つの方法は、軍事力の量的削減を行うことである¹⁷。本論文の実証において、日本は防衛力の質的向上を常に行っているが、量的削減を何度も行っていた。軍事力の質がいかに向上しても、ある程度の量がなければ、戦闘力も低下することになるため、軍事力の質をめぐる激しい競争が行われている現代の国際社会において、軍事力の量的削減は依然として善意を示す有効な方法である。

2 政策的含意

¹⁴ 小国は、先進的兵器を導入する予算と開発能力に限界がある。

¹⁵ Shiping Tang, *A Theory of Security Strategy for Our Time: Defensive Realism* (New York: Palgrave Macmillan, 2010), 153.

¹⁶ 攻撃防御バランスについて : Robert Jervis, "Cooperation under the Security Dilemma," *World Politics* 30, no. 2 (January 1978): 167-214. コストリー・シグナリングについて : James D. Fearon, "Signaling Foreign Policy Interests: Tying Hands versus Sinking Costs," *Journal of Conflict Resolution* 41, no.1 (February 1997): 68-90.

¹⁷ Tang, *A Theory of Security Strategy for Our Time*, 153.

上述した理論的含意に基づき、日本と周辺諸国の安全保障協力のことを検討したい。序章で言及したように、戦後日本は、専守防衛を原則とし、攻撃的兵器の整備を行わなかった。しかし、専守防衛のみでは、周辺諸国への安心供与が必ずしも完全に成り立つわけではない。一つの問題は、周辺諸国は、軍事的合理性から見れば、日本が攻撃的兵器を整備しないことのコストが高くないと認識する可能性がある。すなわち、海に囲まれる日本にとって、本土・周辺海域の防衛を中心に防衛力整備を行うことが合理的と思われるかもしれない。周辺諸国が、専守防衛を日本の協力のシグナルとして認めない可能性はある。

もう一つの問題は、歴史認識問題である。序章そして第一章で言及したように、歴史認識問題に対してマイナスな認識を有している周辺諸国は、日本の動機に懐疑的である。日本の専守防衛からある程度協力のシグナルを読み取られても、それによって日本に対する不信感が完全に払拭されることはないかもしれない。

そのため、中国や韓国のような周辺諸国は、戦後日本の防衛力整備に対してどのように認識していたのか、日本に対する不信感がどの程度存在し、そしてどのように変化していたのかを究明するためには、より体系的な実証研究を要する。

近年、日本は、「いずも」型の F-35B 戦闘機搭載（いわゆる「空母化」）を行い、スタンド・オフ・ミサイルを導入し、そして敵基地攻撃能力の検討を行っている。このような行動に対し、周辺諸国は不信感を示している。例えば、「いずも」型の「空母化」に対し、中国外務省の華春瑩副報道局長（当時）は、「歴史的な原因で、日本の軍事面での動向にアジアの隣国は高い関心を寄せている。日本は専守防衛を堅持すべきだ」と述べた¹⁸。このような状況において、日本と周辺諸国との間の安全保障対話・防衛交流などがどのようにうまく展開されるのかは東アジア地域における安全保障上の重要な問題になる。いずれにしても、安全保障対話・防衛交流は積極的に推進されるべきものである。

IV 今後の研究課題

本節では、今後の研究課題（2010年代における日本の防衛力整備計画）を提示したい。2010年代において、22大綱、25大綱そして30大綱（2011年度—現在、30大綱は現在

¹⁸ 『読売新聞』2018年12月19日。

進行中)が策定された。22 大綱は、「動的防衛力」、25 大綱は「統合機動防衛力」、30 大綱は、「多次元統合防衛力」を提示している。動的防衛力は、「運用」に焦点を当てた防衛力である。具体的には、平素の活動を常時・継続的・戦略的に実施し、事態への対応を迅速かつ切れ目なく実施し、協調的な活動を重層的に実施することが含まれる¹⁹。しかし、動的防衛力は、自衛隊の活動量を増やすことに着目していたが、「防衛力の「質」と「量」を整備するための防衛力整備の論理を内包していない概念であった」。それに対し、統合機動防衛力は、活動量のみならず、防衛力の「質」と「量」の十分な確保の観点から、統合運用、そして海上優勢及び航空優勢の確実な維持に加えて、機動展開能力の整備などを重視していた²⁰。

次に、多次元統合防衛力において、とりわけ特徴となっているのは、「陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦が実施でき」るものである²¹。従来の基盤的防衛力などに比べ、近年の大綱が提示した防衛構想（統合機動防衛力、多次元統合防衛力）は、防衛力整備の内容・中身をより明白に示している。

1 課題①—2010年代における日本の防衛力整備計画

第一に、22 大綱から 30 大綱にかけての防衛力の量的変化を明らかにする必要がある。それぞれの大綱には、増加・削減された部分があった。22 大綱は 6 隻の潜水艦を増加していたが、削減された部分もあり、全体的には防衛力の量も小さかった。22 大綱から 25 大綱、30 大綱にかけ、防衛力の量は漸進的に拡大している。なお、三つの大綱における防衛力の量の変化については、より包括的な分析を要する。

第二に、防衛力の質についても深い分析が必要である。例えば、ネットワーク化について、陸海空自衛隊の各自の内部の接続強化と統合化以外に、陸海空を超えた新たな領域（宇宙・サイバー・電磁波）における作戦能力、そして「新たな領域を含むすべての領域

¹⁹ 『防衛白書』2011年版、159頁。

²⁰ 『防衛白書』2014年版、145頁。

²¹ 『防衛白書』2019年版、213頁。

における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護」(いずれも 30 大綱)の構築が行われている。本論文で提示した分析枠組みでは、2010 年代における日本の防衛力整備計画をうまくまとめられるのか、日本の防衛力整備が専守防衛の原則から(ある程度)離れているのか(例えば、スタンド・オフ・ミサイルの整備と敵基地攻撃能力の検討)、そして日本は従来の日米の役割分担(米・矛、日・盾)から離れ、日米の軍事的一体化の進展に力を入れている(あるいは入れる)のかなどを将来の課題にしたい。

2 課題②—2010 年代における防衛力の変化を説明する要因

第一に、中国の台頭や米中対立の激化などにより、日本の防衛力整備(計画)に対し、国際安全保障環境要因の重要性が高くなっていると言えよう。しかし、注意しないといけないのは、民主党政権で策定された 22 大綱に、中国に対する脅威認識の説明力に限界がある。22 大綱で示された中国に対する脅威認識は 25 大綱と 30 大綱よりはある程度弱かったとも言えよう。特に、上述したように、22 大綱における防衛力の量は、16 大綱から大きく増加していたわけではない。差し迫った脅威が強い時代には、国際安全保障環境と軍事技術要因を区別することは難しいが、国際安全保障環境要因の具体的な役割(そして限界)を究明することが必要である。

第二に、特に(第 2 次)安倍政権以降、防衛力整備(計画)に対する政治的介入が多くなっていることは注意に値する。国家安全保障会議(NSC)のような制度的変化の影響はどの程度なのか、政治主導によって日本の防衛力整備(計画)にはどのような変化が生じたのか(例えば、政治主導のプロジェクトと見られた「いずも」型の「空母化」、そしてイージス・アショアの失敗)などを研究する意義が高い。最後に、米国要因(例えば、戦闘機の機種選定や「いずも」型の「空母化」への影響)の重要性を究明ことも必要である。

主要参考文献一覧

I 日本語文献

一 未公刊資料

1 国立国会図書館憲政資料室

宝珠山昇関係文書

2 防衛省開示文書

3 防衛装備庁開示文書

二 公刊資料・政府公開資料

『会計検査のあらまし』（会計検査院）

行政事業レビュー（防衛省）

「〈資料〉平和時の防衛力」1973年2月1日『国防』第22巻第3号、1973年3月、75頁。

政策評価書（防衛省）

統合幕僚会議「「統合運用に関する検討」成果報告書」2002年12月19日。

防衛省「防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処について」新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会（第7回）配布資料、2010年5月。

防衛省Xバンド衛星通信整備事業推進グループ「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（きらめき2号の打上げについて）」2017年2月。

防衛庁行政情報化推進委員会決定「防衛庁OAネットワーク（共通システム）最適化計画」2006年1月18日。

防衛庁「参考資料 自衛隊の現状と課題」第6回「安全保障と防衛力に関する懇談会」配布資料、2004年7月13日。

防衛庁防衛局防衛政策課研究室「情報RMAについて」2000年9月。

防衛庁「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱—情報優越のための基盤構築を目指して」2000年12月。

『防衛白書』

防衛予算案（防衛省）

三 回顧録等

- 加藤良三著、三好範英編『日米の絆—元駐米大使 加藤良三回顧録』吉田書店、2021年。
坂田道太『小さくても大きな役割』朝雲新聞社、1977年。
中村悌次『生涯海軍士官—戦後日本と海上自衛隊』中央公論新社、2009年。

四 口述記録

1 C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト

- 『伊藤圭一オーラル・ヒストリー 下巻』政策研究大学院大学、2003年。
『大賀良平オーラル・ヒストリー 第二巻』政策研究大学院大学、2005年。

2 防衛省（庁）防衛研究所戦史部（戦史研究センター）編

- 『佐久間一オーラル・ヒストリー 下巻』防衛省防衛研究所、2007年。
『鈴木昭雄オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所、2011年。
『中村悌次オーラル・ヒストリー 下巻』防衛省防衛研究所、2006年。
『西元徹也オーラル・ヒストリー 上巻』防衛省防衛研究所、2010年。
『西元徹也オーラル・ヒストリー 下巻』防衛省防衛研究所、2010年。
『山田良市オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所、2009年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策②—防衛計画の大綱と日米防衛協力のための指針（上）』防衛省防衛研究所、2013年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』防衛省防衛研究所、2014年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策④』防衛省防衛研究所、2015年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑤』防衛省防衛研究所、2015年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑥』防衛省防衛研究所、2016年。
『オーラル・ヒストリー—冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑦』防衛省防衛研究所、2017年。

- 『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力①』防衛省防衛研究所、2017年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力②』防衛省防衛研究所、2018年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力④』防衛省防衛研究所、2019年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力⑤』防衛省防衛研究所、2019年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力⑥』防衛省防衛研究所、2020年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力⑧』防衛省防衛研究所、2021年。
『オーラル・ヒストリー日本の安全保障と防衛力⑨』防衛省防衛研究所、2021年。

3 National Security Archive U.S.-Japan Project, Oral History Program

- 「藤井一夫インタビュー」1997年4月16日。
「丸山昂氏インタビュー」1996年4月12日。

4 雑誌掲載対談・座談会等

- 猪木正道、西廣整輝、阪中友久「中期防衛力整備計画を語る—機能重視で「大綱」能力を目指す」『国防』第34巻第11号、1985年11月、8-29頁
東山収一郎、岡芳輝「洋上防空と海自の役割—高度・多様化する経空脅威に備える」『国防』第37巻第1号、1988年1月、8-21頁。

5 筆者によるインタビュー

- 秋山昌廣（元防衛事務次官）、オンライン、2021年3月31日。
香田洋二（元自衛艦隊司令官）、オンライン、2020年8月14日。
富澤暉（元陸上幕僚長）、オンライン、2021年3月24日。
元防衛省高官、於東京、2021年5月13日。

五 新聞・定期刊行物等

- 『朝日新聞』
『読売新聞』
『自衛隊装備年鑑』（朝雲新聞社）
『水交会 Newsletter』（水交会）
『セキュリタリアン』（防衛弘済会）

『朝雲ニュース』（朝雲新聞社）
『防衛アンテナ』（防衛弘済会）
『防衛技術ジャーナル』（防衛技術協会）
『防衛年鑑』（防衛メディアセンター）
『鵬友』（『鵬友』発行委員会）

六 インタネット情報源

「国会会議録検索システム」<<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>>
首相官邸<<https://www.kantei.go.jp>>
新華網<<http://www.xinhuanet.com>>
東洋経済オンライン<<https://toyokeizai.net>>
防衛省・自衛隊<<https://www.mod.go.jp>>
JUDGIT！<<https://judgit.net>>
TOKYO EXPRESS<<http://tokyoexpress.info/>>

七 正史・報告書

1 正史

海上自衛隊 50 年史編さん委員会編『海上自衛隊五十年史 本編』防衛庁海上幕僚監部、2003 年。
航空自衛隊 50 年史編さん委員会編『航空自衛隊五十年史—美しき大空とともに』防衛庁航空幕僚監部、2006 年
防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史』防衛省、2007 年。
防衛省技術研究本部編『防衛省技術研究本部六十年史』創立六十周年記念事業準備委員会、2012 年。
防衛庁技術研究本部編『防衛庁技術研究本部五十年史』防衛庁、2002 年。

2 報告書

平和問題研究会「平和問題研究会報告書」『国防』第 34 卷第 2 号、1985 年 2 月、101-109 頁。
防衛産業・技術基盤研究会「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向—

21 世紀における基盤の構築に向けて」2000 年 11 月。

防衛を考える会事務局編『我が国の防衛を考える』朝雲新聞社、1975 年。

八 軍事専門誌等

『エアワールド』

『軍事研究』

『航空ファン』

『世界の艦船』

『パンツァー』

『F-2 (世界の名機シリーズ)』イカロス出版、2020 年。

『J グランド EX』

J GROUND EX 編集部編『陸上自衛隊装備百科 2019-2021』イカロス出版、2019 年。

九 単行本

秋山昌廣著、真田尚剛、服部龍二、小林義之編『元防衛事務次官 秋山昌廣回顧録—冷戦後の安全保障と防衛交流』吉田書店、2018 年。

秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった—安保再定義の舞台裏』亜紀書房、2002 年。

アレキサンダー・ジョージ、アンドリュー・ベネット『社会科学のケース・スタディ—理論形成のための定性的手法』泉川泰博訳、勁草書房、2013 年。

板山真弓『日米同盟における共同防衛体制の形成—条約締結から「日米防衛協力のための指針」策定まで』ミネルヴァ書房、2020 年。

エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門—陸海空から PKO、サイバー、核、宇宙まで』増補新版、奥山真司、平山茂敏訳、芙蓉書房出版、2019 年。

大熊康之『軍事システムエンジニアリング—イーゼスからネットワーク中心の戦闘まで、いかにシステムコンセプトは創出されたか』かや書房、2006 年。

大嶽秀夫『日本政治の対立軸—93 年以降の政界再編の中で』中央公論新社、1999 年。

大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治—デタントから軍拡へ』三一書房、1983 年。

金田秀昭、小林一雅、田島洋、戸崎洋史『日本のミサイル防衛—変容する戦略環境下の外交・安全保障政策』日本国際問題研究所、2007 年。

上川龍之進『小泉改革の政治学—小泉純一郎は本当に「強い首相」だったのか』東洋経済

- 新報社、2010年。
- 川崎剛『社会科学としての日本外交研究—理論と歴史の統合をめざして』ミネルヴァ書房、2015年。
- 神田國一『主任設計者が明かす F-2 戦闘機開発—日本の新技術による改造開発』並木書房、2018年。
- グレアム・T・アリソン『決定の本質—キューバ・ミサイル危機の分析』宮里政玄訳、中央公論新社、1977年。
- 佐瀬昌盛『むしろ素人の方がよい—防衛庁長官・坂田道太が成し遂げた政策の大転換』新潮社、2014年。
- 佐道明広『自衛隊史論—政・官・軍・民の60年』吉川弘文館、2015年。
- 佐道明広『戦後政治と自衛隊』吉川弘文館、2006年。
- 佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、2003年。
- 真田尚剛『「大国」日本の防衛政策—防衛大綱に至る過程 1968-1976年』吉田書店、2021年。
- 信田智人『官邸外交—政治リーダーシップの行方』朝日新聞社、2004年。
- 信田智人『政権交代と戦後日本外交』千倉書房、2018年。
- 信田智人『冷戦後の日本外交—安全保障政策の国内政治過程』ミネルヴァ書房、2006年。
- 柴田晃芳『冷戦後日本の防衛政策—日米同盟深化の起源』北海道大学出版会、2011年。
- 庄司貴由『自衛隊海外派遣と日本外交—冷戦後における人的貢献の模索』日本経済評論社、2015年。
- 春原剛『甦る零戦 国産戦闘機 vs.F22 の攻防』新潮社、2009年。
- 瀬端孝夫『防衛計画の大綱と日米ガイドライン—防衛政策決定過程の官僚政治的考察』木鐸社、1998年。
- 竹中治堅『首相支配—日本政治の変貌』中央公論新社、2006年。
- 田中明彦『安全保障—戦後50年の模索』読売新聞社、1997年。
- 田村重信編『日本の防衛政策』第2版、内外出版株式会社、2016年。
- 千々和泰明『安全保障と防衛力の戦後史 1971-2010—「基盤的防衛力構想」の時代』千倉書房、2021年。
- 中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学

出版会、2006年。

西村繁樹『防衛戦略とは何か』PHP 研究所、2012年。

服部龍二『高坂正堯—戦後日本と現実主義』中央公論新社、2018年。

服部龍二『田中角栄—昭和の光と闇』講談社、2016年。

林磐男『戦後日本の戦車開発史—特車から90式戦車へ』かや書房、2002年。

ピーター・J・カツェンスタイン『文化と国防—戦後日本の警察と軍隊』有賀誠訳、日本経済評論社、2007年。

廣瀬克哉『官僚と軍人—文民統制の限界』岩波書店、1989年。

藤重博美『冷戦後における自衛隊の役割とその変容—規範の相克と止揚、そして「積極主義」への転回』改訂版、内外出版株式会社、2021年。

前間孝則『日本はなぜ旅客機をつくれぬのか』草思社、2002年。

松村昌廣『軍事情報戦略と日米同盟—C4ISRによる米国支配』芦書房、2004年。

室山義正『日米安保体制—冷戦後の安全保障戦略を構想する（下）』有斐閣、1992年。

柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争—元防衛官僚による批判と自省』岩波書店、2013年。

吉田真吾『日米同盟の制度化—発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年。

リチャード・J・サミュエルズ『富国強兵の遺産—技術戦略にみる日本の総合安全保障』奥田章順訳、三田出版会、1997年。

若月秀和『冷戦の終焉と日本外交—鈴木・中曽根・竹下政権の外政 1980-1989年』千倉書房、2017年。

NHK「未解決事件」取材班『消えた21億円を追え—ロッキード事件 40年目のスクープ』朝日新聞出版、2018年。

十 博士学位論文

宋宇「小泉政権期における財政再建策の分析」横浜国立大学大学院国際社会科学研究所博士論文、2016年3月。

十一 事典等

ブリタニカ・オンライン・ジャパン

IT用語辞典 E-Words <<https://e-words.jp>>

十二 論文等

- 相澤輝昭「ポスト4次防における海上自衛隊の防衛力整備構想—海上航空部隊近代化と「P-3C 百機体制」」『防衛研究所紀要』第18巻第2号、2016年2月、87-110頁。
- 相澤輝昭「ポスト4次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究—海上防衛力近代化と「8艦8機体制」」『戦史研究年報』第18号、2015年3月、27-55頁。
- 川勝千可子「戦略、軍事力、安全保障」山本吉宣、河野勝編『アクセス 安全保障論』日本経済評論社、2005年、73-102頁。
- 小谷哲男「シーレーン防衛—日米同盟における「人と人の協力」の展開とその限界」『同志社法学』第58巻第4号、2006年9月、179-207頁。
- 真田尚剛「日本型文民統制の終焉？」『国際安全保障』第39巻第2号、2011年9月、96-113頁。
- 真田尚剛「「防衛計画の大綱」における基盤的防衛力構想の採用 1974-1976年—防衛課の「常備すべき防衛力」構想を巡る攻防」『国際政治』第188号、2017年3月、93-108頁。
- 真田尚剛「防衛省・自衛隊関係文書から見た日本の安全保障政策史」『防衛学研究』第58号、2018年3月、27-46頁。
- 真田尚剛「防衛政策・自衛隊の正当性の揺らぎ—1970年代前半における国内環境と防衛大綱に至る過程」『年報政治学』第67巻第1号、2016年、163-184頁。
- 高橋杉雄「基盤的防衛力構想からの脱却—ミッション志向型防衛力の追求」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、54-71頁。
- 高橋秀幸「ポスト四次防期における航空自衛隊の防衛力整備構想と近代化—基盤的防衛力構想への対応とF-15導入を事例として」『戦史研究年報』第19号、2016年3月、45-71頁。
- 武田悠「日本の防衛政策における「自主」の論理—「防衛計画の大綱」策定を中心に」『国際政治経済学研究』第17号、2006年3月、51-64頁。
- 千々和泰明「「51大綱」における防衛構想と自衛隊」『戦史研究年報』第20号、2017年3月、44-64頁。
- 千々和泰明「戦後日本の安全保障政策に関する分析枠組みとしての「防衛力整備／運用」—「限定小規模侵略独力対処」概念を手がかりに」『年報政治学』第65巻第1号、2014年、332-351頁。

千々和泰明「未完の「脱脅威論」—基盤的防衛力構想再考」『防衛研究所紀要』第18巻第1号、2015年11月、131-148頁。

塚本勝也「軍事における革命（RMA）の理論的考察—変革の原動力としての技術、組織、文化」『防衛研究所紀要』第15巻第1号、2012年10月、1-18頁。

塚本勝也「政軍関係とシヴィリアン・コントロール」山本吉宣、河野勝編『アクセス 安全保障論』日本経済評論社、2005年、105-126頁。

細谷雄一「防衛大綱改定」竹中治堅編『二つの政権交代—政策は変わったのか』勁草書房、2017年、215-244頁。

松岡広哲、中島信吾「「所要防衛力」から「基盤的防衛力」への転換期における政策決定に関する考察」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、1-20頁。

松村昌廣「データリンクの国際政治—日米同盟のための指針を考える」『国際安全保障』第31巻第3号、2003年12月、17-37頁。

道下徳成「自衛隊のエア・パワーの発展と意義」石津朋之他編『エア・パワー—その理論と実践』芙蓉書房、2005年、167-215頁。

道下徳成「自衛隊のシー・パワーの発展と意義」石津朋之他編『シー・パワー—その理論と実践』芙蓉書房、2008年、219-279頁。

宮岡勲「軍事技術の同盟国への拡散—英国と日本による米軍の統合情報システムの模倣」『国際政治』第179号、2015年2月、69-82頁。

宮岡勲「防衛問題懇談会での防衛力のあり方検討—防衛庁の主導的関与を中心として」河野康子、渡邊昭夫編『安全保障政策と戦後日本 1972-1994—記憶と記録の中の日米安保』千倉書房、2016年、165-204頁。

吉田真吾「「51大綱」下の防衛力整備—シーレーン防衛を中心に、1977-1987年」『国際安全保障』第44巻第3号、2016年12月、35-53頁。

吉田真吾、中島信吾「防衛政策史とオーラル・ヒストリー」『防衛学研究』第58号、2018年3月、89-109頁。

II 英語文献

一 未公刊資料（米国）

National Archives II, College Park, Maryland

二 口述記録

筆者によるインタビュー

リチャード・アーミテージ (Richard L. Armitage. 元米国国務副長官)、於東京、
2017年5月25日。

ジェームス・アワー (James E. Auer. 元米国国防総省安全保障局日本部長)、於米国
ナッシュビル、2019年3月26日。

三 単行本

Baylis, John, and Gerald Segal, eds., *Soviet Strategy* (London: Croom Helm LTD, 1981).

Berger, Thomas U., *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan* (The Johns Hopkins University Press, 1998).

Buzan, Barry, *An Introduction to Strategic Studies: Military Technology and International Relations* (Basingstoke: The Macmillan Press LTD, 1987).

Fravel, M. Taylor, *Active Defense: China's Military Strategy since 1949* (Princeton University Press, 2019).

Glaser, Charles L., *Rational Theory of International Politics: the Logic of Competition and Cooperation* (Princeton University Press, 2010).

Graham, Euan, *Japan's Sea Lane Security, 1940-2004: A Matter of Life and Death?* (New York: Routledge, 2006).

Green, Michael J., *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Postwar Search for Autonomy* (Columbia University Press, 1995).

Posen, Barry R., *The Sources of Military Doctrine: France, Britain and Germany Between the World Wars* (Cornell University Press, 1984).

Rosen, Stephen P., *Winning the Next War: Innovation and the Modern Military* (Cornell University Press, 1991).

Sebata, Takao, *Japan's Defense Policy and Bureaucratic Politics, 1976-2007* (Maryland: University Press of America, 2010).

Sloan, Elinor C., *The Revolution in Military Affairs: Implications for Canada and NATO* (McGill-Queen's University Press, 2002).

- Tang, Shiping, *A Theory of Security Strategy for Our Time: Defensive Realism* (New York: Palgrave Macmillan, 2010)
- Tomes, Robert R., *US Defense Strategy from Vietnam to Operation Iraqi Freedom: Military Innovation and the New American Way of War, 1973-2003* (New York: Routledge, 2007).
- 四 論文等
- Anderson, Nicholas D., “Anarchic Threats and Hegemonic Assurance: Japan’s Security Production in the Postwar Era,” *International Relations of the Asia-Pacific* 17, no. 1 (January 2017): 101-135.
- Berger, Thomas U., “From Sword to Chrysanthemum: Japan’s Culture of Anti-militarism,” *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 119-150.
- Berger, Thomas U., “Norms, Identity, and National Security in Germany and Japan,” in *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*, ed. Peter J. Katzenstein (Columbia University Press, 1996), 317-356.
- Calder, Kent E., “Review: Japanese Foreign Economic Policy Formation: Explaining the Reactive State,” *World Politics* 40, no. 4 (July 1988): 517-541.
- Christensen, Thomas J., “China, the US-Japan Alliance, and the Security Dilemma in East Asia,” *International Security* 23, no. 4 (Spring 1999): 49-80.
- Farrell, Theo, and Terry Terriff, “The Sources of Military Change,” in *The Sources of Military Change: Culture, Politics, Technology*, eds. Theo Farrell and Terry Terriff, (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2002), 3-20.
- Fearon, James D., “Signaling Foreign Policy Interests: Tying Hands versus Sinking Costs,” *Journal of Conflict Resolution* 40, no.1 (February 1997): 68-90.
- Jervis, Robert, “Cooperation under the Security Dilemma,” *World Politics* 30, no. 2 (January 1978): 167-214.
- Katzenstein, Peter J., and Nobuo Okawara, “Japan’s National Security: Structures, Norms, and Policies,” *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 84-118.
- Lind, Jennifer M., “Pacifism or Passing the Buck? Testing Theories of Japanese Security Policy,” *International Security* 29, no. 1 (Summer 2004): 92-121.

- Midford, Paul, "The Logic of Reassurance and Japan's Grand Strategy," *Security Studies* 11, no. 3 (Spring 2002): 1-43.
- Murray, Williamson, "Thinking about Revolution in Military Affairs," *Joint Force Quarterly* no. 16 (Summer 1997): 69-76.
- Patalano, Alessio, "Japan as a Seapower: Strategy, Doctrine, and Capabilities under Three Defence Reviews, 1995-2010," *Journal of Strategic Studies* 37, no. 3 (2014) : 403-441.
- Takahashi, Sugio, "The Japanese Perception of the Information Technology-Revolution in Military Affairs: Toward a Defensive Information-Based Transformation," in *The Information Revolution in Military Affairs in Asia*, eds. Emily O. Goldman and Thomas G. Mahnken (New York: Palgrave Macmillan, 2004), 81-95.
- Twomey, Christopher P., "Japan, a Circumscribed Balancer: Building on Defensive Realism to Make Predictions about East Asian Security," *Security Studies* 9, no.4 (Summer 2000): 167-205.